明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

平成六年六月二十二日

○第百二十九回国会　参議院会議録第二十四号（その一）

平成六年六月二十二日（水曜日）
午後零時十六分開議

○議事日程　第二十三号
平成六年六月二十二日
午後零時十五分開議
第一　戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　公職選挙法等の一部を改正する法律案（松浦功君外七名発議）
第三　健康保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）
第四　航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第五　航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第六　航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第七　航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第八　航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第九　航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第一〇　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第一一　航空法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一二　道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一三　地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）
第一四　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一五　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一六　電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一七　放送法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一八　特定放射光施設の共用の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一九　建設業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二〇　不動産特定共同事業法案（内閣提出、衆議院送付）
第二一　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二二　更生緊急保護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二三　雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二四　平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二五　証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二六　地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二七　原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、日程第一及び第二
一、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案（農林水産委員長提出）
一、日程第三
一、国家公務員等の任命に関する件
一、日程第四より第一〇まで
一、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
一、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
一、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
一、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
一、日程第一一より第一三まで
一、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、日程第一四より第二二まで
一、商法及び有限会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、日程第二三より第二七まで
一、農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、農業改良助長法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、製造物責任法案（内閣提出、衆議院送付）

○議長（原文兵衛君）　これより会議を開きます。
日程第一　戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長猪熊重二君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔猪熊重二君登壇、拍手〕

○猪熊重二君　ただいま議題となりました戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、戸籍及び戸籍の付票に関する事務の適正迅速な処理を図るため、戸籍事務について電子情報処理組織を使用して取り扱う制度を設けるとともに、戸籍の付票について磁気ディスク等をもって調製することができるようにしようとするものであります。

委員会におきましては、戸籍事務のコンピューター化に伴う漢字の取り扱い及び市区町村に対する財政措置の必要性、戸籍事務のコンピューター化とプライバシー保護等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、護憲リベラルの会を代表して翫委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（原文兵衛君）　**日程第二　公職選挙法等の一部を改正する法律案（松浦功君外七名発議）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治改革に関する特別委員長上野雄文君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔上野雄文君登壇、拍手〕

○上野雄文君　ただいま議題となりました法律案につきまして、政治改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、公明党・国民会議、二院クラブの五会派を代表する松浦功君外七名の発議に係るものでありまして、その内容は、参議院選挙区選出議員の選挙における選挙区間の人口と定数の不均衡を是正するため、各選挙区において選挙すべき議員の数を改め、宮城県を二人から四人に、埼玉県を四人から六人に、神奈川県を四人から六人に、岐阜県を二人から四人に、それぞれ増員し、北海道を八人から四人に、兵庫県を六人から四人に、福岡県を六人から四人に、それぞれ減員するとともに、衆議院議員の選挙制度改正に関連して、参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届け出政党等の得票率要件を百分の二以上とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参議院選挙区選出議員の定数における平等原則の実現、八増八減を提案した根拠、今後の抜本改革への取り組み等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川理事より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（原文兵衛君）　この際、日程に追加して、**農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案（農林水産委員長提出）**を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原文兵衛君）　御異議ないと認めます。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。農林水産委員長浦田勝君。

〔議案は本号（その二）に掲載〕

〔浦田勝君登壇、拍手〕

○浦田勝君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会を代表して、その提案の趣旨及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国経済社会は戦後急激な発展を遂げましたが、この間に引き起こされた自然環境の破壊、人間関係の希薄化等の問題に対しまして、近年、国民の間に反省の機運が生じ、物の豊かさよりも心の豊かさやゆとりを重視する傾向が強まっております。

一方、このような経済発展は、農山漁村においては過疎化や農林漁業の停滞をもたらし、その活力を低下せしめるに至っております。

このような状況の中で、近年、都市住民を中心に、農山漁村に滞在して農林漁業に対する理解を深めようとするなどの余暇活動が見られるようになっておりますが、受け入れ側の農山漁村においては受け入れのための諸条件が未整備な状況にあります。

これらの条件を整備することは、ゆとりある国民生活を実現する上で不可欠であるばかりでなく、それを受け入れる農山漁村にとっても、人的交流の活発化、経済的な効果等により活性化の有力な手段になり得るものであります。

この法律案の主な内容は、このような状況に対処して、都道府県知事が農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針を定め、これに基づき市町村が市町村計画を作成する等の措置を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業についての民間団体による登録制度を実施することなどにより農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備を促進しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び主要な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（原文兵衛君）　**日程第三　健康保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）**

本案について提出者の趣旨説明を求めます。大内厚生大臣。

〔国務大臣大内啓伍君登壇、拍手〕

○国務大臣（大内啓伍君）　ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

人口の高齢化の進展や疾病構造の変化、医療サービスに対する国民のニーズの多様化、高度化など、我が国の保健、医療、福祉を取り巻く状況が大きく変化しております。こうした中、公的医療保険制度について、疾病、負傷に伴い発生する経済的な不安の解消という基本的な役割を維持しつつ、国民のニーズに対応した医療サービスの多様化や質の向上を図るとともに、老人保健福祉サービスについてその充実に努めることが重要な課題となっております。

今回の改正は、こうした課題にこたえ、医療保険制度を通じ、良質かつ適切な医療を効率的かつ安定的に提供していくとともに、老人保健福祉施策の総合的推進を図るため、保険給付の範囲、内

容等の見直しを行い、必要な措置を講じようとするものであります。

以下、この法案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、健康保険法等の改正であります。

まず、付添看護に伴う患者負担の解消であります。保険医療機関における看護サービスを充実し、保険外負担の中核をなす付添看護を解消するため、入院時の看護サービスは、保険医療機関がみずから提供するものとして法文上明確に位置づけることとしております。ただし、現行の付添看護の費用に対する給付は、原則として、平成七年度末までの間に限り行うことができるものとしております。

次に、在宅医療の推進であります。在宅医療に対するニーズの高まりを踏まえ、居宅における療養上の管理及び看護を保険医療機関の行う療養の給付として法文上明確に位置づけるとともに、難病や末期がんの患者等が居宅において訪問看護事業者による訪問看護サービスを受けられるよう新たな制度を導入することとしております。

さらに、入院時の食事に関する給付の見直しであります。

入院時の食事の質の向上を図るとともに入院と在宅との負担の公平を図るため、入院時の食事については、これまでの給付の方式を改め、新たに入院時食事療養費を創設することとしております。これに伴い、低所得者への適切な配慮を行いつつ、入院患者には平均的な家計における食費の状況を勘案した相応の費用として定額の費用の支払いをお願いすることとしております。

また、子供が健やかに生まれ育つ環境づくりを図る観点から、現行の分娩費と育児手当金を包括化し、出産育児一時金として大幅な給付改善を図るとともに、育児休業期間中の保険料の負担軽減を図るため、被保険者負担分を免除することとしております。

このほか、保健福祉事業の推進を図るための規定の整備等を図るほか、船員保険法についても所要の改正を行うこととしております。

第二に、国民健康保険法の改正であります。

健康保険法に準じた改正を行うほか、規制緩和の観点から療養取扱機関等の仕組みを廃止するとともに、市町村間の医療費負担の公平を図るため、特別養護老人ホーム等への入所のため他の市町村に転入した者について、転入前の市町村の国民健康保険の被保険者とすることとしております。

第三に、老人保健法及び老人福祉法の改正であります。

健康保険法に準じた改正を行うほか、平成十一年度末までの間、保険者からの拠出金を財源として、老人保健施設整備に対する助成等の事業を行うこととしております。

また、老人保健福祉サービスについて、市町村による総合的な情報提供、サービスの質の評価等利用者本位のサービス提供体制の整備を図るとともに、高齢者保健福祉のあり方を総合的に審議するため、老人保健福祉審議会の創設を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、平成六年十月一日からとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第でありますが、衆議院におきまして、入院時食事療養費の定額負担について経過措置等を講ずるとともに、入院時の食事等についての給付と費用負担のあり方に関して検討を加えることとし、所要の修正が行われております。

以上がこの法律案の趣旨であります。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。大浜方栄君。

〔大浜方栄君登壇、拍手〕

○大浜方栄君　私は、自由民主党を代表して、ただいま趣旨説明のありました健康保険法等の一部を改正する法律案に対して、羽田総理大臣、大内厚生大臣並びに関係大臣に質問いたします。

この法律案に対しては、国民の多様なニーズに応じた画期的な内容を含んでいるとの評価がある反面、我が国の社会保障の根幹にかかわる問題として、私は、医療や福祉のあり方に対する政府の姿勢が厳しく問われているとも思います。

言うまでもなく、公的医療保険は、病気やけがについて必要な医療を提供し、国民が健やかで安心できる生活を送るための基盤であり、二十一世紀に向けて今後とも国民皆保険体制を維持しつつ、国民に良質かつ適切な医療を効率的かつ安定的に供給していくことが求められております。私は、こういう見地に立って、まず、本格的な高齢社会を目の前にした我が国の社会保障のあり方から政府の姿勢を問いただしたいと存じます。

先日、厚生省は「二十一世紀福祉ビジョン」を策定し、公表しましたが、そこでは日本独自の福祉社会の姿として適正給付適正負担という説明がなされております。かねてから日本型福祉のあり方として、左に北欧型の高福祉高負担を、右に米国型の低福祉低負担を置き、検討が重ねられてきましたが、日本型福祉のあり方として中福祉中負担という言葉が使われた時期もありました。ところが、政府は最近この用語を避け、しきりに適正給付適正負担という言葉をお使いになります。

適正給付適正負担という言葉は、言葉どおりの意味であるならば余りにも当たり前のことで、国民に政策を提示したことにはなりません。ただ耳ざわりがよいだけでは、羽田内閣の社会保障政策の具体的な内容はさっぱりわかりません。問題はその具体的内容であります。

まさに羽田内閣の社会保障に対する基本姿勢が問われているのであります。総理、羽田内閣のいう適正給付適正負担というのは一体何なのか。その考え方の中身、とりわけ国民負担率との関係ではどのようにお考えになるのか。そして、国民生活に密着した医療や年金、福祉といった具体的施策においてどういう対応をおとりになるのか、この点から明確にしていただきたい。

羽田総理、言語多量意味不明にならないよう、言葉数は少なくて結構でありますから、重みのある言葉で国民にわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

次に、「二十一世紀福祉ビジョン」における医療の位置づけと医療費の取り扱いについてお尋ねいたします。

今回の福祉ビジョンでは、年金、医療、福祉のバランスを重視するということで、福祉重視、医療抑制の基本路線が明確にされております。年金、医療、福祉の比率を五対四対一から五対三対二へと改めることがうたわれております。この公共福祉サービスの充実は、私が所属する委員会等で数年来主張してきたところであり、先進諸国の社会保障の流れに沿ったものであります。

ただ、在宅ケアの推進、介護対策の充実、医療供給体制の効率化を前提に、医療費の五％効率化が言われておりますが、この五％の根拠は何でありましょうか。明確な根拠なく提案するのは、急速な高齢化が進む中、立ちおくれた高齢者介護のツケを一身に背負い込んで苦労しておられる医療関係者に対して余りにも配慮が足りないと思いますので、厚生大臣の明確な答弁を求めるところであります。

また、厚生省の病院経営緊急状況調査によると、公的病院の六割が赤字であり、民間病院では三割以上が赤字を計上、六割近くが経営の悪化にあえいでいるとの深刻な病院経営の実態が明らかにされております。医療機関では、今後病院給食の自己負担増によって早期退院を余儀なくされ、従来より空きベッド率が一〇％ないし二〇％も増加すると懸念されております。たとえ財源対策として給食費の増額がやむを得ないものであっても、これと並行して民間病院の経営基盤の安定化策を講ずることも厚生行政の重要な課題であります。総理

大臣並びに厚生大臣の真摯を答弁を求めます。

さて、国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内に抑えるというのが長い間の厚生省の医療政策の基本でありました。しかしながら、今回の福祉ビジョンで示された社会保障費の将来推計では、向こう三十年間の医療費の平均伸び率は五％を超えております。この間の国民所得の伸びは四％台前半とされておりますから、福祉ビジョンの試算とこれまでの国民医療費の伸びは国民所得の伸びの範囲内に抑えるという政策目標との関係が問題になります。

この医療費の将来推計は、福祉の充実による在宅サービスの普及により長期入院が減少することなどを前提にした伸び率でありますから、政府は、福祉ビジョンによって国民医療費の伸びは国民所得の伸びの範囲内とする政策を転換したと見るほかはないと思いますが、そのように理解してよろしいかどうかお伺いをいたします。

この問題は、二十一世紀を見据えた日本の社会保障の原理原則にかかわる極めて重大な意味を持つ政策転換であり、総理並びに厚生大臣に明確な答弁を求めたいと思います。

もし、従来の政策を変えたのでないならば、福祉ビジョンは国民に負担を水増しして要求するものであり、国民を欺くものであると言わざるを得ません。政府の見解をただしたいと思います。

続いて、今回の健康保険法等の一部を改正する法律案の具体的内容について幾つかお尋ねいたします。

政府は現在、給付と負担の公平などの問題を解決するため、医療保険の改革を検討していると承知しておりますが、この医療保険改革全体との関係において、今回の健康保険法等の改正案がどのように位置づけられているのか、そしてまた、今後の医療保険改革をどのように進めようとしておられるのか、総理の御決意をまずお伺いしておきます。

次に、看護・介護体制確立のためのマンパワーの確保についてお伺いをいたします。

付添看護の解消は長年の懸案であり、国会においてもたびたび附帯決議がなされてまいりました。今回、看護療養費を廃止する一方で、病院が看護・介護スタッフを充実できるように診療報酬を改善するとのことでありますが、具体的にどのような診療報酬の体系とするつもりなのか、政府の対応を明らかにしていただきたい。

特に、現在看護職員の確保に苦慮している中小の病院では、院内介護の人材確保についても大変な危機感があることを御存じですか。今後、病院が介護を行うといっても果たして介護に従事する人材がいるのか、非常に心細い限りであります。政府は、付添看護解消のためのマンパワーの確保について早急に対策を樹立する必要があると思われますが、厚生大臣並びに労働大臣に政府の方針を伺っておきます。

さらに、基準看護をとりながら実際には付き添いをつけている病院が一部にあると報じられております。この現状を厚生大臣はどのように認識しておられるのか、また、今回の改正が相変わらず付き添いを解消できない結果に終わるおそれはないのか、その保証についてお伺いをいたします。

次に、在宅医療の推進についてであります。

新たに訪問看護療養費を創設し、従来、要介護老人を対象としていた訪問看護事業を難病患者、末期のがん患者等にも対象を拡大するとのことでありますが、週三回で二十四時間体制をとれない現行の体制の中で、末期がん患者等にどれだけの対応ができるのかという危惧の声もあります。政府には、さらに検討、善処を望みたいところであります。

このほか、介護に関しては、特に公的な介護保険について国民の関心が非常に高いものがあります。厚生大臣に政府の検討の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

次に、病院給食に係る給付の見直しについてであります。

今回の政府案では、平均的な家計における食費相当分について自己負担を導入することとされておりました。この負担額は、平成六年度で一日八百円、市町村民税非課税世帯は六百六十円、同世帯の老齢福祉年金受給者は三百円でありましたが、かような急激な負担増に対して、我が党は激変緩和措置を講ずるとともに、長期入院患者に対しては特段の配慮をすべきだと主張してまいりました。この結果、衆議院において経過措置を設ける等の修正がなされたのでありますが、政府の考え方について参議院においても改めて伺っておきたいと存じます。

今回の改正について、厚生省は、食費はいただきますがそのかわりに介護は病院がやりますと、取引のような説明をしております。しかし、食費として徴収される自己負担分のうち、食事の改善に回されるものは一割にも満たないのであります。これではごまかしと言われても仕方がありません。負担する人々の立場に立って納得できる説明をお願いしたいと思います。

そもそも、付添看護の解消や在宅医療の推進は、給食給付の見直しとは切り離しても推進すべきものであり、これらの食費と介護の一体的処理には根拠がないと言わざるを得ないところであります。厚生大臣に見解をお伺いいたします。

この十月には、再び診療報酬の改定が予定されております。衆議院における食費自己負担額の修正によって、付添看護・介護の解消などに要する診療報酬上の評価が影響を受けることはないと考えてよろしいか。約束どおり診療報酬を改定しないと医療現場が混乱することになると思います。あわせて政府の対応をただしておきたいと思います。

また、残された課題も少なくありません。私は、国保改革なくして医療保険改革なしと思っております。国民健康保険の抜本的改革を行わなかった今回の改正案は重大な怠慢であります。国保財政は年々厳しさを増してきておりますが、とりわけ老人医療費負担の及ぼす影響は深刻であります。老人加入率二〇％の上限撤廃問題は、老人保健審議会の意見具申でも具体的な対策が求められておりますが、老人加入率が二〇％を超える市町村保険者数は、昭和五十八年の老人保健制度発足当初、百四十九保険者から、平成四年度には十二倍の一千八百保険者へと急増しております。その拠出金影響額も七百億円を超し、特に過疎地の弱小保険者などでは存亡の大問題となっております。厚生大臣に政府の対応をただしておきたいと思います。

この点を含め、国民健康保険の改革についてはそのスケジュールを明らかにしていただきたい。

最後に、本格的な高齢社会における社会保障の財源とその負担のあり方についてお尋ねしておきます。

医療費をとってみても、医療保険制度全体の四分の一を国庫負担に頼っており、国家財政による制約が大きな問題となっております。政府は、診療報酬改定のたびに四苦八苦して何らかの制度改正を行い、財源を捻出しているのが現状であります。しかし、もう財源捻出の手品の種は尽きたと思います。政府は今後の財源問題をどうするのでしょうか。大蔵大臣並びに厚生大臣に責任のある御答弁をいただきます。

政府は、公私の役割分担の観点から民間の医療保険の活用など、民活の一層の導入を図るといった方法もあるかと思います。「二十一世紀福祉ビジョン」においては、「国民の誰もが応分の負担を」とうたわれております。自由世界においては自己責任の原則が基本であり、社会保障の分野においても受益者負担を原則としながら、最低限の基本的保障は政府の責任において公的に行い、それ以上の保障は民活でというのが私の信念であります。

税制論議も本格化する今こそ、医療費も含めた社会保障の財源とその負担のあり方について真剣に検討すべきときを迎えているように思います

が、総理はどういうお見通しとお考えをお持ちなのか、御見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣羽田孜君登壇、拍手〕

○国務大臣（羽田孜君）　お答え申し上げます。

適正給付適正負担の考え方についてでありますけれども、厚生大臣の懇談会の報告、「二十一世紀福祉ビジョン」におきましては、高福祉高負担型社会でもなく低福祉低負担型でもない我が国独自の適正給付適正負担という福祉社会の実現を目指すこととされております。

この適正給付とは、社会保障ニーズに自助努力をも組み合わせて適切に対応した過不足のない給付を意味し、適正負担とは、そうした給付を実現するために必要な余り過重にならない負担を意味するものと考えられております。

この「二十一世紀福祉ビジョン」は、今後の中長期的な方向を提言しているものでございまして、社会保障の各分野ごとの具体的な施策につきましては、今後各分野ごとに専門審議会の意見などを得ながら決められていくべきものでありますけれども、例えば年金制度につきましては、今国会に改正案を提出しまして、現在衆議院の方で御審議をいただいておるところでございます。

民間病院の経営基盤の安定化の問題でございますけれども、国民に良質な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、医療機関の経営の健全化、これを図ることはやはり重要なことであろうと思います。

このため、昨年来、民間病院の経営状況を把握するための緊急調査を実施いたしておりまして、これを踏まえて公的助成の充実を図るとともに、医療経済実態調査の結果や中医協の御論議も踏まえまして、平成六年度の診療報酬の改定率を四・八％としたところでございます。

今後とも、良質な医療と健全な医業経営が確保されるよう、公的助成、診療報酬等を含めた総合的な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

なお、医療費の伸び率を国民所得の伸び率の範囲内に抑えるという政策目標、これを転換したのかというお尋ねでありますけれども、今回の医療費の将来推計におきましては、最近の医療費の傾向を基礎といたしまして、将来の人口構成の変化を織り込んで推計を提示したものでございます。その結果は、御指摘のとおり、福祉ビジョンにおいて仮定されております国民所得の伸びを上回るものとなっております。

しかし、国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内に抑えるという目標は、将来の国民の医療費負担が過重なものにならないよう医療費適正化に努めることを目指したものでございまして、今後ともその趣旨に沿ってより一層の努力を傾けてまいりたいというふうに考えております。

今回の改正案の医療保険改革全体における位置づけということでありますけれども、今般の改革は、今後とも国民が安心して医療を受けられるようにするとともに、サービスの質の向上という新たな課題にこたえるために、付添看護に伴う患者負担の解消、あるいは在宅医療の推進、入院時の食事についての保険給付の見直しを柱として実施するものでございます。

医療保険制度の改革につきましては、一昨年以来、医療保険審議会において制度全般にわたる検討が行われているところでございますけれども、今般の改正はそのうちの保険給付の範囲、内容の見直し、これに焦点を当てて制度改革に取り組むものでございます。

今後は、長期的な運営の安定化が求められている国民健康保険制度の改革や、医療保険の各制度間における給付と負担の公平化などについて積極的に取り組みまして、将来にわたってすべての国民に良質な医療を提供できるように、しかも安定して供給できるように努力をしてまいりたいというふうに考えます。

また、医療費も含めて社会保障の財源とその負担のあり方ということでありますけれども、二十一世紀の少子・高齢化の社会におきましては、国民一人一人が安心でき、また本当に幸福を実感できる福祉社会の実現を図っていくためには、年金と医療そして福祉のバランスのとれた社会保障制度、これを再構築していくとともに、その財源負担への対応を行うことは御指摘のとおり大きな課題であろうというふうに考えております。

「二十一世紀福祉ビジョン」はその方向を指し示すものでございますけれども、さらに連立与党の税制改革協議会などさまざまな場所におきまして、福祉社会のビジョン、高齢化社会の国民負担や税制のあり方などについて検討されておるところでございます。私といたしましては、これらの検討結果を踏まえまして、望ましい福祉社会の実現に向けて努力をしていきたいということを申し上げます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁申し上げます。（拍手）

〔国務大臣大内啓伍君登壇、拍手〕

○国務大臣（大内啓伍君）　十数項目にわたる広範な質問を賜りましたが、まず最初に、「二十一世紀福祉ビジョン」における医療費の効率化の考え方についてお尋ねをいただきました。今後、国民が安心して医療を受けることができることを基本としながら、在宅ケアやあるいは介護対策の充実などによりまして、入院期間の短縮、高齢者の心身機能の維持回復が図られ、これによりまして医療費が効率化できるものと私ども考えております。

また、我が国の医療につきましては、薬剤の使い過ぎや軽い疾病でも高度な医療機関で受診するなど問題点も指摘されておりまして、今後の医療施設機能の体系化や医師数の適正化といった医療供給体制の効率化によっても医療の効率化が図られることと考えておりまして、以上申し上げたようなことによりまして、五％程度の医療費の効率化が図られるものと考えておる次第でございます。

民間病院の経営の悪化の問題についてお尋ねがございまして、総理からもお話がございましたが、昨年の十月に医療機関経営健全化対策検討委員会が報告書を取りまとめたことは御存じのとおりでございます。

厚生省といたしましては、この報告書において提言されております、一つは医療施設近代化等の公的助成の拡充、二つには融資条件の改善等による資金確保対策、三つには経営管理の改善のための支援対策等につきまして充実を図っているところでございます。

特に、病院における診療環境等の改善を図るための補助事業であります医療施設近代化事業につきましては、病院の長期的な経営の安定にも資すると考えておりまして、平成六年度予算案におきましては約百億円を計上したところでございます。

なお、平成六年度の診療報酬改定におきましても、先ほど総理から申し上げましたように、四・八％の改定率を確保したところでございます。今後とも良質な医療と健全な医療経営が確保されるよう、公的助成、診療報酬等を含めた総合的な対策を講じてまいる所存でございます。

もう一つの質問は、国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内に抑えるとするこれまでの政策目標について、これを変更したのかというお尋ねでございますが、この目標は将来の国民の医療費負担が加重なものにならないよう医療費適正化に努めることを目指したものでございまして、厚生省といたしましては、今後ともその趣旨に沿いまして、先ほど申し上げたように、介護対策の充実や医療供給体制の効率化に加えまして、従来からのレセプトの審査の充実、指導監督体制の強化、保険者による保健事業の積極的推進等の医療費適正化対策を一層推進してまいりたいと考えている次第でございます。

付添看護の解消及び看護・介護体制の充実についてのお尋ねでございましたが、付添看護はサー

ビスの質の確保の上で、また患者負担が重くなっているという点でも問題があることは御案内のとおりでございまして、医療保険審議会の建議でもこの点は指摘されているところでございます。したがいまして、付き添いを必要としない看護・介護体制を早急に確立する必要があると考えております。

具体的には、今回の制度改正及びこれにあわせて本年十月に実施予定の診療報酬改定等におきまして、一つは、平成七年度末をもって付添看護を原則廃止することを法令上明らかにいたしております。

二つには、看護・介護体制の充実を図るために、一般病院においては患者二人に看護・介護補助職員一人の体制づくりを、また老人病院におきましては患者三人に一人の体制づくりを推進することといたしまして、このために看護職員や看護補助職員を手厚く配置できるような評価について検討を行っていく所存でございます。

三つ目には、労働省との連携のもとに、現に付添婦として働いておられる方々の雇用や付添婦の紹介事業を行っている紹介所に関する対策を積極的に講じてまいりたい。

そうしたことなど関係者の理解を得ながら計画的に施策を進めることによりまして、付添看護・介護の解消の実現及び看護・介護体制の充実に向けまして全力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。

マンパワーの確保対策についてのお尋ねがございましたが、付添看護の解消に伴うマンパワーの確保を図るために、既に二月の中医協の答申におきまして、一つは計画的に付き添いのない病院への移行を促進するため家政婦などを院内化する場合にこれを評価すること、二つには現行の看護料体系を見直しまして看護補助者の評価を明確にすることなど、看護・看護補助充実のための基本的な方向が示されているところでございます。

今後、中医協の御議論や賃金の実態を踏まえつつ、必要なマンパワーの確保が図られるよう診療報酬上の評価に努めてまいる所存でございます。

基準看護病院の付き添いについてお尋ねがございましたが、基準看護病院においては付き添いはつけられないことになっていることは御案内のとおりでございまして、しかし御指摘のような事例があれば適切に対処してまいります。

しかしながら、今回の改革では、医療保険審議会の建議でも基準看護病院を含めまして看護・看護補助体制の充実強化が必要であると指摘されているところでもありまして、必要な看護・看護補助サービスが病院で提供される体制づくりを推進し、付添看護・介護の解消を図ってまいる所存でございます。

訪問看護事業の体制についてのお尋ねがございましたが、現行の老人訪問看護ステーション事業におきましても、老人の末期がん患者に対しては回数制限を行っていないところでありますが、訪問看護事業の拡大に当たりましてはこれまでの経験を踏まえるとともに、重症の患者に対する訪問回数、末期患者に対する訪問看護の評価等につきまして中医協の御議論を踏まえ検討し、体制の強化に努めてまいる所存でございます。

本格的な高齢化社会を迎えまして、高齢者の介護問題は大変重要な問題であると認識しておりますが、「二十一世紀福祉ビジョン」におきましても介護対策の充実が安心できる福祉社会づくりの大きなポイントであるとされております。

そこで、今般福祉ビジョン等を踏まえまして、四月十三日に高齢者介護対策本部を設置いたしまして、高齢者介護問題について省を挙げて取り組む体制をとっているわけでございます。

厚生省といたしましては、だれもが身近なところで必要なサービスをスムーズに受けるためにどのような介護システムがふさわしいかという点で、諸外国の動向も含め幅広い観点から検討を行っているところでございまして、御指摘の介護保険等につきましてはこれは新たな負担も生ずる問題でございますので、慎重に対応してまいりたいと考えております。

入院時の食事に係る患者負担についてのお尋ねでございましたが、御指摘の点につきましては去る六月十七日の衆議院の厚生委員会におきまして、入院時の食事に係る患者負担について、二年間の経過措置と低所得の長期入院患者に対する軽減措置を内容とする法案修正が行われたところでございます。これらの修正につきましては、国会としての最終的な御判断が得られた場合には、その結論を踏まえまして適切に対処してまいりたいと考えておる次第でございます。

付添看護の解消と入院時の食事に係る給付の見直しとの関係についてのお尋ねでございますが、付添看護・介護の解消は、一カ月十万円を超える場合もあるわけでございまして、これは大変重い負担になるわけでございます。そして、看護・介護サービスを病院のスタッフにより行うようにいたしまして、看護・介護の質を高めようとするのが私どもの今回の考え方でございます。一方、入院時の食事に係る保険給付の見直しは、入院と在宅との負担の公平化や入院時の食事の質の向上などのために行うものであります。

このように、両者はそれぞれ御指摘のように独自の必要性のある改正でございまして、本来は別のものでございます。しかし、限られた保険財源をより優先度やあるいは緊急度の高いものに充当をして給付の重点化を図る趣旨から、入院時の食事に係る給付の見直しによって生じます財源を今日重要な課題となっております付添看護・介護の解消や在宅医療の推進などに重点的に投入してまいりたいと考えておるわけでございます。

食事の自己負担額の修正の診療報酬上の評価への影響についてお尋ねがございましたが、いずれにいたしましても、付添看護の解消のための診療報酬上の評価につきましては、その円滑な推進が図られるよう、中医協の御議論も踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております。

国民健康保険制度の改革についてのお尋ねでございますが、現在、医療保険審議会の国民健康保険部会に検討をお願いしているところでございまして、これから年末までの審議会での御審議を踏まえながら、平成七年度には国保制度の長期的安定を目指した改革を実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、老人加入率二〇％問題につきましては、該当市町村の増加等にかんがみまして、老人保健審議会における今後の審議等を踏まえながら、国保制度本体の改革と並行いたしまして、その対応を検討してまいる所存でございます。

最後に、医療費を初めとする社会保障の財源についてのお尋ねでございますが、高齢社会に向けての国民負担や税制のあり方などの検討状況を踏まえながら、年金、医療、福祉のバランスのとれた社会保障制度に再構築していくとともに、その財源負担への対応を行っていくことが重要な課題だと考えております。

特に、医療費につきましては、高齢化の進展や医療の高度化等により今後とも増加が避けられないわけでございますが、これを賄うための財源は最終的には保険料、税または患者の自己負担のいずれかに求めていかなければなりません。

こうした状況の中で、国民の保険料や税の負担を適度な範囲にとどめていくことが必要でございまして、このためには医療の効率化を推進するとともに、提供するサービスの種類や内容に応じた適切な財源の組み合わせを検討していく必要があると考えておる次第でございます。（拍手）

〔国務大臣鳩山邦夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（鳩山邦夫君）　病院における看護・介護労働力の確保対策については、労働省としては、平成四年度から計画的に各都道府県一カ所ずつ福祉重点公共職業安定所の指定を拡大しておりまして、潜在的な介護労働力の登録の促進により再就職の促進を図っているところでございます。病院等における雇用管理を改善すべく積極的な指

導を行って、看護・介護労働力の確保に力を尽くしてまいりたいと思います。

また、病院における介護労働力の確保という観点では、長年病院において付添業務に従事されてきた家政婦の方々、いわばベテランでございますが、今後は看護補助者として病院内における介護労働力として有効に活用されることが必要であると考えておりまして、労働省と厚生省との間で十分に連絡をとり合ってまいりたいと思います。（拍手）

○国務大臣（藤井裕久君）　〔国務大臣藤井裕久君登壇、拍手〕　私へのお尋ねは、本格的高齢化社会における社会保障負担のあり方であります。

厚生大臣が的確にお答えになったと思うのでありますが、私も、年金、医療、福祉のバランスのとれた社会保障制度を再構築していくとともに、その財源負担にどのように対応するかというのは現下の非常に重要な課題だと考えております。特に、避けられない医療費の増加については、それを賄うための財源はやはり保険料、租税、自己負担、これに求めざるを得ないと存じております。

こうした状況のもとで、医療費に係る保険料や租税の負担を適度な範囲にとどめておくためには、これも厚生大臣言われましたが、医療費の適正化を一層推進するとともに、医療サービスの種類や内容に応じた適切な財源の組み合わせを検討することが重要であると考えます。

いずれにいたしましても、社会保障制度の財源負担につきましては、連立与党の税制改革協議会等のさまざまな場における検討の結果を踏まえながら、将来とも揺るぎない社会保障制度を確立していくべく適切に対応してまいりたいと思います。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　菅野久光君。

〔菅野久光君登壇、拍手〕

○菅野久光君　私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、健康保健法等の一部を改正する法律案に対して、羽田総理大臣並びに関係大臣に質問いたします。

国民皆保険体制は、我が国の医療を支える制度の根幹であり世界に誇り得るものであります。これを将来にわたって安定的に維持し、安心して医療にかかれる医療保険制度を確立していくことは、二十一世紀の本格的高齢社会に向けて我々に課された重要な課題であります。

また、不合理な保険外負担の解消や国民の高度、多様なニーズへの対応、費用負担の公平化は医療保険制度において早急に解決されなければならない問題であります。

今回の改正案は、現在緊急の課題となっている付添看護・介護や在宅医療、入院時の食事等に係る給付の見直しを行い、国民のニーズに対応した保健、医療、福祉の総合的な推進を図ろうとするものであります。

私は、今申し上げましたような観点から、今回の改革の方向性については評価をしており、異を唱えるものではありません。しかしながら、今回の改正案の内容は幾つかの問題点を抱えていることもまた指摘せざるを得ないのであります。

まず、今回の改正案においては、負担を担う側の視点が二の次になり、財政的な問題が前面に出ているように思われてなりません。

第一に、今回の改正は、付添看護・介護、在宅医療、入院時の食事に係る給付を一体のものとして見直すもので、食費の自己負担導入によって生ずる財源が付添看護・介護に係る給付の改革、在宅医療の推進、入院時の食事の改善の診療報酬上の評価に充てられると説明されております。しかし、付添看護の解消や在宅医療の推進は、本来、給食に係る自己負担の導入とは関係ありません。政府は、今回の改正に当たり何ゆえにその一体論を持ち出したのか明らかにされたいと思います。

第二に、今日二十五兆円にも達する国民医療費は毎年一兆円を超える勢いでふえておりますが、現在の医療費は国家財政の制約を受けており、その制約ゆえに必要な医療費の改定ができない、あるいはその財源捻出のために国庫負担の繰り延べや制度改正を余儀なくされているのが実情であります。もとより、医療保険給付の重点化への努力は必要でありますが、今後、医療費改定のたびに保険給付の範囲の見直しが打ち出されるようでは医療保険制度に対する国民の信頼はすべからく失われていくでありましょう。

この点について政府の見解をお伺いするとともに、国民に過重な負担を強いることのないよう、必要な医療費の財源確保策について総理の御所見を承りたいと思います。

続いて、健康保険法等の一部改正案の改正内容についてお伺いいたします。

まず、付添看護・介護に係る給付の改革についてであります。

現在、基準看護をとっていない病院に入院した場合には患者が付添婦を雇わざるを得ないケースが少なくなく、これに係る負担は月に十万円以上に上るとも言われております。こうした付添婦の解消は私ども社会党が長年にわたり主張してきた問題であり、画期的なことと評価しております。

反面、国民の間からは今回の改正案に対して、入院時の自己負担がふえ、付添看護療養費が廃止されるだけで付き添いはなくならないのではないかという不安の声が出ているのも事実であります。また、既に一部の病院では、付き添い廃止を名目に手のかかる寝たきりのお年寄りや重症患者に退院を迫るというケースも出てきております。こうした事実は、入院患者の処遇の向上と病院における看護・介護の充実を目指した本改正の趣旨に逆行するものであると考えますが、政府はこうした実態をどのように認識しておられますかお伺いいたします。

付添看護を確実に解消するためには、それを支えるマンパワーの確保が不可欠であります。しかしながら、基準看護をとっている医療機関が全体の四割にすぎないのが現状でもあります。こうした状況のもとで、政府はどのようにして看護・介護に係るマンパワーを確保していくおつもりか。看護・介護マンパワーの確保策と付添看護解消に向けての具体的な道筋を明らかにされたいと思います。

また、政府は、今回の改正に連動して基準看護制度を見直すとしておりますが、これによって本当に看護・介護マンパワーの充実が可能となるのか、診療報酬改定の具体的内容についてお伺いしたいと思います。

さらに、今回の制度改正により、従来付添婦として働いてきた家政婦が引き続きその経験を生かして就労できるよう、また看護婦・家政婦紹介所が廃業に追い込まれたりすることのないよう、必要な支援策を講ずべきであると考えますが、厚生大臣、労働大臣の御見解はいかがでしょうか。

次に、入院時給食給付の見直しについてであります。

衆議院においては、我が党の主張が入れられ、一部修正が行われたわけでありますが、本年三月、社会保障制度審議会は本改正の諮問に答え、「在宅やその他の施設入所の場合の費用負担との均衡を図るという点で、その方向性は理解できるものの、新たな負担を患者に求めることとなることから、低所得者へのより細やかな配慮が望まれる。」と指摘しています。

また、細川政権当時の連立与党政策幹事会においても、社会党を初め強い意見として、入院時の食事に係る保険給付について、低所得者、高齢者などに一層の配慮をすべきとの意見が付記されました。

そこで、政令等にゆだねられている低所得者や長期入院患者への配慮の内容について改めてお伺いいたします。どうか大臣、負担する側の立場に立ち、負担する側が十分納得のいくような答弁をお願いいたします。

次に、出産、育児に対する支援策についてであります。

今回の改正案によって、育児休業中の本人保険料が免除され、出産育児一時金が創設されたことは一定の評価ができると思います。しかし、大幅に引き上げられたとはいえ、三十万円という出産育児一時金の金額では、なお出産に係る費用をカバーするには足りません。子供が健やかに生まれ育つ環境づくりという視点からも、この際、分娩の現物給付化についてさらに検討を進めるべきと考えますが、政府の見解を求めます。

さて、総理にお尋ねします。

本格的な少子・高齢化社会の到来に備え、一九九〇年からスタートしたゴールドプランは、前半の五年間が経過し、各都道府県、市町村においても老人保健福祉計画がほぼ出そろった状況にあります。現在までの進捗状況について、総理はどのように評価され、今後の整備を図っていくおつもりか御見解を伺います。

社会党は、さきに発表しました高齢社会福祉プログラム中間報告におきまして、ホームヘルパーの倍増や寝たきり老人ゼロ作戦の徹底などゴールドプラン事業の後半における一層の充実と、新ゴールドプランについては厚生省の「二十一世紀福祉ビジョン」や連立与党においてもその策定が提唱されているところです。新ゴールドプランの策定について、総理の前向きな御所見をお聞きしたいと存じます。

また、現在、厚生、自治、大蔵の三大臣の合意事業となっているゴールドプランを閣議決定事業とするとともに、この際、シーリングの枠から外して予算編成上の特別な配慮を行うべきであると考えますが、総理の御見解をお伺いいたします。

さらに、こうした新ゴールドプランの策定とあわせ、総合的で質の高いサービスが提供され、介護費用を国民全体で公平に負担する新しい介護保障システムを早急に構築する必要があります。ドイツにおいては先般介護保険が創設されたところでありますが、新たな介護システムの構築について政府の見解を承りたいと思います。

最後に、医療保険制度を将来にわたって安定的に運営していくためには、制度間、保険者間の給付と負担の公平を確保することが必要であります。また、その前提として、国民健康保険制度を建て直すための抜本的な措置が求められております。

政府は、これらの問題にどう対処されるおつもりでありましょうか。これらの問題を含めた今後の医療保険制度改革の道筋、基本的方向をお伺いし、総理並びに関係大臣には、国民の広範で多様なニーズにこたえ得る安定した医療保険制度の実現に向けて格段の御尽力をいただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣羽田孜君登壇、拍手〕

○国務大臣（羽田孜君）　医療費の財源確保策につきましてのお尋ねであります。

医療費につきましては、高齢化の進展ですとかあるいは医療の高度化などによりまして、今後ともどうしてもこれは増加が避けて通れない問題であろうというふうに考えます。これを賄うための財源は、最終的には保険料、税または自己負担、この三つのいずれかに求めていかなければならないだろうというふうに思います。

こうした状況の中で、国民の保険料や税の負担を過重にならないよう適度な範囲にとどめていくことが必要でございまして、このためには医療そのものの効率化を推進するとともに、提供するサービスの種類ですとかあるいは内容に応じた適切な財源の組み合わせ、これを検討していく必要があろうというふうに考えるところであります。

いずれにいたしましても、国民に良質な医療を安定的また効率的に提供していけるよう必要な財源の確保、これはこれからも求めていきたいというふうに考えております。

ゴールドプランの進捗状況及び新ゴールドプランに関する見解ということでありますけれども、ゴールドプランはこれまでのところおおむね順調に推移しておるというふうに認識しておりまして、平成六年度の予算につきましても所要額をこれはおかげさまで確保できたというふうに考えております。

私といたしましては、老後の最大の不安要因になるであろうと考えられるところの介護問題に対応するため、これはもう全力を尽くしていきたいというふうに考えており、各自治体で作成された老人保健福祉計画の内容も踏まえながら、財源の確保に配慮しながら早急に新ゴールドプラン、これを策定していくことを申し上げたいと存じます。

ゴールドプランを閣議決定してシーリングから外しなさいという実は御指摘でありますけれども、財政についてはもういつも申し上げておりますとおり、公債残高が平成六年度末で二百兆円を超えるだろうということが見込まれておるところであります。これらに係ります利払い費が政策的経費を圧迫するほど硬直化しているというのが現状でございます。構造的にはますます厳しさを増していると申し上げて間違いないというふうに思います。したがって、予算の編成に当たりましては、どうしても限られた資金の枠内で重点的かつ効率的な配分に努めるほかはないことを、これはぜひ御理解をいただきたいと思うわけであります。

そういう中で、シーリングというのは、これは機械的、技術的な手法によって算出した各省庁の要求の総枠を示したものでございまして、各省庁はその枠内で各施策の緊要性などを考慮して、制度、施策を根本から洗い直して優先度の選択を行い効率的な要求を行ってきておるところであります。

いずれにいたしましても、このシーリングというのは外しなさいというのは、例のガットのウルグアイ・ラウンドの問題ですとかあるいは教育関係ですとか、それぞれの分野で御指摘のあるところでございますので、シーリングにつきましては御理解をいただきたいと思います。

ただ、御提案がございましたのは、高齢者介護対策を全力で進めるべきだという御趣旨であろうというふうに理解をいたすわけでありますけれども、ただいま申し上げましたとおり、新ゴールドプランの策定に向けまして現在鋭意作業を進めておるところでございまして、この着実な実現のためにどのような方策が必要か、手続や財源の確保の問題を含めまして十分検討を進めてまいるということをこの機会に申し上げさせていただきます。

以上であります。（拍手）

〔国務大臣大内啓伍君登壇、拍手〕

○国務大臣（大内啓伍君）　まず、付添看護の解消と入院時の食事に係る給付の見直しとの関係についてお尋ねがございました。

付添看護・介護の解消につきましては、先ほども申し上げたのでございますが、患者の重い保険外負担を解消するとともに、看護・介護サービスを病院のスタッフによって行うことによりまして看護・介護の質を高めようとするものでございます。また、在宅医療の推進は、疾病構造の変化等に伴いまして国民の在宅での療養に対するニーズの高まりにこたえようとするものでございます。一方、入院時の食事に係る保険給付の見直しにつきましては、入院と在宅等との負担の公平化、あるいは入院時の食事の質の向上などのために行うものでございまして、したがって両者はそれぞれ独自の必要性のある改正でございまして、別の問題でございます。

しかし、限られた保険財源をより優先度の高いものに充当していく給付の重点化を図る趣旨からいたしまして、入院時の食事に係る給付の見直しによりまして生じた財源というものを今日重要な課題になっております付添看護の解消や在宅医療の推進に重点的に投入してまいりたい、そう考えておる次第でございます。

医療費財源についてのお尋ねがございまして総

理からもお答えがございましたが、医療費につきましては、高齢化の進展やあるいは医療の高度化等によりまして今後とも増加が避けられないわけでございますが、これは言うまでもなく国民の保険料や税やあるいは負担といったようなものを適度な範囲にとどめていくことが必要になってくるわけでございます。そのためには、医療の効率化を推進することが必要でございますし、また提供サービスの種類や内容に応じた適切な財源の組み合わせを検討していくことも必要であると考えておるわけでございます。

医療制度における財源負担のあり方につきましては、引き続き医療保険審議会におきまして医療保険全般についての御議論の中で検討していただくこととしておるわけでございますが、その審議状況等も踏まえながら必要な財源の確保に努めてまいりたいと思っている次第でございます。

一部の病院で寝たきり老人等に退院を迫るケースが出ているとのお尋ねでございましたが、今回の医療保険制度の改正とあわせまして、十月に予定しております診療報酬の改定において、先ほど申し上げたように、一般病院では患者二人に一人の看護要員の配置、老人病院では患者三人に一人という配置を推進することによりまして、医療機関の人員配置を強化いたしまして、医療機関で患者が受ける看護サービスを大幅に充実することを基本としておりまして、これによりまして必要なサービスが確保されるものと考えておるわけでございます。

こうした措置とあわせまして、医療関係団体に今回の改正内容につきまして一層の周知徹底を図ることによりまして、御指摘のような事例が生ずることのないよう、万全の体制をとってまいりたいと思っております。

看護・介護マンパワーの確保策と付添看護解消に向けての具体的な道筋についてお尋ねがございましたが、付添看護はサービスの質の確保の上でも、また患者負担が重くなっているという点でも問題のあることは御案内のとおりでございまして、医療保険審議会の建議におきましても強く指摘をされているとおり、付き添いを必要としない看護・介護体制を早急に確立する必要があると考えております。

したがいまして、具体的には、平成七年度末をもって付添看護を原則的に廃止することを法令上明らかにいたしましたし、また付添看護の解消に必要なマンパワーの確保が図られるよう、診療報酬上、看護・看護補助職員を新たに雇用しサービスを充実できるような評価について検討するとともに、看護職員につきましては、看護婦等の人材確保の促進に関する法律に基づく基本的な指針を踏まえまして各般の施策を講ずることとしているわけでございます。

また、労働省との連携のもとに、現に付添婦として働いている方々の雇用や付添婦の紹介事業を行っている紹介所に関する対策を積極的に講じてまいりたいというふうに考えておりまして、これによりまして付添看護・介護の解消の実現に向けまして全力で取り組んでまいる所存でございます。

また、マンパワー確保のための診療報酬改定の具体的内容についてお尋ねがございましたが、既に二月の中医協の答申におきましてその基本的方向は示されているところでございまして、一つは、現行の看護料の体系を見直し、看護婦、准看護婦に対する評価と看護補助者に対する評価を明確にすること、二つには、一般病院におきまして患者二人に看護・看護補助者一人の体制づくりを、また老人病院においては三人に一人という体制を推進することにいたしまして、このために看護職員や看護補助職員を手厚く配置できるような評価について検討を行っていくということが言われているわけでございます。

今後、中医協の御議論や賃金の実態を踏まえつつ、必要なマンパワーの確保が図られるような診療報酬上の評価に努めてまいる所存でございます。

家政婦や家政婦紹介所に対する支援策等についてのお尋ねがございましたが、付添看護・介護の解消を円滑に進めていくためには、現に付添婦として働いている方々の雇用に関する配慮、また付添婦の紹介事業を行っている紹介所の御理解が不可欠であると考えております。

具体的には、本年三月に厚生、労働両省におきまして家政婦対策等の連絡調整会議を設置いたしまして、これまでこの会議の場で家政婦紹介所の関係の方々の御意見も伺いながら、付添婦の医療機関などにおける雇用の確保のための方策や、あるいは家政婦紹介所の活用などについて具体的な検討を進めておりまして、早急に当面の対策を取りまとめたいと考えておる次第でございます。

入院時の食事に係る患者負担につきましてのお尋ねでございましたが、御指摘の点につきましては、去る六月十七日の衆議院厚生委員会において法案修正が行われたところでございます。

具体的には、平成八年の九月までの間は一般の場合は経過的に六百円、また低所得者の負担額は一般の負担額との均衡を図り四百五十円、市町村民税非課税世帯に対する老齢福祉年金受給者には二百円とされております。また、低所得者であって過去十二カ月の間に入院期間が三カ月を超える場合におきましては、経過期間中は三百円に、平成八年十月以降は五百円に引き上げることとされております。

これらの修正について、国会としての最終的な御判断が得られた場合には、その結論を踏まえまして適切に対処してまいりたいと考えております。

出産に係る給付の現物給付化についてのお尋ねがございましたが、現行制度におきましては、正常分娩の場合については、妊娠後、出産のための費用についてあらかじめ準備することが可能であること等のために、健康保険制度創設以来、現物給付方式とはせずに出産後に一定額を支給することといたしておることは御案内のとおりでございます。御指摘の点につきましては、医療保険審議会におきましても議論されたところでございますが、あらかじめ準備できない段階の事由もないこと、また分娩に要する費用について地域格差が非常に大きいということ等の観点から、そうした方向での結論は得られなかったわけでございます。

本格的な高齢化社会を迎えまして、高齢者の介護問題はもちろん大変重要なものであると認識をしております。そこで、今般、福祉ビジョン等を踏まえまして、四月十三日に高齢者介護対策本部を設置いたしまして、高齢者の介護問題について省を挙げて取り組む体制をとっているわけでございますが、厚生省といたしましては、諸外国の動向も含め、先ほど御指摘がございました四月にはドイツで介護保険法の法律が制定されましたが、それらも含めまして幅広い検討を行ってまいりたいと思っている次第でございます。

最後に、今後の医療保険制度改革の基本的な方向についてお尋ねがございましたが、医療保険制度のあり方につきましては、一昨年以来、医療保険審議会におきまして制度全般にわたる検討が行われているところでございまして、今般の改正は、そのうちの保険給付の範囲、内容の見直しに焦点を当てて制度改正に取り組むものでございます。

健康保険制度につきましては、現在、医療保険審議会国民健康保険部会におきまして検討が進められているところでございまして、その結果等を踏まえまして、平成七年度には制度の長期的安定を目指した改革を実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、制度間、保険者間の給付と負担の公平化につきましても、こうした国民健康保険制度の改革の実施状況等を踏まえながら、今後、医療保険審議会で御審議いただくこととなっております。

厚生省といたしましては、こうした課題に積極

的に取り組み、将来にわたりましてすべての国民に良質な医療が提供されますように今後とも格段の努力を払ってまいりたいと考えておる次第でございます。（拍手）

〔国務大臣鳩山邦夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（鳩山邦夫君）　従来より付添看護業務に従事されてこられた家政婦の方々の問題ですが、今回の制度改正が実施されますと職域について相当大きな影響が出ると思っております。

ただ、長年付き添いとして病院の介護業務の中で重要な役割を果たしてきておられる家政婦の方々は貴重なマンパワーでございますから、引き続き病院や在宅において有効に活用されるよう、厚生省と十分話し合って必要な対策を取りまとめてまいりたいと存じます。

また、労働省としては、平成六年度予算において、家政婦の方々が今後増加すると見込まれる在宅介護分野において有効に活用されるよう、その資質の向上や企業と紹介所団体の提携を促進する介護クーポン制度の普及促進などに実は予算をつけているわけで、企業と家政婦紹介所が提携をするような場合にはこれに御援助申し上げる、そのような制度もつくっているところでございます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　西山登紀子君。

〔西山登紀子君登壇、拍手〕

○西山登紀子君　私は、日本共産党を代表して、健康保険法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

羽田内閣は、殊さらに過大な高齢化社会危機論を振りまきながら、その財源として消費税増税は当然との世論誘導を行い、さらに年金支給開始年齢を六十五歳に繰り延べする上、本改正案のように、入院時食事代を一日八百円、当面は一日六百円を患者から徴収するような、国民いじめの社会保障制度の改悪を相次いで強行しようとしています。

とりわけ、病院給食は治療の一環であり、本来保険で賄われるべきもので、この有料化は国民医療の根本をゆがめる大問題です。この患者負担は、原案では三千二百七十億円にもなります。一部修正されたといっても、その本質は何ら変わるものではありません。

このように、本改正案は、軽費な医療については受益者負担を求めるとした臨調方針をそのまま引き継いだもので、医療制度の重大な後退であります。しかも、この重大な改悪を短時間の審議で国民の意見を十分聞かないまま強行することは絶対に許されません。総理の見解を伺います。

さらに、本改正案では、わずか月額三万円余りの老齢福祉年金を頼りにしているお年寄りからも食事代を一日三百円徴収するという、見過ごすことのできないお年寄りいじめの改悪を進めようとしています。こうしてお年寄りを犠牲にして五百億円も老人保健の財源を浮かし、その財源によって在宅医療や付添看護の解消を図ろうとしています。本来、これは国の負担と責任によって行うべきものなのに、お年寄りから徴収した財源によって賄うなどということは、本当にひどい仕打ちと言うほかありません。

総理、私の知人で入院している八十七歳の方は、入院費二万一千円に加えて、おむつ代三万九千円、洗濯代九千円など、月に八万円も支払わなければなりません。いつまでも子供の世話になって申しわけないと口癖のように言っておられます。その上に食事代も取ろうというのです。これではお年寄りは安心して入院できないではありませんか。全国のお年寄りの怒りと不安をどう受けとめますか。総理、お答えください。

次に、政府が本改正案の改善点として、老人保健施設や老人訪問看護ステーションを二百五十億円かけて緊急整備すると力説している問題についてです。

このこと自体は大切なことなので、私は国も相当負担するものと考えていましたが、驚いたことに、この財源は各医療保険からの拠出金、すなわち国民の保険料負担で賄い、国は一円も支出しないというのです。これでよいのでしょうか。私は大きな憤りを禁じ得ません。総理、老人保健施設の整備の促進は国の責任で行うのが当然ではありませんか。明確な答弁を求めます。

次に伺いたいのは、付添看護の解消の問題です。

改正案では、来年度末限りで保険から付添看護料を打ち切り、入院時の看護は医療機関が提供すべきものとしています。しかし、これは果たして理想どおり実現するでしょうか。私の経験からいっても、今の基準看護病院でさえ家族介護を求められることはしばしばあり、まして看護力の弱いそれ以下の病院ではこの措置により結局は家族介護の増加といわゆるやみ看護になることは明白です。また、患者は十分な看護が受けられず、放置されたままになる可能性が大きいため、患者家族の新たな負担増と患者放置という形を変えた深刻な医療問題が避けられないと思いますが、そうならない保証がありますか。厚生大臣の責任ある答弁を求めます。

国民医療費の財源別動向を見ますと、臨調方針によって、国庫負担はこの八年間で三〇・六％から二四・五％と激減し、一方、患者、国民負担は五・二％もふえています。本改正案では、今でも重いこの患者、国民負担増に一層拍車をかけることになります。厚生大臣、そうでないと言い切れますでしょうか。

政府は、この上さらに、室料や一部医薬品、患者サービス部分については医療保険制度の給付から外すことなどの患者負担化を検討しているではありませんか。国民の命と健康を守るためには、このような医療保険制度の根幹の空洞化につながる制度改悪はやめ、国の責任による医療制度の充実こそ今なすべきことではありませんか。あわせて厚生大臣に決意を伺います。

政府は、本改正案のような悪法を推し進めて、これが医療費の適正化の一環であると称しています。しかし、医療費の適正化を言うなら、我が党が主張しているように、公衆衛生の向上、病気の予防、早期発見の体制を確立することこそ重要です。患者、国民に重い負担を強いるなどは、国民のための医療の本来とるべき方向に逆行するものです。

かけがえのない国民の命をひとしく守る国民医療はどうあるべきか、この際、総理の基本的見解を伺うとともに、本法案を初め医療制度の改悪に反対し、国民の医療を守る決意を表明いたしまして、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣羽田孜君登壇、拍手〕

○国務大臣（羽田孜君）　医療制度の重大なこれは後退ではないかという話でございますけれども、今般の医療保険制度の改革は、今後とも国民が安心して医療を受けられるようにするとともに、サービスの質の向上という新たな課題にこたえるために必要な改革を行うもので、決していじめですとかあるいは苦しめるということではございません。

入院時の食事につきましての定額の自己負担の導入は、入院される方と在宅される方との負担の公平などの観点から、平均的な家計における食費程度の定額の一部自己負担をお願いするものでございまして、御指摘のような軽費な医療については受益者負担を求めるという考え方で進めるものではないということであります。

また、今般の改革は付添看護に伴う患者負担の解消や在宅医療の推進などの改革をあわせて行うものでありまして、受益者負担だけを国民に求めようとするものではないということを御理解いただきたいと思います。いずれにいたしましても、国民の必要な医療が確保されるように今後とも制度の充実に努めてまいりたいというふうに考えます。

なお、老人保健の財源を浮かして付添看護の解消などに充てるようでは安心して入院ができなくなるということでございますけれども、在宅医療の推進は疾病構造の変化などに伴う国民の在宅での療養に対するニーズの高まりにこたえようとするものでございまして、また、付添看護あるいは介護の解消は患者の重い保険外負担を解消するとともに、看護・介護サービスの質の向上を図るものでもございます。

一方、入院時の食事に係る保険給付の見直しは、入院と在宅との負担の公平化や入院時の食事の質の向上などに努めるものであります。これらの改正を一体的に行うことによりまして老人医療の向上が図られるものというふうに考えます。

老人保健施設等の整備は保険からの拠出じゃなくて国の責任で行うのが当然だということでありますけれども、老人保健の拠出金による老人保健施設等の緊急整備は、在宅療養の推進及び老人医療費の中長期的安定を図るため、いわゆるゴールドプランに規定されている老人保健施設や老人訪問看護ステーションの整備などを強力に進めることとしまして、そのための財源の一部を医療保険各保険者からの拠出金に求めることとしたものでございまして、これらの施設整備に対しましても公費によって助成や融資を行っておるところでございます。

また、国民医療のあり方についての見解ということでございますけれども、国民の健康は疾病の予防、早期発見の保健事業の充実や公衆衛生の向上などの総合的な取り組みによりまして確保されるものでございますけれども、国民皆保険下における医療制度の充実がやはり最も重要であろうというふうに考えております。

医療保険制度を取り巻きます環境は、社会の高齢化、少子化、疾病構造の変化、国民の医療ニーズの多様化、高度化など、急速に変化しております。このような変化を的確にとらえまして、給付の重点化と効率化等を図り、国民が安心して良質な医療を受けられるような制度としていくことが必要であるというふうに考えております。

今回の改革は、二十一世紀の本格的な高齢化社会を控えまして、このような環境の変化を踏まえつつ、医療保険制度の中長期的な安定を図るとともに医療サービスの一層の改善を目指すものでございまして、これは不可欠なものであるというふうに考えておることを申し上げさせていただきます。（拍手）

〔国務大臣大内啓伍君登壇、拍手〕

○国務大臣（大内啓伍君）　まず、付添看護の解消の問題についてのお尋ねでございます。

付添看護は、サービスの質の確保の上におきましても、また患者負担が重くなっているという点でも各方面から問題だということが指摘されておりまして、医療保険審議会の建議におきましてもそのことが明確に指摘されているとおりでございます。したがいまして、付き添いを必要としない看護・介護体制を早急に確立する必要があるわけであります。

このため、診療報酬上の措置によりまして看護・介護補助サービスを強化いたしまして、付添看護・介護の解消を図りまして、御指摘のような患者や家族の負担増やサービスの低下につながることのないよう全力を尽くして取り組んでまいりたいと考えておる次第でございます。

もう一つは、医療保険制度改革についてのお尋ねでございますが、今回の改革は、一年以上にわたる医療保険審議会における審議を踏まえまして、保険給付の範囲、内容を見直し、今日重要な課題になっております付添看護に伴う患者の差額負担の解消や、あるいは在宅医療の推進、入院時の食事についての給付の見直しなどを柱として実施するものでございまして、国民の負担増に拍車をかけるものではないと考えております。

また、今回の食事についての給付の見直しは、家庭でも要している食費程度の額は入院したときの特別の追加的費用ではないことから自己負担していただくこととするものでありますが、御指摘の薬剤等につきましては、追加的に必要となる費用と考えられることから、この考え方の延長線として新たな自己負担を求めることは考えておりません。

なお、医療保険審議会等におきまして、薬剤給付のあり方も含め引き続き医療保険制度全般について御検討いただくことにしておりまして、その審議状況等を踏まえまして対応してまいりたいと考えております。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これにて質疑は終了いたしました。

これにて休憩いたします。

午後一時五十五分休憩

午後五時三十一分開議

○議長（原文兵衛君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、**国家公務員等の任命に関する件**についてお諮りいたします。

内閣から、

科学技術会議議員に高原須美子君を、

宇宙開発委員会委員に末松安晴君を、

公害等調整委員会委員に武石章君を、

漁港審議会委員に池尻文二君、上原宜成君、坂井溢郎君、佐藤一誠君、土屋孟君、藤野慎吾君、松井規矩雄君、山下ミヤ子君及び渡邊行雄君を、

また、運輸審議会委員に石川雅嗣君を

任命することについて、それぞれ本院の同意を求めてまいりました。

まず、科学技術会議議員及び運輸審議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、宇宙開発委員会委員、公害等調整委員会委員及び漁港審議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。

よって、全会一致をもっていずれも同意することに決しました。

○議長（原文兵衛君）　日程第四　航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第五　航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第六　航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第七　航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第八　航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第九　航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第一〇　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

（いずれも衆議院送付）

並びに本日委員長から報告書が提出されました

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件

（いずれも衆議院送付）

を日程に追加し、十一件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原文兵衛君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長井上章平君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔井上章平君登壇、拍手〕

○井上章平君　ただいま議題となりました条約十一件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を逐次御報告申し上げます。

まず、六件の航空協定は、我が国とブルネイ、モンゴル、ハンガリー、南アフリカ、ジョルダン及びベトナムとの間に、それぞれ二国間の定期航空業務を開設しようとするものでありまして、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を取り決めるとともに、我が国と相手国の指定航空企業が業務を行うことができる路線等を定めるものであります。

次に、シンガポールとの租税協定は、現行の租税条約にかわるものでありまして、対象税目への住民税の追加、配当及び利子についての源泉地国における限度税率の引き下げ等を行うほか、協定全般にわたり、最近の租税条約の改善された規定をできる限り取り入れようとするものであります。

委員会におきましては、国際航空業務の現状と航空協定締結の基準、我が国航空企業の国際競争力の強化、関西国際空港の利用見通し、みなし外国税額控除制度のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員よりシンガポールとの租税協定に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、航空協定六件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定し、シンガポールとの租税協定は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、油による汚染損害についての民事責任条約及び補償のための国際基金設立条約を改正する四議定書は、船舶所有者の責任限度額及び国際基金による補償の額等をあらわす単位を金フランから国際通貨基金の特別引出権に改めること、責任限度額及び補償の最高額を引き上げること、条約の地理的な適用範囲を二百海里水域等まで拡大すること等について定めるものであります。

委員会におきましては、適用水域拡大の意義、油濁損害に対する補償の充実等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、四件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。

まず、日程第四ないし第九の条約並びに千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百七十一年の油による汚染損害についての民事責

任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

十件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。

よって、十件は全会一致をもって承認することに決しました。

次に、日程第一〇の条約の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長（原文兵衛君）　日程第一一　航空法の一部を改正する法律案

日程第一二　道路運送車両法の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

日程第一三　地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

（衆議院送付）

及び本日委員長から報告書が提出されました

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

を日程に追加し、四件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原文兵衛君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長和田教美君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔和田教美君登壇、拍手〕

○和田教美君　ただいま議題となりました三法律案及び承認案件につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、航空法の一部を改正する法律案は、航空機の騒音の減少を図るため、一定の騒音基準に適合しない航空機について航空の用に供してはならないこととするとともに、航空従事者の技能証明制度について所要の改正を行うほか、航空法に規定する許可、認可等の整理及び合理化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、航空機騒音対策、航空における規制緩和のあり方等各般の問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党高崎委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、道路運送車両法の一部を改正する法律案は、最近における自動車技術の進歩等に適切に対応するため、自動車の点検、整備に関する制度を見直すとともに、指定自動車整備事業制度を活用できる範囲を拡大する等所要の改正を行うほか、道路運送車両法に規定する許可、認可等の整理及び合理化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、車検制度の改革と国民負担軽減の関係、自動車整備業界へ与える影響等各般の問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致で附帯決議が付されております。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件は、神奈川県平塚市に湘南自動車検査登録事務所を設置するに当たり国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本件は全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案は、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約等の実施に伴い、船舶所有者が賠償する責めに任ずる油濁損害の範囲を拡大し、責任の限度額を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、現行条約の改正のための議定書の発効時期、油濁損害の補償限度額の妥当性等各般の問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。

まず、航空法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、道路運送車両法の一部を改正する法律案及び油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長（原文兵衛君）　日程第一四　地方自治法の一部を改正する法律案
日程第一五　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長岩本久人君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔岩本久人君登壇、拍手〕

○岩本久人君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、第一に、中核市制度を創設し、指定都市以外で規模能力が比較的大きな都市についてその事務権限を強化すること、第二に、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受け入れ体制を整備するため広域連合制度を創設すること、その他、直接請求における代筆署名及び住民訴訟に係る応訴費用の公費負担を認めること等を内容とするものであります。

次に、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、地方自治法の一部改正により中核市制度及び広域連合制度を設けることになったことに伴い、関係法律の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、中核市指定要件の妥当性、広域連合への国からの権限移譲、市町村合併の進め方、直接請求における代筆署名制度の意義等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働理事より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

○議長（原文兵衛君）　日程第一六　電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案
日程第一七　放送法の一部を改正する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。逓信委員長森暢子君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔森暢子君登壇、拍手〕

○森暢子君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、逓信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案につきましては、最近の電気通信事業における国際化の進展に考慮して、国際衛星通信事業に外国人等の事業参入を認め、外国衛星通信事業者が衛星通信業務を行うための無線局の免許を取得できるようにするものであります。

次に、放送法の一部を改正する法律案につきましては、放送による情報の国際交流を促進するため、日本放送協会の業務に、衛星通信事業者に委託して国際放送を行う業務を追加すること、一般放送事業者が衛星通信事業者に委託して内外放送を行うことができるようにすること、あわせて、有料放送の契約約款のうち多重放送について認可制から届け出制に改めようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、国際通信市場の将来動向、国境を越えるテレビ放送への対応、情報通信分野における国際化への取り組みなどの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両案は全会一致をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。

まず、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、放送法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（原文兵衛君）　日程第一八　特定放射光施設の共用の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術特別委員長中川嘉美君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔中川嘉美君登壇、拍手〕

○中川嘉美君　ただいま議題となりました特定放射光施設の共用の促進に関する法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、兵庫県において建設が進められている大型放射光施設に関し、これを利用して科学技術に関する試験研究を行う者の共用を促進することにより、科学技術振興のための基盤強化と国

際交流の進展を図ろうとするものであります。

その主な内容は、第一に、内閣総理大臣は特定放射光施設の共用に関する基本方針を定めなければならないこと。第二に、日本原子力研究所及び理化学研究所の業務に、共用施設を整備し、これを科学技術に関する試験研究を行う者の共用に供する等の業務を追加すること。第三に、内閣総理大臣により指定される放射光利用研究促進機構は、追加された日本原子力研究所及び理化学研究所の業務の全部または一部を供用業務として実施すること。第四に、国は、予算の範囲内において、放射光利用研究促進機構に対し、供用業務等に要する費用を交付できること等であります。

委員会におきましては、特定放射光施設の共用促進の意義、新設される放射光利用研究促進機構の組織と機能、特定放射光施設を共用する試験研究者の選定など、運用のあり方等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（原文兵衛君）　日程第一九　建設業法の一部を改正する法律案

日程第二〇　不動産特定共同事業法案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長前田勲男君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔前田勲男君登壇、拍手〕

○前田勲男君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、建設業法の一部を改正する法律案は、住宅・社会資本整備の担い手である建設業者に対する要請に的確にこたえるために、建設業の許可要件及び建設業者に対する監督の強化、経営事項審査制度の改善等を図るとともに、あわせて建設業の許可に係る事務を見直し、その簡素合理化を進めようとするものであります。

次に、不動産特定共同事業法案は、事業参加者の出資等を得て土地の有効利用や都市開発事業を推進し、かつ社会的にも意義の大きい事業手法である不動産特定共同事業の健全な発展に資するため、許可制度の導入による不適格者の参入の排除、業務に関する規制としての不当勧誘等の禁止、業者に対する監督等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、まず建設業法の一部を改正する法律案について採決に入りましたところ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、不動産特定共同事業法案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、建設業法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。

まず、建設業法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、不動産特定共同事業法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（原文兵衛君）　日程第二一　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境特別委員長竹村泰子君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔竹村泰子君登壇、拍手〕

○竹村泰子君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引の状況にかんがみ、これらの種の保存の一層の推進を図るため、希少野生動植物種の譲り渡し等に係る規制の対象をその個体に加え、器官及びこれらの加工品に拡大し、人工繁殖等適法に入手されたもの以外についてはその譲り渡し等を原則禁止とするとともに、原材料として使用されている特定の器官、加工品を扱う事業者に対する届け出等の義務づけ、適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、規制対象とする器官及び加工品の具体例、本法違反のチェック体制の確立、絶滅のおそれのある鳥類の保護対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた

しました。

以上、御報告いたします。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（原文兵衛君）　日程第二二　更生緊急保護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

並びに本日委員長から報告書が提出されました商法及び有限会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を日程に追加し、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原文兵衛君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長猪熊重二君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔猪熊重二君登壇、拍手〕

○猪熊重二君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、更生緊急保護法の一部を改正する法律案は、更生保護会の事業を充実強化するため、保護観察中の者に対する救護及び援護の状況を明らかにした帳簿等を更生保護会に備えつけるべきものとし、法務大臣は更生保護会に対し、その事業に関し必要な助言、指導または勧告をすることができるものとするとともに、国は更生保護会に対し、その事業に要する費用につき補助することができるものとしようとするものであります。

委員会におきましては、更生保護と国の責任、更生保護会の職員の処遇改善、更生保護施設の改善計画と地域社会との融和策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

次に、商法及び有限会社法の一部を改正する法律案は、自己株式または自己持ち分の取得に係る制度をより合理的なものにするため、使用人に譲渡するための自己株式の取得及び株主総会または社員総会の決議に基づく自己株式または自己持ち分の消却をすることができることとするとともに、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する会社または有限会社については株式または持ち分の譲渡承認請求があった場合及び株主または社員に相続があった場合に自己株式または自己持ち分を取得することができることとしようとするものであります。

委員会におきましては、自己株式取得規制の緩和の目的と効果、インサイダー取引問題と自己株式取得に伴う弊害の防止、改正規定に違反した取締役の責任等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。

まず、更生緊急保護法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、商法及び有限会社法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（原文兵衛君）　日程第二三　雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働委員長野村五男君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔野村五男君登壇、拍手〕

○野村五男君　ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、急速な高齢化の進展、女性の職場進出等に対応して、今後、雇用保険制度等が雇用に関する総合的な保険としてその機能を一層発揮できるよう、労働者に対し職業生活の全期間を通じた雇用の継続を援助するための高年齢雇用継続給付制度及び育児休業給付制度を創設するとともに、求職者給付や就職促進給付を充実することなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、高年齢雇用継続給付制度及び育児休業給付制度の創設の意義、その給付水準、費用負担のあり方、支給手続の簡素化と適切な事務処理体制の整備、私立学校教員に対する雇用保険制度の適用の問題、高齢化や産業構造の変化が日本的雇用慣行に及ぼす影響、介護休業制度の法制化、高齢者の雇用継続制度の促進策等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の吉川委員より本法律案に反対する旨の、続いて新緑風会の笹野理事より本法律案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（原文兵衛君）　日程第二四　平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案

日程第二五　証券取引法の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長上杉光弘君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔上杉光弘君登壇、拍手〕

○上杉光弘君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案は、平成六年度における国の財政収支の状況にかんがみ、適切な財政運営に資するため、同年度において一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例に関する措置等を定めようとするものであります。

次に、証券取引法の一部を改正する法律案は、商法における自己の株式の取得に係る規制の緩和に対応して証券取引の公正を確保する等のため、自己株式に係る株券の買い付けに関する開示、内部者取引規制等について所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、各特別会計から一般会計へ繰り入れを行う理由、自己株式の取得が株式市場に与える影響、今後の税制改革のスケジュール等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より平成六年度繰入れ特例法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、平成六年度繰入れ特例法案は多数をもって、証券取引法改正案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。

まず、平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、証券取引法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（原文兵衛君）　日程第二六　地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案

日程第二七　原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長会田長栄君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔会田長栄君登壇、拍手〕

○会田長栄君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案は、急激な人口の高齢化、疾病構造の変化等に対応した地域保健対策を総合的に推進し、その強化を図るために、地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策に係る基本指針及び人材確保支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等の措置を講ずるとともに、母子保健事業の実施、診療所の開設届け出の受理等の地方公共団体の地域保健対策に係る事務の再編その他所要の措置を講じようとするものであります。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、保健所の設置基準と市町村保健センターの整備、保健婦等人材の配置と確保策、歯科保健医療の推進、健康管理手当の更新手続の改善等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して西山委員より地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。

まず、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（原文兵衛君）　この際、日程に追加して、**農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案**、**林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案**、**農業改良助長法の一部を改正する法律案**（いずれも内閣提出、衆議院送付）を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原文兵衛君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長浦田勝君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔浦田勝君登壇、拍手〕

○浦田勝君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して当該計画の達成に必要な資金を総合的に融通するための措置等を講じようとするものであります。

次に、林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化に対処して、林業経営の一層の改善を図るために必要な長期かつ無利子の資金の融通に関する措置等を講じようとするものであります。

また、農業改良助長法の一部を改正する法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成等に資するため、法律の適用対象への蚕糸業に関する普及事業等の追加、普及協力委員の委嘱制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の創設の意義、農家負債の軽減策、森林整備活性化資金の創設とその効果、森林整備事業計画の拡大再編の必要性、農業改良助長制度の充実策、蚕糸業に関する普及事業の推進策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、まず、農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案及び林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案につきまして、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業改良助長法の一部を改正する法律案につきまして討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林理事より本法律案に反対である旨の御発言がございました。

続いて、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。

まず、農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案及び林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

次に、農業改良助長法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（原文兵衛君）　この際、日程に追加して、**製造物責任法案**（内閣提出、衆議院送付）を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原文兵衛君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長中曽根弘文君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔中曽根弘文君登壇、拍手〕

○中曽根弘文君　ただいま議題となりました製造物責任法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、製造物の欠陥により人の生命、身体または財産に係る被害が生じた場合に、被害者の救済をより容易にするため、従来の事業者に対する過失責任の原則を修正し、新たに欠陥責任を導入しようとするものであります。

本法律案では、製造物及び欠陥の定義、免責事由、損害賠償請求権の期間の制限等を定めております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、欠陥の定義の解釈、推定規定及び開発危険の抗弁の採否、原因究明機関及び裁判外紛争処理機関の充実による被害者救済の実効性の確保、中小企業への影響と対応策、輸血用血液製剤を本法の対象とすることの是非等の諸問題につ

いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し九項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

―――――

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十五分散会

―――――

出席者は左のとおり。

議長　原　文兵衛君
副議長　赤桐　操君

議員

松谷蒼一郎君　矢野　哲朗君
山崎　正昭君　吉村剛太郎君
太田　豊秋君　南野知惠子君
服部三男雄君　野間　赳君
楢崎　泰昌君　清水　達雄君
佐藤　泰三君　鹿熊　安正君
片山虎之助君　鎌田　要人君
清水嘉与子君　須藤良太郎君
成瀬　守重君　合馬　敬君
尾辻　秀久君　石渡　清元君
井上　章平君　陣内　孝雄君
二木　秀夫君　野沢　太三君
宮崎　秀樹君　岡野　裕君
竹山　裕君　柳川　覺治君
吉川　博君　大塚清次郎君
沓掛　哲男君　田辺　哲夫君
西田　吉宏君　大浜　方栄君
増岡　康治君　村上　正邦君
森山　眞弓君　宮澤　弘君
吉川　芳男君　大木　浩君
田沢　智治君　井上　吉夫君
遠藤　要君　林田悠紀夫君
沢田　一精君　北　修二君
岩崎　純三君　大河原太一郎君
山本　富雄君　笠原　潤一君
溝手　顕正君　新間　正次君
狩野　安君　佐藤　静雄君
河本　三郎君　加藤　紀文君
岡　利定君　前島英三郎君
野村　五男君　大島　慶久君
関根　則之君　上野　公成君
喜岡　淳君　真島　一男君
中曽根弘文君　鈴木　貞敏君
下稲葉耕吉君　小野　清子君
志村　哲良君　木宮　和彦君
吉田　達男君　斎藤　文夫君
松浦　孝治君　守住　有信君
石井　道子君　青木　幹雄君
上杉　光弘君　浦田　勝君
菅野　壽君　佐々木　満君
倉田　寛之君　久世　公堯君
永田　良雄君　松浦　功君
高木　正明君　岡部　三郎君
上野　雄文君　斎藤　十朗君
平井　卓志君　鈴木　省吾君
坂野　重信君　下条進一郎君
井上　裕君　前田　勲男君
井上　孝君　板垣　正君
鈴木　栄治君　岩崎　昭弥君
中尾　則幸君　栗原　君子君
峰崎　直樹君　安恒　良一君
椎名　素夫君　紀平　悌子君
川橋　幸子君　大脇　雅子君
薗　浩治君　谷畑　孝君
山田　健一君　種田　誠君
岩本　久人君　肥田美代子君
堀　利和君　櫻井　規順君
西岡瑠璃子君　三上　隆雄君
堂本　暁子君　森　暢子君
深田　肇君　谷本　巍君
会田　長栄君　篠崎　年子君
大渕　絹子君　竹村　泰子君
千葉　景子君　一井　淳治君
渡辺　四郎君　山本　正和君
小川　仁一君　前畑　幸子君
角田　義一君　村田　誠醇君
渕上　貞雄君　糸久八重子君
本岡　昭次君　久保田真苗君
梶原　敬義君　浜本　万三君
大森　昭君　鈴木　和美君
及川　一夫君　志苫　裕君
矢田部　理君　今井　澄君
小島　慶三君　山崎　順子君
河本　英典君　直嶋　正行君
上山　和人君　三重野栄子君
武田邦太郎君　寺澤　芳男君
釘宮　磐君　江本　孟紀君
北村　哲男君　旦下部禮代子君
萩野　浩基君　北澤　俊美君
泉　信也君　長谷川　清君
清水　澄子君　野別　隆俊君
庄司　中君　乾　晴美君
井上　哲夫君　小林　正君
星野　朋市君　平野　貞夫君
細谷　昭雄君　稲村　稔夫君
菅野　久光君　粟森　喬君
磯村　修君　笹野　貞子君
木暮　山人君　足立　良平君
松前　達郎君　穐山　篤君
村沢　牧君　古川太三郎君
池田　治君　林　寛子君
田村　秀昭君　勝木　健司君
久保　亘君　青木　薪次君
安永　英雄君　瀬谷　英行君
星川　保松君　野末　陳平君
中村　鋭一君　石井　一二君
永野　茂門君　松尾　官平君
荒木　清寛君　風間　昶君
西川　潔君　西野　康雄君
西山登紀子君　横尾　和伸君
山下　栄一君　島袋　宗康君
翫　正敏君　高崎　裕子君
浜四津敏子君　武田　節子君
猪熊　重二君　青島　幸男君

國弘　正雄君　　林　紀子君
寺崎　昭久君　　中川　嘉美君
木庭健太郎君　　白浜　一良君
刈田　貞子君　　下村　泰君
三石　久江君　　吉川　春子君
猪木　寛至君　　牛嶋　正君
片上　公人君　　続　訓弘君
喜屋武眞榮君　　田　英夫君
橋本　敦君　　山田　勇君
矢原　秀男君　　広中和歌子君
及川　順郎君　　有働　正治君
吉岡　吉典君　　井上　計君
吉田　之久君　　和田　教美君
大久保直彦君　　鶴岡　洋君
黒柳　明君　　高桑　栄松君
聡濤　弘君　　立木　洋君
上田耕一郎君

国務大臣

内閣総理大臣　羽田　孜君
法務大臣　中井　洽君
外務大臣　柿澤　弘治君
大蔵大臣　藤井　裕久君
厚生大臣　大内　啓伍君
農林水産大臣　加藤　六月君
運輸大臣　二見　伸明君
郵政大臣　日笠　勝之君
労働大臣　鳩山　邦夫君
建設大臣　森本　晃司君
自治大臣　石井　一君
国務大臣（経済企画庁長官）　寺澤　芳男君
国務大臣（科学技術庁長官）　近江巳記夫君
国務大臣（環境庁長官）　浜四津敏子君

政府委員

内閣官房副長官　北村　直人君
厚生省老人保健福祉局長　横尾　和子君
厚生省保険局長　多田　宏君
農林水産政務次官　木幡　弘道君

議長の報告事項

一昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　瀬谷　英行君
補欠　鈴木　和美君

地方行政委員

辞任　小島　慶三君
補欠　寺澤　芳男君

外務委員

辞任　鈴木　和美君
補欠　瀬谷　英行君

大蔵委員

辞任　田村　秀昭君
補欠　永野　茂門君

文教委員

辞任　大渕　絹子君
補欠　久保田真苗君

厚生委員

辞任　上山　和人君
補欠　渡辺　四郎君

農林水産委員

辞任　角田　義一君
補欠　北村　哲男君

商工委員

辞任　永野　茂門君
補欠　田村　秀昭君

運輸委員

辞任　吉田　之久君
補欠　猪木　寛至君

労働委員

辞任　久保田真苗君
補欠　大渕　絹子君

建設委員

辞任　渡辺　四郎君
補欠　上山　和人君

予算委員

辞任　高桑　栄松君
補欠　白浜　一良君

文教委員

辞任　宮崎　秀樹君
補欠　下条進一郎君

厚生委員

辞任　渡辺　四郎君
補欠　上山　和人君

農林水産委員

辞任　久保田真苗君
補欠　大渕　絹子君

商工委員

辞任　林　紀子君
補欠　市川　正一君

運輸委員

辞任　下条進一郎君
補欠　宮崎　秀樹君

労働委員

辞任　北村　哲男君
補欠　角田　義一君

建設委員

辞任　吉川　博君
補欠　陣内　孝雄君

予算委員

辞任　星野　朋市君
補欠　松尾　官平君

決算委員

辞任　横尾　和伸君
補欠　鶴岡　洋君

議院運営委員

辞任　松尾　官平君
補欠　星野　朋市君

政治改革に関する特別委員

辞任　中西　珠子君
補欠　木庭健太郎君

科学技術特別委員

辞任　陣内　孝雄君
補欠　吉川　博君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任　松尾　官平君
補欠　中西　珠子君

予算委員

辞任　板垣　正君
補欠　岩崎　純三君

決算委員

辞任　大木　浩君
補欠　成瀬　守重君

議院運営委員

辞任　佐藤　泰三君
補欠　溝手　顕正君

政治改革に関する特別委員

辞任　笹野　貞子君
補欠　小林　正君

科学技術特別委員

辞任　小林　正君
補欠　岩崎　純三君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

大蔵委員会

理事　牛嶋　正君（白浜一良君の補欠）

逓信委員会

理事　陣内　孝雄君（陣内孝雄君の補欠）

同日議員から次の議案が提出された。

公職選挙法等の一部を改正する法律案（松浦功君外七名発議）（参第四号）

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案（建設委員長提出）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農住組合法の一部を改正する法律案

都市緑地保全法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

航空法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第七一号）審査報告書

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）審査報告書

放送法の一部を改正する法律案（閣法第七五号）審査報告書

航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）審査報告書

航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）審査報告書

航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）審査報告書

航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）審査報告書

航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）審査報告書

航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一五号）審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣法第九号）審査報告書

特定放射光施設の共用の促進に関する法律案（閣法第三四号）審査報告書

建設業法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）審査報告書

不動産特定共同事業法案（閣法第五九号）審査報告書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五八号）審査報告書

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第七四号）審査報告書

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）審査報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第三号）審査報告書

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第一九号）審査報告書

平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（閣法第二号）審査報告書

証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第六六号）審査報告書

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

農住組合法の一部を改正する法律

都市緑地保全法の一部を改正する法律

昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　寺澤　芳男君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）

補欠　小島　慶三君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

永野　茂門君　田村　秀昭君

地方行政委員

辞任　久保田真苗君

補欠　大渕　絹子君

外務委員

辞任　田村　秀昭君

補欠　永野　茂門君

文教委員

辞任　林　紀子君

補欠　橋本　敦君

厚生委員

辞任　大渕　絹子君

補欠　久保田真苗君

農林水産委員

辞任　市川　正一君

補欠　林　紀子君

商工委員

辞任　角田　義一君

補欠　千葉　景子君

運輸委員

辞任　髙崎　裕子君

補欠　市川　正一君

青島　幸男君　下村　泰君

逓信委員

辞任　松尾　官平君

補欠　星野　朋市君

労働委員

辞任　千葉　景子君

補欠　角田　義一君

星野　朋市君　松尾　官平君

建設委員

辞任　中西　珠子君

補欠　木庭健太郎君

予算委員

辞任　加藤　紀文君

補欠　林田悠紀夫君

小島　慶三君　武田邦太郎君

西山登紀子君　聴濤　弘君

喜屋武眞榮君　島袋　宗康君

議院運営委員

辞任　倉田　寛之君

補欠　加藤　紀文君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術特別委員

辞任　　補欠

立木　洋君　　吉岡　吉典君

政治改革に関する特別委員

辞任　　補欠

永田　良雄君　　斎藤　文夫君

聽濤　弘君　　有働　正治君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任　　補欠

北　修二君　　狩野　安君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

厚生委員会

理事　高桑　栄松君（高桑栄松君の補欠）

政治改革に関する特別委員会

理事　角田　義一君（本岡昭次君の補欠）

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）

外務委員会に付託

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第三六号）

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

厚生委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を政治改革に関する特別委員会に付託した。

公職選挙法等の一部を改正する法律案（参第四号）

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

公職選挙法等の一部を改正する法律案（松浦功君外七名発議）

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

船員法の一部を改正する法律案

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法等の一部を改正する法律案（参第四号）審査報告書

再生緊急保護法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）審査報告書

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第三六号）審査報告書

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三七号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

防衛庁における「戦略」に関する質問主意書（翫正敏君提出）

同日内閣から、左記の者を科学技術会議議員に任命したいので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（四月一日死亡の北原安定の後任）　高原須美子

同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（七月七日任期満了の田島敏弘の後任）　末松　安晴

同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（近く辞任予定の海老原義彦の後任）　武石　章

同日内閣から、左記の者を漁港審議会委員に任命したいので、漁港法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（七月七日任期満了による再任）　池尻　文二

（同日任期満了の土田信子の後任）　上原　宜成

（同日任期満了による再任）　坂井　溢郎

（同日任期満了の高井幸左衛門の後任）　佐藤　一誠

（同日任期満了による再任）　土屋　孟

（同日任期満了による再任）　藤野　慎吾

（同日任期満了の齋藤禮次郎の後任）　松井規矩雄

（同日任期満了の海老澤順三の後任）　山下ミヤ子

（同日任期満了の松田幸一の後任）　渡邊　行雄

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（七月五日任期満了の植村香苗の後任）

石川　雅嗣

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
建築基準法の一部を改正する法律
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律
簡易生命保険法の一部を改正する法律
簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律
郵便貯金法の一部を改正する法律
船員法の一部を改正する法律
国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律
同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づく平成四年度において防災に関してとった措置の概況及び平成六年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。

本日委員長から次の議案が提出された。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案（農林水産委員長提出）（参第五号）

本日委員長から次の報告書が提出された。

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第二七号）審査報告書
林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二八号）審査報告書
農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）審査報告書
商法及び有限会社法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）審査報告書
千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）審査報告書
千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）審査報告書
千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）審査報告書
千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）審査報告書
油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第六九号）審査報告書
製造物責任法案（閣法第五三号）審査報告書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成六年六月二十二日

○第百二十九回国会 参議院会議録第二十四号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

法務委員長　猪熊　重二

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戸籍及び戸籍の附票に関する事務の適正迅速な処理を図るため、戸籍事務について電子情報処理組織を使用して取り扱う制度を設けるとともに、戸籍の附票について磁気ディスク等をもって調製することができるようにするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、電子情報処理組織（コンピュータシステム）を用いて戸籍事務を取り扱う制度の導入に当たり、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

一　氏名は個人の人格の象徴であり、人格権に係るものであることにかんがみ、戸籍事務のコンピュータ化に伴う氏名の文字の取扱いについては、事務の近代化、効率化等の観点だけではなく、すでに戸籍に記載されている文字に愛着を感ずる国民の感情をも十分に考慮し、国民の理解が得られるよう、十全の配慮をすること。

二　戸籍事務のコンピュータ化に伴う諸経費、特にコンピュータ化への移行の経費についての市区町村の予算措置に関しては、戸籍事務が国の事務であることを踏まえ、国の責任として適切に対処すること。

三　プライバシー保護及びデータ保護の観点から、磁気データ化された戸籍情報の保全及び保護については、万全の対策を講ずること。

四　全国の市区町村間におけるコンピュータデータの交換システムについては、国民の利便に資するため、戸籍事務のコンピュータ化の進展及び動向を踏まえ、調査・研究に努めること。

右決議する。

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成六年五月二十七日

内閣総理大臣　羽田　孜

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律

（戸籍法の一部改正）

第一条　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

戸籍法目次中「第五章　戸籍の訂正」を「第五章　戸籍の訂正　第五章の二　電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例」に改める。

第百十七条の二を第百十七条の五とする。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例

第百十七条の二　法務大臣の指定する市町村長は、法務省令の定めるところにより戸籍事務の全部又は一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができる。

前項の指定は、市町村長の申出に基づき、告示してしなければならない。

第百十七条の三　前条第一項の場合においては、戸籍は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）に記録し、これをもって調製する。

前項の場合においては、磁気ディスクをもって調製された戸籍を蓄積して戸籍簿とし、磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍を蓄積して除籍簿とする。

第百十七条の四　前条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもって調製されているときは、第十条第一項又は第十二条の二第一項の請求は、これらの規定の謄本、抄本又は証明書に代えて、磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面についてすることができる。

前項の磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面は、第百条第二項及び第百八条第二項の規定並びに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）その他の法令の規定の適用については、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本とみなす。

第百二十一条の二中「又は」を削り、「受けた者」を「受け、又は第百十七条の四第一項の書面の交付を受けた者」に改める。

第百二十二条第二号中「記載」の下に「又は記録」を加え、同条第四号中「又は第四十八条第一項」を「、第四十八条第一項」に、「証明書を」を「証明書又は第百十七条の四第一項の書面を」に改める。

第百二十四条中「記載」の下に「又は記録」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「若しくは戸籍の附票の写し」を「、戸籍の附票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類」に改める。

第六条第三項及び第七条中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第八条中「以下」を「第十八条を除き、以下」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九条第二項中「戸籍の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第十一条第三項及び第十二条第一項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2　市町村長は、政令で定めるところにより、前項の戸籍の附票を磁気ディスクをもって調製することができる。

第十七条中「事項を記載する」を「事項について記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する戸籍の附票にあっては、記録。以下同じ。）をする」に改める。

第十八条中「記載等」を「記載、消除又は記載の修正」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条の見出し中「記載等」を「記載の修正等」に改め、同条第二項中「記載」の下に「又は記録」を加え、同条第三項中「記載してある」を「記載をしてある」に改める。

第二十条中「写し」の下に「（第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもって戸籍の附票を調製している市町村にあっては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。第四十四条において同じ。）」を加え、「同条第二項」を「第十二条第二項」に改める。

第三十六条中「住民基本台帳」の下に「又は戸籍の附票」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（戸籍の改製に関する経過措置）

2　第一条の規定による戸籍法の改正に伴う戸籍の改製に関する事務に、市町村長の委託を受けて従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3　第一条の規定による改正後の戸籍法第二条から第四条までの規定は、前項の事務について準用する。

4　前二項に定めるもののほか、第一条の規定による戸籍法の改正に伴う戸籍の改製に関し必要な経過措置は、法務省令で定める。

審査報告書

公職選挙法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十一日

政治改革に関する特別委員長　上野　雄文

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙における選挙区間の人口と定数の不均衡を是正するため、各選挙区において選挙すべき議員の数を改めるとともに、衆議院議員の選挙制度改正に関連して参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等の得票率要件を百分の二以上とする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

公職選挙法等の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

平成六年六月二十日

発議者

松浦　功　　川橋　幸子　　深田　肇
関根　則之　　前畑　幸子　　村田　誠醇
角田　義一　　小島　慶三　　寺崎　昭久
白浜　一良　　直嶋　正行　　中村　鋭一
下村　泰　　平野　貞夫　　猪熊　重二
続　訓弘

賛成者

太田　豊秋　　下稲葉耕吉
片山虎之助　　一井　淳治
坂野　重信　　吉田　之久
鈴木　貞敏　　岡　利定
楢﨑　泰昌　　久世　公堯
森山　眞弓　　清水　達雄
岩﨑　昭弥　　永田　良雄
村上　正邦
会田　長栄
岩本　久人

参議院議長　原　文兵衛殿

公職選挙法等の一部を改正する法律

（公職選挙法の一部改正）

第一条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「北海道　八人」を「北海道　四人」に、「宮城県　二人」を「宮城県　四人」に、「埼玉県　四人」を「埼玉県　六人」に、「神奈川県　四人」を「神奈川県　六人」に、「岐阜県　二人」を「岐阜県　四人」に、「兵庫県　六人」を「兵庫県　四人」に、「福岡県　六人」を「福岡県　四人」に改める。

（公職選挙法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第八十六条を第八十六条の四とし、第九章中同条の前に三条を加える改正規定のうち第八十六条の三第一項第二号中「百分の四」を「百分の二」に改める。

第百四十九条第四項にただし書を加え、同項を同条第六項とする改正規定中「、当該衆議院名簿届出政党等」を「当該衆議院名簿届出政党等」に改め、「百分の二以上」の下に「、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあっては当該参議院名簿届出政党等の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の一以上」を加える。

附則第三条に次の一項を加える。

2　施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙について新法第八十六条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「百分の二」とあるのは、「百分の四」とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　第一条の規定による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案

右の議案を提出する。

平成六年六月二十二日

提出者

農林水産委員長　浦田　勝

参議院議長　原　文兵衛殿

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等（第三条―第十五条）
第三章　農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るための措置（第十六条―第二十九条）
第四章　雑則（第三十条・第三十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を

講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について登録制度を実施すること等を通じてその健全な発達を図ることにより、主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深めるための活動のための基盤の整備を促進し、もってゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「農村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。

2　この法律において「山村・漁村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して山村又は漁村に滞在しつつ行う森林施業又は漁ろうの体験その他林業又は漁業に対する理解を深めるための活動をいう。

3　この法律において「農用地等」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条第一号から第三号までに掲げる土地をいう。

4　この法律において「農作業体験施設等」とは、農作業の体験施設その他農村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設であって農林水産省令で定めるものをいう。

5　この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業であって、農林漁業者又はその組織する団体が行うものをいう。

第二章　農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等

（地域）

第三条　この章の規定による農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置は、次の各号に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

一　農用地等が当該地域内の土地の相当部分を占め、かつ、良好に保全されていること。

二　当該地域において農用地その他の農業資源と周囲の環境とが一体となって良好な農村の景観を形成していると認められること。

三　当該地域の自然的経済的社会的諸条件からみて、当該地域を含む農村地域の振興を図るため、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進することが相当であると認められること。

四　当該地域が農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

（基本方針）

第四条　都道府県知事は、前条各号に掲げる要件に該当する地域についての農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項について、次条第一項の市町村計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

二　農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定に関する事項

三　整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

四　整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

五　その他必要な事項

3　都道府県知事は、基本方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置として、次に掲げる要件に該当する山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して農林水産省令で定める事項を併せて定めることができる

る土地のうち、協定区域に隣接した土地であって、協定区域の一部とすることにより当該協定の目的の達成に資するものとして協定区域の土地となることを当該協定区域内の土地に係る土地所有者等が希望するもの（第十条において「協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

5　協定については、協定区域内の土地に係る土地所有者等の全員の合意がなければならない。

6　協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

7　協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

（協定の認定等）

第七条　市町村長は、前条第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一　申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。

二　協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。

三　協定の内容が市町村計画の達成に資すると認められるものであること。

2　市町村長は、前条第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

（協定の変更）

第八条　第六条第一項の認定を受けた協定に係る土地所有者等は、協定において定めた事項について変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認定を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の認定について準用する。

（協定の認定の取消し）

第九条　市町村長は、次に掲げる場合には、第六条第一項又は前条第一項の認定を取り消すことができる。

一　協定の内容が第六条第六項の規定に違反するもの又は第七条第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合

二　協定区域において当該協定の定めるところに従い農用地その他の農業資源の保健機能の増進が図られていないと認められるに至った場合

2　市町村長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、その旨を、当該協定に係る土地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。

（協定成立後の協定への参加）

第十条　第七条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定の公告のあった後いつでも、協定区域内の土地に係る土地所有者等となった者又は協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、協定に参加することができる。この場合において、協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で当該意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあった時以後、協定区域の一部となるものとする。

2　第七条第二項の規定は、前項の規定により協定区域隣接地の区域内の土地が協定区域内の土地となった場合について準用する。

（農用地区域設定の特例）

第十一条　第六条第一項又は第八条第一項の認定を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条第四号に掲げる土地を含む。以下この条において同じ。）の所有者は、市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地等につき所有権以外の第六条第一項に規定する権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地等の区域を農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号の農用地区域（次項において「農用地区域」という。）として定めるべきことを要請することができる。

2　前項の要請に基づき、市町村が同項の要請に係る農用地等の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条の規定は、適用しない。

（農作業体験施設等の整備に関する計画の認定）

第十二条　市町村計画を作成した市町村は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した整備地区における農作業体験施設等の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が市町村計画に適合したものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

（資金の確保）

第十三条　国及び地方公共団体は、前条の認定を受けた団体又はその構成員が当該認定に係る計画に従って農作業体験施設等を整備するのに必要な資金の確保又は融通のあっせんに努めるものとする。

（国等の援助）

第十四条　国及び地方公共団体は、市町村計画の達成に資するため、市町村計画の実施に必要な事業を行う者等に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

（農業生産の基盤の整備及び開発等の推進に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、整備地区において農業生産の基盤の整備及び開発、農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備等を推進するに当たっては、市町村計画の達成に資するよう配慮するものとする。

第三章　農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るための措置

（全国農林漁業体験民宿業協会の指定等）

第十六条　農林水産大臣は、利用者の利便を増進し、及び地域の農林漁業との調和を確保する見地から農林漁業体験民宿業の健全な発達を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であって、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限って、全国農林漁業体験民宿業協会（以下「全国協会」という。）として指定することができる。

2　農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、全国協会の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3　全国協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4　農林水産大臣は、前項の届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（全国協会の業務）

第十七条　全国協会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一　第二十一条第一項に規定する適正営業規程を作成すること。

二　農林漁業体験民宿業を営む者（以下「農林漁業体験民宿業者」という。）について、第二十一条第一項に規定する適正営業規程に係る登録を行うこと。

三　農林漁業体験民宿業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四　農林漁業体験民宿業に関する調査研究を行うこと。

五　前各号の業務に附帯する業務

2　全国協会は、農林水産大臣の承認を受けて、前項第二号の業務に関し手数料を徴収することができる。

3　全国協会は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、第一項第二号の業務のうち登録の受付け、登録に必要な調査その他農林水産省令で定める業務を、営利を目的としない法人であって、第二十四条に規定する農林漁業体験民宿業団体を直接又は間接の構成員とするものに委託することができる。

（全国協会の事業計画書等）

第十八条　全国協会は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　全国協会は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（全国協会に対する改善命令）

第十九条　農林水産大臣は、第十七条第一項各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、全国協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（全国協会の指定の取消し）

第二十条　農林水産大臣は、全国協会が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一　第十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があったとき。

三　この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2　農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（適正営業規程の認可）

第二十一条　全国協会は、利用者の利便を増進し、及び地域の農林漁業との調和を確保する見地から農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るため、農林漁業体験民宿業に係る営業方法に関し少なくとも次の各号に掲げる事項を内容とする規程（以下「適正営業規程」という。）を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　役務の内容に関する事項

二　地域の農林漁業者との調整に関する事項

2　農林水産大臣は、前項の適正営業規程が次の各号に適合すると認められるときでなければ、これを認可してはならない。

一　利用者の利便の増進に資するものであること。

二　地域の農林漁業との調和の確保に資するものであること。

三　農林漁業体験民宿業の健全な経営が阻害されるおそれがないこと。

3　農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を官報で公示しなければならない。

（適正営業規程の変更命令）

第二十二条　農林水産大臣は、前条第一項の認可を受けた適正営業規程の内容が同条第二項各号の一に適合しなくなったと認めるときは、全国協会に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（適正営業規程に係る農林漁業体験民宿業者の登録）

第二十三条　全国協会は、農林漁業体験民宿業者から第二十一条第一項の認可を受けた適正営業規程に従って営業を行おうとする旨の申出があったときは、農林水産省令で定めるところにより、その者について登録を行うことができる。

2　前項の登録を受けた者は、農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設ごとに、その見やすい場所に、全国協会が農林水産大臣の承認を得て定める様式の標識を掲示するものとする。

3　農林水産大臣は、前項の標識について承認を与えたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を官報で公示しなければならない。

4　第一項の登録を受けていない者は、第二項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

5　第一項の登録の取消しその他登録に関し必要な事項及び第二項の標識に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（農林漁業体験民宿業団体の指定）

第二十四条　都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、農林漁業体験民宿業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同条各号に掲げる業務を行う者（以下「農林漁業体験民宿業団体」という。）として指定することができる。

（農林漁業体験民宿業団体の業務）

第二十五条　農林漁業体験民宿業団体は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一　農林漁業体験民宿業の適正な運営を確保するための構成員に対する指導を行うこと。

二　農林漁業体験民宿業と地域の農林漁業との調和を確保するための調整を推進すること。

三　農林漁業体験民宿業に関する利用者の苦情を処理すること。

四　前三号の業務に附帯する業務

（準用規定）

第二十六条　第十九条及び第二十条第一項の規定は、農林漁業体験民宿業団体について準用する。この場合において、第十九条中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「第十七条第一項各号」とあるのは「第二十五条各号」と、第二十条第一項中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「第十六条第一項」とあるのは「第二十四条」と、同項第一号中「第十七条第一項各号」とあるのは「第二十五条各号」と読み替えるものとする。

（報告及び立入検査）

第二十七条　農林水産大臣は全国協会に対して、都道府県知事は農林漁業体験民宿業団体に対して、この章の規定の施行に必要な限度において、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（聴聞の方法の特例）

第二十八条　第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（国の援助）

第二十九条　国は、利用者の利便を増進し、及び地域の農林漁業との調和を確保する見地から農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るため必要な援助に努めるものとする。

第四章　雑則

（省令への委任）

第三十条　この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（罰則）

第三十一条　第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2　全国協会又は農林漁業体験民宿業団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その全国協会又は農林漁業体験民宿業団体の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その全国協会又は農林漁業体験民宿業団体に対して同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成七年四月一日から施行する。

（農林水産省設置法の一部改正）

2　農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第　号）の施行に関すること。

審査報告書

航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

外務委員長　井上　章平

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とブルネイとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を規定するとともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めるものである。この協定を締結することは、我が国とブルネイとの間の人的交流及び経済的交流の増進、友好関係の一層の強化に資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定

日本国政府及びブルネイ・ダルサラーム国政府は、

両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)「航空当局」とは、日本国にあっては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ブルネイ・ダルサラーム国にあっては通信大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(b)「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c)「領域」とは、国に関連する場合には、その国の主権の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d)「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(e)「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。

(f)「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。

(g)「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(h)「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(i)「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(j)「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2　付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1　いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運

営許可を与えなければならない。

2　一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国の航空当局により適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1　各締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2　各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3　2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1　一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2　一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3　一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1　各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条の1及び2に定める特権を与えず若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2　各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2　指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

(a)　航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b)　直通航空路運営の要求

(c)　航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一条

1　いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2　1の運賃は、次の規定に従って決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の

手続の適用を通じて確保する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の関係手続に従って提出される。

(b) 関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかった場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかった場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c) 航空当局の間で(b)の合意をすることができなかった場合には、紛争は、第十五条の規定に従って解決する。

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十五条3の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計であって通常自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1　両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にヘーグで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の規定に従って行動する。

2　両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3　両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成されかつ国際民間航空条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動するものとし、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が、当該航空保安規定に従って行動することを要求するものとする。

4　各締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置を講ずるものとする。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5　民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

第十四条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十五条

1　この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2　両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3　両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十六条

1　いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2　改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3　改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十七条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十八条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十九条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十三年十一月二十九日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

羽田　孜

ブルネイ・ダルサラーム国政府のために

ザカリア

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点―中間の二地点―バンダル・スリ・ブガワン

注1　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、関西国際空港が国際航空業務について供用を開始した後に、バンダル・スリ・ブガワンへの業務を行うことができる。

注2　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、中間の二地点のうちの一地点とバンダル・スリ・ブガワンとの間においては、自己が運送する途中降機の旅客についてのみ運輸権を行使することができる。

2　ブルネイ・ダルサラーム国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

ブルネイ・ダルサラーム国内の地点―マニラ―大阪

注　ブルネイ・ダルサラーム国の一又は二以上の指定航空企業は、関西国際空港が国際航空業務について供用を開始した後に、大阪への業務を行うことができる。

3　いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

審査報告書

航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

平成六年六月二十日

外務委員長　井上　章平

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とモンゴルとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を規定するとともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めるものである。この協定を締結することは、我が国とモンゴルとの間の人的交流及び経済的交流の増進、友好関係の一層の強化に資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定

日本国政府及びモンゴル国政府は、

両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)　「航空当局」とは、日本国にあっては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に

関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、モンゴル国にあっては道路・運輸・通信大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 「領域」とは、国に関連する場合には、その国の主権の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(e) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。

(f) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。

(g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(h) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(i) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(j) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2　付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1　いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2　一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国の航空当局により適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1　各締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2　各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3　2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1　一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2　一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3　一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1　各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条の1及び2に定める特権を与えず若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにそ

の行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2　指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

(a)　航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b)　直通航空路運営の要求

(c)　航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一条

1　いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2　1の運賃は、次の規定に従って決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a)　運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の関係手続に従って提出される。

(b)　関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかった場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかった場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c)　航空当局の間で(b)の合意をすることができなかった場合には、紛争は、第十五条の規定に従って解決する。

(d)　新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十五条3の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計であって通常自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1　両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にヘーグで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の規定に従って行動する。

2　両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3　両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成されかつ国際民間航空条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動するものとし、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が、当該航空保安規定に従って行動することを要求するものとする。

4　各締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置を講ずるものとする。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5　民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

第十四条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十五条

1　この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2　両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3　両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十六条

1　いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2　改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3　改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十七条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十八条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十九条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十三年十一月二十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
羽田　孜

モンゴル国政府のために
T・ツォグト

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
日本国内の地点―ウランバートル

注　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、関西国際空港が国際航空業務について供用を開始した後に、ウランバートルへの業務を行うことができる。

2　モンゴル国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
モンゴル国内の地点―大阪

注　モンゴル国の一又は二以上の指定航空企業は、関西国際空港が国際航空業務について供用を開始した後に、大阪への業務を行うことができる。

3　いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならない。

審査報告書

航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

外務委員長　井上　章平

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とハンガリーとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を規定するとともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めるものである。この協定を締結することは、我が国とハンガリーとの間の人的交流及

び経済的交流の増進、友好関係の一層の強化に資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定

日本国政府及びハンガリー共和国政府は、

両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)「航空当局」とは、日本国にあっては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ハンガリー共和国にあっては運輸・通信・水資源管理大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(b)「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c)「領域」とは、国に関連する場合には、その国の主権の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d)「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(e)「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。

(f)「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。

(g)「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(h)「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(i)「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(j)「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2　付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1　いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2　一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国の航空当局により適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1　各締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2　各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3　2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1　一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯

蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2　一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3　一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1　各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条の1及び2に定める特権を与えず若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2　各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2　指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

(a)　航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b)　直通航空路運営の要求

(c)　航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一条

1　いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2　1の運賃は、次の規定に従って決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a)　運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の関係手続に従って提出される。

(b)　関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかった場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかった場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c)　航空当局の間で(b)の合意をすることができなかった場合には、紛争は、第十五条の規定に従って解決する。

(d)　新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十五条3の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計であって通常自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1　両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部

を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にヘーグで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の規定に従って行動する。

2　両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3　両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成されかつ国際民間航空条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動するものとし、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が、当該航空保安規定に従って行動することを要求するものとする。

4　各締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置を講ずるものとする。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5　民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

第十四条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十五条

1　この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2　両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3　両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十六条

1　いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2　改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3　改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十七条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十八条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十九条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十四年二月二十三日にブダペストで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
堤　功一

ハンガリー共和国政府のために
シャムシュラ

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の一地点―モスクワ―後に特定されるヨーロッパ内の二地点―ブダペスト

注1　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、関西国際空港が国際航空業務について供用を開始した後に、ブダペストへの業務を行うことができる。

注2　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、後に特定されるヨーロッパ内の二地点とブダペストとの間においては、自己が運送する途中降機の旅客についてのみ運輸権を行使することができる。

2　ハンガリー共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

ハンガリー共和国内の一地点―後に特定されるヨーロッパ内の二地点―モスクワ―大阪

注1　ハンガリー共和国の一又は二以上の指定航空企業は、関西国際空港が国際航空業務について供用を開始した後に、大阪への業務を行うことができる。

注2　ハンガリー共和国の一又は二以上の指定航空企業は、後に特定されるヨーロッパ内の二地点と大阪との間においては、自己が運送する途中降機の旅客についてのみ運輸権を行使することができる。

3　いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

審査報告書

航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

外務委員長　井上　章平

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国と南アフリカとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を規定するとともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めるものである。この協定を締結することは、我が国と南アフリカとの間の人的交流及び経済的交流の増進、友好関係の一層の強化に資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定

日本国政府及び南アフリカ共和国政府は、

両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)「航空当局」とは、日本国にあっては運輸大臣又は同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務若しくはこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいい、南アフリカ共和国にあっては民間航空について責任を有する大臣又は同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務若しくはこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいう。

(b)「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c)「領域」とは、国に関連する場合には、その国の主権の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d)「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(e)「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。

(f)「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。

(g)「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(h)「附属書」とは、この協定の附属書又は第十六条の規定による改正後の附属書をいう。

(i)「特定路線」とは、附属書に定める路線をいう。

(j)「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2　附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「この協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書を含むものとする。

第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1　いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2　一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国の航空当局により適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1　各締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2　各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、附属書に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3　2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1　一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2　一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3　一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1　各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条の1及び2に定める特権を与えず若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2　各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。この協議は、別段の合意がない限り、当該他方の締約国が協議の要請を受領した日から六十日の期間内に開始する。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2　指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の

領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

(a) 航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一条

1　いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2　1の運賃は、次の規定に従って決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の手続を用いて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の関係手続に従って提出される。

(b) 関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかった場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかった場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c) 航空当局の間で(b)の合意をすることができなかった場合には、紛争は、第十五条の規定に従って解決する。

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十五条3の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計であって通常自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1　両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にヘーグで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の規定に従って行動する。

2　両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3　両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成されかつ国際民間航空条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動するものとし、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が、当該航空保安規定に従って行動することを要求するものとする。

4　各締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置を講ずるものとする。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5　民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

第十四条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十五条

1　この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2　両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名する

ものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3　両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

4　2の規定に基づいて行われた当該決定に別段の定めがない限り、

(a)　各締約国は、自国の仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。

(b)　第三の仲裁人に係る費用その他すべての費用は、両締約国が折半して負担する。

第十六条

1　いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、別段の合意がない限り、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2　改正がこの協定（附属書を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3　改正が附属書についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附属書について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十七条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十八条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十九条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十四年三月八日にプレトリアで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
瀬崎克己

南アフリカ共和国政府のために
P・J・ヴェルヘムット

附属書

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点―東南アジア内の地点及び香港のうちのいずれかの二地点―ヨハネスバーグ

注　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、東南アジア内の地点及び香港のうちのいずれかの二地点とヨハネスバーグとの間においては、自己が運送する途中降機の旅客についてのみ運輸権を行使することができる。

2　南アフリカ共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

南アフリカ共和国内の地点―東南アジア内の地点及び香港のうちのいずれかの二地点―大阪

注1　南アフリカ共和国の一又は二以上の指定航空企業は、関西国際空港が国際航空業務について供用を開始した後に、大阪への業務を行うことができる。

注2　南アフリカ共和国の一又は二以上の指定航空企業は、東南アジア内の地点及び香港のうちのいずれかの二地点と大阪との間においては、自己が運送する途中降機の旅客についてのみ運輸権を行使することができる。

3　いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

審査報告書

航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

外務委員長　井上　章平

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とジョルダンとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を規定するとともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めるものである。この協定を締結することは、我が国とジョルダンとの間の人的交流及び経済的交流の増進、友好関係の一層の強化に

資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定

日本国政府及びジョルダン・ハシェミット王国政府は、

両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)　「航空当局」とは、日本国にあっては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ジョルダン・ハシェミット王国にあっては運輸省民間航空庁及び同庁が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(b)　「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c)　「領域」とは、国に関連する場合には、その国の主権の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d)　「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(e)　「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。

(f)　「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。

(g)　「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(h)　「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(i)　「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(j)　「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2　付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1　いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2　一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国の航空当局により適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1　各締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2　各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3　2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1　一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯

蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2　一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3　一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1　各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条の1及び2に定める特権を与えず若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2　各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2　指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

(a)　航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b)　直通航空路運営の要求

(c)　航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一条

1　いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2　1の運賃は、次の規定に従って決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a)　運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の関係手続に従って提出される。

(b)　関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかった場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかった場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c)　航空当局の間で(b)の合意をすることができなかった場合には、紛争は、第十五条の規定に従って解決する。

(d)　新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十五条3の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計であって通常自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1　両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部

を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にヘーグで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の規定に従って行動する。

2　両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対するその他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3　両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成されかつ国際民間航空条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動するものとし、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が、当該航空保安規定に従って行動することを要求するものとする。

4　各締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置を講ずるものとする。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5　民間航空機の不法な奪取若しくはその恐れ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

第十四条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十五条

1　この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2　両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3　両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十六条

1　いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2　改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3　改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十七条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十八条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十九条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十四年四月十三日にアンマンで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
池田右二

ジョルダン・ハシェミット王国政府のために
アハマド・ジュウェイバー

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点―後に特定される中間の一地点―アンマン

注　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、関西国際空港が国際航空業務について供用を開始した後に、アンマンへの業務を行うことができる。

2　ジョルダン・ハシェミット王国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

ジョルダン・ハシェミット王国内の地点―デリー―大阪

注　ジョルダン・ハシェミット王国の一又は二以上の指定航空企業は、関西国際空港が国際航空業務について供用を開始した後に、大阪への業務を行うことができる。

3　いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

審査報告書

航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

外務委員長　井上　章平

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とヴィエトナムとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を規定するとともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めるものである。この協定を締結することは、我が国とヴィエトナムとの間の人的交流及び経済的交流の増進、友好関係の一層の強化に資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定

日本国政府及びヴィエトナム社会主義共和国政府は、

両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)　「航空当局」とは、日本国にあっては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ヴィエトナム社会主義共和国にあっては運輸省民間航空庁及び同庁が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(b)　「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c)　「領域」とは、国に関連する場合には、その国の主権の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d)　「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(e)　「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。

(f)　「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。

(g)　「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(h)　「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(i)　「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(j)　「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2　付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

1　各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

2　各締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

3　各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

4　3の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第三条

1　各締約国は、特定路線における協定業務の運営のため、一又は二以上の航空企業を他方の締約国に対する文書により指定する権利を有する。

2　いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、3及び第六条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

3　一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国の航空当局により適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第五条

1　一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2　一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除されるべきものとする。

3　一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第六条

1　各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第二条の2及び3に定める特権を与えず若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2　各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第七条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第八条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第九条

1　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2　指定航空企業を指定した締約国の領域から発し又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。

3　両締約国の指定航空企業は、輸送力について同等の資格を有する。両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十条

1　いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2　1の運賃は、次の規定に従って決定するもの

とし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a)　運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の関係手続に従って提出される。

(b)　関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかった場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかった場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c)　航空当局の間で(b)の合意をすることができなかった場合には、紛争は、第十五条の規定に従って解決する。

(d)　新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十五条3の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十一条

各締約国は、自国の関係法令に従い、他方の締約国の指定航空企業に対し、協定業務の運営に関連して自国の領域内において得た収入のうち支出を超える部分を交換可能な通貨で送金の時の公の市場における為替換算率により送金する権利並びに協定業務の運営のため外国通貨建ての及び交換可能な内国通貨建ての預金勘定を開設し及び維持する権利を与える。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計であって通常自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1　両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にヘーグで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の規定に従って行動する。

2　両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3　両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成されかつ国際民間航空条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動するものとし、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が、当該航空保安規定に従って行動することを要求するものとする。

4　各締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置を講ずるものとする。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5　民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

第十四条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十五条

1　この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2　両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3　両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十六条

1　いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の

日から六十日の期間内に開始する。

2　改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3　改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十七条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十八条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十九条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十四年五月二十三日にハノイで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

古屋昭彦

ヴィエトナム社会主義共和国政府のために

N・H・ニー

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

大阪及び（又は）後に合意される日本国内の他の一地点―後に合意されるアジア内の中間の一地点―ホーチミン・シティ及び（又は）後に合意されるヴィエトナム社会主義共和国内の他の一地点

注1　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、関西国際空港が国際航空業務について供用を開始した後に、ホーチミン・シティ及び（又は）後に合意されるヴィエトナム社会主義共和国内の他の一地点への業務を行うことができる。

注2　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、両締約国の航空当局が合意する場合には、「後に合意されるアジア内の中間の一地点」と「ホーチミン・シティ及び（又は）後に合意されるヴィエトナム社会主義共和国内の他の一地点」との間において第五の自由の運輸権を行使することができる。

2　ヴィエトナム社会主義共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

ホーチミン・シティ及び（又は）後に合意されるヴィエトナム社会主義共和国内の他の一地点―後に合意されるアジア内の中間の一地点―大阪及び（又は）後に合意される日本国内の他の一地点

注1　ヴィエトナム社会主義共和国の一又は二以上の指定航空企業は、関西国際空港が国際航空業務について供用を開始した後に、大阪及び（又は）後に合意される日本国内の他の一地点への業務を行うことができる。

注2　ヴィエトナム社会主義共和国の一又は二以上の指定航空企業は、両締約国の航空当局が合意する場合には、「後に合意されるアジア内の中間の一地点」と「大阪及び（又は）後に合意される日本国内の他の一地点」との間において第五の自由の運輸権を行使することができる。

3　いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

参議院議長　原　文兵衛殿

平成六年六月二十日

外務委員長　井上　章平

よって要領書を添えて報告する。

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、シンガポールとの現行の租税条約に代わるものであり、現行条約と同様に、経済的、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合には、これを排除することを目的として、我が国とシンガポールとの間で課税権を調整するものである。現行条約と比較した場合の特色は、協定の対象税目に住民税を追加したこと、用語の定義を整備したこと、配当及び利子に対する源泉地国の限度税率を引き下げたこと、譲渡収益、協定の不正利用防止のための徴収共助等について新たに独立の条項を設けたこと、みなし外国税額控除の適用に期限を設けたことなどである。この協定の締結によ

り、我が国とシンガポールとの間の二重課税回避の制度が整備され、両国間の経済及び文化の面での交流が一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定

日本国政府及びシンガポール共和国政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1　この協定は、次の租税について適用する。

(a)　日本国においては、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　シンガポールにおいては、

所得税

（以下「シンガポールの租税」という。）

2　この協定は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であって1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの（国税であるか地方税であるかを問わない。）についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「シンガポール」とは、シンガポール共和国をいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はシンガポールをいう。

(d)　「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はシンガポールの租税をいう。

(e)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h)　「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びにいずれか一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがいずれか一方の締約国の租税に関し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(i)　「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j)　「権限のある当局」とは、

(i)　日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii)　シンガポールについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2　一方の締約国によるこの協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

1　この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理支配の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則によるものとする。

(a)　当該個人は、その人的及び経済的関係が最も密接な締約国（重要な利害関係の中心がある国）の居住者とみなす。

(b)　その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c)　その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である

締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この協定の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

1　この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2　「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3　建築工事現場若しくは建設若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動は、六箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4　1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5　1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。

6　企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7　一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1　一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかいないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3　1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4　1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1　一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3　恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4　恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

5　1から4までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

6　他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条

1　一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、シンガポールの企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でシンガポールにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3　1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条

1(a)　一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b)　同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2　一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

1　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a)　当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b)　その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3　この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4　シンガポールが法人の利得又は所得に対する租税以外に配当に対して租税を課さないこととしている限り、シンガポールの居住者である法人が日本国の居住者に支払う配当については、2の規定にかかわらず、シンガポールにおいて当該法人の利得又は所得に対する租税以外の租税を免除する。

5　1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

6　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3　2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する機関によって保証された債権、これらによって保険に付さ

れた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4　3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する機関」とは、次のものをいう。

(a)　日本国については、

(i)　日本銀行

(ii)　日本輸出入銀行

(iii)　日本国政府が資本の全部を所有するその他の機関で両締約国の政府が随時合意するもの

(b)　シンガポールについては、

(i)　通貨委員会

(ii)　シンガポール貨幣管理局

(iii)　シンガポール政府投資公社

(iv)　シンガポール政府が資本の全部を所有するその他の機関で両締約国の政府が随時合意するもの

5　この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

6　1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7　利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8　利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3　この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受領する料金（第八条で取り扱うものを除く。）をいう。

4　使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5　1、2及び4の規定は、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。

6　1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料又は収入の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7　使用料又は収入の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料又は収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った

上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条

1　一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、この2の規定は、前条5の規定が適用される財産の譲渡から生ずる収益については、適用しない。

3　一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4　2の規定が適用される場合を除くほか、

(a)　一方の締約国内に存在する不動産を主要な財産とする法人の株式（公認の株式取引所において通常取引されるものを除く。）又は一方の締約国内に存在する不動産を主要な財産とする組合、信託若しくは遺産の持分の譲渡から生ずる収益に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

(b)　一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の株式の譲渡によって取得する収益に対しては、次のことを条件として、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(i)　当該譲渡者が保有し又は所有する株式（当該譲渡者の特殊関係者が保有し又は所有する株式で当該譲渡者が保有し又は所有するものと合算されるものを含む。）の数が、当該課税年度中又は当該賦課年度に係る基準期間中のいかなる時点においても当該法人の株式の総数の少なくとも二十五パーセントであること。

(ii)　当該譲渡者及びその特殊関係者が当該課税年度中又は当該賦課年度に係る基準期間中に譲渡した株式の総数が、当該法人の株式の総数の少なくとも五パーセントであること。

5　1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

1　一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、次の(a)又は(b)に該当する場合を除くほか、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有する場合

(b)　その者が継続するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在する場合

その者がそのような固定的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じ当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1　次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　報酬の受領者が継続するいかなる十二箇月の期間においても合計百八十三日を超えないこと。

(b)　報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c)　報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3　1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1　第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免税する。

2　一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は

運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によって行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

第二十一条

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであって前各条に規定のないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第二十二条

1 日本国内の源泉から生じた所得につき日本国において条件付きで又は無条件に租税を減免することがこの協定に規定されている場合において、シンガポールにおいて施行されている法令に基づきその所得の全額ではなくその所得のうちシンガポールに送金され又はシンガポール内で受領された部分に対して租税を課するときは、この協定に基づき日本国において認める租税の減免は、その所得のうちシンガポールに送金され又はシンガポール内で受領された部分についてのみ適用する。もっとも、この制限は、シンガポール政府、通貨委員会、シンガポール貨幣管理局、シンガポール政府投資公社又は第十一条4(b)(iv)にいうシンガポール政府の所有する機関が取得する所得については適用しない。

2 一方の締約国において他方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものに所得が生じ、かつ、当該一方の締約国において条件付きで又は無条件に租税を減免することがこの協定に規定されている場合には、この協定に基づき認める当該租税の減免は、その者について当該他方の締約国において施行されている法令に基づき租税が免除されており、かつ、その者が当該他方の締約国において実体を有して実際の活動を行っていないときには、当該所得については適用しない。

第二十三条

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの協定の規定に従ってシンガポールにおいて租税を課される所得をシンガポールにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるシンガポールの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) シンガポールにおいて取得される所得が、シンガポールの居住者である法人により、その議決権のある株式又はその発行済株式の少

なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるシンガポールの租税を考慮に入れるものとする。

2　シンガポールにおいては、二重課税は、次のとおり除去される。

シンガポールの居住者がこの協定の規定に従って日本国において租税を課される所得を日本国において取得する場合には、シンガポールは、シンガポール以外の国において納付される租税をシンガポールの租税から控除することに関するシンガポールの法令に従い、当該所得について直接に又は源泉徴収により納付される日本国の租税を当該居住者に対して課されるシンガポールの租税の額から控除する。その控除を行うに当たり、日本国において取得される所得が、日本国の居住者である法人により、その株式の少なくとも二十五パーセントを直接又は間接に所有する法人であるシンガポールの居住者に対して支払われる配当である場合には、当該配当を支払う法人によりその利得のうち当該配当に充てられる部分について納付される日本国の租税を考慮に入れるものとする。

第二十四条

1　一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税以外の若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。ただし、この1の規定は、シンガポールが、シンガポールの国民にのみ、この協定の署名の日に法令で認めている租税上の人的控除、救済及び軽減又はその後にその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみ修正された租税上の人的控除、救済及び軽減（軽微な点について追加されたものを含む。）を、日本国の国民にも認めることをシンガポールに義務付けるものと解してはならない。両締約国の政府は、シンガポールにおいて将来導入され、かつ、両締約国の政府がこの1の規定の原則に合致すると認めるその他の租税上の人的控除、救済又は軽減をこれに含めることについて合意することができる。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3　第九条1、第十一条8又は第十二条7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4　一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税以外の若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

第二十五条

1　いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2　権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3　両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4　両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

1　両締約国の権限のある当局は、この協定若しくはこの協定が適用される租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。）を実施するため必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この協定が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をこれらの目的のためにのみ使用することができる。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

2　1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令

及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十七条

1 各締約国は、この協定に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、いずれの締約国に対しても、1の租税を徴収するよう努める締約国の法令及び行政上の慣行に抵触し又は当該締約国の公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第二十八条

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条

1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、
この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) シンガポールにおいては、
この協定が効力を生ずる年の翌々年の一月一日以後に開始する賦課年度分のシンガポールの租税

3 千九百七十一年一月二十九日にシンガポールで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約（千九百八十一年一月十四日にシンガポールで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約を改正する議定書による改正を含む。）は、2の規定に従ってこの協定が適用される所得又は租税につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

第三十条

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、次のものについて効力を失う。

(a) 日本国においては、
終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) シンガポールにおいては、
終了の通告が行われた年の翌々年の一月一日以後に開始する賦課年度分のシンガポールの租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十四年四月九日にシンガポールで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
川村知也

シンガポール共和国政府のために
コー・ヨン・ガン

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す、経過措置に係る次の規定を協定した。

1 協定第十一条2の規定にかかわらず、産業的事業に従事するシンガポールの企業が発行する社債又はそのような企業に対する貸付金（延払いの形式によるものを含む。）の利子であって、シンガポール内で生じ、日本国の居住者に支払われるものについては、シンガポールの租税を免除する。

2 1の規定の適用上、「産業的事業」とは、シンガポールにおいて行われ、かつ、シンガポールの権限のある当局によって認められる事業で次の種類に該当するものをいう。

(a) 製造業、組立業及び加工業

(b) 建設業及び土木業

(c) 造船業、船舶解体業及び船舶修理業

(d) 電気（水力電気を含む。）、ガス又は水の供給事業

(e) 鉱業（採石その他鉱床の採掘を含む。）

(f) 栽培業、農業、林業及び漁業

(g) その他の事業であって1の規定の適用上「産業的事業」であると認定されるもの

3 協定第二十三条1に規定する控除の適用上、シンガポールの租税は、この議定書1の規定が適用される利子及び協定第十二条2又は5の規定が適用される使用料又は収入については、常に、その額の十五パーセントの率で納付されたものとみなす。

4 協定第二十三条1に規定する控除の適用上、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であってこの協定の署名の日に実施されているもの又はその修正若しくは追加としてシンガポールの租税に関する法令にその後に導入されることがあるものに従ったシンガポールの租税の軽減又は免除が行われなかったとしたならばシンガポールの法令に基づきシンガポールの租税として納付されたであろう額は、納税者によって納付されたものとみなす。ただし、両締約国の政府が前記の措置により納税者に与えられる特典の範囲について合意を行うことを条件とする。

5　1から4までの規定は、二千年十二月三十一日後に開始する各課税年度について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十四年四月九日にシンガポールで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
川村知也

シンガポール共和国政府のために
コー・ヨン・ガン

審査報告書

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十二日

外務委員長　井上　章平

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約における船舶の所有者の責任の限度額を表す単位を金フランから国際通貨基金の定める特別引出権に改めることを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、船舶の所有者の責任の限度額を表す単位を国際的に統一する見地から有意義であると認められるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月二十一日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書

この議定書の締約国は、

千九百六十九年十一月二十九日にブラッセルで作成された油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締約国として、

次のとおり協定した。

第一条

この議定書の適用上、

1　「条約」とは、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。

2　「機関」という語は、条約において定義されるこの語の意味と同一の意味を有する。

3　「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

第二条

条約第五条を次のように改正する。

(1)　1を次のように改める。

1　船舶の所有者は、この条約に基づく自己の責任を、一の事故について、その船舶のトン数につきトン当たり百三十三計算単位で計算した金額に制限することができる。ただし、この金額は、いかなる場合にも、千四百万計算単位を超えないものとする。

(2)　9を次のように改める。

9(a)　1にいう計算単位は、国際通貨基金の定める特別引出権とする。1に規定する金額は、基金が形成される国の通貨がその形成の日に特別引出権に対して有する価値に従って、当該通貨に換算する。国際通貨基金の加盟国である締約国の通貨の特別引出権表示による価値は、国際通貨基金がその操作及び取引のために適用する評価方法であって換算の日において効力を有しているものにより計算する。国際通貨基金の加盟国でない締約国の通貨の特別引出権表示による価値は、その締約国の定める方法により計算する。

(b)　国際通貨基金の加盟国でなく、かつ、自国の法令により(a)の規定を適用することのできない締約国は、この条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の時に又はその後いつでも、自国の領域において適用する1に規定する責任の限度額を、一の事故について、その船舶のトン数につきトン当たり二千貨幣単位で計算した金額とすることを宣言することができる。ただし、この金額は、いかなる場合にも、二億一千万貨幣単位を超えないものとする。この(b)にいう貨幣単位とは、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムから成る単位をいう。この金額の通貨への換算は、当該国の法令の定めるところにより行う。

(c)　(a)第四段に規定する計算及び(b)に規定する換算は、1において計算単位で表示されている金額と可能な限り同一の実質価値が締約国の通貨で表示されるように行う。締約国は、(a)に規定する計算の方法又は(b)に規定する換算の結果を、第四条に定める文書の寄託の時に寄託者に通知する。当該計算の方法又は当該換算の結果が変更された場合も、同様とする。

第三条

1　この議定書は、条約に署名し又は加入した国及び千九百七十六年十一月十七日から十九日までロンドンで開催された千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の計算単位規定を改正する会議に出席するよう招請された国による署名のために開放する。この議定書は、千九百七十七年二月一日か

ら同年十二月三十一日まで、機関の本部において、署名のために開放しておく。

2　4の規定に従うことを条件として、この議定書は、これに署名した国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

3　4の規定に従うことを条件として、この議定書は、これに署名しなかった国による加入のために開放しておく。

4　この議定書は、条約の締約国がこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入することができる。

第四条

1　批准、受諾、承認又は加入は、そのための正式の文書を事務局長に寄託することによって行う。

2　この議定書の改正がすべての締約国について効力を生じた後又はその改正の効力発生に必要なすべての措置がすべての締約国についてとられた後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された議定書に係るものとみなす。

第五条

1　この議定書は、それぞれのタンカー保有量が百万総トン以上である五の国を含む八の国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を事務局長に寄託した日の後九十日目の日に、この議定書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入した国について効力を生ずる。

2　この議定書は、その後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、その国が該当する文書を寄託した後九十日目の日に効力を生ずる。

第六条

1　締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日の後は、いつでもこれを廃棄することができる。

2　廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

3　廃棄は、事務局長への廃棄書の寄託の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第七条

1　機関は、この議定書の改正のための会議を招集することができる。

2　機関は、この議定書の締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この議定書の改正のための締約国会議を招集する。

第八条

1　この議定書は、事務局長に寄託する。

2　事務局長は、次のことを行う。

(a)　署名国又は加入国に対して次の事項を通知すること。

(i)　新たに行われた署名又は文書の寄託及びその署名又は寄託の日

(ii)　この議定書の効力発生の日

(iii)　この議定書の廃棄書の寄託及びその廃棄が効力を生ずる日

(iv)　この議定書の改正

(b)　署名国又は加入国に対し、この議定書の認証謄本を送付すること。

第九条

事務局長は、この議定書が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、その認証謄本を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

第十条

この議定書は、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成する。ロシア語及びスペイン語による公定訳文が、作成され、署名済みの原本と共に寄託されるものとする。

千九百七十六年十一月十九日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

審査報告書

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十二日

外務委員長　井上　章平

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約における国際基金による補償の額等を表す単位を金フランから国際通貨基金の定める特別引出権に改めることを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、国際基金による補償の額等を表す単位を国際的に統一する見地から有意義であると認められるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月二十一日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書

この議定書の締約国は、

千九百七十一年十二月十八日にブラッセルで作成された油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

この議定書の適用上、

1　「条約」とは、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約をいう。

2　「責任条約」という語は、条約において定義されるこの語の意味と同一の意味を有する。

3　「機関」という語は、条約において定義されるこの語の意味と同一の意味を有する。

4　「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

第二条

条約第一条4を次のように改める。

4　「計算単位」又は「貨幣単位」とは、それぞれ、千九百七十六年十一月十九日に採択された議定書によって改正された責任条約第五条に定める計算単位又は貨幣単位をいう。

第三条

条約に定める金額について次の改正を行う。

(a)　条約第四条中、

(i)　「四億五千万フラン」を「三千万計算単位又は四億五千万貨幣単位」に改める。

(ii)　「九億フラン」を「六千万計算単位又は九億貨幣単位」に改める。

(b)　条約第五条中、

(i)　「千五百フラン」を「百計算単位若しくは千五百貨幣単位」に改める。

(ii)　「一億二千五百万フラン」を「八百三十三万三千計算単位若しくは一億二千五百万貨幣単位」に改める。

(iii)　「二千フラン」を「百三十三計算単位若しくは二千貨幣単位」に改める。

(iv)　「二億一千万フラン」を「千四百万計算単位若しくは二億一千万貨幣単位」に改める。

(c)　条約第十一条中「七千五百万フラン」を「五百万計算単位又は七千五百万貨幣単位」に改める。

(d)　条約第十二条中「千五百万フラン」を「百万計算単位又は千五百万貨幣単位」に改める。

第四条

1　この議定書は、条約に署名し又は加入した国及び千九百七十六年十一月十七日から十九日までロンドンで開催された千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の計算単位規定を改正する会議に出席するよう招請された国による署名のために開放する。この議定書は、千九百七十七年二月一日から同年十二月三十一日まで、機関の本部において、署名のために開放しておく。

2　4の規定に従うことを条件として、この議定書は、これに署名した国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

3　4の規定に従うことを条件として、この議定書は、これに署名しなかった国による加入のために開放しておく。

4　この議定書は、条約の締約国がこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入することができる。

第五条

1　批准、受諾、承認又は加入は、そのための正式の文書を事務局長に寄託することによって行う。

2　この議定書の改正がすべての締約国について効力を生じた後又はその改正の効力発生に必要なすべての措置がすべての締約国についてとられた後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された議定書に係るものとみなす。

第六条

1　この議定書は、これを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入した国について、次の(a)及び(b)の要件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

(a)　少なくとも八の国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を事務局長に寄託すること。

(b)　事務局長が、条約第三十九条の規定に基づき、条約第十条の規定に従って当該国において拠出をしなければならないであろう者が前暦年中に総量において少なくとも七億五千万トンの拠出油を受け取った旨の情報を受領すること。

2　もっとも、この議定書は、条約の効力発生前に効力を生ずることはない。

3　この議定書は、その後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、その国が該当する文書を寄託した後九十日目の日に効力を生ずる。

第七条

1　締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日の後は、いつでもこれを廃棄することができる。

2　廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

3　廃棄は、事務局長への廃棄書の寄託の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第八条

1　機関は、この議定書の改正のための会議を招集することができる。

2　機関は、この議定書の締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この議定書の改正のための締約国会議を招集する。

第九条

1　この議定書は、事務局長に寄託する。

2　事務局長は、次のことを行う。

(a)　署名国又は加入国に対して次の事項を通知すること。

(i)　新たに行われた署名又は文書の寄託及びその署名又は寄託の日

(ii)　この議定書の効力発生の日

(iii)　この議定書の廃棄書の寄託及びその廃棄が効力を生ずる日

(iv)　この議定書の改正

(b)　署名国又は加入国に対し、この議定書の認証謄本を送付すること。

第十条

事務局長は、この議定書が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、その認証謄本を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

第十一条

この議定書は、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成する。ロシア語及びスペイン語による公定訳文が、機関の事務局によって作成され、署名済みの原本と共に寄託されるものとする。

千九百七十六年十一月十九日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

審査報告書

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十二日

外務委員長　井上　章平

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の適用範囲を拡大し、及び同条約における船舶の所有者の責任の限度額を引き上げること等を内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、我が国における汚染損害の被害者の保護を一層充実させるとともに、我が国が世界有数のタンカー保有国である事実にかんがみ汚染損害に係る国際協力を一層推進する見地から有意義であると認められるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月二十一日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の内容ができる限り速やかに効力を生ずることを確保することが必要であることを認識し、

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約について関連する改正が行われることに伴い特別の規定が必要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

この議定書が改正する条約は、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（以下「千九百六十九年責任条約」という。）である。千九百六十九年責任条約の千九百七十六年の議定書の締約国については、「千九百六十九年責任条約」というときは、同議定書によって改正された千九百六十九年責任条約をいうものとする。

第二条

千九百六十九年責任条約第一条を次のように改正する。

1　1を次のように改める。

1　「船舶」とは、ばら積みの油を貨物として輸送するために建造され又は改造された海上航行船舶及び海上用舟艇（種類のいかんを問わない。）をいう。ただし、油及び他の貨物を輸送することができる船舶については、ばら積みの油を貨物として現に輸送しているとき及びその輸送の後の航海中（その輸送による残留物が船舶内にないことが証明された場合を除く。）においてのみ、船舶とみなす。

2　5を次のように改める。

5　「油」とは、原油、重油、重ディーゼル油、潤滑油等の持続性の炭化水素の鉱物油をいい、船舶により貨物として輸送されているかその船舶の燃料タンクにあるかを問わない。

3　6を次のように改める。

6　「汚染損害」とは、次のものをいう。

(a)　船舶からの油の流出又は排出（その場所のいかんを問わない。）による汚染によってその船舶の外部において生ずる損失又は損害。ただし、環境の悪化について行われる賠償（環境の悪化による利益の喪失に関するものを除く。）は、実際にとられた又はとられるべき回復のための合理的な措置の費用に係るものに限る。

(b)　防止措置の費用及び防止措置によって生ずる損失又は損害

4　8を次のように改める。

8　「事故」とは、いずれかの出来事又は同一の原因による一連の出来事であつて、汚染損害をもたらすもの又は汚染損害をもたらす重大なかつ急迫した脅威を生じさせるものをいう。

5　9を次のように改める。

9　「機関」とは、国際海事機関をいう。

6　9の次に10として次のように加える。

10　「千九百六十九年責任条約」とは、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。同条約の千九百七十六年の議定書の締約国については、「千九百六十九年責任条約」というときは、同議定書によつて改正された千九百六十九年責任条約をいうものとする。

第三条

千九百六十九年責任条約第二条を次のように改める。

第二条

この条約は、次のものについてのみ適用する。

(a) 次の区域において生ずる汚染損害

(i) 締約国の領域（領海を含む。）

(ii) 国際法に従つて設定された締約国の排他的経済水域。排他的経済水域を設定していない締約国については、その締約国の領海に接続しかつその締約国が国際法に従つて決定する水域であつて、領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えないもの

(b) (a)の汚染損害を防止し又は最小限にするための防止措置（とられた場所のいかんを問わない。）

第四条

千九百六十九年責任条約第三条を次のように改正する。

1　1を次のように改める。

1　2及び3に規定する場合を除くほか、事故の発生の時又は事故が一連の出来事から成るときは最初の出来事の発生の時における船舶の所有者は、その事故の結果その船舶から生ずる汚染損害について責任を負う。

2　4を次のように改める。

4　汚染損害の賠償の請求は、この条約に基づく場合を除くほか、所有者に対して行うことができない。5の規定に従うことを条件として、汚染損害の賠償の請求は、この条約に基づくものであるかどうかを問わず、次に掲げる者に対して行うことができない。

(a) 所有者の被用者若しくは代理人又は乗組員

(b) 水先人その他船舶のために役務を提供する者で乗組員以外のもの

(c) 船舶の傭船者（裸傭船者を含み、名称のいかんを問わない。）、管理人又は運航者

(d) 所有者の同意を得て又は権限のある公の当局の指示に基づき救助活動を行う者

(e) 防止措置をとる者

(f) (c)から(e)までに掲げる者の被用者又は代理人

ただし、(a)から(f)までに掲げる者が汚染損害をもたらす意図をもつて又は無謀にかつ汚染損害の生ずるおそれがあることを認識して行つた行為（不作為を含む。）により汚染損害が生じた場合は、この限りでない。

第五条

千九百六十九年責任条約第四条を次のように改める。

第四条

二以上の船舶が関係する事故が生じ、それによつて汚染損害が生じた場合には、それらのすべての船舶の所有者は、前条の規定に基づいて責任を免れる場合を除くほか、合理的に分割することができない汚染損害の全体について連帯して責任を負う。

第六条

千九百六十九年責任条約第五条を次のように改正する。

1　1を次のように改める。

1　船舶の所有者は、この条約に基づく自己の責任を、一の事故について、次のとおり計算した金額に制限することができる。

(a) トン数五千単位を超えない船舶については、三百万計算単位

(b) トン数五千単位を超える船舶については、それを超える部分についてトン数一単位当たり四百二十計算単位で計算した計算単位と(a)の計算単位とを合算した計算単位

ただし、この金額は、いかなる場合にも、五千九百七十万計算単位を超えないものとする。

2　2を次のように改める。

2　所有者は、汚染損害をもたらす意図をもつて又は無謀にかつ汚染損害の生ずるおそれがあることを認識して行つた自己の行為（不作為を含む。）により汚染損害の生じたことが証明された場合には、この条約に基づいて自己の責任を制限することができない。

3　3を次のように改める。

3　所有者は、1の制限の利益を享受するためには、第九条の規定に基づいて訴えが提起される締約国のうちいずれかの締約国の裁判所その他の権限のある当局に、又は訴えが提起されない場合には同条の規定に基づいて訴えを提起することができる締約国のうちいずれかの締約国の裁判所その他の権限のある当局に、自己の責任の限度額に相当する額の基金を形成しなければならない。基金は、その金額を供託することにより、又は基金が形成される締約国の法令によつて認められかつ裁判所その他の権限のある当局が十分と認める銀行保証その他の保証を提供することによつて形成することができる。

4　9を次のように改める。

9 (a)　1にいう計算単位は、国際通貨基金の定める特別引出権とする。1に規定する金額は、当該国の通貨が3に規定する基金の形成の日に特別引出権に対して有する価値に従つて、当該通貨に換算する。国際通貨基金の加盟国である締約国の通貨の特別引出権表示による価値は、国際通貨基金がその操作及び取引のために適用する評価方法であつて換算の日において効力を有しているものにより計算する。国際通貨基金の加盟国でない締約国の通貨の特別引出権表示による価値は、その締約国の定める方法により計算する。

(b)　国際通貨基金の加盟国でなく、かつ、自国の法令により(a)の規定を適用することのできない締約国は、この条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の時又はその後いつでも、(a)にいう計算単位を十五金フランに等しくすることを宣言することができる。この(b)にいう金フランとは、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムから成る単位をいう。金フランの通貨への換算は、当該国の法令の定めるところにより行う。

(c)　(a)第四段に規定する計算及び(b)に規定する換算は、(a)第一段から第三段までの規定を適用したならば得られたであろう1に規定する金額と可能な限り同一の実質価値が締約国の通貨で表示されるように行う。締

約国は、(a)に規定する計算の方法又は(b)に規定する換算の結果を、この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時に寄託者に通知する。当該計算の方法又は当該換算の結果が変更された場合も、同様とする。

5　10を次のように改める。

10　この条の規定の適用上、船舶のトン数は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書Ⅰに定めるトン数の測度に関する規則に従つて計算される総トン数とする。

6　11後段を次のように改める。

この基金は、所有者が2の規定に基づき自己の責任を制限することができない場合にも形成することができるものとするが、この場合においては、所有者に対する債権者の権利は、その基金の形成によつて害されることはない。

第七条

千九百六十九年責任条約第七条を次のように改正する。

1　2第一段及び第二段を次のように改める。

保険その他の金銭上の保証がこの条約に従つて効力を有していることを証明する証明書が、1に規定する要件が満たされていることが締約国の権限のある当局により確認された後に、各船舶に対して発行される。締約国に登録されている船舶については、その証明書は、船舶の登録国の権限のある当局により発行され又は公認される。締約国に登録されていない船舶については、その証明書は、いずれかの締約国の権限のある当局により発行され又は公認されることができる。

2　4を次のように改める。

4　証明書は、船舶内に備え置くものとし、その写しは、当該船舶の登録簿を保管する当局又は当該船舶がいずれの締約国にも登録されていない場合にはその証明書を発行し若しくは公認した国の当局に寄託する。

3　7前段を次ように改める。

2の規定に従い締約国の権限に基づいて発行され又は公認された証明書（いずれの締約国にも登録されていない船舶について発行され又は公認されたものを含む。）は、他の締約国により、この条約の適用上承認され、それらの締約国が発行し又は公認した証明書と同一の効力を有するものと認められる。

4　7後段中「船舶の登録国」を「その証明書を発行し又は公認した国」に改める。

5　8第二段を次のように改める。

この場合には、被告は、所有者が第五条2の規定に基づいて自己の責任を制限することができないときにおいても、同条1に規定する責任の制限を援用することができる。

第八条

千九百六十九年責任条約第九条を次のように改正する。

1　1を次のように改める。

1　事故が一若しくは二以上の締約国の領域（領海を含む。）若しくは第二条に規定する水域において汚染損害をもたらし、又は当該領域（領海を含む。）若しくは当該水域における汚染損害を防止し若しくは最小限にするため防止措置がとられた場合には、賠償の請求の訴えは、当該締約国の裁判所にのみ提起することができる。その訴えについては、被告に対し相当の通告を行う。

第九条

千九百六十九年責任条約第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二　経過規定

事故の発生の時にこの条約及び千九百六十九年責任条約の双方の締約国である国については、次の(a)から(d)までの経過規定を適用する。

(a)　この条約に基づく責任は、事故がこの条約の対象とされている汚染損害をもたらした場合において、その責任が千九百六十九年責任条約の下でも生ずるときは、その範囲で履行されたものとみなす。

(b)　事故がこの条約の対象とされている汚染損害をもたらし、かつ、当該国がこの条約及び千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の双方の締約国である場合には、(a)の規定が適用された後履行されずに残る責任は、汚染損害が千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約が適用された後補償されずに残る範囲でのみ、この条約に基づいて生ずる。

(c)　第三条4の規定の適用に当たり、「この条約」とは、適宜、この条約又は千九百六十九年責任条約をいうものと解する。

(d)　第五条3の規定の適用に当たり、形成される基金の額は、(a)の規定に基づいて履行されたものとみなされた責任に相当する額を減じたものとする。

第十二条の三　最終規定

千九百六十九年責任条約を改正する千九百九十二年の議定書第十二条から第十八条までの規定をこの条約の最終規定とする。この条約において「締約国」というときは、同議定書の締約国をいうものとする。

第十条

千九百六十九年責任条約附属書に示す証明書の様式をこの議定書の附属書に示す様式に改める。

第十一条

1　千九百六十九年責任条約及びこの議定書は、この議定書の締約国の間において、単一の文書として一括して読まれ、かつ、解釈されるものとする。

2　この議定書によって改正された千九百六十九年責任条約第一条から第十二条の三までの規定（証明書の様式を含む。）は、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（千九百九十二年責任条約）と称するものとする。

最終規定

第十二条　署名、批准、受諾、承認及び加入

1　この議定書は、千九百九十三年一月十五日から千九百九十四年一月十四日まで、ロンドンにおいて、すべての国による署名のために開放しておく。

2　4の規定に従うことを条件として、いずれの国も、次のいずれかの方法により、この議定書の締約国となることができる。

(a)　批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(b)　加入すること。

3　批准、受諾、承認又は加入は、そのための正式の文書を機関の事務局長に寄託することによって行う。

4　千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約（以下「千九百七十一年基金条約」という。）の締約国は、同条約を改正する千九百九十二年の議定書を同時に批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する場合にのみ、この議定書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入することができる。ただし、この議定書が当該締約国について効力を生ずる日に千九百七十一年基金条約の廃棄が効力を生ずるように当該締約国が同条約を廃棄する場合は、この限りでない。

5　この議定書の締約国であるが千九百六十九年責任条約の締約国でない国は、この議定書の他の締約国との関係においてはこの議定書によって改正された同条約によって拘束されるが、同条約の締約国との関係においては同条約によって拘束されない。

6　この議定書によって改正された千九百六十九年責任条約についてその後改正が行われた場合には、当該その後の改正が効力を生じた後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この議定書によって改正され、かつ、当該その後の改正が行われた同条約に係るものとみなす。

第十三条　効力発生

1　この議定書は、それぞれのタンカー保有量が総トン数百万単位以上である四の国を含む十の国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を機関の事務局長に寄託した日の後十二箇月で効力を生ずる。

2　もっとも、千九百七十一年基金条約の締約国は、この議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の際に、これらの文書が、この条の規定の適用上千九百七十一年基金条約を改正する千九百九十二年の議定書第三十一条に規定する六箇月の期間の満了の時まで効力を有しないものとみなすことを宣言することができる。千九百七十一年基金条約の締約国ではないが同条約を改正する千九百九十二年の議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国も、その寄託の際にこの2の規定に基づいて宣言を行うことができる。

3　2の規定に基づいて宣言を行った国は、機関の事務局長にあてた通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。撤回は、通告が受領された日に効力を生ずるものとし、また、撤回を行った国は、その撤回が効力を生じた日にこの議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託したものとみなされる。

4　この議定書は、1に規定する効力発生の要件が満たされた後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、その国が該当する文書を寄託した日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十四条　改正

1　機関は、千九百九十二年責任条約の改正のための会議を招集することができる。

2　機関は、締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、千九百九十二年責任条約の改正のための締約国会議を招集する。

第十五条　制限額の改正

1　事務局長は、締約国の少なくとも四分の一の要請がある場合には、この議定書によって改正された千九百六十九年責任条約第五条1に規定する責任の限度額の改正案を機関のすべての加盟国及びすべての締約国に送付する。

2　1の規定により提案されかつ送付された改正案は、送付された日の後六箇月目の日以後に行われる審議のため機関の法律委員会に付託する。

3　この議定書によって改正された千九百六十九年責任条約のすべての締約国は、機関の加盟国であるかないかを問わず、改正案の審議及び採択のため法律委員会の審議に参加する権利を有する。

4　改正案は、3の規定により拡大された法律委員会に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約国の少なくとも二分の一が出席していることを条件とする。

5　法律委員会は、限度額の改正案について決定を行う場合には、事故の経験、特にそれらの事故によって生じた損害の額、貨幣価値の変動及びその改正案が保険の費用に及ぼす影響を考慮する。法律委員会は、また、この議定書によって改正された千九百六十九年責任条約第五条1に規定する限度額と千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約第四条4に規定する限度額との関係を考慮する。

6(a)　この条の規定に基づいて行われる責任の限度額の改正は、千九百九十八年一月十五日前に審議することはできず、また、この条の規定に基づいて先に行われた改正が効力を生じた日から五年を経過する時まで審議することはできない。この条の規定に基づく改正は、この議定書が効力を生ずる前に審議することはできない。

(b)　限度額については、この議定書によって改正された千九百六十九年責任条約に定める限度額につき千九百九十三年一月十五日から年六パーセントの複利による計算をして得た増額分と当該限度額との合計額を超えるような引上げを行うことはできない。

(c)　限度額については、この議定書によって改正された千九百六十九年責任条約に定める限度額に三を乗じた額を超えるような引上げを行うことはできない。

7　機関は、4の規定に従って採択された改正をすべての締約国に通告する。改正は、通告の日の後十八箇月の期間が満了した時に受諾されたものとみなされる。ただし、その期間内に、法律委員会における改正の採択の時に締約国であった国の四分の一以上が機関に対しその改正を受諾しない旨の通知を行った場合には、その改正は、受諾されず、効力を生じない。

8　7の規定により受諾されたものとみなされる改正は、その受諾の後十八箇月で効力を生ずる。

9　すべての締約国は、改正が効力を生ずる日の少なくとも六箇月前に次条1及び2の規定に基づいてこの議定書を廃棄しない限り、その改正によって拘束される。その廃棄は、その改正が効力を生ずる時に効力を生ずる。

10　法律委員会が改正を採択した後受諾のための十八箇月の期間が満了するまでの間にこの議定書の締約国となった国は、その改正が効力を生ずる場合には、その改正によって拘束される。その期間が満了した後に締約国となる国は、7の規定により受諾された改正によって拘束される。これらの場合において、当該国は、改正が効力を生ずる時に、又はこの議定書が当該国について効力を生ずる時がそれよりも遅いときはその時に、その改正によって拘束される。

第十六条　廃棄

1　締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日の後は、いつでもこれを廃棄することができる。

2　廃棄は、機関の事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

3　廃棄は、機関の事務局長への廃棄書の寄託の後十二箇月で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

4　この議定書のいずれかの締約国が千九百六十九年責任条約第十六条の規定に基づいて行う同条約の廃棄は、この議定書の締約国の間においては、いかなる場合にも、この議定書によって改正された千九百六十九年責任条約の廃棄と解してはならない。

5　千九百七十一年基金条約を改正する千九百九十二年の議定書の廃棄であって、同条約の締約国としてとどまる国により行われるものは、この議定書の廃棄とみなされる。その廃棄は、同条約を改正する千九百九十二年の議定書の廃棄が同議定書第三十四条の規定に従って効力を生ずる日に効力を生ずる。

第十七条　寄託者

1　この議定書及び第十五条の規定により受諾された改正は、機関の事務局長に寄託する。

2　機関の事務局長は、次のことを行う。

(a)　署名国又は加入国に対して次の事項を通知すること。

(i)　新たに行われた署名又は文書の寄託及びその署名又は寄託の日

(ii)　第十三条の規定に基づく宣言及び通告並びに千九百九十二年責任条約第五条9の規定に基づく宣言及び通知

(iii)　この議定書の効力発生の日

(iv)　第十五条1の規定により提案された責任の限度額の改正案

(v)　第十五条4の規定に従って採択された改正

(vi)　第十五条7の規定により受諾されたものとみなされる改正並びにその改正が同条8及び9の規定により効力を生ずる日

(vii)　この議定書の廃棄書の寄託、その寄託の日及びその廃棄が効力を生ずる日

(viii)　第十六条5の規定により行われたものとみなされる廃棄

(ix)　この議定書に定めるところにより必要とされる通知

(b)　すべての署名国及びこの議定書に加入するすべての国に対し、この議定書の認証謄本を送付すること。

3　機関の事務局長は、この議定書が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、その条約文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

第十八条　言語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

千九百九十二年十一月二十七日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

附属書

油による汚染損害についての民事責任に関する保険その他の金銭上の保証の証明書

1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条の規定に従って発行する。

船名	船舶番号又は信号符字	船籍港	所有者の氏名又は名称及び住所

上記の船舶に関し、1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条の要件を満たす保険証券その他の金銭上の保証が効力を有していることを証明する。

保証の種類 ----------

保証の期間 ----------

保険者及び(又は)保証提供者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 ----------

住所 ----------

この証明書は、---------- (国の正式名称) ----------まで効力を有する。

----------政府が----------において----------に発行し又は公認した。

(場所)　(日付)

発行し又は公認する公務員の署名及び官職

注

1　国の名称を記載するに当たっては、望ましい場合には、証明書の発行が行われる国の権限のある当局の名称をも記載することができる。

2　保証の総額につき二以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示しなければならない。

3　保証が二以上の方式で提供される場合には、それらの方式を列挙しなければならない。

4　「保証の期間」の欄には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。

審査報告書

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十二日

外務委員長　井上　章平

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の適用範囲を拡大し、及び同条約における国際基金による補償の最高額を引き上げること等を内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、我が国における汚染損害の被害者の保護を一層充実させるとともに、我が国が世界有数のタンカー保有国及び石油輸入国である事実にかんがみ汚染損害に係る国際協力を一層推進する見地から有意義であると認められるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月二十一日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書

この議定書の締約国は、

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約及び同条約の千九百八十四年の議定書を考慮し、

適用範囲の拡大及び補償の拡充について定める同議定書が効力を生じていないことに留意し、

油による汚染に関する責任並びに賠償及び補償の国際的な制度を存続させることが重要であることを確認し、

千九百八十四年の議定書の内容ができる限り速やかに効力を生ずることを確保することが必要であることを認識し、

この議定書によって改正された条約が経過期間において改正前の条約と共存し、かつ、これを補足するように措置をとることが締約国にとって利益となることを認識し、

船舶によるばら積みの油の海上輸送によって生ずる汚染損害の経済的影響は、引き続き船舶の所有者及び油について利害関係を有する者によって負担されるべきであることを確信し、

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書が採択されたことに留意して、

次のとおり協定した。

第一条

この議定書が改正する条約は、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約（以下「千九百七十一年基金条約」という。）である。千九百七十一年基金条約の千九百七十六年の議定書の締約国については、「千九百七十一年基金条約」というときは、同議定書によって改正された千九百七十一年基金条約をいうものとする。

第二条

千九百七十一年基金条約第一条を次のように改正する。

1　1を次のように改める。

1　「千九百九十二年責任条約」とは、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。

2　1の次に1の二として次のように加える。

1の二　「千九百七十一年基金条約」とは、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約をいう。

3　2を次のように改める。

2　「船舶」、「者」、「所有者」、「油」、「汚染損害」、「防止措置」、「事故」及び「機関」という語は、千九百九十二年責任条約第一条において定義されるこれらの語の意味と同一の意味を有する。

4　4を次のように改める。

4　「計算単位」という語は、千九百九十二年責任条約第五条9において定義されるこの語の意味と同一の意味を有する。

5　5を次のように改める。

5　「船舶のトン数」という語は、千九百九十二年責任条約第五条10において定義されるこの語の意味と同一の意味を有する。

6　7を次のように改める。

7　「保証提供者」とは、千九百九十二年責任条約第七条1の規定に従つて所有者の責任を担保するための保険その他の金銭上の保証を提供する者をいう。

第三条

千九百七十一年基金条約第二条を次のように改正する。

1を次のように改める。

1　「千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金」（以下「基金」という。）と称する汚染損害の補償のための国際基金をこの条約により設立する。基金は、次のことを目的とする。

(a)　千九百九十二年責任条約によつて与えられる保護が十分でない範囲において汚染損害の補償を行うこと。

(b)　この条約に規定する関連した目的を達成すること。

第四条

千九百七十一年基金条約第三条を次のように改める。

第三条

この条約は、次のものについてのみ適用する。

(a)　次の区域において生ずる汚染損害

(i)　締約国の領域（領海を含む。）

(ii)　国際法に従つて設定された締約国の排他的経済水域。排他的経済水域を設定していない締約国については、その締約国の領海に接続しかつその締約国が国際法に従つて決定する水域であつて、領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えないもの

(b)　(a)の汚染損害を防止し又は最小限にするための防止措置（とられた場所のいかんを問わない。）

第五条

千九百七十一年基金条約第四条の前の見出し中「及び補てん」を削る。

第六条

千九百七十一年基金条約第四条を次のように改正する。

1　1中「責任条約」を「千九百九十二年責任条約」に改める。

2　3を次のように改める。

3　基金は、汚染損害が、専ら又は部分的に、汚染損害を被つた者の作為若しくは不作為（損害をもたらすことを意図したものに限る。）又は過失によつて生じたことを証明した場合には、その者に対する補償の義務の全部又は一部を免れることができる。基金は、いかなる場合にも、船舶の所有者が千九百九十二年責任条約第三条3の規定に基づいて責任を免れたときは、その範囲で義務を免れる。ただし、防止措置については、この限りでない。

3　4を次のように改める。

4　(a)　(b)及び(c)の規定が適用される場合を除くほか、基金がこの条の規定に基づいて支払う補償の総額は、一の事故について、その額と前条の規定によりこの条約の対象とされている汚染損害につき千九百九十二年責任条約に基づいて実際に支払われる賠償額との合計額が一億三千五百万計算単位を超えないように制限される。

(b)　(c)の規定が適用される場合を除くほか、例外的、不可避的かつ不可抗力的な性質を有する一の自然現象によつて生じた汚染損害につき基金がこの条の規定に基づいて支払う補償の総額は、一億三千五百万計算単位を超えないものとする。

(c)　(a)及び(b)に規定する補償の総額の最高額は、この条約のいずれかの三の締約国の領域内で前暦年中に受け取られた拠出油についてその量が合計六億トン以上となる期間がある場合において、当該期間中に生じた事故については、二億計算単位とする。

(d)　千九百九十二年責任条約第五条3の規定に従つて形成された基金について生じた利子は、基金がこの条の規定に基づいて支払う補償の総額の算定上考慮に入れないものとする。

(e)　この条に規定する金額は、基金の総会が補償の支払の最初の日を決定する日に当該国の通貨が特別引出権に対して有する価値に従つて、当該通貨に換算する。

4　5を次のように改める。

5　基金に対する確定された債権の額が4の規定に基づいて支払われる補償の総額を超える場合には、支払に充てられる金額は、確定された債権の額と債権者に対しこの条約に基づいて実際に支払われる金額との割合がすべての債権者について同一となるような方法で分配する。

5　6を次のように改める。

6　基金の総会は、例外的な場合においては、船舶の所有者が千九百九十二年責任条約第五条3に規定する基金を形成していないときであつても、この条約に基づく補償が支払われることを決定することができる。この場合には、4(e)の規定を適用する。

第七条

千九百七十一年基金条約第五条を次のように改める。

第五条　削除

第八条

千九百七十一年基金条約第六条を次のように改正する。

1　1中「1」及び「又は前条の規定に基づく補てん」を削り、「これらの」を「同条の」に改める。

2　2を削る。

第九条

千九百七十一年基金条約第七条を次のように改正する。

1　1、3、4及び6中「責任条約」を「千九百九十二年責任条約」に改める。

2　1中「又は第五条の規定に基づく補てん」を削る。

3　3前段中「又は第五条の規定に基づく補てん」を削る。

4　3後段中「又は第五条1」を削る。

第十条

千九百七十一年基金条約第八条中「責任条約」を「千九百九十二年責任条約」に改める。

第十一条

千九百七十一年基金条約第九条を次のように改正する。

1　1を次のように改める。

1　基金は、第四条1の規定に従つて基金が支払つた汚染損害の補償の金額に関し、その補償の支払を受けた者が千九百九十二年責任条約に基づき所有者又はその保証提供者に対して有したであろう権利を代位によつて取得する。

2　2中「又は補てん」を削る。

第十二条

千九百七十一年基金条約第十条を次のように改正する。

1中「拠出金は」を「年次拠出金は」に改め、「当初拠出金については次条1に、年次拠出金については」及び「それぞれ」を削る。

第十三条

千九百七十一年基金条約第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第十四条

千九百七十一年基金条約第十二条を次のように改正する。

1　1中「第十条に規定するそれぞれの者が支払うべき」を「支払われるべき」に改める。

2　1(i)(b)及び(c)中「又は第五条」を削り、「千五百万フラン」を「四百万計算単位」に改める。

3　1(ii)(b)を削る。

4　1(ii)中(c)を(b)とし、(d)を(c)とする。

5　2(a)及び(b)以外の部分を次のように改める。

総会は、徴収されるべき拠出金の総額を決定する。第十条に規定するそれぞれの者の年次拠出金の額については、事務局長が、その総会の決定に基づき、各締約国に関し、

6　4を次のように改める。

4　年次拠出金は、基金の内部規則に定める日に支払うものとする。総会は、これと異なる支払の日を決定することができる。

7　5を次のように改める。

5　総会は、基金の会計規則に定めるところに従い、2(a)の規定に基づいて受け取られた資金と2(b)の規定に基づいて受け取られた資金との間で移転を行うことを決定することができる。

8　6を削る。

第十五条

千九百七十一年基金条約第十三条を次のように改正する。

1　1を次のように改める。

1　前条の規定に基づいて支払われるべき拠出金で支払が遅滞しているものには、基金の内部規則に従つて決定される率で利子を付する。その率は、状況に応じて異なるものとすることができる。

2　3中「第十一条」を「前条」に改め、「三箇月を超えて」を削る。

第十六条

千九百七十一年基金条約第十五条に4として次のように加える。

4　締約国が2に定める通知及び送付を事務局長に対して行う義務を履行しない結果として基金に金銭上の損失が生じた場合には、当該締約国は、基金に対し当該損失について賠償を行う責任を負う。総会は、事務局長の勧告に基づき、当該締約国が当該損失について賠償を行うか行わないかを決定する。

第十七条

千九百七十一年基金条約第十六条を次のように改める。

第十六条

基金に、総会及び事務局長を長とする事務局を置く。

第十八条

千九百七十一年基金条約第十八条を次のように改正する。

1　1から14まで以外の部分中「第二十六条の規定が適用される場合を除くほか、」を削る。

2　8を次のように改める。

8　削除

3　9を次のように改める。

9　必要と認める臨時又は常設の補助機関を設け、それらの機関の付託条項を定め、及びそれらの機関が与えられた任務を遂行するために必要な権限を付与すること。総会は、補助機関の構成員を任命するに当たり、構成員の衡平な地理的配分及び最も多量の拠出油が受け取られている締約国が適切に代表されることを確保するように努めるものとする。総会の手続規則は、補助機関の作業について準用することができる。

4　10中「、理事会」を削る。

5　11中「、理事会」を削る。

6　12を次のように改める。

12　削除

第十九条

千九百七十一年基金条約第十九条を次のように改正する。

1　1を次のように改める。

1　総会の通常会期は、事務局長の招集により毎暦年一回開催する。

2　2中「理事会の要請又は」を削る。

第二十条

千九百七十一年基金条約第二十一条の前の見出しを削り、同条から第二十七条までを次のように改める。

第二十一条から第二十七条まで　削除

第二十一条

千九百七十一年基金条約第二十九条を次のように改正する。

1　1を次のように改める。

1　事務局長は、基金の首席行政官であるものとし、総会の指示に従うことを条件として、この条約、基金の内部規則及び総会によつて与えられる任務を遂行する。

2　2(e)中「又は理事会」を削る。

3　2(f)中「又は、場合に応じ、理事会」を削る。

4　2(g)を次のように改める。

(g)　前暦年における基金の活動についての報告を総会の議長と協議の上作成し、及びこれを公表すること。

5　2(h)中「、理事会」を削る。

第二十二条

千九百七十一年基金条約第三十一条1中「並びに理事会」を削る。

第二十三条

千九百七十一年基金条約第三十二条を次のように改正する。

1　(a)から(d)まで以外の部分中「及び理事会」を削る。

2　(b)中「及び理事会」を削る。

第二十四条

千九百七十一年基金条約第三十三条を次のように改正する。

1　1を削る。

2　2中「2」を削る。

3　(c)を次のように改める。

(c)　第十八条9の規定に基づく補助機関の設置及びその関連事項

第二十五条

千九百七十一年基金条約第三十五条を次のように改める。

第三十五条

この条約、基金の内部規則及び総会によつて与えられる任務を遂行する。

2　2(e)中「又は理事会」を削る。

3　2(f)中「又は、場合に応じ、理事会」を削る。

4　2(g)を次のように改める。

(g)　前暦年における基金の活動についての報告を総会の議長と協議の上作成し、及びこれを公表すること。

5　2(h)中「、理事会」を削る。

第二十二条

千九百七十一年基金条約第三十一条1中「並びに理事会」を削る。

第二十三条

千九百七十一年基金条約第三十二条を次のように改正する。

1　(a)から(d)まで以外の部分中「及び理事会」を削る。

2　(b)中「及び理事会」を削る。

第二十四条

千九百七十一年基金条約第三十三条を次のように改正する。

1　1を削る。

2　2中「2」を削る。

3　(c)を次のように改める。

(c)　第十八条9の規定に基づく補助機関の設置及びその関連事項

第二十五条

千九百七十一年基金条約第三十五条を次のように改める。

第三十五条

この条約の効力発生の日の後に生ずる事故に関し第四条の規定に基づいて行われる補償の請

求は、その効力発生の日の後百二十日目の日前に基金に対して行うことができない。

第二十六条

千九百七十一年基金条約第三十六条の次に次の四条を加える。

第三十六条の二

この条約が効力を生ずる日から千九百七十一年基金条約を改正する千九百九十二年の議定書第三十一条に規定する廃棄が効力を生ずる日までの期間（以下「経過期間」という。）において、次の(a)から(d)までの経過規定を適用する。

(a) 第二条1(a)の規定の適用に当たり、「千九百九十二年責任条約」というときは、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（千九百七十六年の議定書によって改正される前の同条約又は同議定書によって改正された同条約をいうものとし、以下この条において「千九百六十九年責任条約」という。）及び千九百七十一年基金条約を含めていうものとする。

(b) 基金は、事故がこの条約の対象とされている汚染損害をもたらした場合であつて、汚染損害を被った者がその損害につき千九百六十九年責任条約、千九百七十一年基金条約及び千九百九十二年責任条約の下で十分かつ適正な賠償又は補償を受けることができないときにのみ、その範囲でその者に対して補償を行う。ただし、基金は、この条約の対象とされている汚染損害に関し、この条約の締約国であるが千九百七十一年基金条約の締約国でない国については、その国がこれらの双方の条約の締約国であつたとしても汚染損害を被った者が十分かつ適正な賠償又は補償を受けることができなかつたであろう場合にのみ、その範囲でその者に対して補償を行う。

(c) 第四条の規定の適用に当たり、基金が支払う補償の総額を決定する上で考慮する金額には、千九百六十九年責任条約に基づいて実際に支払われる賠償額がある場合には当該賠償額、及び千九百七十一年基金条約に基づいて実際に支払われる又は支払われたものとみなされる補償の金額を含めるものとする。

(d) 第九条1の規定は、千九百六十九年責任条約に基づく権利について準用する。

第三十六条の三

1　4の規定に従うことを条件として、一の締約国において一暦年中に受け取られた拠出油について支払われる年次拠出金の合計額は、当該暦年についての千九百七十一年基金条約を改正する千九百九十二年の議定書に基づく年次拠出金の総額の二十七・五パーセントを超えないものとする。

2　第十二条2及び3の規定の適用の結果として、一の締約国における拠出者が一暦年に支払う拠出金の合計額が年次拠出金の総額の二十七・五パーセントを超える場合には、当該締約国におけるそれぞれの拠出者が支払う拠出金は、その合計額が当該総額の二十七・五パーセントに等しくなるように、一定の割合で減額する。

3　いずれかの締約国における拠出者が支払う拠出金が2の規定に基づいて減額される場合には、他のすべての締約国における拠出者が支払う拠出金は、当該暦年に基金への拠出をしなければならないすべての者が支払う拠出金の総額が総会の決定する拠出金の総額に達するように、一定の割合で増額する。

4　1から3までの規定は、すべての締約国において一暦年中に受け取られた拠出油の総量が七億五千万トンに達する日又は千九百九十二年の議定書が効力を生じた日の後五年の期間が満了する日のいずれか早い日まで適用する。

第三十六条の四

この条約の規定にかかわらず、千九百七十一年基金条約及びこの条約の双方が効力を有している期間、次の(a)から(f)までの規定を基金の管理について適用する。

(a) 千九百七十一年基金条約によって設立された基金（以下「千九百七十一年基金」という。）の事務局及びその長である事務局長は、基金の事務局及び事務局長として任務を遂行することができる。

(b) 千九百七十一年基金の事務局及び事務局長が(a)の規定に基づき基金の事務局及び事務局長として任務を遂行する場合であつて、千九百七十一年基金と基金との間において利害が異なるときは、基金は、基金の総会の議長によって代表される。

(c) 事務局長並びに事務局長が任命する職員及び専門家がこの条約及び千九百七十一年基金条約に基づいて任務を遂行する場合には、これらの者がこの条の規定に基づいて任務を遂行する限り、第三十条の規定に違反するものとはみなされない。

(d) 基金の総会は、千九百七十一年基金の総会が行う決定と両立しない決定を行わないように努める。管理上の共通の問題について意見の相違が生ずる場合には、基金の総会は、相互協力の精神に基づき、かつ、双方の基金の共通の目的に留意し、千九百七十一年基金の総会と意見の一致に達するように努める。

(e) 基金は、千九百七十一年基金の総会が千九百七十一年基金条約第四十四条2の規定に基づいてその旨の決定を行う場合には、千九百七十一年基金の権利、義務及び資産を承継することができる。

(f) 基金は、千九百七十一年基金が基金に代わって行う管理上の役務について要するすべての費用及び経費を償還する。

第三十六条の五　最終規定

千九百七十一年基金条約を改正する千九百九十二年の議定書第二十八条から第三十九条までの規定をこの条約の最終規定とする。この条約において「締約国」というときは、同議定書の締約国をいうものとする。

第二十七条

1　千九百七十一年基金条約及びこの議定書は、この議定書の締約国の間において、単一の文書として一括して読まれ、かつ、解釈されるものとする。

2　この議定書によって改正された千九百七十一年基金条約第一条から第三十六条の五までの規定は、千九百九十二年の油による汚染損害の補

償のための国際基金の設立に関する国際条約（千九百九十二年基金条約）と称するものとする。

最終規定

第二十八条　署名、批准、受諾、承認及び加入

1　この議定書は、千九百九十三年一月十五日から千九百九十四年一月十四日まで、ロンドンにおいて、千九百九十二年責任条約に署名した国による署名のために開放しておく。

2　4の規定に従うことを条件として、この議定書は、これに署名した国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

3　4の規定に従うことを条件として、この議定書は、これに署名しなかった国による加入のために開放しておく。

4　千九百九十二年責任条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入している国のみが、この議定書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入することができる。

5　批准、受諾、承認又は加入は、そのための正式の文書を機関の事務局長に寄託することによって行う。

6　この議定書の締約国であるが千九百七十一年基金条約の締約国でない国は、この議定書の他の締約国との関係においてはこの議定書によって改正された同条約によって拘束されるが、同条約の締約国との関係においては同条約によって拘束されない。

7　この議定書によって改正された千九百七十一年基金条約についてその後改正が行われた場合には、当該その後の改正が効力を生じた後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この議定書によって改正され、かつ、当該その後の改正が行われた同条約に係るものとみなす。

第二十九条　拠出油に関する通知

1　いずれの国も、この議定書が当該国について効力を生ずる前は、前条5に規定する文書を寄託する時及びその後毎年機関の事務局長が決定する日に、同事務局長に対し、当該国に関しこの議定書によって改正された千九百七十一年基金条約第十条の規定に従い基金への拠出をしなければならないであろう者の氏名又は名称及び住所を通知し、並びにその者が前暦年中に当該国の領域内で受け取った拠出油の量に関する資料を送付する。

2　事務局長は、経過期間中毎年機関の事務局長に対し、締約国に代わり、この議定書によって改正された千九百七十一年基金条約第十条の規定に従い基金への拠出をしなければならない者が受け取った拠出油の量に関する資料を送付する。

第三十条　効力発生

1　この議定書は、次の(a)及び(b)の要件が満たされた日の後十二箇月で効力を生ずる。

(a)　少なくとも八の国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を機関の事務局長に寄託すること。

(b)　機関の事務局長が、前条の規定に基づき、この議定書によって改正された千九百七十一年基金条約第十条の規定に従って拠出をしなければならないであろう者が前暦年中に総量において少なくとも四億五千万トンの拠出油を受け取った旨の情報を受領すること。

2　もっとも、この議定書は、千九百九十二年責任条約の効力発生前に効力を生ずることはない。

3　この議定書は、1に規定する効力発生の要件が満たされた後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、その国が該当する文書を寄託した日の後十二箇月で効力を生ずる。

4　いずれの国も、この議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の際に、これらの文書がこの条の規定の適用上次条に規定する六箇月の期間の満了の時まで効力を有しないことを宣言することができる。

5　4の規定に基づいて宣言を行った国は、機関の事務局長にあてた通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。撤回は、通告が受領された日に効力を生ずるものとし、また、撤回を行った国は、その撤回が効力を生じた日にこの議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託したものとみなされる。

6　千九百六十九年責任条約を改正する千九百九十二年の議定書第十三条2の規定に基づいて宣言を行った国は、4の規定に基づいて宣言を行ったものとみなされる。同条2の規定に基づく宣言の撤回は、5の規定に基づく宣言の撤回とみなされる。

第三十一条　千九百六十九年責任条約及び千九百七十一年基金条約の廃棄

前条の規定に従うことを条件として、この議定書の締約国及び批准書、受諾書、承認書又は加入書（これらの文書について同条4の規定の適用があるかないかを問わない。）を寄託した国は、千九百七十一年基金条約及び千九百六十九年責任条約の締約国である場合には、次の(a)及び(b)の要件が満たされた日の後六箇月の期間内に、その六箇月の期間の満了の後十二箇月で効力が生ずるように、これらの条約を廃棄しなければならない。

(a)　少なくとも八の国がこの議定書の締約国となり又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書（これらの文書について前条4の規定の適用があるかないかを問わない。）を機関の事務局長に寄託すること。

(b)　機関の事務局長が、第二十九条の規定に基づき、この議定書によって改正された千九百七十一年基金条約第十条の規定に従って拠出をしなければならない者又は拠出をしなければならないであろう者が前暦年中に総量において少なくとも七億五千万トンの拠出油を受け取った旨の情報を受領すること。

第三十二条　改正

1　機関は、千九百九十二年基金条約の改正のための会議を招集することができる。

2　機関は、すべての締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、千九百九十二年基金条約の改正のための締約国会議を招集する。

第三十三条　補償の限度額の改正

1　事務局長は、締約国の少なくとも四分の一の要請がある場合には、この議定書によって改正された千九百七十一年基金条約第四条4に規定する補償の限度額の改正案を機関のすべての加盟国及びすべての締約国に送付する。

2　1の規定により提案されかつ送付された改正案は、送付された日の後六箇月目の日以後に行われる審議のため機関の法律委員会に付託する。

3　この議定書によって改正された千九百七十一年基金条約のすべての締約国は、機関の加盟国であるかないかを問わず、改正案の審議及び採択のため法律委員会の審議に参加する権利を有する。

4　改正案は、3の規定により拡大された法律委員会に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約国の少なくとも二分の一が出席していることを条件とする。

5　法律委員会は、限度額の改正案について決定を行う場合には、事故の経験、特にそれらの事故によって生じた損害の額及び貨幣価値の変動を考慮する。法律委員会は、また、この議定書によって改正された千九百七十一年基金条約第四条4に規定する限度額と千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第五条1に規定する限度額との関係を考慮する。

6(a)　この条の規定に基づいて行われる限度額の改正は、千九百九十八年一月十五日前に審議することはできず、また、この条の規定に基づいて先に行われた改正が効力を生じた日から五年を経過する時まで審議することはできない。この条の規定に基づく改正は、この議定書が効力を生ずる前に審議することはできない。

(b)　限度額については、この議定書によって改正された千九百七十一年基金条約に定める限度額につき千九百九十三年一月十五日から年六パーセントの複利による計算をして得た増額分と当該限度額との合計額を超えるような引上げを行うことはできない。

(c)　限度額については、この議定書によって改正された千九百七十一年基金条約に定める限度額に三を乗じた額を超えるような引上げを行うことはできない。

7　機関は、4の規定に従って採択された改正をすべての締約国に通告する。改正は、通告の日の後十八箇月の期間が満了した時に受諾されたものとみなされる。ただし、その期間内に、法律委員会における改正の採択の時に締約国であった国の四分の一以上が機関に対しその改正を受諾しない旨の通知を行った場合には、その改正は、受諾されず、効力を生じない。

8　7の規定により受諾されたものとみなされる改正は、その受諾の後十八箇月で効力を生ずる。

9　すべての締約国は、改正が効力を生ずる日の少なくとも六箇月前に次条1及び2の規定に基づいてこの議定書を廃棄しない限り、その改正によって拘束される。その廃棄は、その改正が効力を生ずる時に効力を生ずる。

10　法律委員会が改正を採択した後受諾のための十八箇月の期間が満了するまでの間にこの議定書の締約国となった国は、その改正が効力を生ずる場合には、その改正によって拘束される。その期間が満了した後に締約国となる国は、7の規定により受諾された改正によって拘束される。これらの場合において、当該国は、改正が効力を生ずる時に、又はこの議定書が当該国について効力を生ずる時がそれよりも遅いときはその時に、その改正によって拘束される。

第三十四条　廃棄

1　締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日の後は、いつでもこれを廃棄することができる。

2　廃棄は、機関の事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

3　廃棄は、機関の事務局長への廃棄書の寄託の後十二箇月で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

4　千九百九十二年責任条約の廃棄は、この議定書の廃棄とみなす。その廃棄は、千九百六十九年責任条約を改正する千九百九十二年の議定書の廃棄が同議定書第十六条の規定に従って効力を生ずる日に効力を生ずる。

5　第三十一条の規定によって要求される千九百七十一年基金条約及び千九百六十九年責任条約の廃棄を行わなかったこの議定書の締約国は、同条に規定する六箇月の期間の満了の後十二箇月で効力が生ずるようにこの議定書を廃棄したものとみなす。同条に規定する廃棄が効力を生じた日以後においては、千九百六十九年責任条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託するこの議定書の締約国は、その寄託により同条約が効力を生ずる日に効力が生ずるようにこの議定書を廃棄したものとみなす。

6　この議定書のいずれかの締約国が千九百七十一年基金条約第四十一条の規定に基づいて行う同条約の廃棄は、この議定書の締約国の間においては、いかなる場合にも、この議定書によって改正された千九百七十一年基金条約の廃棄と解してはならない。

7　いずれかの締約国がこの条の規定に基づいてこの議定書の廃棄を行った場合においても、この議定書によって改正された千九百七十一年基金条約第十二条2(b)にいう事故でその廃棄が効力を生ずる前に生じたものにつきこの議定書によって改正された同条約第十条の規定に基づいて拠出をする義務に関するこの議定書の規定は、引き続き適用する。

第三十五条　総会の臨時会期

1　締約国は、いずれかの締約国による廃棄書の寄託がその結果として残余の締約国に関する拠出金の水準を著しく引き上げることとなると認める場合には、その寄託の後九十日以内に、事務局長に対し、総会の臨時会期を招集するよう要請することができる。事務局長は、その要請を受領した後六十日以内に総会を招集する。

2　事務局長は、いずれかの締約国による廃棄書の寄託がその結果として残余の締約国に関する拠出金の水準を著しく引き上げることとなると認める場合には、自己の発議により、その寄託の後六十日以内に総会の臨時会期を招集することができる。

3　1又は2の規定に従って招集された臨時会期において、総会が、当該廃棄が残余の締約国に関する拠出金の水準を著しく引き上げるものであると決定した場合には、いずれの締約国も、当該廃棄が効力を生ずる日の百二十日前までに、この議定書を廃棄することができるものとし、その廃棄は、同じ日に効力を生ずる。

第三十六条　終了

1　この議定書は、締約国の数が三未満になった日に効力を失う。

2　この議定書が効力を失う日の前日にこの議定書によって拘束されている締約国は、基金が次条の任務を遂行することができるようにするため必要な措置をとるものとし、その目的のためにのみ、引き続きこの議定書によって拘束される。

第三十七条　基金の清算

1　基金は、この議定書が効力を失う場合にも、

(a)　この議定書が効力を失う前に生じた事故に関する義務を負うものとし、また、

(b)　(a)に規定する義務の履行（そのために必要な基金の管理の経費の支出を含む。）のために必要な範囲内で拠出金の徴収に関する権利を行使することができる。

2　総会は、基金の清算のため、基金への拠出をした者の間における残余の資産の公平な方法による分配を含むすべての適当な措置をとる。

3　この条の規定の適用上、基金は、法人として存続する。

第三十八条　寄託者

1　この議定書及び第三十三条の規定により受諾された改正は、機関の事務局長に寄託する。

2　機関の事務局長は、次のことを行う。

(a)　署名国又は加入国に対して次の事項を通知すること。

(i)　新たに行われた署名又は文書の寄託及びその署名又は寄託の日

(ii)　第三十条の規定に基づく宣言及び通告（同条の規定により行われたものとみなされる宣言及び撤回を含む。）

(iii)　この議定書の効力発生の日

(iv)　第三十一条に規定する廃棄を行う必要がある期限

(v)　第三十三条1の規定により提案された補償の限度額の改正案

(vi)　第三十三条4の規定に従って採択された改正

(vii)　第三十三条7の規定により受諾されたものとみなされる改正並びにその改正が同条8及び9の規定により効力を生ずる日

(viii)　この議定書の廃棄書の寄託、その寄託の日及びその廃棄が効力を生ずる日

(ix)　第三十四条5の規定により行われたものとみなされる廃棄

(x)　この議定書に定めるところにより必要とされる通知

(b)　すべての署名国及びこの議定書に加入するすべての国に対し、この議定書の認証謄本を送付すること。

3　機関の事務局長は、この議定書が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、その条約文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

第三十九条　言語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

千九百九十二年十一月二十七日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

審査報告書

航空法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

運輸委員長　和田　教美

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、航空機の騒音の減少を図るため一定の騒音基準に適合しない航空機について航空の用に供してはならないこととするとともに、航空機の操縦者に係る航空従事者技能証明制度について上級事業用操縦士資格を廃止する等の改正を行うほか、航空法に規定する許可、認可等の整理及び合理化を図ろうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

航空法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月七日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

航空法の一部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項ただし書を削り、同条第三項中「第一項本文」を「第一項」に改め、同条第五項を削る。

第十九条第一項中「保守を除く。」の下に「次条第一項において同じ。」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二　耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について航空機の整備又は改造の能力が運輸省令で定める技術上の基準に適合することについて事業場ごとに行う運輸大臣の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をした場合であつて、運輸省令で定めるところにより、その認定を受けた者が当該航空機について第十条第四項の基準に適合することを確認したときは、第十六条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、これを航空の用に供してもよい。

2　前項の認定に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第二十条の三第一項中「左に」を「次に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該航空機が航空の用に供してはならない航空機として騒音の大きさその他の事情を考慮して運輸省令で定めるものに該当することとなつたときは、この限りでない。

第二十条の三第三項中「型式の航空機」の下に「（以下この項において「同一型式航空機」という。）」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条第二項の運輸省令で定める航空機に該当することとなつた航空機についてその後行う騒音基準適合証明又は同一型式航空機のうち運輸省令で定めるものについて運輸省令で定める日以後行う騒音基準適合証明に係る第二十条第三項の基準については、この限りでない。

第二十条の四第二項中「騒音基準適合証明は、」の下に「当該騒音基準適合証明に係る航空機が航空の用に供してはならない航空機として騒音の大きさその他の事情を考慮して運輸省令で定めるものに該当することとなつたとき、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第二十四条中「左に」を「次に」に改め、「上級事業用操縦士」を削り、「一等航空通信士　二等航空通信士　三等航空通信士」を「航空通信士」に改める。

第二十五条第一項中「、上級事業用操縦士」を削る。

第二十六条第二項中「一等航空通信士、二等航空通信士又は三等航空通信士」を「航空通信士」に、「第四十条」を「第四十条第一項の無線従事者」に、「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第二十八条第一項ただし書中「、上級事業用操縦士」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「有する者」の下に「が受信のみを目的とする無線設備の操作を行う場合又はこれらの技能証明を有する者」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　削除

第三十三条中「及び上級事業用操縦士」を削る。

第三十四条第一項中「事業用操縦士又は」を「定期運送用操縦士の資格についての技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が運輸省令で定める航空機の種類であるものに限る。第三十五条の二第一項において同じ。）又は事業用操縦士若しくは」に、「左に掲げる飛行の」を「次に掲げる飛行（以下「計器飛行等」という。）の」に、「の行なう」を「の行う」に、「左に掲げる飛行を行なつて」を「計器飛行等を行つて」に改め、同項第二号中「行なう飛行」を「行う飛行」に、「こえて行なう」を「超えて行う」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に、「を行なう」を「を行う」に、「の行なう」を「の行う」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同項第一号中「、上級事業用操縦士」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第三十五条の二第一項中「事業用操縦士又は」を「定期運送用操縦士の資格についての技能証明又は事業用操縦士若しくは」に、「同項各号に掲げる飛行（以下「計器飛行等」という。）」を「計器飛行等」に、「に行なう」を「に行う」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「事業用操縦士又は」を「定期運送用操縦士の資格についての技能証明又は事業用操縦士若しくは」に、「係るもの」を「ついての技能証明」に改め、同項第二号及び第三号中「行なう」を「行う」に改める。

第六十五条第二項の表を次のように改める。

航空機	業務
次の各号の一に該当する航空機 一　構造上、その操縦のために二人を要する航空機 二　特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機であつて当該特定の方法又は方式により飛行するもの 三　旅客の運送の用に供する航空機で計器飛行方式により飛行するもの 四　旅客の運送の用に供する航空機で飛行時間が五時間を超えるもの	航空機の操縦
構造上、操縦者（航空機の操縦に従事する者をいう。以下同じ。）だけでは発動機及び機体の完全な取扱いができない航空機	航空機に乗り組んで行うその発動機及び機体の取扱い（操縦装置の操作を除く。）

第百条第二項中「、運航開始の予定期日」を削る。

第百三条を次のように改める。

第百三条　削除

第百五条の見出しを「（運賃及び料金）」に改め、同条第一項中「料金」の下に「（本邦内の各地間において発着する旅客及び貨物の料金のうち運輸省令で定めるものを除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

3　定期航空運送事業者は、第一項の運輸省令で定める料金を定めようとするときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

4　定期航空運送事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、当該定期航空運送事業に係る総収入を減少させないと見込まれる範囲内で、運輸省令で定めるところにより、適用する期間又は区間その他の条件を定めて、同項の認可を受けた運賃又は料金（本邦内の各地間において発着する旅客及び貨物に係るものに限る。）の割引を行うことができる。この場合には、当該定期航空運送事業者は、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第百九条第一項中「事業計画を変更しよう」を「事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしよう」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項を次のように改める。

3　定期航空運送事業者は、運輸省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、運輸省令で定める軽微な事項に係る事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、運輸大臣に届け出なければならない。

第百二十二条中「及び第百八条から第百二十条まで」を「、第百八条から第百十六条まで、第百十九条及び第百二十条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前条第一項の免許を受けた者（以下「不定期航空運送事業者」という。）は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第百二十四条第一項中「及び第百十八条から第百二十条まで」を「、第百十九条、第百二十条及び第百二十二条第二項」に改め、同条第二項を削る。

第百二十五条第二項中「（第百二十一条第一項の免許を受けた者をいう。以下同じ。）」を削る。

第百三十五条第六号中「第十六条第一項ただし書又は第十七条第三項」を「第十七条第三項又は第十九条の二第一項」に改める。

第百四十三条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「こえて」を「超えて」に改め、同条第三号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第四号中「こえて」を「超えて」に改める。

第百四十三条の二中「左の」を「次の」に、「十万円」を「百万円」に改める。

第百四十四条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第百四十五条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「百万円」に改め、同条第十二号中「第七十六条第一項但書」を「第七十六条第一項ただし書」に改め、同条第十五号中「曳航」を「えい航」に改める。

第百四十六条中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「二百万円」に改める。

第百四十七条第一項中「十万円」を「百万円」に改める。

第百四十八条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「百万円」に改める。

第百四十八条の二第一項中「五万円」を「五十万円」に改める。

第百四十九条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第百四十九条の二中「行なつた」を「行つた」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第百五十条中「五万円」を「五十万円」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第百五条第三項若しくは第四項（第百二十二条第一項において準用する場合を含む。）、第百九条第三項（第百二十二条第一項又は第百二十四条において準用する場合を含む。）、第百十八条、第百二十二条第二項（第百二十四条において準用する場合（航空機使用事業を廃止した場合に限る。）を含む。）又は第百二十九条の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百六十一条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第三十二条、」を削る。

第百六十二条中「一万円」を「十万円」に改める。

別表中「別表」を「別表（第二十八条関係）」に改め、同表定期運送用操縦士の項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「上級事業用操縦士」を「事業用操縦士」に改め、同項第二号中「航空運送事業の用に供する航空機であつて、構造上、その操縦のために二人を要するもの」に改め、同項に次の一号を加える。

三　機長として、航空運送事業の用に供する航空機であつて、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの（当該特定の方法又は方式により飛行する航空機に限る。）の操縦を行うこと。

別表上級事業用操縦士の項を削り、同表事業用操縦士の項中「左に」を「次に」に改め、第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　機長として、航空運送事業の用に供する航空機であつて、構造上、一人の操縦者で操縦することができるもの（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機にあつては、当該特定の方法又は方式により飛行する航空機を除く。）の操縦を行うこと。

別表自家用操縦士の項を次のように改める。

自家用操縦士	航空機に乗り組んで、報酬を受けないで、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。

別表中一等航空通信士の項、二等航空通信士の項及び三等航空通信士の項を削り、航空機関士の項の次に次のように加える。

航空通信士	航空機に乗り組んで無線設備の操作を行うこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第十六条第一項ただし書、第三項及び第五項並びに第十九条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第百三十五

条第六号の改正規定並びに次条、附則第十七条及び第十八条の規定　公布の日

二　第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条第二項、第二十八条第一項ただし書、第三十三条、第三十四条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第六十五条第二項、第百四十三条から第百四十六条まで、第百四十七条第一項、第百四十八条、第百四十八条の二第一項、第百四十九条から第百五十条まで、第百五十三条並びに第百五十四条第一項の改正規定、第百五十五条の改正規定（「五十万円」を「三百万円」に改める部分に限る。）、第百五十六条の改正規定（「二十万円」を「百五十万円」に改める部分に限る。）、第百五十七条の改正規定（「五万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、第百五十七条の二及び第百五十八条の改正規定、第百六十条の改正規定（第二号に係る部分を除く。）、第百六十一条の改正規定（第二号に係る部分を除く。）、第百六十二条の改正規定並びに別表の改正規定並びに附則第四条から第十二条まで及び第十九条の規定　平成六年十一月十六日

三　第二十条の三第一項及び第三項並びに第二十条の四第二項の改正規定　平成七年四月一日

四　第三十二条、第百条第二項及び第百三条の改正規定、第百五条の見出し及び同条の改正規定、第百九条第一項及び第三項、第百二十二条、第百二十四条、第百二十五条第二項並びに第百五十五条第二号及び第三号の改正規定、第百五十六条の改正規定（「二十万円」を「百五十万円」に改める部分を除く。）並びに第百五十七条各号、第百六十条第二号及び第百六十一条第二号の改正規定並びに附則第三条及び第十三条から第十六条までの規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条　前条第一号に掲げる規定の施行前にこの法律による改正前の航空法（以下「旧法」という。）第十六条第一項ただし書の規定により受けた認定は、運輸省令で定めるところにより、当該認定に係る修理又は改造について、その能力がこの法律による改正後の航空法（以下「新法」という。）第十九条の二第一項の運輸省令で定める技術上の基準に適合することについて同項の規定により受けた認定とみなす。

2　前条第一号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第十六条第一項ただし書の規定による認定の申請は、新法第十九条の二第一項の規定による認定の申請とみなす。

3　前条第一号に掲げる規定の施行前に旧法第十六条第一項ただし書の規定によりした確認は、新法第十九条の二第一項の規定によりした確認とみなす。

第三条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧法第三十一条第一項の規定により受けた指定航空身体検査医が行う航空身体検査証明については、なお従前の例による。

第四条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法の規定による次の表の上欄に掲げる資格（以下「旧資格」という。）についての航空従事者技能証明（以下「技能証明」という。）を受けている者は、同号に定める日に、それぞれ新法の規定による同表の下欄に定める資格（以下「新資格」という。）についての技能証明を受けたものとみなす。

旧資格	新資格
定期運送用操縦士	定期運送用操縦士
上級事業用操縦士	定期運送用操縦士
事業用操縦士	事業用操縦士
自家用操縦士	自家用操縦士
一等航空通信士	航空通信士
二等航空通信士	航空通信士
三等航空通信士	航空通信士

2　旧資格についての技能証明につき旧法第二十五条第一項又は第二項の規定によりされた限定は、前項の規定により受けたものとみなされた新資格についての技能証明につき新法第二十五条第一項又は第二項の規定によりされた限定とみなす。

3　附則第一条第二号に定める日において旧法の規定による上級事業用操縦士の資格（以下「旧上級事業用資格」という。）についての技能証明を受けている者であって第一項の規定により新法の規定による定期運送用操縦士の資格（以下「新定期運送用資格」という。）についての技能証明を受けたものとみなされた者についての当該新定期運送用資格に係る業務範囲は、次に掲げる行為を行うこととする。この場合における新法第二十八条第一項及び第二項並びに第百四十九条第一号の規定の適用については、新法第二十八条第一項中「同表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあり、並びに同条第二項及び新法第百四十九条第一号中「別表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあるのは、「航空法の一部を改正する法律附則第四条第三項各号に掲げる行為」とする。

一　新法別表の事業用操縦士の資格に係る業務範囲の欄に掲げる行為

二　航空機に乗り組んで、機長として、不定期航空運送事業の用に供する最大離陸重量一万三千六百五十キログラム以下の航空機（回転翼航空機を除く。）であって、構造上その操縦のために二人を要するもの又は特定の方法若しくは方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの（当該特定の方法又は方式により飛行する回転翼航空機に限る。）の操縦を行うこと。

三　航空機に乗り組んで、機長として、不定期航空運送事業の用に供する回転翼航空機であって、構造上その操縦のために二人を要するもの又は特定の方法若しくは方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの（当該特定の方法又は方式により飛行する回転翼航空機に限る。）の操縦を行うこと（最大離陸重量が一万三千六百五十キログラムを超える回転翼航空機にあっては、計器飛行方式により有償の旅客の運送を行う運航を除く。）。

4　第一項の規定により新法の規定による事業用操縦士の資格についての技能証明を受けたものとみなされた者についての当該事業用操縦士の資格に係る業務範囲は、附則第一条第二号に定める日から起算して三年を経過する日までの間は、次に掲げる行為を行うこととする。この場合における新法第二十八条第一項及び第二項並びに第百四十九条第一号の規定の適用については、新法第二十八条第一項中「同表の業務範囲の

の欄に掲げる行為」とあり、並びに同条第二項及び新法第百四十九条第一号中「別表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあるのは、「航空法の一部を改正する法律附則第四条第四項各号に掲げる行為」とする。

一　新法別表の事業用操縦士の資格に係る業務範囲の欄に掲げる行為

二　航空機に乗り組んで、機長として、不定期航空運送事業の用に供する最大離陸重量五千七百キログラム以下の航空機（回転翼航空機を除く。）であって、構造上その操縦のために二人を要するもの又は特定の方法若しくは方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの（当該特定の方法又は方式により飛行する航空機に限る。）の操縦を行うこと（計器飛行方式により有償の旅客の運送を行う運航を除く。）。

三　航空機に乗り組んで、機長として、不定期航空運送事業の用に供する回転翼航空機であって、構造上その操縦のために二人を要するもの又は特定の方法若しくは方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの（当該特定の方法又は方式により飛行する回転翼航空機に限る。）の操縦を行うこと（計器飛行方式により有償の旅客の運送を行う運航を除く。）。

5　第一項の規定により新法の規定による自家用操縦士の資格についての技能証明を受けたものとみなされた者についての当該自家用操縦士の資格に係る業務範囲は、附則第一条第二号に定める日から起算して三年を経過する日までの間は、次に掲げる行為を行うこととする。この場合における新法第二十八条第一項及び第二項並びに第百四十九条第一号の規定の適用については、新法第二十八条第一項中「同表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあり、並びに同条第二項及び新法第百四十九条第一号中「別表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあるのは、「航空法の一部を改正する法律附則第四条第五項各号に掲げる行為」とする。

一　新法別表の自家用操縦士の資格に係る業務範囲の欄に掲げる行為

二　航空機に乗り組んで、報酬を受けて、機長以外の操縦者として、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。

第五条　旧法の規定により交付された旧資格についての技能証明に係る航空従事者技能証明書（以下「技能証明書」という。）は、新法の規定により交付された前条第一項の規定により受けたものとみなされた新資格についての技能証明に係る技能証明書とみなす。この場合において、新定期運送用資格についての技能証明に係る技能証明書とみなされた旧上級事業用資格についての技能証明に係る技能証明書の交付を受けている者は、運輸省令で定めるところにより、当該技能証明書を新定期運送用資格についての技能証明に係る技能証明書と引き換えることができる。

2　前項後段の規定により技能証明書を引き換えようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第六条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧上級事業用資格についての技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が新法第三十四条第一項の運輸省令で定める航空機の種類であるものに限る。）を受けている者は、同号に定める日に、当該航空機の種類について同項の規定による計器飛行証明を受けたものとみなす。

第七条　運輸大臣は、附則第四条第三項に規定する者の申請により、その者についての新定期運送用資格に係る業務範囲を同項の規定による業務範囲に代えて新法別表の定期運送用操縦士の資格に係る業務範囲の欄に掲げる行為を行うこととすることができる。

2　新法第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十九条及び第三十六条の規定は、前項の場合に準用する。

3　第一項の規定による申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第八条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法の規定による事業用操縦士の資格についての技能証明（旧法第二十五条第二項の規定により、構造上その操縦のために二人を要する回転翼航空機の型式又は特定の方法若しくは方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する回転翼航空機の型式として運輸大臣が指定するものの限定をされたものに限る。）を受けている者が同号に定める日から起算して二年を経過する日までの間に新定期運送用資格についての技能証明を申請した場合においては、運輸省令で定めるところにより、当該技能証明に係る試験の一部を行わないことができる。

第九条　運輸大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資格についての技能証明の申請をしている者が当該申請に係る試験を受ける場合その他運輸省令で定める場合には、旧資格についての技能証明に係る試験を行うものとする。

2　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資格についての技能証明に係る試験に合格している者であって技能証明を受けていないもの及び前項の規定による試験に合格した者については、当該旧資格に相当する新資格についての技能証明を行うものとする。この場合における年齢及び飛行経歴その他の経歴については、なお従前の例による。

3　附則第四条第三項、第六条及び第七条の規定は、前項の規定により旧上級事業用資格に相当する新定期運送用資格についての技能証明を受けた者について準用する。この場合において、附則第四条第三項中「附則第四条第三項各号」とあるのは「附則第九条第三項において準用する附則第四条第三項各号」と、附則第六条中「同号に定める日に」とあるのは「当該技能証明を受けた日に」と、附則第七条第一項中「同項」とあるのは「附則第九条第三項において準用する附則第四条第三項」と読み替えるものとする。

4　附則第四条第四項及び前条の規定は、第二項の規定により新法の規定による事業用操縦士の資格についての技能証明（新法第二十五条第二項の規定により、構造上その操縦のために二人を要する回転翼航空機の型式又は前条の運輸大臣が指定する回転翼航空機の型式の限定をされたものに限る。）を受けた者について準用する。この場合において、附則第四条第四項中「附則第四条第四項各号」とあるのは、「附則第九条第

四項において準用する附則第四条第四項各号」と読み替えるものとする。

第十条　附則第八条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法の規定による事業用操縦士の資格についての技能証明につきその限定の変更（新たに、構造上その操縦のために二人を要する回転翼航空機の型式又は附則第八条の運輸大臣が指定する回転翼航空機の型式の限定をするものに限る。）を申請している者であって、同号に定める日以後に新法第二十九条の二の規定により当該限定の変更をされたものについて準用する。

第十一条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に旧法第三十条の規定により運輸大臣がした技能証明の取消し又は航空業務の停止の処分は、それぞれ新法第三十条の規定により運輸大臣がした処分とみなす。

2　新法第二十七条第一項の規定の適用については、旧法第三十条の規定により技能証明の取消しを受けた者は、当該技能証明の取消しを受けた日に新法第三十条の規定により技能証明の取消しを受けたものとみなす。

3　新法第二十七条第二項の規定の適用については、旧法第二十九条第一項の試験に関し不正の行為があった者は、当該不正の行為があった日に新法第二十九条第一項の試験に関し不正の行為があったものとみなす。

第十二条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資格についての技能証明を受けている者に対する新法第三十条の規定による技能証明の取消し又は航空業務の停止の処分に関しては、同号に掲げる規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第十三条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧法第百条第一項の規定により受けた免許に係る定期航空運送事業の運航の開始については、なお従前の例による。

第十四条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧法第百五条第一項（旧法第百二十二条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により認可を受けている運賃及び料金であって、新法第百五条第一項の運輸省令で定める料金又は同条第四項（新法第百二十二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する割引に相当する割引が行われた運賃及び料金に該当するものは、それぞれ新法第百五条第三項（新法第百二十二条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は第四項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

2　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第百五条第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であって、新法第百五条第一項の運輸省令で定める料金に係るもの又は同条第四項に規定する割引に相当する割引に係るものは、それぞれ同条第三項又は第四項の規定によりした届出とみなす。

第十五条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧法第百二十二条において準用する旧法第百十七条第一項の規定による不定期航空運送事業の休止の許可を受けている者は、新法第百二十二条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

2　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第百二十二条において準用する旧法第百十七条第一項の規定による不定期航空運送事業の休止の許可の申請については、新法第百二十二条第二項の規定によりした届出とみなす。

第十六条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧法第百条第一項の免許を受けている者又は旧法第百二十一条第一項の免許を受けている者に対する新法第百十九条（新法第百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の処分又は免許の取消しに関しては、同号に掲げる規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十七条　この法律の各改正規定の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第十九条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(十四)中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改め、ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、ト及びチを削り、同号(十四)リ中「三等航空通信士」を「航空通信士」に改め、同号(十四)中リをヘとし、ヌをトとし、ルをチとし、ヲをリとし、ワをヌとする。

審査報告書

道路運送車両法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

運輸委員長　和田　教美

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における自動車に関する技術の進歩及び自動車の使用形態の多様化に適切に対応し、あわせて自動車の使用者による自主的な保守管理を促すため、自家用乗用自動車等に係る六か月点検の義務付けの廃止等自動車の点検及び整備に関する制度を見直すとともに、指定自動車整備事業制度を活用できる範囲を拡大する等所要の改正を行うほか、道路運送車両法に規定する許可、認可等の整理及び合理化を図ろうとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法による自動車使用者の保守管理責任の明確化、検査に関する民間能力の活用等に伴い、自動車の安全性を確保し、自動車整備事業の

健全な運営を図るとともに、国民負担の軽減、環境保全を図るため、次の事項について積極的に措置すべきである。

一、自動車使用者の保守管理責任の法制化に伴い、自動車使用者に対する指導の徹底を図るとともに、点検・整備の義務が履行されるよう適切な措置を講ずること。

二、点検等の実施に関して、交通事故防止、路上故障による交通渋滞の防止、地球環境の保全等のため、街頭検査等の積極的な実施体制を整えるとともに、整備不良車の排除に努めること。

三、いわゆるユーザー車検の増加に伴い、円滑な受検が確保されるよう車検体制の整備拡充を図ること。

四、自動車の検査に関する民間能力の活用に当たっては、整備事業近代化のための自動車整備近代化資金制度に対する支援の充実に努めること。

五、農耕用トラクタ等特殊自動車の自動車検査証の有効期間については、使用実態調査を進め、その検討結果に基づき延長等の措置を講ずること。

六、本法改正に伴う、政省令の策定に当たっては、関係団体の意見等を十分に聴取し、法の円滑なる施行に努めること。

七、自動車の検査及び点検整備等について、自動車技術の進歩等に対応して、また、国民負担軽減の観点等からも今後とも適宜見直しを図ること。

八、継続検査時における自動車の排出ガス検査方法等について検討するよう努めること。

右決議する。

道路運送車両法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月十日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「道路運送車両の整備」を「道路運送車両の点検及び整備」に、「第五十七条」を「第五十七条の二」に改める。

第七条第三項を次のように改める。

3　第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に掲げる書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

一　第七十一条第二項の規定による有効な自動車予備検査証の交付を受けている自動車　自動車予備検査証

二　第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車　同条第四項の規定による完成検査終了証（発行後六月を経過しないものに限る。）

三　第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた後に第九十四条の五第一項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車（人の運送の用に供する自動車のうち、運輸省令で定めるもの以外のものをいう。同条第五項において同じ。）第十六条第二項の抹消登録証明書及び保安基準適合証

四　第七十一条の二第一項の規定による有効な限定自動車検査証の交付を受けた後に第九十四条の五の二第一項の規定による有効な限定保安基準適合証の交付を受けている自動車　限定自動車検査証及び限定保安基準適合証

第八条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「完成検査終了証の」を「前条第三項各号に掲げる書面の」に、「呈示」を「提示」に、「完成検査終了証に」を「当該書面に」に改める。

第十一条第一項中「受け、」の下に「運輸省令で定めるところにより」を加え、「取りつけた」を「取り付けた」に、「行なう」を「行う」に、「取りつけを」を「取付けを」に改め、同条第二項中「及び」を「の取り外し又は」に、「取りはずし並びに封印の取りつけ」を「取り外し若しくは取付け」に、「次項」を「以下この条」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「取りつけられた」を「取り付けられた」に改め、「き損したとき」の下に「（次項ただし書の運輸省令で定めるやむを得ない事由に該当して取り外したときを除く。）」を加え、「行なう」を「行う」に、「取りつけを」を「取付けを」に改め、同条第四項中「、第二項の政令で定める市町村の長又は」を「若しくは」に、「取りつけ」を「取付け」に、「取りはずしては」を「取り外しては」に、「但し」を「ただし」に、「場合その他やむを得ない場合において、運輸大臣の許可を受けたときは」を「ときその他の運輸省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前項ただし書の場合において、当該自動車の所有者は、同項ただし書の運輸省令で定めるやむを得ない事由に該当しなくなつたときは、封印のみを取り外した場合にあつては運輸大臣の行う封印の取付けを受け、封印の取付けをした自動車登録番号標を取り外した場合にあつては運輸省令で定めるところにより当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付けた上で運輸大臣の行う封印の取付けを受けなければならない。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条及び第十八条　削除

第十九条中「運輸大臣、第十一条第二項の政令で定める市町村の長又は第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者が封印の取りつけをした」を「運輸省令で定めるところにより、第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により運輸大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた」に改める。

第二十条第一項中「左の」を「次の」に、「取りはずし」を「取り外し」に、「売却しなければ」を「返納しなければ」に改め、同項第二号及び第三号中「、つ消登録」を「抹消登録」に改め、同条第四項中「者は、」の下に「運輸省令で定めるところにより」を加え、「に取りつけ」を「に取り付け」に、「封印の取りつけ」を「行う封印の取付け」に改め、同条第五項を削る。

第二十七条第四項を削る。

第二十九条第二項中「、番号、位置及び方法」を「その他の運輸省令で定める事項」に、「予め」を「あらかじめ」に、「範囲内において」を「届け出たところに従い」に改め、同条第三項中「自動車の車台番号又は原動機の型式の様式、番号、位置及び方法」を「事項」に改める。

第三十条第一項中「、番号及び位置」を「その他の運輸省令で定める事項」に改め、同条第二項中「の様式、番号及び位置」を「に係る前条第二項の運輸省令で定める事項」に、「足る」を「足りる」に、「同項」を「前項」に改める。

第三十六条中「自動車は、」の下に「運輸省令で定めるところにより」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。

第三十六条の二第一項中「いう。）で」の下に「、運輸省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「二年」を「三年」に改め、同条第五項中「三月」を「六月」に改める。

第三十六条の三第二項中「（第十一条第四項ただし書の許可を除く。）、登録の検認」を削る。

第三十九条第二項中「、検認票」を削る。

「第四章　道路運送車両の点検及び整備」を「第四章　道路運送車両の点検及び整備」に改める。

第四十七条を次のように改める。

（使用者の点検及び整備の義務）

第四十七条　自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（日常点検整備）

第四十七条の二　自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、運輸省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2　次条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

3　自動車の使用者は、前二項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

第四十八条を次のように改める。

（定期点検整備）

第四十八条　自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ運輸省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

一　自動車運送事業の用に供する自動車及び運輸省令で定める自家用自動車　一月

二　前号及び次号に掲げる自動車以外の自動車　六月

三　自家用乗用自動車（人の運送の用に供する自家用自動車（第一号の運輸省令で定める自家用自動車を除く。）のうち、運輸省令で定めるもの以外のものをいう。第六十一条第二項において同じ。）及び運輸省令で定める自動車　一年

2　前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

第四十九条第二項を削り、同条第三項中「様式、保存期間その他定期点検整備記録簿に関し必要な事項」を「保存期間」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十三条の二を削る。

第五十四条の見出しを「（整備命令等）」に改め、同条に次の一項を加える。

4　地方運輸局長は、第一項の規定により整備を命ずる場合において、当該保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態が、劣化又は摩耗により生ずる状態であつて運輸省令で定めるものであり、かつ、当該自動車について、定期点検整備記録簿の有無及び記載内容その他の事項を確認した結果第四十八条第一項の規定による点検で運輸省令で定めるものが行われていないことが判明したときは、当該自動車の使用者に対し、当該点検（第一項の規定により整備を命ずる部分に係るものを除く。）をし、及び必要に応じ整備をすべきことを勧告することができる。

第五十七条第一号中「第四十七条及び」を「第四十七条の二第一項及び第二項並びに」に、「点検」を「規定による点検」に改め、同条第二号中「点検」を「前号に規定する点検」に改め、第四章中同条の次に次の一条を加える。

（自動車の点検及び整備に関する情報の提供）

第五十七条の二　自動車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であつて当該自動車を輸入することを業とするもの（第六十三条の二、第六十三条の三及び第六十三条の四第一項において「自動車製作者等」という。）は、その製作する自動車で本邦において運行されるもの又はその輸入する自動車について、当該自動車の使用者が第四十七条の規定による点検及び整備（第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。）をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて運輸省令で定めるものを当該自動車の使用者に提供するよう努めなければならない。

第五十九条第四項中「第七条第三項」の下に「（第二号に係る部分に限る。）」を加える。

第六十三条の次に次の三条を加える。

（改善措置の勧告等）

第六十三条の二　運輸大臣は、前条第一項の場合において、その構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認める同一の型式の一定の範囲の自動車（検査対象外軽自動車を含む。以下この項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）について、その原因が設計又は製作の過程にあると認めるときは、当該自動車（自動車を輸入することを業とする者以外の者が輸入した自動車その他運輸省令で定める自動車を除く。以下「基準不適合自動車」という。）を製作し、又は輸入した自動車製作者等に対し、当該基準不適合自動車を保安基準に適合させるために必要な改善措置を講ずべきことを勧告することができる。

2　運輸大臣は、その原因が設計又は製作の過程にあると認める基準不適合自動車について、次条第一項の規定による届出をした自動車製作者等による改善措置が講じられ、その結果保安基

準に適合していないおそれがなくなつたと認めるときは、前項の規定による勧告をしないものとする。

3　運輸大臣は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた自動車製作者等がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（改善措置の届出等）

第六十三条の三　自動車製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定の範囲の自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、当該自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、運輸大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一　保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因

二　改善措置の内容

三　前二号に掲げる事項を当該自動車の使用者に周知させるための措置その他の運輸省令で定める事項

2　運輸大臣は、前項の規定による届出に係る改善措置の内容が、当該自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合しなくなるおそれがなくなるために適切でないと認めるときは、当該届出をした自動車製作者等に対し、その変更を指示することができる。

3　第一項の規定による届出をした自動車製作者等は、運輸省令で定めるところにより、当該届出に係る改善措置の実施状況について運輸大臣に報告しなければならない。

（報告及び検査）

第六十三条の四　運輸大臣は、前二条の規定の施行に必要な限度において、基準不適合自動車を製作し、若しくは輸入した自動車製作者等又は前条第一項の規定による届出をした自動車製作者等に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該自動車製作者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十四条第一項中「が分解整備された」を「の分解整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて運輸省令で定めるものをいう。以下同じ。）が行われた」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六十九条第一項を次のように改める。

自動車の使用者は、当該自動車について次に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、当該自動車検査証を運輸大臣に返納しなければならない。

一　当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。

二　当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、車両番号の指定の際）存したものでなくなつたとき。

三　当該自動車について第十六条第一項の申請に基づく抹消登録があつたとき。

第六十九条に次の一項を加える。

4　車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者は、当該自動車を運行の用に供することをやめたときは、当該自動車検査証を運輸大臣に返納して自動車検査証返納証明書の交付を受けることができる。

第七十一条第五項中「第三項」の下に「並びに第六十二条第六項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「使用者」とあるのは「所有者」と、「第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入の申請をすべき事由」とあるのは「第七十一条第八項において準用する第六十七条第一項の規定による自動車予備検査証の記入の申請をすべき事由」と読み替えるものとする。

第七十一条第九項中「前条」を「第六十一条第四項及び前条」に改め、「この場合において、」の下に「同条中」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（限定自動車検査証等）

第七十一条の二　運輸大臣は、新規検査若しくは予備検査（第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車であつて、当該自動車の長さ、幅又は高さその他の運輸省令で定める事項（以下「構造等に関する事項」という。）がそれぞれ当該自動車に係る抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一であるものに係るものに限る。）、継続検査又は分解整備検査の結果、当該自動車が保安基準に適合しないと認める場合には、当該自動車の使用を停止する必要があると認めるときを除き、限定自動車検査証を当該自動車の使用者（予備検査にあつては、所有者）に交付するものとする。

2　第五十四条第四項の規定は、前項の規定により継続検査又は分解整備検査の結果限定自動車検査証を交付する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「地方運輸局長」とあるのは「運輸大臣」と、「当該保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態」とあるのは「当該自動車が保安基準に適合しないと認める状態」と、「第一項の規定により整備を命ずる部分」とあるのは「当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分」と読み替えるものとする。

3　限定自動車検査証の有効期間は、十五日とする。

4　継続検査又は分解整備検査の結果限定自動車検査証の交付を受けている自動車を、当該継続検査又は分解整備検査の申請の際提出された自動車検査証の有効期間内において、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分について整備を行うため又は継続検査若し

くは分解整備検査の申請をするために運行の用に供する場合についての第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「自動車検査証」とある。

5　限定自動車検査証の交付を受けている自動車の検査標章については、その有効期間は、第六十六条第四項の規定にかかわらず、当該限定自動車検査証の有効期間（継続検査又は分解整備検査の申請の際提出された自動車検査証の有効期間の残存期間が限定自動車検査証の有効期間より短い場合にあつては、当該自動車検査証の有効期間の残存期間）と同一とし、同条第五項の規定にかかわらず、その有効期間内において表示することができる。

6　限定自動車検査証は、当該限定自動車検査証の交付を受けている自動車に係る抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項について変更があつたときは、その効力を失う。

7　第六十一条第四項及び第七十条の規定は、限定自動車検査証について準用する。この場合において、同条中「使用者」とあるのは、「使用者（予備検査にあつては、所有者）」と読み替えるものとする。

第七十四条第一項中「第五十三条の二第一項の規定による指示及び第五十四条」を「第五十四条第一項から第三項まで」に改め、「処分」の下に「及び同条第四項（第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による勧告」を加える。

第七十四条の三中「行なう」を「行う」に改め、「第六十三条第一項」の下に「、第六十三条の二、第六十三条の三、第六十三条の四、第七十一条の二第二項」を加える。

第七十六条中「及び自動車予備検査証」を「、自動車予備検査証及び限定自動車検査証」に改め、「再交付の手続」の下に「、自動車検査証返納証明書の様式」を加える。

第八十一条第二項中「が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その事由が生じた日」を「は、その事業を廃止したときは、その日」に改め、各号を削る。

第八十四条中「第八十一条第二項第五号」を「第八十一条第二項」に改める。

第九十条ただし書中「場合」の下に「又は第九十四条の五の二第一項の規定により限定保安基準適合証を交付すべき場合」を加える。

第九十一条第四項を削る。

第九十四条の二第一項中「の自動車の」の下に「点検及び」を加える。

第九十四条の五第一項中「運輸省令で定める基準により」を削り、「整備した」を「運輸省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした」に改め、「保安基準適合標章」の下に「（第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、自動車検査員が当該自動車について運輸省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、運輸省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

第九十四条の五第五項を同条第七項とし、同条第四項中「保安基準適合証」を「継続検査又は分解整備検査に際し、有効な保安基準適合証」に改め、「（第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会）」を削り、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　新規検査又は予備検査（第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた乗用自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。）に際し、当該自動車に係る抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、運輸大臣（第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会。次項及び次条第三項において同じ。）に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

第九十四条の五第二項の次に次の一項を加える。

3　自動車検査員は、第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない。

第九十四条の五に次の一項を加える。

8　第七十一条の二第六項の規定は、保安基準適合証について準用する。

第九十四条の五の次に次の一条を加える。

（限定保安基準適合証）

第九十四条の五の二　指定自動車整備事業者は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車の当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合において、当該整備に係る部分が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、限定保安基準適合証を依頼者に交付しなければならない。

2　前条第一項ただし書及び第二項前段の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項前段中「当該自動車」とあるのは、「当該整備に係る部分」と読み替えるものとする。

3　有効な限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条、第六十二条、第六十四条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、運輸大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

第九十四条の六第一項中「及び保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を」に改め、同項第二号中「整備及び」を「点検及び整備並びに」に改め、同項第五号中「及び保安

基準適合標章」を「、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証」に改める。

第九十四条の七中「第九十四条の五第一項」の下に「及び第九十四条の五の二第一項」を加え、「及び保安基準適合標章」を「、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証」に改める。

第九十四条の八第一項中「及び保安基準適合標章」を「、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証」に改める。

第九十四条の九中「（同項第五号に係る部分に限る。）」を削る。

第九十四条の十中「第九十四条の五第一項」の下に「及び第九十四条の五の二第一項」を加え、「及び保安基準適合標章」を「、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証」に改める。

第九十八条中「、自動車の登録の検認票」を削る。

第百二条第一項中「又は第八号」を「から第九号まで」に改め、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「又は自動車予備検査証」を「、自動車予備検査証又は限定自動車検査証」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　自動車検査証返納証明書の交付を申請する者

第百二条第二項中「第九号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十二号」に改める。

第百三条第一項中「及び保安基準適合標章」を「、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証」に改める。

第百六条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第百六条の二中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第百七条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「、第十七条第三項」を削り、「又は第七十一条第二項若しくは第四項」を「、第七十一条第二項若しくは第四項又は第七十一条の二第一項」に改め、「検認、」を削り、同条第二号中「又は第九十四条の五第二項」を「、第九十四条の五第二項（第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）又は第九十四条の五第三項」に改め、同条第五号中「及び保安基準適合標章」を「、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　第九十四条の五の二第一項の規定による自動車検査員の証明がないのに限定保安基準適合証を交付した者

第百八条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第百九条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「、第十七条第四項」を「若しくは第五項」に改め、同条第七号中「第六十六条第一項」の下に「（第七十一条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）」を、「自動車検査証」の下に「若しくは限定自動車検査証」を加える。

第百十条第一項中「十万円」を「二十万円」に改め、同項第一号中「第十七条第一項、」を削り、同項第三号中「第五十二条」の下に「、第六十三条の三第三項、第六十三条の四第一項」を加え、同項第八号中「第百条第二項」を「第六十三条の四第一項又は第百条第二項」に改め、同条第二項中「十万円」を「二十万円」に改める。

第百十二条第一項中「十万円」を「二十万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　削除

第百十二条第一項に次の一号を加える。

三　第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百十二条第二項中「十万円」を「二十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条、第十七条から第二十条まで、第二十七条、第三十条、第三十六条から第三十六条の三まで及び第三十九条の改正規定、第六十三条の次に三条を加える改正規定、第七十四条の三の改正規定（第七十一条の二第二項に係る部分を除く。）、第八十一条、第八十四条、第九十四条の九、第九十八条、第百六条及び第百六条の二の改正規定、第百七条の改正規定（「二十万円」を「三十万円」に改める部分並びに同条第一号中「、第十七条第三項」を削る部分及び「検認、」を削る部分に限る。）、第百八条の改正規定、第百九条の改正規定（第七号に係る部分を除く。）、第百十条の改正規定並びに第百十二条の改正規定（第一項第二号に係る部分を除く。）並びに附則第二条、第五条、第八条から第十条まで及び第十二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　第十一条第四項の改正規定の施行の際現にこの法律による改正前の道路運送車両法（以下「旧法」という。）第十一条第四項ただし書の規定により運輸大臣の許可を受けて取り外されている封印又は封印の取付けをした自動車登録番号標は、この法律による改正後の道路運送車両法（以下「新法」という。）第十一条第四項ただし書の運輸省令で定めるやむを得ない事由に該当して取り外されたものとみなす。

第三条　この法律の施行前に旧法第五十三条の二第一項の指示を受けた自動車の使用者が当該指示に基づいて講ずる措置については、なお従前の例による。

第四条　新法第六十九条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなる検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車について適用し、施行日前に当該事由に該当することとなったこれらの自動車については、なお従前の例による。

第五条　この法律（附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該各改正規定。以下この条及び附則第八条から第十条までにおいて同じ。）の施行の際現に旧法第七十八条第一項の規定により認証を受けている自動車分解整備事業者に対する新法第九十三条の規定による事業の停止の処分又は認証の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第六条　旧法第九十四条の五第一項の規定により交付された保安基準適合証及び保安基準適合標章でこの法律の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、新法第九十四条の

五第一項の規定により交付された保安基準適合証及び保安基準適合標章とみなす。ただし、新法第七条第三項（第三号に係る部分に限る。）及び第九十四条の五第五項の規定の適用については、この限りでない。

第七条　この法律の施行の際現に旧法第九十四条の二第一項の規定により指定を受けている指定自動車整備事業者に対する新法第九十四条の八第一項の規定による交付の停止の処分又は指定の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第八条　この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であって新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、附則第二条及び第六条に規定するものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第九条　この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（印紙をもってする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第十一条　印紙をもってする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第十号」を「第十一号」に改める。

（道路運送車両法施行法の一部改正）

第十二条　道路運送車両法施行法（昭和二十六年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「行なう交付」を「行う自動車登録番号標の交付」に、「行なう購入」を「行う自動車登録番号標の返納の受理」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律の一部改正）

第十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「、第五十三条の二」を削る。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第十四条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第四項中「第九十四条の五第四項」を「第九十四条の五第六項」に改める。

（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律の一部改正）

第十五条　道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第百九号）を次のように改正する。

第四条第一項中「第五十三条の二」を「第五十四条第四項」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

第十六条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十一号中「点検を指示し、及び」を削る。

審査報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

運輸委員長　和田　教美

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、神奈川県の中西部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、運輸省設置法第四十三条第一項の規定により、神奈川県平塚市に、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所を設置することについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

湘南自動車検査登録事務所の設置に要する経費として、自動車検査登録特別会計に過年度分を含め約五十六億八千二百万円（平成六年度予算においては約五億七千六百万円）が計上されている。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月十日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

運輸省設置法第四十三条第一項の規定により、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名称	位置	管轄区域
湘南自動車検査登録事務所	神奈川県平塚市	平塚市　藤沢市　小田原市　茅ヶ崎市　秦野市　伊勢原市　南足柄市　高座郡　中郡　足柄上郡　足柄下郡

審査報告書

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十二日

運輸委員長　和田　教美

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約等の実施に伴い、船舶所有者が賠償する責めに任ずる油濁損害の範囲を拡大し、及びその責任の限度額を引き上げるとともに、従前の条約が廃棄されるまでの間における責任制限手続等に関して必要な事項を定める等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月十日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律

第一条　油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号を次のように改める。

八　一単位　国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による一特別引出権に相当する金額をいう。

第六条第一号中「二千倍」を「百三十三倍」に改め、同条第二号中「二億一千万倍」を「千四百万倍」に改める。

第十五条第三項中「第五条第一項本文」を「第五条本文」に改める。

第三十二条の二を削る。

第三十八条中「、第十九条、第三十条第二項後段」を削り、「責任制限法第二十条第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「油濁損害賠償保障法第三十二条の二第一項」と、責任制限法第二十二条第五項、第二十五条第三号及び第三十三条中「第十九条第一項」とあるのは「油濁損害賠償保障法第三十二条の二第一項」と、責任制限法第二十八条第一項第二号中「第十九条第一項の規定による決定に基づき供託された金銭又は第二十条第一項の供託委託契約に係る一定の金銭の総額」とあるのは「責任限度額」を「責任制限法第十九条第一項中「金銭及びこれに対する事故発生の日から供託の日（次条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日。次項において同じ。）まで年六パーセントの割合により算定した金銭」とあるのは「金銭」と、責任制限法第十九条第二項中「供託の日」とあるのは「供託の日（次条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日）」に改め、「「第十九条第一項の」とあるのは「油濁損害賠償保障法第三十二条の二第一項の」と、」を削り、「金銭の額」を「責任限度額」に改め、「責任限度額に相当する」及び「額の」を削り、「第十九条第二項及び第二十条」とあるのは「第二十条」を「第十九条第二項中「供託の日」とあるのは「油濁損害賠償保障法第三十八条において読み替えて準用する第十九条第二項中「供託の日（」と、「の供託の日」とあるのは「の規定による決定に基づき供託する日（第三十条第二項において準用する」に改める。

第四十五条第一項及び第四十六条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第四十七条及び第四十八条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第五十条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第二条　油濁損害賠償保障法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　国際基金
第一節　国際基金に対する請求（第二十二条―第二十七条）
第二節　国際基金に対する拠出（第二十八条―第三十条）」を「第四章　国際基金
第一節　国際基金に
第二節　国際基金に
第四章の二　千九百九

対する請求（第二十二条―第二十七条）に対する拠出（第二十八条―第三十条）」に、「第五章　責任制限手続（第三十一条―第三十九条）」を「第五章　責任制限手続
第一節　通則（第三十一条―第三十九条）
第二節　千九百九十二年条約責任限度額を限度とする責任制限手続（第三十九条の二―第三十九条の十一）
第三節　特定油濁損害に関し千九百六十九年条約責任限度額を限度として開始する責任制限手続等（第三十九条の十二―第三十九条の二十二）」

に改める。

第一条中「から流出し、又は排出された」を「に積載されていた」に改める。

第二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　千九百九十二年責任条約　千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。

第二条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　千九百九十二年国際基金条約　千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約をいう。

第二条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　二百海里水域等　本邦の領海の基線（領海法（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する基線をいう。以下この号において同じ。）からその外側二百海里の線（その線が本邦の領海の基線から測定して中間線（同法第一条第二項に規定する中間線をいう。以下この号において同じ。）を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。）までの海域（領海を除く。第三十一条において「二百海里水域」という。）及び千九百九十二年責任条約の締約国である外国の千九百九十二年責任条約第二条(a)(ii)に規定する水域をいう。

第二条第六号ロ中「イ」を「イ又はロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「責任条約」の下に「又は千九百九十二年責任条約」を、「締約国」の下に「（政令で定める油（以下「政令指定油」という。）による汚染にあつては、責任条約の締約国）」を、「含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同号イの次に次のように加える。

ロ　船舶（ばら積みの油以外の貨物の海上輸送をすることができる船舶にあつては、ばら積みの油の輸送の用に供しているもの並びにばら積みの油の輸送の用に供した後当該船舶のすべての貨物艙内に当該油が残留しない程度にその貨物艙を洗浄するまでの間において、ばら積みの油以外の貨物の輸送の用に供しているもの及び貨物を積載しないで航行しているものに限る。）から流出し、又は排出された油（政令指定油を除く。）による汚染（貨物又は燃料として積載されていた油（当該油が貨物艙内その他の運輸省令で定める船舶内の場所に残留したもの及び当該油を含む混合物で運輸省令で定めるものを含む。）による汚染に限る。）により生ずる千九百九十二年責任条約の締約国の領域内又は二百海里水域等内における損害（イに掲げる損害を除く。）

第二条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　特定油濁損害　責任条約の締約国の領域内における前号イに掲げる損害並びに当該損害の原因となる事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる相当の措置に要する費用及びその措置により生ずる損害をいう。

第二条第七号中「前号ロ」を「第六号ハ」に改め、同条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　千九百九十二年国際基金　千九百九十二年国際基金条約第二条第一項に規定する千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金をいう。

第三条第二項中「から流出し、又は排出された」を「に積載されていた」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第一項本文又は第二項本文の場合において、次に掲げる者（政令指定油による油濁損害については、第一号及び第二号に掲げる者に限る。）は、その損害を賠償する責めに任じない。ただし、当該油濁損害（政令指定油による油濁損害を除く。）が、次に掲げる者（責任条約の締約国であり、かつ、千九百九十二年責任条約の締約国でない国（以下「責任条約のみの締約国」という。）の国籍を有する船舶に積載されていた油による特定油濁損害にあつては、第一号に掲げる者を除く。）の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらしたこれらの者の無謀な行為により生じたものであるときは、この限りでない。

一　当該船舶の船舶所有者の使用する者

二　当該船舶の船舶賃借人及びその使用する者

三　当該船舶の千九百九十二年責任条約第三条第四項(c)に規定する傭船者（船舶賃借人を除く。）、管理人又は運航者及びこれらの者の使用する者

四　船舶の修繕その他の当該船舶に係る役務の提供を請け負う者及びその使用する者

五　当該船舶の船舶所有者の同意を得て、又は行政庁の指示に従い、海上における人命、積荷又は船舶の救助に直接関連する役務を提供する者及びその使用する者

六　第二条第六号ハに規定する措置を執る者（当該船舶の船舶所有者を除く。）及びその使用する者

第五条中「又は過失により生じたものであるとき」を「により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるとき（特定油濁損害にあつては、当該特定油濁損害が自己の故意又は過失により生じたものであるとき）」に改める。

第六条各号を次のように改める。

一　船舶のトン数に応じて、次に定めるところにより算出した金額

イ　五千トン以下の船舶にあつては、一単

位の三百万倍の金額

ロ　五千トンを超える船舶にあつては、イの金額に五千トンを超える部分について一トンにつき一単位の四百二十倍を乗じて得た金額を加えた金額（その金額が一単位の五千九百七十万倍の金額を超えるときは、一単位の五千九百七十万倍の金額）

二　当該油濁損害に基づく制限債権の総額から国際基金条約第四条の規定により国際基金から当該制限債権に係る制限債権者に対し支払われた補償の総額を控除した金額

第六条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、特定油濁損害（政令指定油による特定油濁損害を除く。）のみが生じた場合（責任条約の締約国であり、かつ、千九百九十二年責任条約の締約国である国の領域内において当該特定油濁損害が生じた場合にあつては、責任条約のみの締約国の国籍を有する船舶に積載されていた油によるものである場合に限る。）及び政令指定油による特定油濁損害が生じた場合における当該船舶所有者の責任限度額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　一単位の百三十三倍に船舶のトン数を乗じて得た金額

二　一単位の千四百万倍

第七条中「前条第一号」を「前条第一項第一号の船舶のトン数は、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第二項の規定の例により算定した数値にトンを付して表したもの（第十七条第三項において「新責任トン数」という。）とし、前条第二項第一号」に、「とする。ただし、運輸省令」を「（運輸省令」に、「ついては」を「あつては」に、「みなす」を「みなしたもの。第十七条第三項において「旧責任トン数」という。）とする」に改める。

第八条に次の一項を加える。

2　前項の責任の制限が特定油濁損害に関する制限債権のみについてするものであるときは、その責任の制限は、同項の規定にかかわらず、特定油濁損害以外の油濁損害（以下「領海外油濁損害等」という。）に関する制限債権に及ばない。

第十二条第一項中「第九条第一項」の下に「又は千九百九十二年責任条約第九条第一項」を加える。

第十四条第三項中「当該船舶所有者の責任限度額」を「当該船舶について第六条第一項第一号の規定により算出した金額（ばら積みの政令指定油の輸送の用に供している船舶（以下「政令指定油輸送船」という。）にあつては、同条第二項に規定する金額）」に改め、同条第四項中「責任条約」を「千九百九十二年責任条約」に改め、「規定」の下に「（政令指定油輸送船に係る保障契約にあつては、責任条約第七条第五項の規定）」を加える。

第十七条第一項中「船舶（」の下に「千九百九十二年責任条約の締約国である外国の国籍を有する船舶（政令指定油輸送船を除く。）及び」を加え、「船舶を」を「政令指定油輸送船を」に改め、同条第三項中「第七条に規定するトン数」を「新責任トン数（政令指定油輸送船にあつては、旧責任トン数）」に改める。

第二十条第二項中「責任条約」を「千九百九十二年責任条約」に、「書面が」を「書面（政令指定油輸送船にあつては、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該政令指定油輸送船について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した責任条約第七条第十二項に規定する証明書の記載事項を記載した書面）が」に改める。

第二十二条中「油濁損害」を「特定油濁損害」に改める。

第二十三条中「損害賠償額」を「特定油濁損害に係る損害賠償額」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　千九百九十二年国際基金

第三十条の二　第二十二条の規定は千九百九十二年国際基金に対する被害者の補償の請求について、第二十四条の規定は千九百九十二年国際基金の訴訟参加について、第二十五条の規定は千九百九十二年国際基金への訴訟係属の通告について、第二十六条の規定は千九百九十二年国際基金に対する請求訴訟の管轄について、第二十七条の規定は千九百九十二年国際基金に対する請求訴訟についてした外国判決の効力について、第二十九条の規定は千九百九十二年国際基金への資料の送付及び特定油量の通知について、前条の規定は千九百九十二年国際基金に対する拠出について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十二条、第二十七条及び第二十九条第一項	国際基金条約	千九百九十二年国際基金条約
第二十二条	特定油濁損害	油濁損害
第二十六条第一項	国際基金条約第四条第一項に規定する補償又は国際基金条約第五条第一項に規定する補てん	千九百九十二年国際基金条約第四条第一項に規定する補償
第三十条	補償又は補てん	補償
	国際基金条約第十一条から第十三条まで	千九百九十二年国際基金条約第十二条及び第十三条
	国際基金条約第十条の拠出金	千九百九十二年国際基金条約第十条の年次拠出金

第三十一条中「本邦内における」を「二百海里水域内において油濁損害が生じたときは、知れている制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に、本邦内又は二百海里水域内における」に、「第二条第六

号ロ」を「第二条第六号ハ」に、「本邦外」を「本邦及び二百海里水域の外」に、「本邦内において損害」を「本邦内及び二百海里水域内において損害」に改め、第五章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　通則

第三十四条第二項中「第三十八条」を「係属する責任制限手続に応じ、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十七、第三十九条の二十第一項又は第三十九条の二十二第二項」に改める。

第三十五条中「おいて、第三十八条」を「おいて、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十七、第三十九条の二十第一項又は第三十九条の二十二第二項」に、「書面を、第三十八条」を「書面を、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十七、第三十九条の二十第一項若しくは第三十九条の二十二第二項」に、「、第八十五条第一項又は」を「の規定による公告又は第三十九条の十一第一項、第三十九条の十七若しくは第三十九条の二十二第二項において準用する責任制限法第八十五条第一項若しくは」に改める。

第三十六条第一項中「第二条第六号ロ」を「第二条第六号ハ」に改める。

第三十七条第一項中「次条」を「第三十九条の十一第一項、第三十九条の十七、第三十九条の二十一第一項又は第三十九条の二十二第二項」に改め、「間の訴訟」の下に「（以下「手続外訴訟」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（千九百九十二年国際基金の参加等）

第三十七条の二　第三十三条の規定は千九百九十二年国際基金の参加について、第三十四条及び第三十五条の規定は千九百九十二年国際基金への責任制限手続係属の通告及び送達について、前条の規定は千九百九十二年国際基金に係る訴訟手続の中止について準用する。この場合において、同条第二項中「国際基金条約」とあるのは、「千九百九十二年国際基金条約」と読み替えるものとする。

第三十八条　削除

第五章中第三十九条の次に次の二節を加える。

第二節　千九百九十二年条約責任限度額を限度とする責任制限手続

（手続開始の申立て）

第三十九条の二　船舶所有者又は保険者等は、油濁損害（政令指定油による特定油濁損害を除く。以下この条において同じ。）に関する債権について、当該油濁損害に係る油が積載されていた船舶について第六条第一項第一号の規定により算出した金額（以下「千九百九十二年条約責任限度額」という。）を限度としてその責任を制限するため、責任制限手続開始の申立てをすることができる。

（疎明等）

第三十九条の三　前条の規定による責任制限手続開始の申立てをするときは、制限債権に係る事故を特定するために必要な事実及び制限債権の額が千九百九十二年条約責任限度額を超えることを疎明し、かつ、知れている制限債権者の氏名又は名称及び住所を届け出なければならない。

（供託命令）

第三十九条の四　裁判所は、第三十九条の二の規定による責任制限手続開始の申立てを相当と認めるときは、その申立てをした者（以下この節において「申立人」という。）に対して、一月を超えない一定の期間内に、裁判所の定める千九百九十二年条約責任限度額に相当する金銭を裁判所の指定する供託所に供託し、かつ、その旨を届け出るべきことを命じなければならない。

2　前項の千九百九十二年条約責任限度額に相当する金銭は、供託の日（第三十九条の十一第一項において準用する責任制限法第二十条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日）において公表されている最終の一単位の額により算定するものとする。

3　第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（配当）

第三十九条の五　基金（第三十九条の十一第一項において準用する責任制限法第三十三条に規定する基金をいう。以下この節において同じ。）は、第三十九条の十一第一項において準用する責任制限法第九十二条第五項（第三十九条の十一第一項において準用する責任制限法第九十四条第二項において準用する場合を含む。）又は第九十三条第一項若しくは第三項の規定により支弁されるものを除き、配当に充てる。

2　第三十九条の二の規定による申立てにより開始された責任制限手続（以下この節において単に「責任制限手続」という。）に参加した者の届出に係る債権に特定油濁損害に関する制限債権がある場合であつて、当該特定油濁損害に関する制限債権の額が第六条第二項に規定する金額（以下「千九百六十九年条約責任限度額」という。）を超えるときは、配当に充てることができる基金の額のうち千九百六十九年条約責任限度額に相当する部分は、当該特定油濁損害に関する制限債権についての配当に充てられるものとし、その余の部分は、当該特定油濁損害に関する制限債権のうち当該配当及び国際基金条約第四条の規定による国際基金からの補償を受けた後残存する債権（責任条約のみの締約国の国籍を有する船舶に積載されていた油による特定油濁損害及び責任条約のみの締約国の領域内における特定油濁損害に関する制限債権を除く。以下「未配当債権」という。）並びに領海外油濁損害等に関する制限債権についての配当に充てられるものとする。

3　前項に規定する場合であつて、当該特定油濁損害に関する制限債権の額が千九百六十九年条約責任限度額を超えないときは、配当に充てることができる基金の額のうち当該特定油濁損害に関する制限債権の額に相当する部分は当該制限債権についての配当に、その余の部分は領海外油濁損害等に関する制限債権についての配当に、それぞれ充てられるものとする。

（配当の時期）

第三十九条の六　前条第二項の場合においては、管理人（第三十九条の十一第一項におい

て準用する責任制限法第二十七条の規定により選任された管理人をいう。以下この節において同じ。）は、制限債権の調査期日が終了した後、遅滞なく、配当に充てることができる基金の額のうち千九百六十九年条約責任限度額に相当する部分をもつてする特定油濁損害に関する制限債権についての配当（以下「第一次配当」という。）を行わなければならない。

2　前項に規定する場合においては、管理人は、未配当債権の調査期日が終了した後（第三十九条の八第一項の規定による申立てについて、未配当債権がないという理由で棄却されたときは、当該申立てを棄却する決定が確定した後）、遅滞なく、配当に充てることができる基金の額から前項の規定による第一次配当の額を控除した部分をもつてする未配当債権又は領海外油濁損害等に関する制限債権についての配当（以下「第二次配当」という。）を行わなければならない。

3　前条第三項の場合及び責任制限手続において確定した制限債権が領海外油濁損害等に関する制限債権のみである場合においては、管理人は、制限債権の調査期日が終了した後、遅滞なく、配当を行わなければならない。

（配当の効果）

第三十九条の七　第三十九条の五第二項の場合において、責任制限手続に参加した特定油濁損害に関する制限債権者（次項に規定する制限債権者を除く。）が、第一次配当に係る配当額につき供託に関する法令の規定により基金から支払を受けることができることとなつたときは、当該制限債権者は、第一次配当に係る債権につき、手続外訴訟において制限債権でないことを主張することができない。

2　前項に規定する場合において、責任制限手続に参加した責任条約のみの締約国の国籍を有する船舶に積載されていた油による特定油濁損害又は責任条約のみの締約国の領域内における特定油濁損害に関する制限債権者が、第一次配当に係る配当額につき供託に関する法令の規定により基金から支払を受けることができることとなつたときは、申立人及び受益債務者は、責任制限手続外においては、当該制限債権者に対する配当に係る債権について、その責任を免れる。

3　第一項に規定する場合において、責任制限手続に参加した制限債権者が、第二次配当に係る配当額につき供託に関する法令の規定により基金から支払を受けることができることとなつたときは、申立人及び受益債務者は、責任制限手続外においては、当該制限債権者に対する配当に係る債権について、その責任を免れる。

4　前条第三項に規定する場合において、責任制限手続に参加した制限債権者が、その配当額につき供託に関する法令の規定により基金から支払を受けることができることとなつたときは、申立人及び受益債務者は、責任制限手続外においては、当該制限債権者に対する配当に係る債権について、その責任を免れる。

（未配当債権の調査開始の決定等）

第三十九条の八　第三十九条の六第一項の規定による第一次配当が終了し、かつ、第一次配当に係る制限債権のすべてについて国際基金条約第四条の規定による国際基金からの補償を受けたこと又は受けることができないことが明らかになつたときは、裁判所は、申立てにより、未配当債権の調査開始の決定をし、これと同時に、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、未配当債権がないことが明らかであるときは、この限りでない。

一　未配当債権の届出期間。ただし、その期間は、決定の日から一月以上四月以下でなければならない。

二　未配当債権の調査期日。ただし、その期日と届出期間の末日との間には、一週間以上二月以下の期間がなければならない。

2　裁判所は、前項の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　前項の決定の年月日時及び主文

二　未配当債権の届出期間及び調査期日

三　未配当債権をその届出期間内に届け出るべき旨の催告

3　管理人、申立人並びに知れている未配当債権者、責任制限手続に参加した領海外油濁損害等に関する制限債権者及び受益債務者には、前項各号に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

4　前二項の規定は、第二項第二号に掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。ただし、未配当債権の調査期日の変更については、公告することを要しない。

（未配当債権の届出）

第三十九条の九　第二次配当を受けようとする未配当債権者は、未配当債権の内容その他の最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。

（未配当債権の調査）

第三十九条の十　未配当債権の調査期日においては、届出のあつた債権について、未配当債権であるかどうか、及び未配当債権であるときは、その内容を調査する。

（責任制限法の準用等）

第三十九条の十一　責任制限手続については、次項に定めるものを除き、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第十七条第一項、第十八条、第十九条、第四節、第五十四条、第六十四条、第六十八条、第六十九条第一項及び第七十六条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条、第十四条第一項、第十五条、第三十三条及び第四十条第一項	この法律	油濁損害賠償保障法及び同法第三十九条の十一において準用するこの法律
第二十条第一項及び第二項	前条第一項	油濁損害賠償保障法第三十九条の四第一項

第二十二条第五項、第二十五条第三号、第二十八条第一項第二号及び第三十三条	第十九条第一項	油濁損害賠償保障法第三十九条の四第一項
第二十五条第二号	責任限度額	千九百九十二年条約責任限度額（油濁損害賠償保障法第三十九条の二に規定する千九百九十二年条約責任限度額をいう。以下同じ。）
第二十八条第一項第四号	船舶、救助船舶又は救助者	船舶
第三十条第一項	第十九条第一項の	油濁損害賠償保障法第三十九条の四第一項の
	責任限度額又は事故発生の日	千九百九十二年条約責任限度額
	責任限度額に相当する金銭及びこれに対する事故発生の日から供託の日（次項において準用する第二十条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日）まで年六パーセントの割合により算定した金銭又は増加すべき第十九条第一項に規定する年六パーセントの割合により算定した	千九百九十二年条約責任限度額に相当する
第三十条第二項	第十九条第二項	油濁損害賠償保障法第三十九条の四第二項
	、「第三十条第一項の供託の日	「第三十九条の十一第一項において準用する責任制限法第三十条第一項の規定による決定に基づき供託する日」と、「準用する」とあるのは「準用する責任制限法第三十条第二項において準用する
第四十七条第一項	制限債権（利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、制限債権の調査期日の開始の日までに生じたものに限る。以下この章において同じ。）	制限債権
第四十八条第二項	油濁損害賠償保障法	この法律
	同法	油濁損害賠償保障法

第五十五条第一項及び第八十一条	第十八条（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）	油濁損害賠償保障法第三十九条の三
第五十七条	並びに制限債権であるときは、その内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	及び制限債権であるときは、その内容
第六十条	内容並びに人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	内容
第六十一条第二項	内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	内容
第六十六条第一項	手続外訴訟	債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟（以下「手続外訴訟」という。）
第七十条第二項	事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従つて	事項を

2　未配当債権に関する手続については、前項において準用する責任制限法（以下この項において「準用責任制限法」という。）第二十九条第一項、第三十一条、第五十条、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第五十八条から第六十三条まで並びに第六十五条から第六十七条までの規定を、第二次配当に関する手続については、準用責任制限法第六十九条第二項、第七十条から第七十五条まで、第七十八条及び第七十九条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる準用責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十九条第一項	責任制限手続開始の申立て	油濁損害賠償保障法第三十九条の八第一項の規定による申立て
第三十一条第一項	責任制限手続開始の決定	油濁損害賠償保障法第三十九条の八第一項の決定
第三十一条第二項	制限債権者及び受益債務者	未配当債権者（油濁損害賠償保障法第三十九条の八第三項の未配当債権者をいう。以下同じ。）、責任制限手続に参加した領海外油濁損害等（同法第八条第二項に規定する領海外油濁損害等をいう。以下同じ。）に関する制限債権者及び受益債務者
第五十条第一項	第四十七条第五項	油濁損害賠償保障法第三十九条の九

第二十七条（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）	同法第三十九条の八第一項	
第五十条第二項	第四十七条第一項から第四項までの規定により責任制限手続に参加することのできる者	未配当債権者
	制限債権	未配当債権（油濁損害賠償保障法第三十九条の五第二項に規定する未配当債権をいう。以下同じ。）
第五十一条第一項及び第五十二条第一項	責任制限手続に参加した者	未配当債権を届け出た者
第五十一条第二項	他の制限債権者	領海外油濁損害等に関する制限債権者又は他の未配当債権者
第五十二条見出し	手続に参加した者	未配当債権を届け出た者
第五十二条第三項及び第五十六条第一項	第四十七条第一項の規定により責任制限手続に参加した者	未配当債権を届け出た者
第五十三条第一項	この節	第五十一条第一項の規定によつてする届出（同条第二項に規定する届出に限る。）又は前条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは油濁損害賠償保障法第三十九条の九
	第四十七条第五項若しくは第六項、第五十条（	、それぞれ
	場合を含む。）、第五十一条第三項又は	第五十条又は
	の規定に違反	若しくは第五十条若しくは同法第三十九条の九の規定に違反
第五十五条見出し及び同条第二項	制限債権者	未配当債権者
前項において読み替えて準用する責任制限法第五十五条第一項	油濁損害賠償保障法第三十九条の三の規定により届け出た制限債権者以外の制限債権者で、まだ責任制限手続に参加していないもの	油濁損害賠償保障法第三十九条の九の規定により届け出た未配当債権者以外の未配当債権者
第五十五条第一項、第五十六条	制限債権	未配当債権
第一項、第五十八条、第五十九条、第六十条（見出しを含む。）及び第六十一条第二項		
第五十五条第二項	第二十八条第二項及び第三項（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）	油濁損害賠償保障法第三十九条の八第三項及び第四項
第五十六条第一項	当該参加した者	当該未配当債権を届け出た者
第五十六条第二項	制限債権者	未配当債権を届け出た者
第六十九条第二項	制限債権	領海外油濁損害等に関する制限債権の調査期日又は未配当債権
第七十条第二項	制限債権者	未配当債権者又は領海外油濁損害等に関する制限債権者
	制限債権	未配当債権者又は領海外油濁損害等に関する制限債権
第七十三条及び第七十四条第二号	者	領海外油濁損害等に関する債権者

第三節　特定油濁損害に関し千九百六十九年条約責任限度額を限度として開始する責任制限手続等

（手続開始の申立て）

第三十九条の十二　船舶所有者又は保険者等は、特定油濁損害に関する債権について、第六条第一項第二号に掲げる金額（同条第二項に規定する場合にあつては、千九百六十九年条約責任限度額）を限度としてその責任を制限するため、責任制限手続開始の申立てをすることができる。

（疎明等）

第三十九条の十三　前条の規定による責任制限手続開始の申立てをするときは、特定油濁損害に関する制限債権に係る事故を特定するために必要な事実及び特定油濁損害に関する制限債権の額が千九百六十九年条約責任限度額を超えることを疎明し、かつ、知れている特定油濁損害に関する制限債権者の氏名又は名称及び住所を届け出なければならない。

（供託命令）

第三十九条の十四　裁判所は、第三十九条の十二の規定による責任制限手続開始の申立てを

相当と認めるときは、その申立てをした者（以下この節において「申立人」という。）に対して、一月を超えない一定の期間内に、裁判所の定める千九百六十九年条約責任限度額に相当する金銭を裁判所の指定する供託所に供託し、かつ、その旨を届け出るべきことを命じなければならない。

2　前項の千九百六十九年条約責任限度額に相当する金銭は、供託の日（第三十九条の十七において準用する責任制限法第二十条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日）において公表されている最終の一単位の額により算定するものとする。

3　第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（配当の効果）

第三十九条の十五　第三十九条の十二の規定による申立てにより開始された責任制限手続（第三十九条の二十二を除き、以下この節において単に「責任制限手続」という。）に参加した制限債権者（次項に規定する制限債権者を除く。）が、その配当額につき供託に関する法令の規定により基金（第三十九条の十七において準用する責任制限法第三十三条に規定する基金をいう。以下この条において同じ。）から支払を受けることができることとなつた場合は、当該参加した制限債権者は、当該制限債権者に対する配当に係る債権につき、手続外訴訟において制限債権でないことを主張することができない。

2　責任制限手続に参加した責任条約のみの締約国の国籍を有する船舶に積載されていた油による特定油濁損害、責任条約のみの締約国の領域内における特定油濁損害又は政令指定油による特定油濁損害に関する制限債権者が、その配当額につき供託に関する法令の規定により基金から支払を受けることができることとなつたときは、申立人及び受益債務者は、責任制限手続外においては、当該制限債権者に対する配当に係る債権について、その責任を免れる。

3　第一項に規定する場合においては、第三十九条の十七において準用する責任制限法第三十三条後段の規定にかかわらず、当該責任制限手続に参加した制限債権者に限り、その配当額につき基金から支払を受けた後残存する制限債権について、申立人の財産又は受益債務者の財産に対してその権利を行使することができる。

（国際基金からの補償を受けていないことを理由とする訴訟等の手続の中止）

第三十九条の十六　前条第三項の場合において、同項に規定する残存する制限債権に基づく申立人若しくは受益債務者に対する訴えの提起又はその財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行としての競売の申立て（以下この項において「残存する制限債権に基づく訴えの提起等」という。）があつたときは、申立人又は受益債務者が、当該残存する制限債権に基づく訴えの提起等をした者が当該制限債権について国際基金条約第四条の規定による国際基金からの補償を受けていないことを理由にその手続の中止の申立てをした場合には、裁判所は、当該制限債権について同条の規定による国際基金からの補償を受けたこと又は受けることができないことが明らかになるまで、その手続を中止しなければならない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2　前項の中止の申立てに関する決定に対しては、不服を申し立てることができない。

3　裁判所は、中止の理由が消滅したときその他事情の変更があつたときは、第一項の決定を取り消すことができる。

（責任制限法の準用）

第三十九条の十七　責任制限手続については、第三十九条の二十及び第三十九条の二十一に定めるものを除き、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第十七条第一項、第十八条、第十九条、第四節、第五十四条、第六十四条及び第七十六条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十五条第二号、第二十七条、第二十八条第一項第五号及び第六号並びに第三項、第三十五条第一項、第四十条第一項、第四十七条第二項から第五項まで、第四十八条、第五十条第二項、第五十五条第一項、第三項、第五十六条第一項、第五十八条から第六十条まで、第六十一条第二項、第六十四条第一項、第七十六条第一項及び第二項	制限債権	特定油濁損害に関する制限債権
第二十三条第一項	制限債権	特定油濁損害（油濁損害賠償保障法第二条第六号の二に規定する特定油濁損害をいう。以下同じ。）に関する制限債権
第二十条第一項及び第二項	前条第一項	油濁損害賠償保障法第三十九条の十四第一項
第二十二条第五項、第二十五条第三号、第二十八条第一項第二号及び第三十三条	第十九条第一項	油濁損害賠償保障法第三十九条の十四第一項
第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第四十条第一項	この法律	油濁損害賠償保障法並びに同法第三十九条の十七、第三十九条の二十第一項並びに第三十九条の二十一第一項及び第二項において準用するこの法律

九条、第七十条第二項並びに第七十七条		
第二十五条第二号	責任限度額	千九百六十九年条約責任限度額（油濁損害賠償保障法第三十九条の五第二項に規定する千九百六十九年条約責任限度額をいう。以下同じ。）
第二十八条第一項第四号	船舶、救助船舶又は救助者	船舶
第二十八条第二項、第三十一条第二項、第三十三条、第三十四条、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第一項、第五十一条第二項及び第三項、第五十五条、第五十六条第二項、第七十条第二項並びに第八十二条	制限債権者	特定油濁損害に関する制限債権者
第三十条第一項	第十九条第一項の	油濁損害賠償保障法第三十九条の十四第一項の
	責任限度額又は事故発生の日	千九百六十九年条約責任限度額
	責任限度額に相当する金銭及びこれに対する事故発生の日から供託の日（次項において準用する第二十条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日）まで年六パーセントの割合により算定した金銭又は増加すべき第十九条第一項に規定する年六パーセントの割合により算定した	千九百六十九年条約責任限度額に相当する
第三十条第二項	第十九条第二項	油濁損害賠償保障法第三十九条の十四第二項
	、「第三十条第一項の供託の日	「第三十九条の十七において準用する責任制限法第三十条第一項の規定による決定に基づき供託する日」と、「準用する」とあるのは「準用する責任制限法第三十条第二項において準用する
第三十三条	この法律	油濁損害賠償保障法第三十九条の十七において準用するこの法律
第四十七条第一項	制限債権（利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、制限債権の調査期日の開始の日までに生じたものに限る。以下この章において同じ。）	特定油濁損害に関する制限債権
第四十八条第二項	油濁損害賠償保障法	この法律
	同法	油濁損害賠償保障法
第五十五条第一項及び第八十一条	第十八条（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）	油濁損害賠償保障法第三十九条の十三
第五十七条	制限債権の	特定油濁損害に関する制限債権の
	、制限債権	、特定油濁損害に関する制限債権
	並びに制限債権であるときは、その内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	及び特定油濁損害に関する制限債権であるときは、その内容
第六十条	内容並びに人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	内容
第六十一条第二項	内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	内容
第六十六条第一項	手続外訴訟	債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟（以下「手続外訴訟」という。）
第七十条第二項	事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従つて	事項を

（責任制限手続拡張の申立て）

第三十九条の十八　申立人又は受益債務者は、責任制限手続において、千九百九十二年条約責任限度額を限度としてその責任を制限するため、責任制限手続拡張の申立てをすることができる。ただし、配当が終了した後は、この限りでない。

（責任制限手続拡張の決定）

第三十九条の十九　責任制限手続を拡張する決定においては、責任制限手続が領海外油濁損害等に

関する制限債権についても効力を及ぼす旨を定めるものとする。

（責任制限手続拡張の申立て等についての責任制限法の準用）

第三十九条の二十　責任制限法第十八条から第二十五条までの規定は第三十九条の十八の規定による申立てについて、責任制限法第三章第三節（責任制限法第二十七条中管理人の選任に関する部分を除く。）の規定は前条の決定について、責任制限法第三十九条の規定は第三十九条の十八の規定による申立てをした受益債務者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条	制限債権（事故発生後の利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権を除く。第二十五条第二号において同じ。）の額が第七条第一項、第三項又は第五項に規定する責任の限度額（以下「責任限度額」という。）	制限債権の額が千九百九十二年条約責任限度額（油濁損害賠償保障法第三十九条の二に規定する千九百九十二年条約責任限度額をいう。以下同じ。）
第十九条第一項	責任限度額に相当する金銭及びこれに対する事故発生の日から供託の日（次条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日。次項において同じ。）まで年六パーセントの割合により算定した	千九百九十二年条約責任限度額から千九百六十九年条約責任限度額（油濁損害賠償保障法第三十九条の五第二項に規定する千九百六十九年条約責任限度額をいう。）を控除した金額（以下「拡張限度額」という。）に相当する
第十九条第二項	責任限度額に相当する金銭は、供託の日	拡張限度額に相当する金銭は、供託の日（次条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日）
第二十条第二項	責任制限手続開始の決定	責任制限手続拡張の決定
第二十五条第二号	責任限度額	千九百九十二年条約責任限度額
第二十八条見出し	開始	拡張
第二十八条第一項第四号	船舶、救助船舶又は救助者	船舶
第二十九条	責任制限手続開始	責任制限手続拡張
第三十条第一項	責任限度額又は事故発生の日	拡張限度額
第三十条第二項	第十九条第二項中「供託の日」	油濁損害賠償保障法第三十九条の二十第一項において読み替えて準用する第十九条第二項中「供託の日」
	の供託の日	の規定による決定に基づき供託する日（第三十条第二項において準用する
第三十三条見出し	手続開始	手続拡張
第三十三条及び第三十四条	開始された	拡張された
第三十三条	この法律	油濁損害賠償保障法及び同法第三十九条の二十一第一項において準用するこの法律

2　特定油濁損害に関する制限債権の調査期日が開始された後における前条の決定について、前項において責任制限法の規定を準用する場合においては、同項の規定により読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条第一号	制限債権	領海外油濁損害等（油濁損害賠償保障法第八条第二項に規定する領海外油濁損害等をいう。以下同じ。）に関する制限債権
第二十七条第二号並びに第二十八条第一項第五号及び第六号並びに第三項	制限債権	領海外油濁損害等に関する制限債権

（拡張された責任制限手続についての責任制限法等の準用）

第三十九条の二十一　第三十九条の十九の決定により拡張された責任制限手続については、次項に定めるものを除き、第三十九条の五から第三十九条の十までの規定及び責任制限法第三章第六節から第八節まで（第五十四条、第六十四条、第六十八条、第六十九条第一項、第七十六条、第七十七条、第八十条及び第八十一条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄

に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十七条第一項	制限債権（利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、制限債権の調査期日の開始の日までに生じたものに限る。以下この章において同じ。）	制限債権
第四十八条第二項	油濁損害賠償保障法	この法律
	同法	油濁損害賠償保障法
第五十七条	並びに制限債権であるときは、その内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	及び制限債権であるときは、その内容
第六十条	内容並びに人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	内容
第六十一条第二項	内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	内容
第六十六条第一項	手続外訴訟	債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟（以下「手続外訴訟」という。）
第七十条第二項	事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従つて	事項を

2　未配当債権に関する手続については、前条第一項において準用する責任制限法第二十九条第一項及び第三十一条の規定並びに前項において準用する責任制限法（以下この項において「準用責任制限法」という。）第五十条、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第五十八条から第六十三条まで並びに第六十五条から第六十七条までの規定を、第二次配当に関する手続については、準用責任制限法第六十九条第二項、第七十条から第七十五条まで、第七十八条及び第七十九条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前条第一項において読み替えて準用する責任制限法第二十九条第一項	責任制限手続拡張の申立て	油濁損害賠償保障法第三十九条の二十一第一項において準用する同法第三十九条の八第一項の規定による申立て
前条第一項において準用する責任制限法第三十一条第一項	責任制限手続開始の決定	油濁損害賠償保障法第三十九条の二十一第一項において準用する同法第三十九条の八第一項の決定
前条第一項において準用する責任制限法第三十一条第二項	制限債権者及び受益債務者	未配当債権者（油濁損害賠償保障法第三十九条の八第三項の未配当債権者をいう。以下同じ。）、責任制限手続に参加した領海外油濁損害等（同法第八条第二項に規定する領海外油濁損害等をいう。以下同じ。）に関する制限債権者及び受益債務者
準用責任制限法第五十条第一項	第四十七条第五項	油濁損害賠償保障法第三十九条の二十一第一項において準用する同法第三十九条の九
	第二十七条（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）	同法第三十九条の二十一第一項において準用する同法第三十九条の八第一項
準用責任制限法第五十条第二項	第四十七条第一項から第四項までの規定により責任制限手続に参加することのできる者	未配当債権者
	制限債権	未配当債権者（油濁損害賠償保障法第三十九条の五第二項に規定する未配当債権をいう。以下同じ。）
準用責任制限法第五十一条第一項及び第五十二条	責任制限手続に参加した者	未配当債権を届け出た者
準用責任制限法第五十一条第二項	他の制限債権者	領海外油濁損害等に関する制限債権者又は他の未配当債権者
準用責任制限法第五十二条見出し	手続に参加した者	未配当債権を届け出た者
準用責任制限法第五十二条第三項及び第五十六条第一項	第四十七条第一項の規定により責任制限手続に参加した者	未配当債権を届け出た者
準用責任制限法第五十三条第一項	この節	第五十一条第一項の規定によつてする届出（同条第二項に規定する届出に限る。）又は前条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは油濁損害賠償保障法第三十九条の二十一第一項において準用する同法第三十九条の九

		第四十七条第五項若しくは第六項、第五十条（場合を含む。）、第五十一条第三項又は	、それぞれ
		の規定に違反	第五十条又は若しくは第五十条若しくは同法第三十九条の二十一第一項において準用する同法第三十九条の九の規定に違反
準用責任制限法第五十五条見出し及び同条第二項		制限債権者	未配当債権者
準用責任制限法第五十五条第一項		第十八条（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届け出た制限債権者以外の制限債権者で、まだ責任制限手続に参加していないもの	油濁損害賠償保障法第三十九条の二十一第一項において準用する同法第三十九条の九の規定により届け出た未配当債権者以外の未配当債権者
準用責任制限法第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十八条、第五十九条、第六十条（見出しを含む。）及び第六十一条第二項		制限債権者	未配当債権者
準用責任制限法第五十五条第二項		第二十八条第二項及び第三項（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）	油濁損害賠償保障法第三十九条の二十一第一項において準用する同法第三十九条の八第三項及び第四項
準用責任制限法第五十六条第一項		当該参加した者	当該未配当債権を届け出た者
準用責任制限法第五十六条第二項		制限債権者	未配当債権を届け出た者
準用責任制限法第六十九条第二項		制限債権	領海外油濁損害等に関する制限債権者の調査期日又は未配当債権
準用責任制限法第七十条第二項	制限債権者	未配当債権者又は領海外油濁損害等に関する制限債権者	
	制限債権	未配当債権又は領海外油濁損害等に関する制限債権	
準用責任制限法第七十三条及び第七十四条第二号		者	領海外油濁損害等に関する債権者

3　特定油濁損害に関する制限債権の調査期日が開始された後における第三十九条の十九の決定により拡張された責任制限手続について、第一項において責任制限法の規定を準用する場合においては、同項の規定により読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十七条	制限債権の	領海外油濁損害等（油濁損害賠償保障法第八条第二項に規定する領海外油濁損害等をいう。以下同じ。）に関する制限債権の
	、制限債権及び制限債権	、領海外油濁損害等に関する制限債権及び領海外油濁損害等に関する制限債権
第五十八条から第六十条まで及び第六十一条第二項	制限債権	領海外油濁損害等に関する制限債権

（責任条約のみの締約国である外国において責任制限手続が行われた後における我が国における責任制限手続）

第三十九条の二十二　責任条約のみの締約国である外国において責任条約第五条の規定により基金が形成された場合であって、当該基金からの支払が終了したときは、当該船舶所有者又は保険者等は、当該基金からの支払及び国際基金条約第四条の規定による国際基金からの補償を受けた後残存する債権（責任条約のみの締約国の国籍を有する船舶に積載されていた油による特定油濁損害、責任条約のみの締約国の領域内における特定油濁損害及び政令指定油による特定油濁損害に関する債権を除く。）並びに領海外油濁損害等に関する債権（次項において「特定債権」という。）について、千九百九十二年条約責任限度額から当該基金からの支払の総額を控除した金額を限度としてその責任を制限するため、責任制限手続開始の申立てをすることができる。

2　前項の規定による申立てにより開始された特定債権に関する責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第十七条第一項、第四節、第五十四条及び第六十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条、第十四条第一項、第十五条、第三十三条及び第四十条第一項	この法律	油濁損害賠償保障法第三十九条の二十二第二項において準用するこの法律
第十八条	及び制限債権（事故発生後の利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権を除く。第二十五条第二号において同	、責任条約（油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。以下同じ。）第五条の規定により外国において形成された

じ。）の額が第七条第一項、第三項又は第五項に規定する責任の限度額（以下「責任限度額」という。）	基金からの支払が終了したこと及び制限債権の額が千九百九十二年条約責任限度額（油濁損害賠償保障法第三十九条の二に規定する千九百九十二年条約責任限度額をいう。以下同じ。）から当該基金からの支払の総額を控除した金額（以下「特定責任限度額」という。）
第十九条第一項	特定責任限度額に相当する
責任限度額に相当する金銭及びこれに対する事故発生の日から供託の日（次条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日。次項において同じ。）まで年六パーセントの割合により算定した	
第十九条第二項及び第二十五条第二号	特定責任限度額
責任限度額	
第十九条第二項	千九百九十二年条約責任限度額については供託の日（次条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日。以下この項において同じ。）
供託の日	額により、及び責任条約第五条の規定により外国において形成された基金からの支払の総額については当該支払に使用された通貨の供託の日における為替相場により
額により	
第二十八条第一項第四号	船舶
船舶、救助船舶又は救助者	
第三十条第一項	特定責任限度額
責任限度額又は事故発生の日	特定責任限度額に相当する
責任限度額に相当する金銭及びこれに対する事故発生の日から供託の日（次項において準用する第二十条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日）まで年六パーセントの割合により算定した金銭又は増加すべき第十九条第一項に規定する年六パーセントの割合により算定した	油濁損害賠償保障法第三十九条の二十二第二項において読み替えて
第三十条第二項	
第十九条第二項中「供託の日	

	準用する第十九条第二項中「供託の日（
	の供託の日
第四十七条第一項	の規定による決定に基づき供託する日（第三十条第二項において準用する
制限債権（利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、制限債権の調査期日の開始の日までに生じたものに限る。以下この章において同じ。）	制限債権
第四十八条第二項	この法律
油濁損害賠償保障法	
同法	油濁損害賠償保障法
第五十七条	及び制限債権であるときは、その内容
並びに制限債権であるときは、その内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	
第六十条	内容
内容並びに人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	
第六十一条第二項	内容
内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	
第六十六条第一項	債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟（以下「手続外訴訟」という。）
手続外訴訟	
第七十条第二項	事項を
事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従つて	

第四十一条第一項中「締約国」の下に「又は千九百九十二年責任条約の締約国」を、「責任条約第五条」の下に「又は千九百九十二年責任条約第五条」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、責任条約のみの締約国である外国において責任条約第五条の規定により基金が形成された場合には、当該基金からの支払を受けた後残存する債権（責任条約のみの締約国の国籍を有する船舶に積載されていた油による特定油濁損害、責任条約のみの締約国の領域内における特定油濁損害及び政令指定油による特定油濁損害に関する制限債権を除く。）については、この限りでない。

第四十一条第二項中「、前項」を「前項本文の場合について、第三十九条の十六の規定は同項

たただし書」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十九条の十六第一項中「同項」とあるのは「第四十一条第一項ただし書」と、「制限債権」とあるのは「債権」と読み替えるものとする。

「第四章の二　千九百九十二年国際基金（第三十条の二）

目次中　第五章　責任制限手続

通則（第三十一条―第三十九条）

第一節　千九百九十二年条約責任限度額を限度とする責任制限手続（第三十九条の二―第三十九条の十一）

第二節　特定油濁損害に関し千九百六十九年条約責任限度額を限度として開始する責任制限手続等（第三十九条の十二―第三十九条の二十二）」

第四十五条第一項及び第四十七条第四号中「第三十八条」を「第三十九条の十一第一項、第三十九条の十七若しくは第三十九条の二十二第二項」に改める。

第三条　油濁損害賠償保障法の一部を次のように改正する。

を「第五章　責任制限手続（第三十一条―第三十九条）」に改める。

第二条第一号を削り、同条第一号の二中「千九百九十二年責任条約」を「責任条約」に改め、同号を同条第一号とし、同条第二号を削り、同条第二号の二中「千九百九十二年国際基金条約」を「国際基金条約」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号の二中「千九百九十二年責任条約」を「責任条約」に改め、同条第六号イを削り、同号ロ中「（政令指定油を除く。）」を削り、「千九百九十二年責任条約」を「責任条約」に改め、「領域」の下に「（領海を含む。）」を加え、「（イに掲げる損害を除く。）」を削り、同号ロを同号イとし、同号ハ中「イ又はロ」を「イ」に改め、同号ハを同号ロとし、同条第六号の二を削り、同条第七号中「第六号ハ」を「前号ロ」に改め、同条第十号を削り、同条第十号の二中「千九百九十二年国際基金」を「国際基金」に改め、同号を同条第十号とする。

第三条第四項中「（政令指定油による油濁損害については、第一号及び第二号に掲げる者に限る。）」を削り、「（政令指定油による油濁損害を除く。）が、次に掲げる者（責任条約の締約国であり、かつ、千九百九十二年責任条約の締約国でない国（以下「責任条約のみの締約国」という。）の国籍を有する船舶に積載されていた油による特定油濁損害にあつては、第一号に掲げる者を除く。）」を「が、これらの者」に改め、同項第三号中「千九百九十二年責任条約」を「責任条約」に改め、同項第六号中「第二条第六号ハ」を「第二条第六号ロ」に改める。

第五条中「（特定油濁損害にあつては、当該特定油濁損害が自己の故意又は過失により生じたものであるとき）」を削る。

第六条第一項中「次に掲げる金額のうちいずれか少ない」を「船舶のトン数に応じて、次に定めるところにより算出した」に改め、各号を次のように改める。

一　五千トン以下の船舶にあつては、一単位の三百万倍の金額

二　五千トンを超える船舶にあつては、前号の金額に五千トンを超える部分について一トンにつき一単位の四百二十倍を乗じて得た金額を加えた金額（その金額が一単位の五千九百七十万倍の金額を超えるときは、一単位の五千九百七十万倍の金額）

第六条第二項を削る。

第七条を次のように改める。

（船舶のトン数の算定）

第七条　前条の船舶のトン数は、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第二項の規定の例により算定した数値にトンを付して表したものとする。

第八条第二項を削る。

第十二条第一項中「又は千九百九十二年責任条約第九条第一項」を削る。

第十四条第三項中「当該船舶について第六条第一項第一号の規定により算出した金額（ばら積みの政令指定油の輸送の用に供している船舶（以下「政令指定油輸送船」という。）にあつては、同条第二項に規定する金額）」を「当該船舶所有者の責任限度額」に改め、同条第四項中「千九百九十二年責任条約」を「責任条約」に改め、「（政令指定油輸送船に係る保障契約にあつては、責任条約第七条第五項の規定）」を削る。

第十七条第一項中「千九百九十二年責任条約」を「責任条約」に改め、「（政令指定油輸送船を除く。）及び責任条約の締約国である外国の国籍を有する政令指定油輸送船」を削り、同条第三項中「新責任トン数（政令指定油輸送船にあつては、旧責任トン数）」を「第七条に規定するトン数」に改める。

第二十条第二項中「千九百九十二年責任条約」を「責任条約」に改め、「（政令指定油輸送船にあつては、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該政令指定油輸送船について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した責任条約第七条第十二項に規定する証明書の記載事項を記載した書面）」を削る。

第二十二条中「特定油濁損害」を「油濁損害」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　削除

第二十六条第一項中「又は国際基金条約第五条第一項に規定する補てん」及び「又は補てん」を削る。

第三十条中「第十一条から第十三条まで」を「第十二条及び第十三条」に、「拠出金」を「年次拠出金」に改める。

第四章の二を削る。

第五章中「第一節　通則」を削る。

第三十一条中「第二条第六号ハ」を「第二条第六号ロ」に改める。

第三十四条第二項中「係属する責任制限手続に応じ、第三十九条の十一第一項、第三十九条

の十七、第三十九条の二十第一項又は第三十九条の二十二第二項」を「第三十八条」に改める。

第三十五条中「おいて、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十七、第三十九条の二十第一項又は第三十九条の二十二第二項」を「おいて、第三十八条」に、「書面を、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十七、第三十九条の二十第一項若しくは第三十九条の二十二第二項」を「書面を、第三十八条」に、「の規定による公告又は第三十九条の十一第一項、第三十九条の十七若しくは第三十九条の二十二第二項において準用する責任制限法第八十五条第一項若しくは」を「、第八十五条第一項又は」に改める。

第三十六条第一項中「第二条第六号ロ」を「第二条第六号ハ」に改める。

第三十七条第一項中「第三十九条の十一第一項、第三十九条の十七、第三十九条の二十二第二項」を「次条」に改め、「（以下「手続外訴訟」という。）」を削る。

第三十七条の二を削る。

第三十八条を次のように改める。

（責任制限法の準用）

第三十八条　この法律の規定による責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第四節、第五十四条及び第六十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条、第十四条第一項、第十五条、第三十三条及び第四十条第一項	この法律	油濁損害賠償保障法第三十八条において準用するこの法律
第十七条第一項	船舶所有者等若しくは救助者又は被用者等	船舶所有者等（法人である船舶所有者の無限責任社員を含む。）又は保険者等
第十八条	制限債権（事故発生後の利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権を除く。第二十五条第二号において同じ。）の額が第七条第一項、第三項又は第五項	制限債権の額が油濁損害賠償保障法第六条
第十九条第一項	金銭及びこれに対する事故発生の日から供託の日（次条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日。次項において同じ。）	金銭
	まで年六パーセントの割合により算定した金銭	供託の日（次条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日）
第十九条第二項	供託の日	船舶、救助船舶又は救助者
第二十八条第一項第四号	船舶、救助船舶又は救助者	責任限度額
第三十条第一項	責任限度額又は事故発生の日	金銭
	金銭及びこれに対する事故発生の日から供託の日（次項において準用する第二十条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日）まで年六パーセントの割合により算定した金銭又は増加すべき第十九条第一項に規定する年六パーセントの割合により算定した金銭	
第三十条第二項	第十九条第二項中「供託の日	油濁損害賠償保障法第三十八条において読み替えて準用する第十九条第二項中「供託の日（
	の供託の日	の規定による決定に基づき供託する日（第三十条第二項において準用する
第四十七条第一項	制限債権（利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、制限債権の調査期日の開始の日までに生じたものに限る。以下この章において同じ。）	制限債権
第四十八条第二項	油濁損害賠償保障法	この法律
	同法	油濁損害賠償保障法
第五十七条	並びに制限債権であるときは、その内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	及び制限債権であるときは、その内容
第六十条	内容並びに人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	内容
第六十一条第二項	内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	内容

第六十六条第一項	手続外訴訟	債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟（以下「手続外訴訟」という。）
第七十条第二項	事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従つて	事項を

第五章第二節及び第三節を削る。

第四十一条第一項中「又は千九百九十二年責任条約の締約国」及び「又は千九百九十二年責任条約第五条」を削り、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項本文の場合について、第三十九条の十六の規定は同項ただし書」を「、前項」に改め、同項後段を削る。

第四十五条第一項及び第四十七条第四号中「第三十九条の十一第一項、第三十九条の十七若しくは第三十九条の二十二第二項」を「第三十八条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条並びに次条、附則第七条及び第八条の規定　千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書及び千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書が日本国について効力を生ずる日

二　第二条（次号に規定する改正規定を除く。）並びに附則第三条第一項及び第四条の規定　千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書が日本国について効力を生ずる日

三　第二条中油濁損害賠償保障法目次の改正規定（「第四章の二　千九百九十二年国際基金（第三十条の二）」を加える部分に限る。）、同法第二条第二号の次に一号を加える改正規定、同条第十号の次に一号を加える改正規定、同法第四章の次に一章を加える改正規定、同法第三十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第二項から第四項までの規定　千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書（附則第三条第三項において「国際基金条約議定書」という。）が日本国について効力を生ずる日

四　第三条並びに附則第五条及び第六条の規定　油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約（千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足）（附則第五条第二項において「千九百七十一年国際基金条約」という。）の廃棄が日本国について効力を生ずる日

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定の施行前に油濁損害の原因となった最初の事実が生じた場合における当該油濁損害については、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に油濁損害の原因となった最初の事実が生じた場合における当該油濁損害については、なお従前の例による。

2　第二条の規定による改正後の油濁損害賠償保障法（以下この条において「新法」という。）第四章の二及び第三十七条の二の規定は、油濁損害の原因となった最初の事実がこれらの規定の施行前に生じた場合における当該油濁損害については、適用しない。

3　千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約（以下この条において「千九百九十二年国際基金条約」という。）第四条第一項に規定する補償を求めるための千九百九十二年国際基金（千九百九十二年国際基金条約第二条第一項に規定する千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金をいう。次項において同じ。）に対する訴えは、国際基金条約議定書第三十条第一項の規定により国際基金条約議定書が効力を生ずる日から起算して百二十日を経過する日までは提起することができない。

4　新法第二十八条第一項又は第二項の規定によりその受取量を報告すべき特定油に係る油受取人は、千九百九十二年国際基金条約第三十六条の三第四項に規定するいずれか早い日までの間は、新法第三十条の二において読み替えて準用する新法第三十条の規定にかかわらず、千九百九十二年国際基金条約第十二条、第十三条及び第三十六条の三の規定により、千九百九十二年国際基金条約第十条の年次拠出金を千九百九十二年国際基金に納付しなければならない。

（第二条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正）

第四条　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第五項中「第二条第六号ロ」を「第二条第六号ハ」に改める。

（第三条の規定による改正に伴う経過措置）

第五条　第三条の規定の施行前に油濁損害の原因となった最初の事実が生じた場合における当該油濁損害については、なお従前の例による。

2　第三条の規定の施行前に油濁損害の原因となった最初の事実が生じた場合における当該油濁損害に係る千九百七十一年国際基金条約第十二条第二項(b)に規定する拠出金については、なお従前の例による。

（第三条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正）

第六条　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十一条第五項中「第二条第六号ハ」を「第二条第六号ロ」に改める。

2　船舶のトン数の測度に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項を削る。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

（政令への委任）
第八条　附則第二条、第三条、第五条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

地方行政委員長　岩本　久人

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、中核市に関する事務の配分の特例及び特別地方公共団体たる広域連合に関する制度を設けるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方自治法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

地方自治法目次中「第十二章　大都市に関する特例」を「第十二章　大都市及び中核市に関する特例
第一節　大都市に関する特例
第二節　中核市に関する特例」に改める。

「第三特例」に、「第三章　地方公共団体の組合」を「第三章　地方公共団体の組合
第一節　総則
第二節　一部事務組合
第三節　広域連合
第四節　全部事務組合
第五節　役場事務組合
第六節　雑則」に改める。

第十五条第二項中「特別の定め」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に、「二千円」を「五万円」に改める。

第七十四条第一項中「以下」の下に「本編において」を加え、「以て」を「もって」に改め、同条に次の二項を加える。

選挙権を有する者は、身体の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

第七十四条の四第一項を次のように改める。

条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一　署名権者又は署名運動者に対し、暴行若しくは威力を加え、又はこれをかどわかしたとき。

二　交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもって署名の自由を妨害したとき。

三　署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を威迫したとき。

第七十四条の四第二項中「き壊」を「毀壊」に、「禁錮」を「禁錮」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第三項中「附していない」を「付していない」に、「成規」を「所定」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、選挙権を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が身体の故障若しくは文盲により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

選挙権を有する者が身体の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十五条第五項中「、第一項」を「第一項」に、「数に」を「数について」に改め、「第七十四条第五項」の下に「から第七項まで」を加え、「乃至前条」を「から前条まで」に、「署名にこれを」を「署名について」に改める。

第七十六条第四項及び第八十条第四項中「、第一項」を「第一項」に、「数に」を「数について」に改め、「第七十四条第五項」の下に「から第七項まで」を加え、「乃至第七十四条の四」を「から第七十四条の四まで」に、「署名にこれを」を「署名について」に改める。

第八十一条第二項中「、前項」を「前項」に、「数に」を「数について」に改め、「第七十四条第五項」の下に「から第七項まで」を加え、「乃至第七十四条の四」を「から第七十四条の四まで」に、「署名にこれを」を「署名について」に、「請求にこれを」を「請求について」に改める。

第八十六条第四項中「、第一項」を「第一項」に、「数に」を「数について」に改め、「第七十四条第五項」の下に「から第七項まで」を加え、「乃至第七十

四条の四」を「から第七十四条の四まで」に、「署名にこれを」を「署名について」に改める。

第百条第三項中「禁錮」を「禁錮」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第百五十九条第二項中「引継」を「引継ぎ」に、「二千円」を「十万円」に改める。

第二百二十八条第三項中「一万円」を「五万円」に改める。

第二百四十二条の二に次の一項を加える。

8　第一項第四号の規定による訴訟の当該職員が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、普通地方公共団体は、議会の議決によりその報酬額の範囲内で相当と認められる額を負担することができる。

第二百四十四条の二第七項中「一万円」を「五万円」に改める。

第二編第十二章の章名を次のように改める。

第十二章　大都市及び中核市に関する特例

第二編第十二章中第二百五十二条の十九の前に次の節名を付する。

第一節　大都市に関する特例

第二百五十二条の十九に見出しとして「（指定都市の権能）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第二百五十二条の二十に見出しとして「（区の設置）」を付し、同条第二項から第六項までに項番号を付する。

第二百五十二条の二十一に見出しとして「（政令への委任）」を付する。

第二編第十二章中第二百五十二条の二十一の次に次の一節を加える。

第二節　中核市に関する特例

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二　中核市（次条に掲げる要件を備えた市であつて政令で指定するものをいう。以下同じ。）又は中核市の市長若しくは中核市の委員会その他の機関（以下「中核市等」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関が処理し又は管理し及び執行することができる事務のうち、都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が都道府県の区域にわたり一体的に処理し又は管理し及び執行することが効率的な事務その他の中核市等において処理し又は管理し及び執行することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理し又は管理し及び執行することができる。

2　中核市等がその事務を処理し又は管理し及び執行するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、主務大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

（中核市の要件）

第二百五十二条の二十三　中核市となるべき市が備えなければならない要件は、次のとおりとする。

一　人口三十万以上を有すること。

二　面積（建設省国土地理院において公表した最近の当該市の面積をいう。）百平方キロメートル以上を有すること。

三　当該市の人口が五十万未満の場合にあつては、当該市を含む周辺の地域における経済社会生活圏の中核としての機能を有する都市として政令で定める基準を満たすこと。

（中核市の指定に係る手続）

第二百五十二条の二十四　自治大臣は、第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行うものとする。

2　前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。

3　前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

（政令への委任）

第二百五十二条の二十五　第二百五十二条の二十一の規定は、第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定があつた場合について準用する。

（指定都市の指定があつた場合の取扱い）

第二百五十二条の二十六　中核市に指定された市について第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合は、当該市に係る第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定は、その効力を失うものとする。

第三編第三章中第二百八十四条の前に次の節名を付する。

第一節　総則

第二百八十四条の前に見出しとして「（組合の種類及び設置）」を付し、同条第四項及び第五項を削り、同条第三項中「第一項の例により、町村の組合」を「その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合」に改め、「（これを役場事務組合という。）」を削り、「組合内」を「役場事務組合内」に、「組合の」を「役場事務組合の」に改め、同項を同条第六項とし、同項に項番号を付し、同条第二項中「前項の例により、町村の組合」を「都道府県知事の許可を得て、全部事務組合」に改め、「（これを全部事務組合という。）」を削り、「組合内」を「全部事務組合内」に、「組合の」を「全部事務組合の」に改め、同項を同条第五項とし、同項に項番号を付し、同条第一項中「第三項」を「第六項」に、「除く外」を「除くほか」に、「地方公共団体の組合」を「一部事務組合」に改め、「（これを一部事務組合という。）」を削り、「組合内」を「一部事務組合内」に、「組合の」を「一部事務組合の」に改め、同項を同条第二項とし、同項に項番号を付し、同項の次に次の二項を加える。

3　普通地方公共団体及び特別区は、その事務又は普通地方公共団体及び特別区の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、これらの事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、自治大

臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4　自治大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二百八十四条に第一項として次の一項を加える。

地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

第二百八十五条の次に次の一条を加える。

（設置の勧告等）

第二百八十五条の二　公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、関係のある市町村及び特別区に対し、一部事務組合又は広域連合を設けるべきことを勧告することができる。

2　都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、自治大臣に報告し、前項の規定により広域連合を設けるべきことを勧告したときは直ちにその旨を自治大臣に報告しなければならない。

3　自治大臣は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第二百八十六条の前に次の節名を付する。

第二節　一部事務組合

第二百八十六条に見出しとして「（組織、事務及び規約の変更）」を付し、同条第一項中「地方公共団体の組合」を「一部事務組合」に、「組合の」を「一部事務組合の」に改め、「、一部事務組合が」を削り、同条第二項中「組合の」を「一部事務組合の」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項を削る。

第二百八十七条に見出しとして「（規約等）」を付し、同条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項各号中「組合」を「一部事務組合」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「地方公共団体の組合」を「一部事務組合」に、「組合を」を「当該一部事務組合を」に改め、同項を同条第二項とし、同項に項番号を付する。

第二百八十七条の二に見出しとして「（議決方法の特例及び理事会の設置）」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「当該一部事務組合」を「一部事務組合」に、「当該市町村の議会」を「その議会」に改め、同項に項番号を付する。

第二百八十七条の三に見出しとして「（議決事件の通知）」を付する。

第二百八十八条に見出しとして「（解散）」を付し、同条第一項中「又は役場事務組合」を削り、「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項」に改め、同条第二項を削る。

第二百八十九条に見出しとして「（財産処分）」を付し、同条中「若しくは関係地方公共団体と組合との協議により又は組合の議会の議決により」を削る。

第二百九十条に見出しとして「（議会の議決を要する協議）」を付し、同条中「第二百八十四条第一項乃至第三項」を「第二百八十四条第二項」に、「第二百八十八条第一項」を「第二百八十八条」に改め、「にあつてはその議会、組合にあつては組合」を削る。

第二百九十一条に見出しとして「（経費分賦に関する異議）」を付し、同条第一項中「地方公共団体の組合」を「一部事務組合」に改め、「ときは、」の下に「一部事務組合を組織する」を加え、「組合の管理者」を「当該一部事務組合の管理者」に改め、同条第二項中「組合の管理者」を「一部事務組合の管理者」に、「組合の議会」を「その議会」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「組合」を「一部事務組合」に改め、同項に項番号を付し、同条の次に次の三節及び節名を加える。

第三節　広域連合

（国等からの権限の委任等）

第二百九十一条の二　国は、その行政機関の長に属する権限又は権限に属する事務のうち広域連合の事務又は広域連合の長その他の執行機関の権限に属する事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合又はその長その他の執行機関に委任することができる。

2　都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員は、その権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務又は広域連合の長その他の執行機関の権限に属する事務に関連するものを当該広域連合の長その他の執行機関に委任することができる。

3　都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務又は広域連合の長その他の執行機関の権限に属する事務に密接に関連する国の行政機関の長に属する権限又は権限に属する事務の一部を当該広域連合又はその長その他の執行機関に委任するよう要請することができる。

4　都道府県の加入しない広域連合の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員に対し、当該広域連合の事務又は広域連合の長その他の執行機関の権限に属する事務に密接に関連する都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員の権限に属する事務の一部を当該広域連合の長その他の執行機関に委任するよう要請することができる。

（組織、事務及び規約の変更）

第二百九十一条の三　広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、これを定め、都道府県の加入するものにあつては自治大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合若しくはその長その他の執行機関にこれらの規定の権限若しくは権限に属する事務が委任された場合（変更された場合を含む。）における当該権限若しくは権限に属する事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2　自治大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　広域連合は、次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第一項本文の例により、直ちに自治大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

4　前条第一項又は第二項の規定により広域連合又はその長その他の執行機関にこれらの規定の権限又は権限に属する事務が委任されたとき（変更されたときを含む。）は、広域連合の長は、直ちに次条第一項第四号又は第九号に掲げる事項に係る規約につき必要な変更を行い、第一項本文の例により、自治大臣又は都道府県知事に届出をするとともに、その旨を当該広域連合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。

5　都道府県知事は、第一項の許可をしたとき、又は第三項若しくは前項の届出を受理したときは、直ちにその旨を公表するとともに、自治大臣に報告しなければならない。

6　自治大臣は、第一項の許可をしたとき又は第三項若しくは第四項の届出を受理したときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7　広域連合の長は、広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域連合の規約を変更するよう要請することができる。

8　前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。

（規約等）

第二百九十一条の四　広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一　広域連合の名称

二　広域連合を組織する地方公共団体

三　広域連合の区域

四　広域連合の処理する事務

五　広域連合の作成する広域計画の項目

六　広域連合の事務所の位置

七　広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法

八　広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法

九　広域連合の経費の支弁の方法

2　前項第三号に掲げる広域連合の区域は、当該広域連合を組織する地方公共団体の区域を合わせた区域を定めるものとする。ただし、都道府県の加入する広域連合について、当該広域連合の処理する事務が当該都道府県の区域の一部のみに係るものであることその他の特別の事情があるときは、当該都道府県の包括する市町村又は特別区で当該広域連合を組織しないものの一部又は全部の区域を除いた区域を定めることができる。

3　広域連合の長は、広域連合の規約が定められ又は変更されたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4　広域連合の議会の議員又は長その他の職員は、第九十二条第二項、第百四十一条第二項及び第百九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

（議会の議員及び長の選挙）

第二百九十一条の五　広域連合の議会の議員は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人（広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するものをいう。次項及び次条第七項において同じ。）が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2　広域連合の長は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。

（直接請求）

第二百九十一条の六　第二編第五章（第八十五条を除く。）の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定若しくは改廃、広域連合の事務若しくは広域連合の長その他の執行機関の権限に属する事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七十四条第一項を除く。）の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（第五項前段において「請求権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請するよう請求することができる。

3　前項の規定による請求があつたときは、広域連合の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該請求に係る広域連合の規約を変更するよう要請しなければならない。この場合においては、当該要請をした旨を同項の代表者に通知しなければならない。

4　前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。

5　第七十四条第四項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数について、同条第五項から第七項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第四項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団

体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項において準用する第七十六条第三項の規定による解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票について準用する。

7　前項の投票は、政令で定めるところにより、広域連合の選挙人による選挙と同時にこれを行うことができる。

（広域計画）

第二百九十一条の七　広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

2　広域連合は、広域計画を作成するに当たつては、第二条第五項（第二百八十一条第三項において準用する場合を含む。）の基本構想及び他の法律の規定による計画であつて当該広域計画の項目に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにしなければならない。

3　広域連合は、広域計画を作成したときは、直ちに、これを当該広域連合を組織する地方公共団体の長に送付し、かつ、公表するとともに、第二百八十四条第二項の例により、自治大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4　自治大臣は、前項の規定による提出があつた場合においては、直ちにその内容を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

5　広域計画は、第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合又はその長その他の執行機関にこれらの規定の権限又は権限に属する事務が委任されたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

6　広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。この場合においては、第二項から第四項までの規定を準用する。

7　広域連合及びその長その他の執行機関並びに当該広域連合を組織する地方公共団体及びその長その他の執行機関は、広域計画に基づいて、その事務を処理し、又はその権限に属する事務を管理し及び執行するようにしなければならない。

8　広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理又は当該地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体又はその長その他の執行機関に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

9　広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体又はその長その他の執行機関に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

（協議会）

第二百九十一条の八　広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができる。

2　前項の協議会は、広域連合の長及び国の地方行政機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長が任命する者をもつて組織する。

3　前項に定めるもののほか、第一項の協議会の運営に関し必要な事項は、広域連合の条例で定める。

（広域連合の分賦金）

第二百九十一条の九　第二百九十一条の四第一項第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に関して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない。

2　前項の規定により定められた広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしなければならない。

（解散）

第二百九十一条の十　広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、自治大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　自治大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、自治大臣に報告しなければならない。

4　自治大臣は、第一項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第二百九十一条の十一　第二百八十四条第三項、第二百九十一条の三第一項及び第三項、前条第一項並びに第二百九十一条の十三において準用する第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（経費分賦等に関する異議）

第二百九十一条の十二　広域連合の経費の分賦に関し、違法又は錯誤があると認めるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

2　第二百九十一条の三第四項の規定による広域連合の規約の変更のうち第二百九十一条の四第一項第九号に掲げる事項に係るものに関し不服があるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、第二百九十一条の三第四項の規定による

通知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

3　広域連合の長は、第一項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つてこれを決定し、前項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つて規約の変更その他必要な措置を執らなければならない。

4　広域連合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

（一部事務組合に関する規定の準用）

第二百九十一条の十三　第二百八十七条の三及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、同条中「第二百八十六条又は前条」とあるのは、「第二百九十一条の三第一項、第三項若しくは第四項又は第二百九十一条の十第一項」と読み替えるものとする。

第四節　全部事務組合

（全部事務組合）

第二百九十一条の十四　全部事務組合は、当該全部事務組合を組織する町村の数を減少し又は全部事務組合の規約を変更しようとするときはその議会の議決を経てこれを定め、当該全部事務組合を組織する町村の数を増加しようとするときは当該全部事務組合と新たに加入しようとする町村との協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　全部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一　全部事務組合の名称

二　全部事務組合を組織する地方公共団体

三　全部事務組合の共同処理する事務

四　全部事務組合の事務所の位置

3　全部事務組合を解散しようとするときは、その議会の議決により、都道府県知事の許可を受けなければならない。

4　第一項又は前項の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体と全部事務組合との協議により又は全部事務組合の議会の議決によりこれを定める。

5　第二百八十四条第五項並びに第一項及び前項の協議については、関係地方公共団体にあつてはその議会、全部事務組合にあつては当該全部事務組合の議会の議決を経なければならない。

第五節　役場事務組合

（役場事務組合）

第二百九十一条の十五　役場事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一　役場事務組合の名称

二　役場事務組合を組織する地方公共団体

三　役場事務組合の共同処理する事務

四　役場事務組合の事務所の位置

五　役場事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法

六　役場事務組合の経費の支弁の方法

2　役場事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、都道府県知事に届出をしなければならない。

3　第二百八十四条第六項、前項並びに次項において準用する第二百八十六条及び第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4　第二百八十六条、第二百八十七条第二項、第二百八十九条及び第二百九十一条の規定は、役場事務組合について準用する。この場合において、第二百八十六条中「次条第一項第一号、第四号又は第七号」とあるのは「第二百九十一条の十五第一項第一号、第四号又は第六号」と、第二百八十九条中「第二百八十六条又は前条」とあるのは「第二百九十一条の十五第四項において準用する第二百八十六条又は第二百九十一条の十五第二項」と読み替えるものとする。

第六節　雑則

第二百九十二条に見出しとして「（普通地方公共団体に関する規定の準用）」を付し、同条中「基く」を「基づく」に、「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第二百九十三条を次のように改める。

（数都道府県にわたる組合に関する特例）

第二百九十三条　市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四条第二項、第三項、第五項及び第六項、第二百八十六条第一項本文（第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。）、第二百九十一条の三第一項本文、第二百九十一条の十第一項並びに第二百九十一条の十四第一項及び第三項の許可並びに第二百八十五条の二第一項の規定による勧告は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、自治大臣が関係都道府県知事の意見を聴いてこれを行い、市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十六条第二項（第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。）、第二百八十八条、第二百九十一条の三第三項及び第四項並びに第二百九十一条の十五第二項の届出は、これらの規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て自治大臣にこれをしなければならない。

2　市町村及び特別区の広域連合で数都道府県にわたるものに係る第二百九十一条の六第一項において準用する第七十七条、第八十二条第一項及び第八十六条第三項の規定による報告並びに第二百九十一条の七第三項の規定による提出並びに町村の広域連合で数都道府県にわたるものに係る第二百九十一条の六第一項において準用する第八十二条第二項の規定による報告は、これらの規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て自治大臣にこれをしなければならない。

第二百九十三条の二に見出しとして「（政令への委任）」を付する。

別表第一中第一号の四十を第一号の四十二とし、第一号の三十九を第一号の四十一とし、同表第一号の三十八中「基本計画」を「豪雪地帯対策基本計画」に改め、同号を同表第一号の四十とし、同表中第一号の三十七を第一号の三十八とし、同号の次に次の一号を加える。

一の三十九　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）の定めるところにより、地方拠点都市地域の指定に関する事務を行うこと。

別表第一中第一号の三十六を第一号の三十七とし、第一号の二十五から第一号の三十五までを一号ずつ繰り下げ、第一号の二十四の次に次の一号を加える。

一の二十五　大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の定めるところにより、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する基本方針の決定について意見を述べ、並びに土地が開発地区の要件に適合する旨の申出を受理すること。

別表第一中第二号の十を第二号の十二とし、第二号の六から第二号の九までを二号ずつ繰り下げ、第二号の五を第二号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

二の七　自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）の定めるところにより、特定地域を指定する政令の制定若しくは改廃の立案、総量削減基本方針の作成若しくは変更又は特定自動車排出基準の設定、変更若しくは廃止について意見を述べること。

別表第一中第二号の四を第二号の五とし、第二号の三を第二号の四とし、第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の定めるところにより、生息地等保護区の指定等について意見を述べること。

別表第一第八号中「一部を行い」の下に「、市町村老人保健計画について意見を述べ、都道府県老人保健計画を定め」を加え、同表第九号中「一般廃棄物の処理及び大掃除の実施について計画」を「一般廃棄物処理計画」に改め、「処分をし、」の下に「一定の」を、「占有者に対して」の下に「一般廃棄物の減量に関する計画の作成、」を、「方法」の下に「その他必要な事項」を加え、「基準」を「一般廃棄物処理基準」に改め、同号を同表第八号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

九　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の定めるところにより、特定施設の整備の事業を行おうとする者が提出する整備計画を受理し、これを主務大臣に送付し、主務大臣が行う特定施設の整備計画の認定について意見を述べ、並びに認定事業者に対し特定施設の整備に関し必要な指導及び助言を行うこと。

別表第一第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二　看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の定めるところにより、基本指針について意見を述べ、並びに病院等の開設者等に対して必要な指導及び助言を行うこと。

十四の三　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の定めるところにより、基本指針について意見を述べ、並びに社会福祉事業を経営する者に対して必要な指導及び助言を行うこと。

別表第一第十七号の三中「養護老人ホーム等に入所させる等の措置に関する事務を行い」を「市町村が行う介護の措置等の実施に関して市町村相互間の連絡調整等を行い、市町村老人福祉計画について意見を述べ、都道府県老人福祉計画を定め」に改め、同表第十八号中「身体障害者の診査及び更正相談を行って身体障害者更生援護施設に入所させる等必要な措置を講じ、更生訓練費を支給し、更生医療を給付し、補装具の交付等を行い、売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせ、並びに」を「市町村が行う援護の実施に関して市町村相互間の連絡調整等を行い、及び」に改め、同表中第二十六号を第二十五号の十とし、第二十六号の二を第二十六号とし、第二十六号の三を第二十六号の二とし、同表第二十六号の四中「鉱害復旧長期計画」を「鉱害復旧長期計画等」に改め、同号を同表第二十六号の三とし、同表中第二十六号の五を第二十六号の四とし、第二十六号の六を第二十六号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の六　特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法（平成四年法律第四十四号）の定めるところにより、承認中小企業者及び承認商工組合等に対して必要な指導及び助言を行うこと。

別表第一第二十六号の十七中「その管理する道路（都道府県知事が管理する一般国道を含む。）について路上駐車場を設置し、及び利用に関する標識を設ける」を「市町村が定める駐車場整備計画について協議等を行い、及び路上駐車場の設置について意見を述べる」に改め、同表第二十八号の十二の次に次の一号を加える。

二十八の十三　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）の定めるところにより、供給計画の認定に関する事務を行い、認定事業者から特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況について報告を求め、及び認定計画に従って建設又は管理を行っていないと認めるときにその改善に必要な措置を命ずること。

別表第一第四十五号の次に次の一号を加える。

四十五の二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の定めるところにより、指定暴力団等の指定に関する事務を行い、指定暴力団員等に対して暴力的要求行為の中止等を命じ、暴力的要求行為の相手方等に必要な援助を行い、指定暴力団等の事務所の使用を制限し、指定暴力団員に対して加入の強要等の中止等を命じ、離脱希望者に対する援護等に関する事務を行い、指定暴力団員に対して指定暴力団員等の事務所等における禁止行為の中止等を命じ、指定暴力団員等から必要な報告を求め、又は警察職員をして指定暴力団等の事務所に立入検査させる等の事務を行い、及び暴力団の活動の状況等を国家公安委員会に報告すること。

別表第二第一号中(一の四)を(一の五)とし、(一の三)を(一の四)とし、(一の二)の次に次のように加える。

(一の三)　大阪湾臨海地域開発整備法の定めるところにより、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する基本方針の決定について意見を述べ、並びに土地が開発地区の要件に適合する旨の申出を受理すること。（指定都市に限る。）

別表第二第一号(三の三)の次に次のように加える。

(三の四)　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の定めるところにより、主務大臣が行う特定施設の整備計画の認定について意見を述べること。（指定都市に限る。）

別表第二第一号中四の二を削り、四の三を四の二とし、四の四を削り、四の五を四の三とし、四の六を四の四とし、四の七を四の五とし、同号十一中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号十二の次に次のように加える。

(十三)　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の定めるところにより、供給計画の認定に関する事務を行い、認定事業者から特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況について報告を求め、及び認定計画に従つて建設又は管理を行つていないと認めるときにその改善に必要な措置を命ずること。（指定都市及び中核市に限る。）

別表第二第二号二の三十一中「基本計画」を「道府県豪雪地帯対策基本計画について意見を述べ、並びに豪雪地帯対策基本計画及び道府県豪雪地帯対策基本計画」に改め、同号中二の三十一を二の三十三とし、二の三十を二の三十二とし、二の二十九を二の三十とし、その次に次のように加える。

二の三十一　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の定めるところにより、地方拠点都市地域の指定について協議し、及び基本計画を作成すること。

別表第二第二号中二の二十八を二の二十九とし、二の二十七を二の二十八とし、二の二十六を二の二十七とし、二の二十五を二の二十六とし、二の二十四を二の二十五とし、二の二十三を二の二十四とし、二の二十二を二の二十三とし、二の二十一を二の二十二とし、二の二十を二の二十一とし、二の十九を二の二十とし、二の十八を二の十九とし、二の十七の次に次のように加える。

二の十八　大阪湾臨海地域開発整備法の定めるところにより、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の指定の申請について協議し、並びに整備計画について意見を述べること。

別表第二第二号中五を四の二とし、その次に次のように加える。

(五)　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の定めるところにより、生息地等保護区の指定等について意見を述べること。

別表第二第二号十の二中「行う」を「行い、及び市町村老人保健計画を定める」に改め、同号十一中「一般廃棄物の処理及び大掃除の実施について計画」を「一般廃棄物処理計画」に改め、「処分をし、」の下に「一定の」を、「占有者に対して」の下に「一般廃棄物の減量に関する計画の作成、」を、「方法」の下に「その他必要な事項」を加え、「基準」を「一般廃棄物処理基準」に改め、同号中十一を十の三とし、その次に次のように加える。

(十一)　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の定めるところにより、主務大臣が行う整備計画の認定並びに都道府県が行う特定周辺整備地区の指定及び施設整備方針の作成について意見を述べ、並びに認定事業者に対し特定施設の整備に関し必要な指導及び助言を行うこと。

別表第二第二号十四の二を次のように改める。

十四の二　老人福祉法の定めるところにより、老人の福祉に関する相談等を行い、養護老人ホーム等に入所させる等の措置に関する事務を行い、及び市町村老人福祉計画を定めること。

別表第二第二号十四の四中「福祉事務所を設置しない町村にあつては都道府県の行う事務に協力し、福祉事務所を設置する町村にあつては」を削り、同号二十一の二の次に次のように加える。

二十一の三　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の定めるところにより、農業経営の改善及び安定のための計画又は農林業等活性化基盤施設設置事業計画が適当である旨の認定に関する事務を行うこと。

別表第二第二号中二十五を二十四の八とし、二十五の二を二十四の九とし、その次に次のように加える。

二十五　特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法の定めるところにより、都道府県が作成する活性化計画について協議すること。

二十五の二　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）の定めるところにより、活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する基本計画について協議すること。

別表第二第二号二十五の九中「定めるところにより」の下に「、都市計画に関する基本的な方針を定め」を加え、同号二十五の十二を次のように改める。

二十五の十二　駐車場法の定めるところにより、駐車場整備計画を定めること。

別表第三第一号中一の三を削り、一の四を一の三とし、一の五を一の四とし、一の六を一の五とし、一の七を一の六とし、一の八を一の七とし、一の九を一の八とし、一の十を一の九とし、五の十三の次に次のように加える。

五の十四　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の定めるところにより、基本計画の承認に関する事務を行い、拠点整備促進区域内における土地の形質の変更等を許可し、及び許可を受けないで土地の形質を変更した者等に対して土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除去を命ずる等の事務を行うこと。

別表第三第一号六の次に次のように加える。

六の二　民法（明治二十九年法律第八十九号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、社団法人又は財団法人の設立の許可に関する事務を行い、定款の変更を認可し、監督上必要な命令をし、業務及び財産の状況を検査し、並びに解散の届出を受理すること。

六の三　民法施行法（明治三十一年法律第十一号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、同法による認可を受けた法人に対して解散を命じ、及び解散の届出を受理すること。

六の四　信託法（大正十一年法律第六十二号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、公益信託の引受けを許可し、事務の処理につき検査を行い、必要な処分を命じ、並びに信託管理人、信託財産の管理人及び受託者の選任等に関する事務を行うこと。

六の五　破産法（大正十一年法律第七十一号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、社団法人又は財団法人の継続を認可すること。

別表第三第一号中九を八の三とし、九の二を八の四とし、その次に次のように加える。

（九）　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定事業を行おうとする者からの届出を受理し、その届出をした者に対して必要な指示をし、その指示に違反した者に対して業務の停止を命じ、特定事業を行う者から必要な報告を求め、又は職員をしてその施設に立入検査させ、管理地区の区域内の工作物の設置等及び立入制限地区の区域内への立入りの許可等に関する事務を行い、監視地区の区域内の工作物の設置等の届出の受理、当該届出に係る行為の禁止若しくは制限等に関する事務を行い、工作物の設置者等に対して必要な指示等を行い、並びに工作物の設置者等から必要な報告を求め、又は職員をして生息地等保護区の区域内の土地に立入検査させること。

別表第三第一号中九の三を九の二とし、九の四を九の三とし、九の五を九の四とし、その次に次のように加える。

九の五　自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の定めるところにより、総量削減計画を定めること。

別表第三第一号十三の二中「行う」を「行い、及び調理師の氏名、住所等の届出を受理する」に改め、同号十九の二中「許可」の下に「及び老人訪問看護事業者の指定」を加え、「若しくは老人保健施設の開設者等」を「、老人保健施設の開設者等若しくは指定老人訪問看護事業者等」に改め、同号二十の二を次のように改める。

二十の二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、産業廃棄物処理計画を定め、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置等の許可又は届出の受理に関する事務を行い、一定の事業者に対して産業廃棄物処理計画又は特別管理産業廃棄物処理計画の作成の指示等を行い、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に関する事務を行い、廃棄物処理センター、産業廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させ、産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分を行つた者等に対して必要な措置を命ずる等の事務を行い、及び廃棄物再生事業者の登録に関する事務を行うこと。

別表第三第一号三十四中「及びこれに基づく政令」及び「、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の試験、免許及び業務の停止に関する事務を行い」を削り、「並びに」を「及び」に、「立入検査させる」を「臨検検査させる」に改め、同号三十五中「及びこれに基づく政令」及び「、柔道整復師の試験、免許及び業務の停止に関する事務を行い」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同号三十七の次に次のように加える。

三十七の二　看護婦等の人材確保の促進に関する法律の定めるところにより、看護婦等確保推進者の設置等の届出を受理し、看護婦等確保推進者の変更を命じ、及び都道府県ナースセンターの指定等に関する事務を行うこと。

別表第三第一号四十一の二中「並びに」の下に「大麻取扱者等から必要な報告を求め、又は」を加え、

「取締上」を「取締り上」に改め、同号四十一の三中「麻薬取扱者」を「麻薬取扱者等」に、「麻薬業務所」を「麻薬業務所等」に、「向精神薬取扱者」を「向精神薬取扱者等」に改め、同号中四十一の五を四十一の六とし、同号四十一の四中「若しくは麻薬研究者」を「、麻薬研究者等」に、「取締」を「取締り」に改め、同号中四十一の四を四十一の五とし、四十一の三の次に次のように加える。

四十一の四　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、金融機関等からの疑わしい取引の届出を受理する等の事務を行うこと。

別表第三第一号四十二中「（昭和二十六年法律第四十五号）」及び「並びに」を削り、「行う」を「行い、並びに都道府県福祉人材センターの指定等に関する事務を行う」に改め、同号四十二の二中「社会福祉施設職員退職手当共済法」を「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に改め、同号中五十八を五十七の四とし、その次に次のように加える。

五十八　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）の定めるところにより、改善計画が適当である旨の認定に関する事務を行い、及び認定特定事業主から認定を受けた改善計画に係る改善措置の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号五十九の八の次に次のように加える。

五十九の九　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し、会員契約の締結等に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示し、又はその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命じ、及びこれらの者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事業所に立入検査させること。

別表第三第一号中六十三の四を六十三の五とし、六十三の三の次に次のように加える。

六十三の四　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の定めるところにより、農林業等活性化基盤整備計画及び所有権移転等促進計画を承認すること。

別表第三第一号六十八の二中「認定する」を「認定し、都道府県農業協同組合合併推進法人の指定に関する事務を行い、都道府県農業協同組合合併推進法人から必要な報告を徴し、及びその業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずる」に改め、同号七十八中「検査させ、診療施設開設の届出を受理する」を「検査させる」に改め、同号七十八の次に次のように加える。

七十八の二　獣医療法（平成四年法律第四十六号）の定めるところにより、診療施設の開設等の届出を受理し、診療施設について、使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕その他必要な措置を講ずべきことを命じ、開設者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をして診療施設に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、及び診療施設整備計画が適当である旨の認定に関する事務を行うこと。

別表第三第一号中九十三の七を九十三の八とし、九十三の六を九十三の七とし、九十三の五を九十三の六とし、九十三の四の次に次のように加える。

九十三の五　輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律（平成三年法律第八十一号）の定めるところにより、第二種大規模小売店舗において輸入品専門売場を設置して小売業を営もうとする者からの届出を受理し、その届出をした者に対して必要な勧告を行い、その勧告に従わないときはその勧告に従うべきことを命じ、第二種大規模小売店舗における小売業者に対して営業の停止を命じ、及び第二種大規模小売店舗における小売業者に対して報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号九十四の前に次のように加える。

九十三の九　エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、中小企業者又は組合等が作成する事業計画が適当である旨の承認に関する事務を行い、及び承認中小企業者等から中小企業承認事業計画等の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号九十四の四中「（昭和四十九年法律第五十七号）」の下に「及びこれに基づく政令」を、「、振興計画」の下に「、共同振興計画、活用計画及び支援計画」を、「送付し」の下に「、認定振興計画の実施終了後に実施される振興計画を認定し」を加え、「認定振興計画」を「認定振興計画等」に、「事業

協同組合等」を「製造協同組合等」に改め、同号(九十六)中「に関する事務を行い、危害予防規程を認可し、」を「、危害予防規程の認可並びに」に改め、同号中(九十七の十二)を(九十七の十四)とし、(九十七の十一)を(九十七の十二)とし、その次に次のように加える。

(九十七の十三)　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、基盤施設計画又は連携計画が適当である旨の認定に関する事務を行い、及び認定を受けた商工会等から基盤施設事業又は連携事業の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号中(九十七の十)を(九十七の十一)とし、(九十七の九)の次に次のように加える。

(九十七の十)　特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法の定めるところにより、進出計画又は円滑化計画の承認に関する事務を行い、及び承認中小企業者又は承認商工組合等から実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号中(九十八の四)を(九十八の五)とし、(九十八の三)の次に次のように加える。

(九十八の四)　中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、効率化計画が適当である旨の認定に関する事務を行い、及び認定組合等から流通業務効率化事業の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号(百四の二)中「対して」の下に「施設の改善又は」を加え、同号(百七)中「、使用期間が六月を超えない仮線の敷設の工事」を「及び仮設工事を認可し、軌道の建設に関する規程によらない設計を許可し」に改め、同号(百十四)中「及び」を削り、「認可する」を「認可し、及び運河の譲渡等を許可する」に改める。

別表第三第二号(十一)中「銃砲刀剣類所持等取締法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「又は」を「及び」に改め、「登録」の下に「並びに刀剣類の製作の承認」を加え、同号に次のように加える。

(十五)　民法及びこれに基づく政令の定めるところにより、社団法人又は財団法人の設立の許可に関する事務を行い、定款の変更を認可し、監督上必要な命令をし、業務及び財産の状況を検査し、並びに解散の届出を受理すること。

(十六)　民法施行法及びこれに基づく政令の定めるところにより、同法による認可を受けた法人に対して解散を命じ、及び解散の届出を受理すること。

(十七)　信託法及びこれに基づく政令の定めるところにより、公益信託の引受けを許可し、事務の処理につき検査を行い、必要な処分を命じ、並びに信託管理人、信託財産の管理人及び受託者の選任等に関する事務を行うこと。

(十八)　破産法及びこれに基づく政令の定めるところにより、社団法人又は財団法人の継続を認可すること。

別表第四第一号(一の四)中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号中(一の四)を(一の五)とし、(一の三)を(一の四)とし、(一の二)の次に次のように加える。

(一の三)　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、拠点整備促進区域内における土地の形質の変更等を許可し、及び許可を受けないで土地の形質を変更した者等に対して土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除去を命ずる等の事務を行うこと。（指定都市の市長に限る。）

別表第四第一号(六)を次のように改める。

(六)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置等の許可又は届出の受理に関する事務を行い、一定の事業者に対して産業廃棄物処理計画又は特別管理産業廃棄物処理計画の作成の指示等を行い、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に関する事務を行い、産業廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させ、及び産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分を行った者等に対して必要な措置を命ずる等の事務を行うこと。（保健所を設置する市の市長に限る。）

別表第四第一号(十六の二)中「立入検査させる」を「臨検検査させる」に改め、同号(十七)中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号中(十八の二)及び(十九の二)を削り、(十九)を(十九の二)とし、(十八の四)及び(十八の五)を削り、(十八の三)を(十九)とし、同号(十九の三)中「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の下に「及びこれに基づく政令」を、「、振興計画」の下に「、共同振興計画及び活用計画」を、「送付し」の下に「、認定振興計画の実施終了後に実施される振興計画を認定し」を加え、「認定振興計画」を「認定

振興計画等」に、「事業協同組合等」を「製造協同組合等」に改め、「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号(十九の七)、(十九の九)、(十九の十一)及び(二十一の二)中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号(二十三)中「指定又はその」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「、宅地造成工事の技術的基準について規則を定め」を削り、「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号(二十三)の次に次のように加える。

(二十三の二)　宅地造成等規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、宅地造成工事規制区域の指定を行い、及び宅地造成に関する工事の技術的基準について規則を定めること。（指定都市の市長に限る。）

別表第四第二号(七の二)中「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法」を「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）」に、「永住許可」を「特別永住許可」に、「のうえ」を「の上」に改め、同号(十四の二)中「若しくは特定療養費の支給を行い、又は医療費若しくは老人保健施設療養費を支給し」を「等を行い」に改め、同号(二十一)中「（福祉事務所を管理する町村長に限る。）」を削り、同号中(三十七の三)を(三十七の四)とし、(三十七の二)の次に次のように加える。

(三十七の三)　特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、進出計画又は円滑化計画の承認に関する事務を行い、及び承認中小企業者又は承認商工組合等から実施状況について報告を求めること。

別表第四第三号(四)中「指定都市」の下に「及び中核市」を加える。

別表第五第一号の表中「、老人福祉法」を削り、同表第二号の表中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改める。

別表第六第一号(一)の表中「身体障害者福祉法第十条」を「身体障害者福祉法第十二条」に改める。

別表第七第一号の表中

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十三条第三項及び柔道整復師法第二十五条第二項の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務

を削り、

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第二条第五項及び柔道整復師法第十一条の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の試験に関する事務

を

公害健康被害の補償等に関する法律第二条第一項又は第二項に規定する第一種地域又は第二種地域をその区域に含む都道府県知事	公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律第四十四条の規定による指定疾病に係る認定及び補償給付の支給についての都道府県知事に対する意見の陳述に関する事務

に

公害健康被害の補償等に関する法律第二条第一項又は第二項に規定する第一種地域又は第二種地域をその区域に含む都道府県の都道府県知事	公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律第四十四条の規定による指定疾病に係る認定及び補償給付の支給についての都道府県知事に対する意見の陳述に関する事務
自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項に規定する特定地域をその区域の全部又は一部とする都道府県の都道府県知事	総量削減計画策定協議会	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第八条第一項の規定による総量削減計画に定められるべき事項の調査審議に関する事務

を改める。

別表第七第二号の表中

指定都市の市長	土地利用審査会	国土利用計画法第三十九条第二項の規定による土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての市長に対する意見の陳述に関する事務
	地方社会福祉審議会	社会福祉事業法第六条第二項及び第三項並びに第十一条第一項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務
	地方障害者施策推進協議会	障害者基本法第三十条第二項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互間の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務

を

指定都市及び中核市の市長	地方社会福祉審議会	社会福祉事業法第六条第二項及び第三項並びに第十一条第一項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務
指定都市の市長	土地利用審査会	国土利用計画法第三十九条第二項の規定による土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての市長に対する意見の陳述に関する事務
	地方障害者施策推進協議会	障害者基本法第三十条第二項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互間の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第十五条第二項、第七十四条、第七十四条の四、第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項、第八十六条第四項、第百条第三項、第百五十九条第二項、第二百二十八条第三項、第二百四十二条の二及び第二百四十四条の二第七項の改正規定並びに別表第一から別表第七までの改正規定（別表第二第一号(十)の改正規定、同号(十二)の次に次のように加える改正規定（中核市に係る部分に限る。）、別表第四第一号(一)の四中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号中(一)の四を(一)の五とし、(一)の三を(一)の四とし、(一)の二の次に次のように加える改正規定（「指定都市」の下に「及び中核市」を加える部分に限る。）、同号(十七)の改正規定、同号(十九)の三の改正規定（「指定都市」の下に「及び中核市」を加える部分に限る。）、同号(十九)の七、(十九)の九、(十九)の十一、(二十一)の二及び(二十三)の改正規定、同号(二十三)の次に次のように加える改正規定、同表第三号(四)の改正規定並びに別表第七第二号の表の改正規定を除く。）並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（直接請求に関する経過措置）

2　改正後の地方自治法第七十四条第六項及び第七項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の際現にその手続が開始されている直接請求については、適用しない。

（政令への委任）

3　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方行政連絡会議法の一部改正）

4　地方行政連絡会議法（昭和四十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表東北地方行政連絡会議の項中「新潟県」の下に「並びに仙台市」を加え、同表関東地方行政連絡会議の項中「並びに」の下に「千葉市、」を加える。

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

地方行政委員長　岩本　久人

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方自治法の一部改正に伴い、関係法律の規定を整備しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　中核市関係（第一条―第三十八条）
第二章　広域連合関係（第三十九条―第六十七条）
附則

第一章　中核市関係

（伝染病予防法の一部改正）

第一条　伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「謂フ」の下に「及同法第二百五十二条の二十二第一項ノ中核市（以下「中核市」ト謂フ）」を加え、「指定都市之ヲ」を「指定都市若ハ中核市（以下「指定都市等」ト謂フ）之ヲ」に、「指定都市ノ長」を「指定都市等ノ長」に、「指定都市又ハ」を「指定都市等又ハ」に改める。

第二十八条ノ三中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

（地域保健法の一部改正）

第二条　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「都道府県、」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の」を加える。

（児童福祉法の一部改正）

第三条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の四第一項中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下本条中「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改め、同条第二項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

（食品衛生法の一部改正）

第四条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三中「外」を「ほか」に改め、「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

第二十九条の四中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正）

第五条　墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三中「外」を「ほか」に改め、「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「の長が」を「又は中核市（以下「指定都市等」という。）の長が」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。

（興行場法の一部改正）

第六条　興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改め、「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

（旅館業法の一部改正）

第七条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改め、「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

第九条の三中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

（公衆浴場法の一部改正）

第八条　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改め、「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

（民生委員法の一部改正）

第九条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下本条中「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

（屋外広告物法の一部改正）

第十条　屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下この条において「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第十一条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

第七条の三中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

（民生委員法の一部改正）

第九条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下本条中「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第十二条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の二の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下本条中「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改め、同条第二項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

（文化財保護法の一部改正）

第十三条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第百条第一項中「指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を加える。

（社会福祉事業法の一部改正）

第十四条　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「及び」を「並びに」に改め、「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を

加え、同条第三項中「指定都市」の下に「若しくは中核市」を加える。

第八条第二項及び第十一条第一項中「指定都市」の下に「若しくは中核市」を加える。

第十九条中「及び指定都市」を「並びに指定都市及び中核市」に改める。

第二十条中「指定都市」の下に「及び中核市」を加える。

（結核予防法の一部改正）

第十五条　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「外」を「ほか」に改め、「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

第六十九条中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

（土地区画整理法の一部改正）

第十六条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）」を加え、「の長が」を「又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。

（宅地造成等規制法の一部改正）

第二十条　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十条を除き、以下」を「以下この条、次条及び第五条第三項において」に改める。

第五条第一項中「行なう」を「行う」に、「あたり」を「当たり」に、「かき」を「垣」に、「行なおう」を「行おう」に改め、「管轄する都道府県知事」の下に「（指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第三項及び第二十条を除き、以下同じ。）」を加える。

第七条第一項中「第十一条を除き、以下」を「以下この条及び第九条において」に改める。

第十一条中「の区域内においては、指定都市」を「又は中核市の区域内においては、それぞれ指定都市又は中核市」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条中「都道府県」の下に「（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市）」を加える。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第二十一条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号中「又は同法」を「、同法」に、「支弁に」を「支弁又は伝染病予防法第二十二条の規定による地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の支弁に」に改める。

第四条第五項中「激甚災害」を「激甚災害」に改め、「指定都市」の下に「若しくは中核市」を加える。

（駐車場法の一部改正）

第十七条　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「にあつては、」を「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあつては、それぞれ」に改める。

（精神薄弱者福祉法の一部改正）

第十八条　精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下この条において「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改め、同条第二項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

（住宅地区改良法の一部改正）

第十九条　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）」を加え、「の長が」を「又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。

（宅地造成等規制法の一部改正）

第二十条　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十条を除き、以下」を「第二十条第一項中「指定都市」の下に「及び中核市」を加える。

（老人福祉法の一部改正）

第二十二条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に改める。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（養護老人ホーム等の設置に係る中核市の長に対する助言等）

第六条の二　都道府県知事は、当分の間、第十五条第四項の規定により社会福祉法人が中核市の区域内に養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置しようとする場合において、当該施設の設置によつて、第二十条の九に規定する都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該中核市の長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正）

第二十三条　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「いう。）」の下に「及び同法第二

百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「行なう」を「行う」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

（母子保健法の一部改正）

第二十四条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「行なう」を「行う」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改め、同条第二項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正）

第二十五条　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「においては、その」を「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市においては、それぞれその」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第二十六条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第四号中「指定都市」という。）」の下に「、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下単に「中核市」という。）」を、「、指定都市」の下に「、中核市」を加える。

第八十四条中「指定都市」の下に「若しくは中核市」を加える。

第八十七条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第二項中「指定都市に」を「指定都市及び中核市に」に、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「行なう」を「行う」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第二十七条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）」を加え、「の長が行なう」を「又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行う」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正）

第二十八条　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「の長が行なう」を「又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行う」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第二十九条　都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第十二条において「中核市」という。）」を加える。

第十二条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「事務は、指定都市」の下に「及び中核市」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下この条において「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

（伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正）

第三十条　伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「（以下単に「指定都市」を「又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」に、「当該指定都市」を「当該指定都市等」に改める。

第四条第一項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第三十一条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「指定都市に」を「指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）に」に、「の長が」を「又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が」に、「指定都市等の長に」を「指定都市等の長に」に改める。

（農住組合法の一部改正）

第三十二条　農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「の長が」を「又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が」に、「指定都市等の長に」に改める。

（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第三十三条　民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「（以下この条において「指定都市」を「又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に改める。

（後天性免疫不全症候群の予防に関する法律の一部改正）

第三十四条　後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（平成元年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「いう。）」の下に「及び同法第二百

五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）を加え、「より、指定都市の長」を「より、指定都市若しくは中核市（以下「指定都市等」という。）の長」に、「指定都市の長又はその職員に」を「指定都市等の長又はその職員に」に改める。

第十三条中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

（市民農園整備促進法の一部改正）

第三十五条　市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を加える。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正）

第三十六条　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「ものは、指定都市」の下に「及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「の長が」を「又は中核市（以下「指定都市等」という。）の長が」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。

（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正）

第三十七条　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）」を加え、「の長が」を「又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正）

第三十八条　高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「いう。）」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）」を加え、「の長が」を「又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。

（学校教育法の一部改正）

第三十九条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「共同処理する」を「処理する」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第四十条　児童福祉法の一部を次のように改正する。

第五十九条の二中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を「その一部事務組合又は広域連合」に改める。

（消防組織法の一部改正）

第四十一条　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「あつては、」を「あつては」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第四十二条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条の五の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「規定による一部事務組合」を「一部事務組合又は広域連合（以下この条において「一部事務組合等」という。）」に、「当該組合」を「当該一部事務組合等」に、「起す」を「起こす」に、「責に」を「責めに」に改める。

第九条中「補助執行させた事務」の下に「並びに同法第二百九十一条の二第二項の規定により都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員が都道府県の加入しない同法第二百八十四条第一項の広域連合（第二十八条第二項及び第三項において「広域連合」という。）の長その他の執行機関に委任した事務」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第二十八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「市町村」の下に「又は都道府県の加入しない広域連合」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員が、都道府県の加入しない広域連合の長その他の執行機関に委任してその権限に属する事務を行わせる場合について準用する。

（競馬法の一部改正）

第四十三条　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三号中「に規定する一部事務組合」を「の一部事務組合若しくは広域連合」に改める。

（医療法の一部改正）

第四十四条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三第十項中「共同処理する一部事務組合」を「処理する一部事務組合及び広域連合」に改める。

（水防法の一部改正）

第四十五条　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「水防事務組合」の下に「の管理者若しくは長」を加える。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第四十六条　身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第四十三条の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を「その一部事務組合又は広域連合」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第四十七条　生活保護法の一部を次のように改正する。

第八十二条の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を

「その一部事務組合又は広域連合を」に、「組合の長」を「一部事務組合の管理者又は広域連合の長」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第四十八条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九項中「又は同条第三項の」を「、広域連合又は」に改める。

（港湾法の一部改正）

第四十九条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項若しくは第三項」に改める。

第五十五条第二項中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項又は第三項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第五十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百三条の四第一項中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「当該組合」を「当該一部事務組合又は広域連合」に改め、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加える。

（社会福祉事業法の一部改正）

第五十一条　社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「当該組合」を「当該一部事務組合又は広域連合」に改める。

（北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部改正）

第五十二条　北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項又は第三項」に改める。

（地方公営企業法の一部改正）

第五十三条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「一部事務組合」の下に「及び広域連合」を加える。

第一条中「身分取扱」を「身分取扱い」に、「共同処理する」を「処理する」に改め、「一部事務組合」の下に「及び広域連合」を加える。

第二条第三項中「規定による」を削り、「という。）」の下に「又は広域連合（以下「広域連合」という。）」を加える。

「第五章　一部事務組合及び広域連合に関する特例」を「第五章　一部事務組合及び広域連合に関する特例」に改める。

第三十九条の二第八項中「企業団」の下に「又は広域連合企業団」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　地方公営企業の経営に関する事務を処理する広域連合（これを広域連合企業団という。）に対する第七条の規定の適用については、同条ただし書中「政令で定める地方公営企業について管理者」とあるのは、「管理者」とする。

第三十九条の三第一項及び第二項中「企業団」の下に「又は広域連合企業団」を加え、同条第三項中「共同処理する」を「処理する」に改め、「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加える。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第五十四条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「共同処理する」を「処理する」に改める。

第六十条第一項中「共同処理する」を「処理する」に改め、同条第二項中「共同処理する」を「処理する」に改め、「第二百九十条」の下に「、第二百九十一条の十一、第二百九十一条の十四第五項又は第二百九十一条の十五第三項」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「共同処理する」を「処理する」に、「第二百八十四条第二項、第三項、第五項又は第六項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「共同処理する」を「処理する」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に、「共同処理する」を「処理する」に、「特別の定」を「特別の定め」に改める。

（精神薄弱者福祉法の一部改正）

第五十五条　精神薄弱者福祉法の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を「その一部事務組合又は広域連合」に改める。

（産炭地域振興臨時措置法の一部改正）

第五十六条　産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項」に改め、「一部事務組合」の下に「、同条第三項の規定による広域連合」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第五十七条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二百八十四条に規定する一部事務組合」を「第二百八十四条第一項の一部事務組合、広域連合」に、「に規定する地方開発事業団」を「の地方開発事業団」に改める。

（老人福祉法の一部改正）

第五十八条　老人福祉法の一部を次のように改正する。

第三十二条の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を「その一部事務組合又は広域連合」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第五十九条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「その組合を」を「その一部事務組合又は広域連合を」に、「組合の長」を「一部事務組合の管理者又は広域連合の長」に改める。

（新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第六十条　新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法

律（昭和四十年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「こえて」を「超えて」に、「規定による一部事務組合及び」を「一部事務組合及び広域連合並びに」に、「規定による地方開発事業団並びに」を「地方開発事業団並びに前条の」に、「行なう」を「行う」に改める。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第六十一条　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「こえて」を「超えて」に、「規定による一部事務組合及び」を「一部事務組合及び広域連合並びに」に、「規定による地方開発事業団並びに」を「地方開発事業団並びに前条の」に、「行なう」を「行う」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第六十二条　都市計画法の一部を次のように改正する。

第二十九条第四号中「一部事務組合」の下に「、広域連合」を加える。

（卸売市場法の一部改正）

第六十三条　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「共同処理する」を「処理する」に、「規定による一部事務組合」を「一部事務組合又は広域連合」に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第六十四条　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第九項中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項又は第三項」に改める。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正）

第六十五条　公有地の拡大の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加える。

（国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正）

第六十六条　国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「及び」を「並びに」に改め、「一部事務組合」の下に「及び広域連合」を加える。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正）

第六十七条　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「一部事務組合」という。」の下に「若しくは広域連合（当該指定地域をその区域の一部とするものを含む。以下「広域連合」という。）」を加え、同条第八項中「一部事務組合」の下に「若しくは広域連合」を加える。

第八条第一項中「と一部事務組合」及び「を、当該一部事務組合」の下に「又は広域連合」を、「同じ。」の下に「又は広域連合の長」を加える。

第九条中「管理者」の下に「又は広域連合の長」を加える。

第四十六条中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第　　号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

（地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

2　地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律（平成六年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第二十条のうち伝染病予防法第二十八条ノ三の改正規定中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

審査報告書

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

逓信委員長　森　暢子

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の電気通信事業における国際化の進展にかんがみ、人工衛星の無線局の無線設備等により国際電気通信事業を営もうとする者については、外国人等であることを第一種電気通信事業の許可の欠格事由としないこととするとともに、その者が営む当該事業に係る無線局であって人工衛星の無線局の中継により無線通信を行うもの等については、外国人等であることを免許付与の欠格事由としないこととする等の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月七日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律

（電気通信事業法の一部改正）

第一条　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

2　前項（第四号から第七号までに係る部分に限る。）の規定は、次に掲げる電気通信設備の

みを設置して電気通信役務を提供する国際電気通信事業を営もうとする者（同項第四号から第六号までに掲げる者に該当するものについては、国内に営業所を有するものに限る。）については、適用しない。

一　人工衛星の無線局（電波法第二条第五号本文に規定する無線局をいう。以下この項において同じ。）であつて、特定の固定地点間の無線通信を中継するもの（国際電気通信衛星機構が開設するものを除く。）の無線設備（同条第四号に規定する設備をいう。以下この項において同じ。）

二　前号の無線局の中継により特定の固定地点間の無線通信を行う無線局の無線設備

三　第一号の人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局の無線設備

第十四条第三項中「第二号」を「第一項第二号」に改める。

第十九条第一項第三号中「第十一条各号」を「第十一条第一項各号」に改め、「至つたとき」の下に「（同条第二項に規定する国際電気通信事業を営む者（同条第一項第四号から第六号までに掲げる者に該当するものについては、国内に営業所を有するものに限る。）が、同条第一項第四号から第七号までの一に該当するときを除く。）」を加える。

第九十一条第一項中「第一種電気通信事業者」の下に「（第十一条第二項に規定する国際電気通信事業を営むことについて第九条第一項の許可を受けた者を除く。）」を加え、「第十一条第四号」を「第十一条第一項第四号」に、「同条第七号」を「第十一条第一項第七号」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定の適用を受ける」を加える。

第九十一条の二第一項中「前条第一項の」の下に「規定の適用を受ける」を加え、「第十一条第七号」を「第十一条第一項第七号」に、「同項の規定にかかわらず」を「同法第三十二条第二項の規定にかかわらず」に改める。

附則第十九条中「第十一条第一号」を「第十一条第一項第一号」に改める。

（電波法の一部改正）

第二条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の二号を加える。

七　電気通信事業法第十一条第二項の規定により同条第一項（第四号から第七号までに係る部分に限る。）の規定の適用を受けないこととなる者が同条第二項に規定する国際電気通信事業に係る電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局であつて、人工衛星の無線局（外国のもの（国際電気通信衛星機構が開設するものを除く。）に限る。次号において「外国人工衛星局」という。）の中継により特定の固定地点間の無線通信を行うもの

八　前号に規定する電気通信業務を行うことを目的とする外国人工衛星局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

放送法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

逓信委員長　森　暢子

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、放送による情報の国際交流を促進するため、日本放送協会がその放送番組を外国において受信されることを目的として他人に委託して人工衛星の無線局により放送させる業務を行うこととするとともに、一般放送事業者である委託放送事業者がその放送番組を国内及び外国において受信されることを目的として他人に委託して人工衛星の無線局により放送させる義務を行うことができることとし、あわせて、有料放送に係る規制を合理化するため多重放送についてはその契約約款を認可制から届出制に改める等の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

放送法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

放送法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条の二十七」を「第五十二条の二十八」に改める。

第二条第二号中「中継国際放送」の下に「及び受託協会国際放送」を加え、同条第二号の二の次に次の二号を加える。

二の二の二　「受託協会国際放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）の委託により、その放送番組を外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるものをいう。

二の二の三　「受託内外放送」とは、他人の委託により、その放送番組を国内及び外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるものをいう。

第二条第三号の二中「及び委託放送事業者」を「、委託放送事業者及び委託協会国際放送業務を行う場合における協会」に改め、同条第三号の三中「日本放送協会（以下「協会」という。）」を「協会」に改め、同条第三号の四中「受託国内放送」の下に「、受託協会国際放送又は受託内外放送（以下「受託放送」と総称する。）」を加え、同条第三号の五中「受託放送事業者」を「電波法の規定により受託国

内放送又は受託内外放送をする無線局の免許を受けた者」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の六　「委託協会国際放送業務」とは、協会が電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託してその放送番組を放送させる業務をいう。

第二条第四号中「受託国内放送」を「受託放送」に改める。

第二条の二第一項中「次項第一号」の下に「、第七条、第九条第一項第二号、第二項第五号及び第六号並びに第六項、第三十四条第一項」を加え、「第五十三条第一項及び」を「第五十三条第一項並びに」に改め、同条第二項中「にあつては、受託国内放送」を「及び受託内外放送にあつてはこれらの放送」に改め、「委託放送業務」の下に「とし、受託協会国際放送（電波法の規定による免許を受ける無線局により行われるものに限る。以下この項において同じ。）にあつては受託協会国際放送を行う放送局の置局及び委託協会国際放送業務とする。」を加え、同項第二号中「又は中継国際放送」を「、中継国際放送、受託協会国際放送又は受託内外放送」に改め、同項第三号中「受託国内放送」を「受託放送」に改め、同条第六項中「及び委託放送事業者」を「、委託放送事業者及び委託協会国際放送業務を行う場合における協会」に改める。

第三条の二第二項中「テレビジョン放送」の下に「による国内放送」を加え、同条第三項中「教育番組」を「国内放送の教育番組」に改め、同条第四項を削る。

第三条の二の次に次の一条を加える。

（テレビジョン多重放送の放送番組の編集）

第三条の二の二　テレビジョン放送及びテレビジョン音声多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して音声その他の音響を送る放送をいう。以下同じ。）又はテレビジョン文字多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して文字、図形又は信号を送る放送をいう。以下同じ。）を行う放送事業者は、テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン文字多重放送の放送番組の編集に当たつては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

第六条の二中「放送事業者は」の下に「、国内放送を行うに当たり」を加える。

第七条中「国際放送」の下に「及び委託協会国際放送業務」を加える。

第九条第一項第三号中「国際放送」の下に「及び委託協会国際放送業務」を加え、同条第二項第三号中「外国放送事業者」の下に「又は外国有線放送事業者（外国において有線放送（公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）」を加える。

第九条の三の次に次の三条を加える。

（委託協会国際放送業務の実施）

第九条の四　協会は、電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者に委託して委託協会国際放送業務を行おうとする場合には、第五十二条の十三第一項第一号、第二号及び第五号（ニからリまでに係る部分に限る。）に掲げる要件に適合していることについて、郵政大臣の認定を受けなければならない。

2　第五十二条の十三第二項及び第三項の規定は前項の認定の申請に、第五十二条の十四の規定は同項の認定に、第五十二条の十五第一項、第五十二条の十七、第五十二条の十九及び第五十二条の二十一から第五十二条の二十六までの規定は前項の認定を受けた協会に準用する。この場合において、第五十二条の十五第一項、第五十二条の二十一、第五十二条の二十二及び第五十二条の二十四第二項第二号中「第五十二条の十三第一項の認定」とあるのは「第九条の四第一項の認定」と、第五十二条の十七第二項中「受託国内放送又は受託内外放送」とあるのは「受託協会国際放送」と、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十四中「委託放送業務」とあるのは「第九条の四第一項の認定を受けた委託協会国際放送業務」と、第五十二条の二十六中「第五十二条の二十の規定による業務の廃止の届出を受けたとき」とあるのは「第四十三条第三項において準用する同条第一項の規定により第九条の四第一項の認定を受けた委託協会国際放送業務の廃止の認可をしたとき」と読み替えるものとする。

第九条の五　協会は、受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して委託協会国際放送業務を開始したときは、遅滞なく、委託して放送をさせる区域、委託放送事項（委託して行わせる放送の放送事項をいう。以下同じ。）その他郵政省令で定める事項を郵政大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したときも、同様とする。

第九条の六　委託協会国際放送業務を行う場合における協会については前章の規定を適用する場合においては、第三条の二の二中「を行う」とあるのは「を委託して行わせる」と、第四条第一項中「したという」とあるのは「委託して行わせたという」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならない」とあるのは「委託して行わせなければならない」と、同条第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六条中「してはならない」とあるのは「委託して行わせてはならない」と読み替えるものとする。

第十四条中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　委託協会国際放送業務の開始、休止及び廃止

第三十三条の見出し中「国際放送」を「国際放送等」に改め、同条第一項中「郵政大臣は」の下に「、協会に対し」を加え、「、協会に」を削り、「命ずる」を「命じ、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うべきことを命ずる」に改める。

第四十三条の見出し中「放送」を「放送等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、委託協会国際放送業務の廃止又は休止に準用する。この場合において、第一項中「十二時間以上」とあるのは、「二十四時間以上」と読み替えるものとする。

第四十四条第四項中「又は外国放送事業者」を「若しくは受託協会国際放送の放送番組の編集及

び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者」に改める。

第四十四条の二第一項中「並びに国際放送」の下に「及び受託協会国際放送（以下この条において「国際放送等」という。）」を加え、同条第六項及び第八項中「国際放送」を「国際放送等」に改める。

第四十六条の見出し中「広告放送」を「広告放送等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、協会が委託協会国際放送業務を行う場合に準用する。この場合において、第一項中「放送」とあるのは「放送の委託」と、前項中「名称等を放送する」とあるのは「名称等の放送を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

第五十条の二第一項中「及び第四項」を「、第三条の二の二」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「第四十三条及び第四十六条」を「第四十三条第一項及び第二項並びに第四十六条第一項及び第二項」に改める。

第五十一条第三項中「一の一般放送事業者」の下に「（受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第五十二条の四第一項中「当該有料放送」を「その有料放送が多重放送以外の放送であるときは、国内受信者（有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）に提供する当該有料放送」に改め、同条第二項第二号中「受信者（有料放送事業者との間に有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。第五十二条の七において同じ。）」を「国内受信者」に改め、同条第四項中「第一項の認可を受けた契約約款を」を「認可契約約款等を国内にある」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「受けた契約約款」を「受け、又は前項の規定により届け出た契約約款（以下この章において「認可契約約款等」という。）」に改め、「により」の下に「国内受信者に対し」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　有料放送事業者は、その有料放送が多重放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

第五十二条の五中「前条第一項の認可を受けた契約約款」を「認可契約約款等」に改め、「しなければ、」の下に「国内において」を加える。

第五十二条の六中「なければ、」の下に「国内に設置する受信設備によりその有料放送を受信しようとする者に対し」を加える。

第五十二条の七中「郵政大臣は、」の下に「第五十二条の四第一項の認可を受けた契約約款に定める」を加え、「受信者」を「国内受信者」に、「第五十二条の四第一項の認可を受けた」を「当該」に改め、同条に次の一項を加える。

2　郵政大臣は、第五十二条の四第三項の規定により届け出た契約約款に定める有料放送の役務の料金その他の提供条件が国内受信者の利益を阻害していると認めるときは、有料放送事業者に対し、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

第五十二条の九第一項中「、委託放送事業者」の下に「又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会（以下「委託放送事業者等」という。）」を加え、「当該委託放送事業者」を「当該委託放送事業者等」に改め、「第五十二条の十四第二項」の下に「（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第三項第三号」を「第五十二条の十四第三項第三号」に改め、同条第二項中「、委託放送事業者」の下に「及び委託協会国際放送業務を行う場合における協会」を加え、「又は委託放送事業者」を「又は委託放送事業者等」に改める。

第五十二条の十第一項並びに第二項第二号及び第三号中「委託放送事業者」を「委託放送事業者等」に改める。

第五十二条の十一中「委託放送業務」の下に「又は第九条の四第一項の認定を受けた委託協会国際放送業務」を加える。

第五十二条の十三第二項第七号中「（委託して行わせる放送の放送事項をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十二条の十七第二項中「受託国内放送」の下に「又は受託内外放送」を加える。

第五十二条の二十七の見出しを「（放送番組の編集等に関する通則等の適用）」に改め、同条中「第一章の二」の下に「（次項に規定する委託放送事業者にあつては、第三条の二、第三条の三第二項及び第六条の二を除く。）」を加え、「第三条の二第一項」を「第三条の二」に、「同条第四項中」を「第三条の二の二中」に、「「をする」を「「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」に、「「をいう」とあるのは「を委託して行わせることをいう」を「「放送をいう」とあるのは「放送を委託して行わせることをいう」と、「以外の放送」とあるのは「以外の放送を委託して行わせるもの」と、同条第三項中「多重放送」とあるのは「多重放送を委託して行わせるもの」に改め、「当該放送」と」の下に「、第五十二条の六中「その有料放送を」とあるのは「その有料放送の役務に係る放送を」と」を加え、同条に次の一項を加える。

2　受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者については、当該受託内外放送を受託国内放送とみなして第三条の二、第三条の三第二項及び第六条の二の規定を適用する。この場合において、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

第三章の三中第五十二条の二十七を第五十二条の二十八とし、第五十二条の二十六の次に次の一条を加える。

（受託内外放送の放送番組の編集）

第五十二条の二十七　委託放送事業者は、受託内外放送の放送番組の編集に当たつては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないように、当該受託内外放送の放送対象地域である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。

第五十三条の九の二中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第五十三条の十第一項第二号中「出資の認可」の下に「、第九条の四第一項（委託協会国際放送業務に関する認定）」を加え、「国際放送実施」を「国

際放送等の実施」に、「第五十条の二第二項」を「同条第三項及び第五十条の二第二項」に、「放送の廃止」を「放送等の廃止」に改め、「変更認可申請命令」の下に「及び変更命令」を加える。

第五十五条第二号中「第五十条の二第二項」を「同条第三項及び第五十条の二第二項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は第九条の四第一項の規定により認定を受けるべき場合に認定を受けなかったとき」を加える。

第五十六条の二第一号中「受けた」を「受け、又は同条第三項の規定により届け出た」に改める。

第五十六条の三中「第五十二条の四第四項」を「第五十二条の四第五項」に改める。

第五十八条中「、又は」の下に「第九条の五若しくは」を加え、「第五十条の二第二項」を「同条第三項及び第五十条の二第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に改正前の放送法第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約約款であって改正後の放送法第五十二条の四第三項の契約約款に該当するものは、同項の規定により届け出た契約約款とみなす。

3　この法律の施行の際現にされている改正前の放送法第五十二条の四第一項の規定による契約約款の認可の申請であって改正後の放送法第五十二条の四第三項の契約約款に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（電波法の一部改正）

5　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「国内において受信されることを目的として」を削る。

（身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の一部改正）

6　身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項中「第三条の二第四項」を「第三条の二の二」に改める。

審査報告書

特定放射光施設の共用の促進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

科学技術特別委員長　中川　嘉美

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、科学技術に関する試験研究を行う者による特定放射光施設の共用を促進することにより、科学技術に関する試験研究の基盤強化と国際交流の進展を図り、科学技術の振興に寄与するため、特定放射光施設の共用の促進に関する基本方針の策定について定め、日本原子力研究所及び理化学研究所の業務に所要の業務を追加するとともに、内閣総理大臣が公益法人を放射光利用研究促進機構として指定することができること等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成六年度一般会計予算に三千二百万円が計上されている。

特定放射光施設の共用の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月七日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

特定放射光施設の共用の促進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　基本方針（第四条）
第三章　日本原子力研究所及び理化学研究所の業務
　第一節　日本原子力研究所の業務（第五条―第七条）
　第二節　理化学研究所の業務（第八条―第十条）
第四章　放射光利用研究促進機構（第十一条―第二十五条）
第五章　雑則（第二十六条―第二十八条）
第六章　罰則（第二十九条・第三十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する試験研究を行う者による特定放射光施設の共用を促進するための措置を講ずることにより、科学技術に関する試験研究の基盤の強化を図り、あわせて科学技術に関する試験研究に係る国際交流の進展を図り、もって科学技術の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定放射光施設」とは、日本原子力研究所及び理化学研究所により設置される、加速された電子又は陽電子から放射される強い指向性と高い輝度を有する電磁波（以下「放射光」という。）を使用して科学技術に関する試験研究（以下「試験研究」という。）を行うための施設であって、総理府令で定めるものをいう。

2　この法律において「共用施設」とは、特定放射光施設のうち試験研究を行う者の共用に供される部分をいう。

3　この法律において「専用施設」とは、日本原子力研究所及び理化学研究所以外の者により設置される施設であって、特定放射光施設に係る放射光を使用して試験研究を行うためのものをいう。

（政府の責務）

第三条　政府は、この法律の目的を達成するため、共用施設又は専用施設を利用した試験研究

（以下「施設利用研究」という。）を行う者に対する支援、施設利用研究の促進に資する試験研究及び国際交流の推進その他の特定放射光施設の共用を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章　基本方針

（基本方針）

第四条　内閣総理大臣は、特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一　特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方向

二　施設利用研究に関する事項

三　共用施設及び専用施設の整備に関する事項

四　共用施設及び専用施設の運営に関する事項

五　その他特定放射光施設の共用の促進に際し配慮すべき事項

3　内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　日本原子力研究所及び理化学研究所の業務

第一節　日本原子力研究所の業務

（日本原子力研究所の業務）

第五条　日本原子力研究所は、日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）第二十二条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　原子力の研究、開発及び利用の推進に資すると認められる共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを試験研究を行う者の共用に供すること。

二　原子力の研究、開発及び利用の推進に資すると認められる専用施設を設置してこれを利用した試験研究を行う者に対し、当該試験研究に必要な放射光の提供その他の便宜を供与すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（実施計画）

第六条　日本原子力研究所は、総理府令で定めるところにより、前条に規定する業務の実施計画を作成し、毎事業年度、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の実施計画は、基本方針の内容に即して定められなければならない。

（日本原子力研究所法の特例）

第七条　第五条の規定により日本原子力研究所の業務が行われる場合には、日本原子力研究所法第二十四条第一項中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律（以下「特定放射光施設法」という。）第五条」と、同法第三十五条中「命令」とあるのは「命令並びに特定放射光施設法」と、同法第三十六条第二項、第三十七条第一項及び第四十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定放射光施設法」と、同法第四十一条第三号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項及び特定放射光施設法第五条」とする。

第二節　理化学研究所の業務

（理化学研究所の業務）

第八条　理化学研究所は、理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）第二十二条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　共用施設（第五条第一号に掲げる業務に係るものを除く。）の建設及び維持管理を行い、並びにこれを試験研究を行う者の共用に供すること。

二　専用施設（第五条第二号に掲げる業務に係るものを除く。）を設置してこれを利用した試験研究を行う者に対し、当該試験研究に必要な放射光の提供その他の便宜を供与すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（準用）

第九条　第六条の規定は、理化学研究所について準用する。この場合において、同条第一項中「前条」とあるのは、「第八条」と読み替えるものとする。

（理化学研究所法の特例）

第十条　第八条の規定により理化学研究所の業務が行われる場合には、理化学研究所法第三十三条中「命令」とあるのは「命令並びに特定放射光施設の共用の促進に関する法律（以下「特定放射光施設法」という。）」と、同法第三十四条第二項及び第四十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定放射光施設法」と、同法第四十一条第三号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項及び特定放射光施設法第八条」とする。

第四章　放射光利用研究促進機構

（指定等）

第十一条　内閣総理大臣は、特定放射光施設の共用の促進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、放射光利用研究促進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしたときは、機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第十二条　機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　次条に規定する業務を行うこと。

二　施設利用研究の実施に関し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

三　施設利用研究に関する内外の動向の調査及び分析並びに啓発活動を行うこと。

四　施設利用研究の促進に資する試験研究を行うこと。

五　施設利用研究の促進のため、海外から研究者を招へいすること。

六　日本原子力研究所又は理化学研究所の委託

を受けて、共用施設の維持管理及び運転を行うこと。

七　前各号に掲げるもののほか、特定放射光施設の共用の促進を図るために必要な業務を行うこと。

（機構による供用業務の実施）

第十三条　第十一条第一項の規定による指定がされたときは、日本原子力研究所は第五条に規定する業務（共用施設の建設、維持管理及び運転並びにこれらに附帯するものを除く。）の全部又は一部を、理化学研究所は第八条に規定する業務（共用施設の建設、維持管理及び運転並びにこれらに附帯するものを除く。）の全部又は一部を、供用業務として機構に行わせるものとする。

（準用）

第十四条　第六条の規定は、機構が供用業務を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「日本原子力研究所」とあるのは「機構」と、「前条に規定する業務」とあるのは「供用業務」と読み替えるものとする。

（諮問委員会）

第十五条　機構は、諮問委員会を置くものとする。

2　諮問委員会は、機構の代表者の諮問に応じ、供用業務の実施計画の作成その他供用業務の実施に関する重要事項を審議し、及びこれに関し必要と認める意見を機構の代表者に述べることができる。

3　諮問委員会の委員は、施設利用研究に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、機構の代表者が任命する。

（業務規程の認可）

第十六条　機構は、供用業務を行い、又は第十二条第二号に掲げる業務（以下「支援業務」という。）を行うときは、これらの業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が供用業務又は支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3　業務規程に記載すべき事項は、総理府令で定める。

（事業計画等）

第十七条　機構は、毎事業年度、総理府令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　機構は、総理府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（区分経理）

第十八条　機構は、供用業務又は支援業務を行う場合には、これらの業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（交付金）

第十九条　国は、予算の範囲内において、機構に対し、供用業務及び支援業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（総理府令への委任）

第二十条　この章に定めるもののほか、機構が供用業務又は支援業務を行う場合における機構の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（役員の選任及び解任）

第二十一条　機構の役員の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　内閣総理大臣は、機構の役員がこの章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、第十六条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は供用業務若しくは支援業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十二条　供用業務に従事する機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告及び検査）

第二十三条　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（監督命令）

第二十四条　内閣総理大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、機構に対し、第十二条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第二十五条　内閣総理大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて第十二条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　指定に関し不正な行為があったとき。

二　この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三　第十六条第一項の認可を受けた業務規程によらないで供用業務又は支援業務を行ったときその他第十二条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は第十二条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第五章　雑則

（日本原子力研究所、理化学研究所及び機構の業務における配慮）

第二十六条　日本原子力研究所、理化学研究所及び機構は、第五条、第八条及び第十二条に規定する業務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

（科学技術庁長官への委任）

第二十七条　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。ただし、第四条第一項及び第三項に規定する権限については、この限りでない。

（大蔵大臣との協議）

第二十八条　内閣総理大臣（前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官）は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二　第十六条第三項、第十七条又は第二十条の規定により総理府令を定めようとするとき。

三　第十七条第二項の規定による承認をしようとするとき。

第六章　罰則

第二十九条　第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十条　法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（科学技術庁設置法の一部改正）

第三条　科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第十八号中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）」を「特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第　号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）」に改める。

審査報告書

建設業法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

建設委員長　前田　勲男

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住宅・社会資本整備の担い手である建設業者に対する要請に的確に応えるために、建設業の許可要件及び建設業者に対する監督の強化、経営事項審査制度の改善、特定建設業者に対する施工体制台帳の作成の義務付け等を図るとともに、併せて、建設業の許可に係る事務を見直し、その簡素合理化を進めようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、今回の法律改正が、不良不適格業者の排除の促進と建設工事の適正な施工の確保に資するよう的確な運用に努めるとともに、中小零細業者の排除をもたらさないよう十分配慮すること。

二、経営事項審査の義務付けによって中小零細業者に過剰な負担がかからないよう、対象となる建設工事を政令で定めるに当たって十分配慮すること。

三、技術者がより的確な施工管理技術を取得できるよう、監理技術者としての資格取得の促進に十分配慮すること。

四、許可有効期間の延伸を行うについて、一般国民消費者の業者選択などに支障が生じないよう、閲覧制度を充実するため、変更届の履行につき適正な指導を行うこと。

右決議する。

建設業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月七日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

建設業法の一部を改正する法律

建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条・第四条」を「第三条―第四条」に、「第二十四条の六」を「第二十四条の七」に、「第四十条」を「第三十九条の三」に改める。

第三条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第三条の次に次の一条を加える。

（許可の条件）

第三条の二　建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、建設工事の適正な施工の確保及び発注者の保護を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第五条中「以下第八条第二号を除き、」を「第八条第二号及び第三号を除き、以下」に改め、同条第

六号中「行なつて」を「行つて」に改める。

第六条の見出し中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第五号中「規定する要件をそなえている」を「掲げる基準を満たしている」に改め、同条に次の一項を加える。

2　許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる書類を添付することを要しない。

第八条中「第五号から第八号まで」を「第七号から第十一号まで」に、「添附書類」を「添付書類」に改め、同条第二号中「第二十九条第五号」を「第二十九条第一項第五号」に、「二年」を「五年」に改め、同条第八号中「、第二号、第四号又は第五号」を「から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれかに、「第四号に」を「第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第四号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第六号を第九号とし、第五号を削り、第四号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八　この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第八条第三号中「第二十八条第三項」の下に「又は第五項」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　第二十九条第一項第五号又は第六号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十二条第四号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から五年を経過しないもの

四　前号に規定する期間内に第十二条第四号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第九条に次の一項を加える。

2　第三条第四項の規定は建設業者が前項各号の一に該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合において第五条の規定による申請があつたときについて、第六条第二項の規定はその申請をする者について準用する。

第十一条第一項中「二週間」を「三十日」に改め、同条第二項中「第六条第一号及び第二号に規定する」を「第六条第一項第一号及び第二号に掲げる」に、「三月」を「四月」に改め、同条第三項中「第六条第三号に規定する」を「第六条第一項第三号に掲げる」に、「三月」を「四月」に改め、同条第四項中「第六条第五号」を「第六条第一項第五号」に改め、同条第五項中「規定する要件を欠くに至つたとき、又は第八条第一号及び第五号から第八号までの規定」を「掲げる基準を満たさなくなつたとき、又は第八条第一号及び第七号から第十一号までのいずれか」に改める。

第十三条中「第六条」を「第六条第一項」に、「写」を「写し」に改める。

第十七条中「第六条第五号」を「第六条第一項第五号」に改め、「、第八条第二号及び第五号中「二年」とあるのは「三年」と」を削る。

第二十条の見出し中「見積期間等」を「見積り等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2　建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならない。

第二十四条の六第三項中「又は都道府県知事」を「若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、第三章第二節中同条の次に次の一条を加える。

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

第二十四条の七　特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負つた場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、建設省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の建設省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

2　前項の建設工事の下請負人は、その請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、建設省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負つた建設工事の内容及び工期その他の建設省令で定める事項を通知しなければならない。

3　第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

4　第一項の特定建設業者は、建設省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

第二十六条第四項中「指定建設業に係る建設工事で」を削り、「もの」を「建設工事」に、「指定建設業監理技術者資格者証」を「監理技術者資格者証」に改め、同条第五項中「指定建設業監理技術者資格者証」を「監理技術者資格者証」に改める。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

（主任技術者及び監理技術者の職務等）

第二十六条の三　主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

2　工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第二十七条の七第二項中「（明治四十年法律第四十五号）」を削る。

第二十七条の十八の見出し中「指定建設業監理技術者資格者証」を「監理技術者資格者証」に改め、同条第一項中「指定建設業監理技術者資格（指定建設業」を「監理技術者資格（建設業」に、「同号イの」を「若しくは同号イの」に、「免許を受け」を「免許を受けていること、第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得若しくは同号ハの規定による建設大臣の認定があり、かつ、第十五条第二号ロに規定する実務の経験を有していること」に、「同号イに」を「同号イ若しくはロに」に、「指定建設業監理技術者資格者証」を「監理技術者資格者証」に改め、同条第二項中「指定建設業監理技術者資格、指定建設業」を「監理技術者資格、建設業」に改め、同条第三項中「指定建設業監理技術者資格」を「監理技術者資格」に改め、同条第六項中「、更新後の」を「資格者証の有効期間の更新を受けようとする者について、第五項の規定は更新後の」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　資格者証の交付を受けようとする者は、建設大臣が建設省令で定めるところにより指定する講習で交付の申請前一年以内に行われるものを受講しなければならない。

第二十七条の二十三第一項を次のように改める。

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について、その許可を受けた建設大臣又は都道府県知事の審査を受けなければならない。

第二十七条の二十三第二項中「経営事項審査を行うには」を「前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は」に、「しなければ」を「して、行わなければ」に改め、同条第四項及び第六項中「第一項」を「経営事項審査」に改める。

第二十七条の二十六第一項中「、第二十七条の二十三第一項の規定にかかわらず」を削る。

第二十七条の二十七第一項中「の申請をした」を「に係る」に改め、同条第三項中「申請をした建設業者の求めに基づいて同項の」及び「当該建設業者に係る」を削る。

第二十八条第三項中「建設業者が第一項各号の一に該当するとき若しくは同項」を「その許可を受けた建設業者が第一項各号の一に該当するとき若しくは同項若しくは次項」に改め、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　都道府県知事は、建設大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第一項各号の一に該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除く。）に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

5　都道府県知事は、建設大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第一項各号の一に該当するとき又は同項若しくは前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6　都道府県知事は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該建設業者が建設大臣の許可を受けたものであるときは建設大臣に報告し、当該建設業者が他の都道府県知事の許可を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十九条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一号中「規定する要件を欠くに至つた」を「掲げる基準を満たさなくなつた」に改め、同条第二号中「第五号から第八号まで」を「第七号から第十一号まで」に改め、同条第二号の二中「第九条各号」を「第九条第一項各号」に改め、同条第六号中「同条第三項」の下に「又は第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

2　建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第三条の二第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該建設業者の許可を取り消すことができる。

第二十九条の二第二項中「（平成五年法律第八十八号）」を削る。

第二十九条の三第一項中「第二十八条第三項」の下に「若しくは第五項」を加える。

第二十九条の四第一項中「第二十八条第三項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項中「第二十九条第五号」を「第二十九条第一項第五号」に、「二年間」を「五年間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（監督処分の公告等）

第二十九条の五　建設大臣又は都道府県知事は、第二十八条第三項若しくは第五項、第二十九条又は第二十九条の二第一項の規定による処分をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

2　建設省及び都道府県に、それぞれ建設業者監督処分簿を備える。

3　建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第二十八条第一項若しくは第四項の規定による指示又は同条第三項若しくは第五項の規定による営業停止の命令を受けたとき

は、建設業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他建設省令で定める事項を登載しなければならない。

4　建設業者監督処分簿は、第十三条（第十七条において準用する場合を含む。）に規定する閲覧所において公衆の閲覧に供しなければならない。

第三十条第一項中「又は都道府県知事」を「若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事」に改める。

第三十二条第二項中「第三項」を「第五項」に改める。

第七章中第四十条の前に次の一条を加える。

（電子計算機による処理に係る手続の特例等）

第三十九条の三　許可申請書の提出その他この法律の規定による建設大臣又は都道府県知事（指定経営状況分析機関を含む。）に対する手続であつて建設省令で定めるもの（以下「特定手続」という。）については、建設省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出により行うことができる。

2　前項の規定により行われた特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものとして規定したこの法律の規定に規定する書面の提出により行われたものとみなして、この法律の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。この場合においては、磁気ディスクへの記録をもつて書面への記載とみなす。

3　建設大臣又は都道府県知事は、第十三条（第十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する書類の提出に係る手続が第一項の規定により行われたときは、建設省令で定めるところにより、第十三条の規定により公衆の閲覧に供するものとされている書類又はこれらの写しに代えて、当該書類について建設省又は都道府県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の閲覧に供することができる。

第四十条の二の次に次の一条を加える。

（帳簿の備付け等）

第四十条の三　建設業者は、建設省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

第四十五条第一項中「百万円」を「三百万円」に改め、同項第二号中「第二十八条第三項」の下に「又は第五項」を加える。

第四十六条中「三十万円」を「六月以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第一号中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第二十七条の二十三第四項（第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

第四十九条中「五万円」を「十万円」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第四十条の三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条、第十一条第一項から第四項まで及び第十三条の改正規定、第十七条の改正規定（「第六条第五号」を「第六条第一項第五号」に改める部分に限る。）並びに第四十六条第一号の改正規定並びに附則第四項の規定　この法律の公布の日

二　目次の改正規定（「第二十四条の六」を「第二十四条の七」に改める部分に限る。）、第二十四条の六の次に一条を加える改正規定、第二十七条の十八、第二十七条の二十三、第二十七条の二十六及び第二十七条の二十七の改正規定、第四十六条の改正規定（第三号の次に一号を加える部分に限る。）並びに第四十七条の改正規定（第三号の次に一号を加える部分に限る。）並びに附則第五項から第九項までの規定　この法律の公布の日から起算して一年を経過した日

三　第二十六条の改正規定　この法律の公布の日から起算して二年を経過した日

（許可の有効期間に関する経過措置）

2　この法律の施行の際現に改正前の建設業法第三条第一項の許可を受けている者又はこの法律の施行前にした許可（同条第三項の許可の更新を含む。）の申請に基づきこの法律の施行後に同条第一項の許可を受けた者（許可の更新の場合にあつては、この法律の施行後に許可の有効期間が満了する者を除く。）の当該許可の有効期間については、なお従前の例による。

（許可の基準に関する経過措置）

3　この法律の施行前に改正前の建設業法第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）の申請をした者（許可の更新の場合にあつては、この法律の施行後に許可の有効期間が満了する者を除く。）の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

（変更の届出等に関する経過措置）

4　附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行前に生じた事由に係る変更届出書の提出、当該改正規定の施行前に終了した営業年度に係る営業年度終了の時における書類の提出又は当該営業年度に係る書類の記載事項に変更が生じた旨の書面による届出については、改正後の建設業法第十一条第一項から第三項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（監理技術者資格者証及び監理技術者の選任に関する経過措置）

5　附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の

際現に改正前の建設業法第二十七条の十八第一項の規定により交付されている指定建設業監理技術者資格者証及び現に指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者は、それぞれ、改正後の建設業法第二十七条の十八第一項の規定により交付されている監理技術者資格者証及び監理技術者資格者証の交付を受けている者とみなす。

6　附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の時から同項第三号に掲げる改正規定の施行の時までの間（以下この項において「移行期間」という。）における建設業法第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「第二十七条の十八第一項の規定による指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者」とあるのは「建設業法の一部を改正する法律（平成六年法律第　号）附則第五項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者とみなされた者又は同法による改正前の建設業法第二十七条の十八第一項に規定する指定建設業監理技術者資格を有する者で同法による改正後の建設業法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者」とし、移行期間における建設業法第二十六条第五項の規定の適用については、同項中「指定建設業監理技術者資格者証」とあるのは「建設業法の一部を改正する法律附則第五項の規定により監理技術者資格者証とみなされた指定建設業監理技術者資格者証又は同法による改正後の建設業法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証」とする。

（経営事項審査に関する経過措置）

7　附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前にされた改正前の建設業法第二十七条の二十三の経営事項審査の申請は、改正後の建設業法第二十七条の二十三の経営事項審査の申請とみなす。

8　附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前一年以内に改正前の建設業法第二十七条の二十七第一項の規定により経営事項審査の結果の通知を受けた建設業者で改正後の建設業法第二十七条の二十三第一項に規定する建設工事を発注者から直接請け負おうとするものは、当該改正規定の施行後一年間に限り、同項の規定にかかわらず、同項の経営事項審査を受けることを要しない。

9　前項の経営事項審査の結果は、改正後の建設業法第二十七条の二十七第三項の規定の適用については、同法第二十七条の二十三第一項の経営事項審査の結果とみなす。

（監督処分に関する経過措置）

10　附則第二項に規定する者に対する許可の取消しその他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

11　この法律（附則第一項第一号に掲げる改正規定にあっては、当該改正規定）の施行前にした行為及び附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

不動産特定共同事業法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

建設委員長　前田　勲男

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、事業参加者の出資等を得て土地の有効利用や都市開発事業を推進し、かつ社会的にも意義の大きい事業手法である不動産特定共同事業の健全な発展に資するため、許可制度の導入による不適格者の参入の排除、業務に関する規制としての不当勧誘等の禁止、許可又は認可に係る約款に基づいた契約の締結、業者に対する監督等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

不動産特定共同事業法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月七日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

不動産特定共同事業法案

不動産特定共同事業法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　許可（第三条―第十三条）
第三章　業務（第十四条―第三十一条）
第四章　監督（第三十二条―第四十条）
第五章　不動産特定共同事業協会（第四十一条―第四十三条）
第六章　雑則（第四十四条―第五十一条）
第七章　罰則（第五十二条―第五十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、不動産特定共同事業を営む者について許可制度を実施して、その業務の遂行に当たっての責務等を明らかにし、及び事業参加者が受けることのある損害を防止するため必要な措置を講ずることにより、その業務の適正な運営を確保し、もって事業参加者の利益の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「不動産」とは、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第一号に掲げる宅地又は建物をいう。

2　この法律において「不動産取引」とは、不動産の売買、交換又は賃貸借をいう。

3　この法律において「不動産特定共同事業契約」とは、次に掲げる契約（予約を含む。）であって、契約（予約を含む。）の締結の態様、当事者の関係等を勘案して収益又は利益の分配を受ける者の保護が確保されていると認められる契約（予約を含む。）として政令で定めるものを除いたものをいう。

一　各当事者が、出資を行い、その出資による

共同の事業として、そのうちの一人又は数人の者にその業務の執行を委任して不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約

二　当事者の一方が相手方の行う不動産取引のため出資を行い、相手方がその出資された財産により不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる利益の分配を行うことを約する契約

三　当事者の一方が相手方の行う不動産取引のため自らの共有に属する不動産の賃貸をし、又はその賃貸の委任をし、相手方が当該不動産により不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約

四　外国の法令に基づく契約であって、前三号に掲げるものに相当するもの

五　前各号に掲げるもののほか、不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を行うことを約する契約（外国の法令に基づく契約を含む。）であって、当該不動産取引に係る事業の公正及び当該不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を受ける者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるもの

4　この法律において「不動産特定共同事業」とは、次に掲げる行為で業として行うものをいう。

一　不動産特定共同事業契約を締結して当該不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を行う行為（前項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約のうち同項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約に相当するもの又はこれらに類する不動産特定共同事業契約として政令で定めるものにあっては、業務の執行の委任を受けた者又はこれに相当する者の行うものに限る。）

二　不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする行為

5　この法律において「不動産特定共同事業者」とは、次条第一項の許可を受けて不動産特定共同事業を営む者をいう。

6　この法律において「事業参加者」とは、不動産特定共同事業契約の当事者で、当該不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を営む者以外のものをいう。

第二章　許可

（不動産特定共同事業の許可）

第三条　不動産特定共同事業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所（本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとする場合にあっては主務大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　前項の許可のうち主務大臣の許可を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）で定めるところにより登録免許税を、同項の許可のうち都道府県知事の許可を受けようとする者は、政令で定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

（許可の条件）

第四条　主務大臣又は都道府県知事は、前条第一項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、不動産特定共同事業の適正な運営を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（許可の申請）

第五条　第三条第一項の許可を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあってはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して主務大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一　商号又は名称及び住所

二　役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三　事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとに置かれる第十七条第一項に規定する者の氏名及び住所

四　資本又は出資の額

五　宅地建物取引業法第三条第一項の免許に関する事項

六　業務の種別（第二条第四項各号の種別をいう。以下同じ。）

七　他に事業を行っているときは、その事業の種類

八　その他主務省令で定める事項

2　前項の許可申請書には、次に掲げる書類（第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業のみを行おうとする者にあっては、第四号に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。

一　定款又はこれに代わる書面

二　登記簿の謄本又はこれに代わる書面

三　事務所について第十七条第一項に規定する要件を備えていることを証する書面

四　不動産特定共同事業契約約款

五　その他主務省令で定める事項を記載した書類

（欠格事由）

第六条　次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。

一　法人でない者（外国法人で国内に事務所を有しないものを含む。）

二　宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けていない法人

三　第三十六条の規定により第三条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。第六号ヘにおいて同じ。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

四　第三十六条各号のいずれかに該当するとして第三条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に第十一条第一項第四号に

該当する旨の同項の規定による届出をした法人で当該届出の日から五年を経過しないもの

五　この法律、宅地建物取引業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

六　役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、次条第三号及び第三十五条第一項第六号において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ　破産者で復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　前号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ　不動産特定共同事業者が第三十六条の規定により第三条第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該不動産特定共同事業者の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ　この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された法人の当該取消しの日前六十日以内に役員に相当する者であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

（許可の基準）

第七条　主務大臣又は都道府県知事は、第五条の規定による許可の申請をした者が次に掲げる基準（第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業のみを行おうとする者にあっては、第五号に掲げるものを除く。）に適合していると認めるときでなければ、第三条第一項の許可をしてはならない。

一　その資本又は出資の額が事業参加者の保護のため必要かつ適当なものとして業務の種別ごとに政令で定める金額を満たすものであること。

二　その資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額を満たすものであること。

三　その者又はその役員若しくは政令で定める使用人が当該許可の申請前五年以内に不動産特定共同事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたものでないこと。

四　その事務所が第十七条第一項に規定する要件を満たすものであること。

五　その不動産特定共同事業契約約款の内容が政令で定める基準に適合するものであること。

六　不動産特定共同事業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有するものであること。

（変更の許可）

第八条　不動産特定共同事業者が第三条第一項の許可を受けた後次の各号のいずれかに該当して引き続き不動産特定共同事業を営もうとする場合においては、第五条の規定にかかわらず、第一号又は第二号に該当するときは当該各号に定めるその有し、又は設置することとなった事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、第三号に該当するときはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して主務大臣に対し、主務省令で定めるところにより、同条第一項第三号に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一　主務大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなったとき。

二　都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に事務所を設置することとなったとき。

三　都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に事務所を有することとなったとき。

2　前項の規定による許可申請書の提出があった場合においては、主務大臣又は都道府県知事は、前条の規定にかかわらず、その提出をした者が同条第三号及び第四号に掲げる基準に適合すると認めるときは、第三条第一項の許可をしなければならない。

3　不動産特定共同事業者が前項の規定により第三条第一項の許可を受けたときは、その者に係る従前の主務大臣又は都道府県知事の同項の許可は、その効力を失う。

（変更の認可）

第九条　不動産特定共同事業者は、業務の種別の変更をしようとするとき、又は第五条第二項第四号に掲げる不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更（不動産特定共同事業契約約款に記載された事項の追加又は変更で主務省令で定める軽微なものを除く。第四十六条第四項及び第五十三条第二号において同じ。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、第三条第一項の許可を受けた主務大臣又は都道

府県知事の認可を受けなければならない。

2　不動産特定共同事業者が、事務所を追加して設置しようとするとき（前条第一項各号に掲げるときを除く。）も、前項と同様とする。

（変更の届出）

第十条　不動産特定共同事業者は、第五条第一項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項について変更（同項第三号に掲げる事務所の所在地の変更については、第八条第一項各号及び前条第二項の規定に該当するものを除く。）があったときは、二週間以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第三条第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（廃業等の届出）

第十一条　不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第三条第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一　合併により消滅した場合　消滅した法人を代表する役員であった者

二　破産により解散した場合　破産管財人

三　合併及び破産以外の理由により解散した場合　清算人

四　不動産特定共同事業を廃止した場合（外国法人にあっては、国内に事務所を有しないこととなった場合を含む。）　不動産特定共同事業者であった法人を代表する役員

2　不動産特定共同事業者が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該不動産特定共同事業者に対する第三条第一項の許可は、その効力を失う。

（不動産特定共同事業者名簿）

第十二条　主務大臣及び都道府県知事は、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者に関する第五条第一項第一号から第七号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項を登載した不動産特定共同事業者名簿を備えなければならない。

（不動産特定共同事業者名簿等の閲覧）

第十三条　主務大臣又は都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、第五条第二項各号に掲げる書類、不動産特定共同事業者名簿その他主務省令で定める書類を一般の閲覧に供しなければならない。

第三章　業務

（業務遂行の原則）

第十四条　不動産特定共同事業者は、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

2　不動産特定共同事業者は、その業務を行うに当たっては、不動産の適正かつ合理的な利用の確保に努めるとともに、投機的取引の抑制が図られるよう配慮しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第十五条　不動産特定共同事業者は、自己の名義をもって、他人に不動産特定共同事業を営ませてはならない。

（標識の掲示）

第十六条　不動産特定共同事業者は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2　不動産特定共同事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（業務管理者）

第十七条　不動産特定共同事業者は、事務所ごとに、第二十四条第二項、第二十五条第二項及び第二十八条第三項の規定による業務のほか、当該事務所における次に掲げる業務の実施に関し必要な助言、指導その他の監督管理を行わせるため、その従業者であって宅地建物取引業法第十八条に規定する登録を受けていることその他主務省令で定める要件を満たす者を置かなければならない。

一　不動産特定共同事業契約の締結の勧誘

二　不動産特定共同事業契約の内容についての説明

三　第二十八条第一項の規定による業務

2　不動産特定共同事業者は、主務省令で定めるところにより、事務所ごとに、前項の規定により置かれた者（以下「業務管理者」という。）の氏名その他主務省令で定める事項を記載した名簿（以下「業務管理者名簿」という。）を備え置き、事業参加者（不動産特定共同事業契約の締結をしようとする者を含む。）から請求があったときは、これをその者の閲覧に供しなければならない。

3　不動産特定共同事業者は、第一項の規定に抵触する事務所を開設してはならず、既存の事務所が同項の規定に抵触するに至ったときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。

（広告の規制）

第十八条　不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあった後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業に関する広告をしてはならない。

2　不動産特定共同事業者は、その行おうとする不動産特定共同事業に関する広告をするときは、自己が不動産特定共同事業契約の当事者となるか、若しくはその代理人となるか、又は不動産特定共同事業契約の媒介を行うかの別及び当該不動産特定共同事業契約の第二条第三項各号に掲げる契約の種別を明示しなければならない。

3　不動産特定共同事業者は、その業務に関して広告をするときは、不動産取引による利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

（事業実施の時期に関する制限）

第十九条　不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十九条の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあった後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業を行ってはならない。

（不当な勧誘等の禁止）

第二十条　不動産特定共同事業者は、不動産特定

共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方に対し、当該不動産特定共同事業契約に関する事項であってその相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2　不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の解除（組合からの脱退を含む。以下同じ。）を妨げるため、事業参加者に対し、当該不動産特定共同事業契約に関する事項であって事業参加者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

第二十一条　不動産特定共同事業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この条において「不動産特定共同事業者等」という。）は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供する行為をしてはならない。

2　不動産特定共同事業者等は、不動産特定共同事業契約の解除を妨げるため、事業参加者を、威迫して困惑させてはならない。

3　不動産特定共同事業者等は、前二項に定めるもののほか、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘又は解除の妨げに関する行為であって、相手方又は事業参加者の保護に欠けるものとして主務省令で定めるものをしてはならない。

（金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止）

第二十二条　不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その行う不動産特定共同事業に関し、その相手方に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又はその相手方への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

（約款に基づく契約の締結）

第二十三条　不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約については、第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可に係る不動産特定共同事業契約約款に基づいて、これを締結しなければならない。

（不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付）

第二十四条　不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立するまでの間に、その申込者に対し、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。

2　不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならない。

（不動産特定共同事業契約の成立時の書面の交付）

第二十五条　不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立したときは、当該不動産特定共同事業契約の当事者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一　不動産特定共同事業契約の第二条第三項各号に掲げる契約の種別

二　不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産を特定するために必要な表示及びその不動産取引の内容

三　事業参加者に対する収益又は利益の分配に関する事項

四　不動産特定共同事業契約に係る財産の管理に関する事項

五　契約期間に関する事項

六　契約終了時の清算に関する事項

七　契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

八　その他主務省令で定める事項

2　不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならない。

（書面による解除）

第二十六条　事業参加者は、その締結した不動産特定共同事業契約について前条第一項の書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面により当該不動産特定共同事業契約の解除をすることができる。

2　前項の解除は、その解除をする旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3　第一項の規定による解除があった場合には、当該不動産特定共同事業者は、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4　前三項の規定に反する特約で事業参加者に不利なものは、無効とする。

（財産の分別管理）

第二十七条　不動産特定共同事業者は、主務省令で定めるところにより、不動産特定共同事業契約に係る財産を、自己の固有財産及び他の不動産特定共同事業契約に係る財産と分別して管理しなければならない。

（財産管理報告書の交付等）

第二十八条　不動産特定共同事業者は、事業参加者の求めに応じ、不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況について説明しなければならない。

2　不動産特定共同事業者は、事業参加者に対し、主務省令で定めるところにより、定期に、不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況についての報告書を交付しなければならない。

3　不動産特定共同事業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならない。

（書類の閲覧）

第二十九条　不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業契約の当事者に限る。次条において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を事務所ごとに備え置き、事業参加者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

（事業参加者名簿）

第三十条　不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約を締結したときは、主務省令で定めるところにより、不動産特定共同事業契約に係る事業参加者の名簿（以下「事業参加者名簿」という。）を作成し、これを保存しなければならない。

2　不動産特定共同事業者は、事業参加者名簿に登載された事業参加者の求めに応じ、これを閲

覧させなければならない。

（秘密を守る義務）

第三十一条　不動産特定共同事業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。不動産特定共同事業を営まなくなった後においても、同様とする。

2　不動産特定共同事業者の代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、不動産特定共同事業の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。不動産特定共同事業者の代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とする。

第四章　監督

（業務に関する帳簿書類）

第三十二条　不動産特定共同事業者は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（事業報告書の提出）

第三十三条　不動産特定共同事業者は、事業年度ごとに、主務省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、第三条第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（指示）

第三十四条　主務大臣又は都道府県知事は、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの法律の規定に違反したときは、当該不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすることができる。

一　業務に関し、事業参加者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。

二　業務に関し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。

三　業務に関し他の法令に違反し、不動産特定共同事業者として不適当であると認められるとき。

2　都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、前項各号のいずれかに該当するとき、又はこの法律の規定に違反したときは、当該不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすることができる。

3　都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該不動産特定共同事業者が主務大臣の第三条第一項の許可を受けたものであるときは主務大臣に報告し、当該不動産特定共同事業者が他の都道府県知事の同項の許可を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

（業務停止命令）

第三十五条　主務大臣又は都道府県知事は、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　前条第一項第三号に該当するとき。

二　第八条第一項、第九条、第十条、第十五条、第十六条第一項、第十七条、第十八条第二項若しくは第三項、第十九条から第二十五条まで、第二十七条から第三十条まで、第三十一条第一項、第三十二条又は第三十七条第一項後段（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三　前条第一項又は第二項の規定による指示に従わないとき。

四　この法律の規定に基づく主務大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

五　不動産特定共同事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六　役員又は政令で定める使用人のうちに、業務の停止をしようとするとき以前五年以内に不動産特定共同事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。

2　都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、前項第一号から第五号までのいずれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3　前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（許可の取消し）

第三十六条　主務大臣又は都道府県知事は、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対し、同項の許可を取り消すことができる。

一　第六条第二号、第三号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号又は第六号に該当するに至ったとき。

二　第七条第一号又は第二号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

三　不正の手段により第三条第一項の許可を受けたとき。

四　第四条第一項の規定により付された条件に違反したとき。

五　前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

（業務管理者の解任命令）

第三十七条　主務大臣又は都道府県知事は、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者に係る業務管理者がその業務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときは、当該不動産特定共同事業者に対し、その解任を命ずることができる。この場合において、当該不動産特定共同事業者は、その命令を受けた日から一年以内においてその命令をした主務大臣又は都道府県知事が定める期間内は、その命令に係る者を業務管理者として選任してはならない。

2　都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者に係る業務管理者が当該都道府県の区域内において前項に規定する行為をしたときは、当該不動産特定共同事業者に対し、その解

任を命ずることができる。

3　第三十四条第三項の規定及び第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

（監督処分の公告）

第三十八条　主務大臣又は都道府県知事は、第三十五条第一項若しくは第二項又は第三十六条の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（指導等）

第三十九条　主務大臣はすべての不動産特定共同事業者に対し、都道府県知事は当該都道府県の区域内において不動産特定共同事業を営む不動産特定共同事業者に対し、不動産特定共同事業の適正な運営を確保し、又は不動産特定共同事業の健全な発達を図るため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（立入検査等）

第四十条　主務大臣は不動産特定共同事業を営むすべての者に対し、都道府県知事は当該都道府県の区域内において不動産特定共同事業を営む者に対し、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その業務若しくは財産について報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に事務所その他その業務が行われる場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章　不動産特定共同事業協会

（不動産特定共同事業協会）

第四十一条　不動産特定共同事業者は、事業参加者の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発展に資することを目的として、不動産特定共同事業者を会員とし、その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いる民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2　前項に規定する法人（以下この章において「協会」という。）は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　会員の営む不動産特定共同事業の業務に関し、この法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二　会員の営む不動産特定共同事業に関し、不動産特定共同事業契約の内容の適正化その他事業参加者の利益の保護を図るため必要な指導、勧告その他の業務

三　会員の営む不動産特定共同事業の業務に関する事業参加者等からの苦情の解決

四　不動産の適正かつ合理的な利用の確保及び投機的取引の抑制を図るため必要な調査及び研究

五　その他協会の目的を達成するため必要な業務

3　協会は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（名称の使用の制限）

第四十二条　協会でない者は、その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いてはならない。

2　協会に加入していない者は、その名称中に不動産特定共同事業協会会員という文字を用いてはならない。

（苦情の解決）

第四十三条　協会は、事業参加者等から会員の営む不動産特定共同事業の業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2　協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3　会員は、協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4　協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について、会員に周知させなければならない。

第六章　雑則

（許可の取消し等に伴う業務の結了）

第四十四条　第十一条第二項の規定により第三条第一項の許可が効力を失ったとき、又は第三十六条の規定により同項の許可が取り消されたときは、当該許可に係る不動産特定共同事業者であった者又はその一般承継人は、当該不動産特定共同事業者が締結した不動産特定共同事業契約に基づく業務を結了する目的の範囲内においては、なお不動産特定共同事業者とみなす。

（外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たっての技術的読替え等）

第四十五条　不動産特定共同事業者が外国法人である場合又は不動産特定共同事業に係る不動産が外国にある場合において、当該不動産特定共同事業者又は当該不動産特定共同事業に対するこの法律の規定の適用に当たっての技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（信託会社等に関する特例）

第四十六条　第三条から第十条まで及び第三十六条の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行で宅地建物取引業法第七十七条第三項の規定による届出をしたもの（以下この条において「特定信託会社等」という。）には、適用しない。

2　不動産特定共同事業を営む特定信託会社等については、前項に規定する規定を除き、主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、第二十三条中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは「第四十六条第三項又は第四項の届出」と、第三十八条中「第三十六条の規定による処分」とあるのは「第四十六条第五項の規定による業務の停止の命令」とする。

3　特定信託会社等は、不動産特定共同事業を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、不動産特定共同事業契約約款を添付し

て、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4　第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定信託会社等は、第十二条の規定により不動産特定共同事業者名簿に登載された事項（第五条第一項第五号に掲げるものを除く。）について変更があったとき、又は不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更をしたときは、二週間以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5　第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定信託会社等が、第三十五条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、主務大臣は、当該特定信託会社等に対し、五年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（適用の除外）

第四十七条　第二十二条の規定は、宅地建物取引業法第二条第三号に掲げる宅地建物取引業者（次項において「宅地建物取引業者」という。）を相手方とする場合については、適用しない。

2　第二十六条の規定は、事業参加者が宅地建物取引業者である場合については、適用しない。

3　この法律の規定は、国及び地方公共団体については、適用しない。

（宅地建物取引業法の規定の不適用）

第四十八条　宅地建物取引業法の規定は、第二条第三項第一号に掲げる契約に基づき不動産取引を行う事業参加者その他政令で定める事業参加者については、適用しない。

（主務大臣等）

第四十九条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　第二条第三項第一号若しくは第二号に掲げる不動産特定共同事業契約若しくは同項第四号に掲げる不動産特定共同事業契約のうち同項第一号若しくは第二号に掲げる不動産特定共同事業契約に相当するもの又はこれらに類する不動産特定共同事業契約として政令で定めるものであって、金銭をもって出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものを内容とするものに係る不動産特定共同事業に関する事項については、大蔵大臣及び建設大臣

二　前号に規定する不動産特定共同事業以外の不動産特定共同事業に関する事項については、建設大臣

2　この法律における主務省令は、大蔵省令・建設省令とする。

3　この法律による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（主務省令への委任）

第五十条　この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

（経過措置）

第五十一条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章　罰則

第五十二条　次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条第一項の許可を受けないで不動産特定共同事業を営んだ者

二　不正の手段により第三条第一項の許可を受けた者

三　第十五条の規定に違反して、他人に不動産特定共同事業を営ませた者

四　第三十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第五項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第五十三条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第一項の規定により付された条件に違反した者

二　第九条第一項の規定に違反して、業務の種別の変更をし、又は第五条第二項第四号に掲げる不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更をした者

三　第二十条第一項の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者

四　第二十条第二項の規定に違反して、不実のことを告げた者

五　第二十二条の規定に違反して、相手方に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は相手方への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をした者

第五十四条　第十八条第三項の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十五条　次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第五条第一項の許可申請書又は同条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

二　第八条第一項の許可申請書に虚偽の記載をして提出した者

三　第十七条第三項の規定に違反して、事務所を開設し、又は必要な措置を執らなかった者

四　第二十四条第一項、第二十五条第一項又は第二十八条第二項の規定に違反して、書面若しくは報告書を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは報告書若しくは虚偽の記載のある書面若しくは報告書を交付した者

五　第二十四条第二項の規定による記名押印のない書面を不動産特定共同事業契約の申込者に対し交付した者

六　第二十五条第二項の規定による記名押印のない書面を不動産特定共同事業契約の当事者に対し交付した者

七　第二十八条第三項の規定による記名押印の

ない書面を事業参加者に対し交付した者

八　第三十七条第一項前段若しくは第二項の規定による命令に違反して業務管理者を解任せず、又は同条第一項後段（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して業務管理者を選任した者

第五十六条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十六条第一項の規定に違反した者

三　第十六条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四　第十七条第二項の規定に違反して、業務管理者名簿を備え置かず、又はこれに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

五　第二十三条の規定に違反して、不動産特定共同事業契約約款に基づかないで不動産特定共同事業契約を締結した者

六　第二十九条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは事業参加者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは事業参加者に閲覧させた者

七　第三十条の規定に違反して、事業参加者名簿を作成せず、若しくは保存せず、若しくはこれを事業参加者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の事業参加者名簿を作成し、若しくはこれを事業参加者に閲覧させた者

八　第三十二条の規定に違反して、帳簿書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の帳簿書類を作成し、若しくは保存した者

九　第三十三条の規定に違反して、事業報告書を作成せず、若しくは提出せず、又は虚偽の事業報告書を作成し、若しくは提出した者

十　第四十条第一項の規定による命令に違反して、報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載のある資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十一　第四十二条第二項の規定に違反して、その名称中に不動産特定共同事業協会会員という文字を用いた者

十二　第四十六条第三項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして不動産特定共同事業を営んだ者

十三　第四十六条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十八条　第十一条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の過料に処する。

第五十九条　第四十二条第一項の規定に違反して、その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に不動産特定共同事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六月間（当該期間内に第六条若しくは第七条の規定に基づく不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第三十六条の規定により不動産特定共同事業の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間）に限り、第三条の規定にかかわらず、引き続き不動産特定共同事業を営むことができる。その者がその期間内に第五条の規定による許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により引き続き不動産特定共同事業を営むことができる場合においては、その者を、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置して営んでいる場合にあっては主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者と、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して営んでいる場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の同項の許可を受けた不動産特定共同事業者と、これらの事務所を代表する者又はこれに準ずる地位にある者を第十七条第一項の規定により置かれる業務管理者とみなして、第八条第三項、第十一条、第十四条、第十七条から第二十二条まで、第二十四条から第三十五条まで、第三十六条（第二号から第四号までを除く。）、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第十一条第一項第一号中「合併により」とあるのは「死亡し、又は合併により」と、「消滅した法人」とあるのは「相続人又は消滅した法人」と、同項第四号中「不動産特定共同事業者であった」とあるのは「不動産特定共同事業者であった個人又は不動産特定共同事業者であった」と、第十七条第三項中「既存の事務所が同項の規定に抵触するに至ったときは」とあるのは「この法律の施行の際附則第二条第二項の規定により業務管理者とみなされる者がいないときはこの法律の施行の日から、既存の事務所が第一項の規定に抵触するに至ったときはその日から」と、第三十六条中「同項の許可を取り消す」とあるのは「不動産特定共同事業の廃止を命ずる」と、同条第一号中「第六条第二号、第三号」とあるのは「第六条第三号」と、第四十四条中「とき、又は第三十六条の規定により同項の許可が取り消されたときは」とあるのは「ときは」と、第五十二条第一号中「第三条第一項の許可を受けないで」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される第三十六条の規定による不動産特定共同事業の廃止の命令に違反して」とする。

3　前項の規定により読み替えて適用される第三十六条の規定により不動産特定共同事業の廃止

が命ぜられた場合における第六条第六号ホの規定の適用については、当該廃止の命令を第三条第一項の許可の取消しの処分と、当該廃止を命ぜられた日を同項の許可の取消しの日とみなす。

4　第二項の規定にかかわらず、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定は、この法律の施行前に締結された不動産特定共同事業契約については、適用しない。

5　第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる者は、主務省令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して二週間以内に、第五条第一項各号に掲げる事項（その者が個人である場合にあっては、同項第一号に掲げる事項に代えて、氏名及び住所。）を記載した書面に同条第二項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる書類その他主務省令で定める書類を添付して、第三条第一項の許可を受けたものとみなされる主務大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

6　第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる者は、前項の規定により提出した書面（添付された書類を含む。）に記載された事項（第五条第一項第五号に掲げる事項を除く。）に変更があった場合には、主務省令で定めるところにより、変更があった日から起算して二週間以内に、その旨を第三条第一項の許可を受けたものとみなされる主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

7　前項の規定による届出は、第五条第一項第三号に規定する事務所の所在地の変更があった場合において第八条第一項各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に、第二項の規定により現に第三条第一項の許可を受けたものとみなされる主務大臣又は都道府県知事を経由して、新たに同項の許可を受けたものとみなされる主務大臣又は都道府県知事にしなければならない。

8　第五項の規定に違反して書面若しくは添付書類を提出せず、若しくは書面若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出し、又は前二項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

9　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

10　第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる者は、第一項の規定により不動産特定共同事業を営むことができる期間内に締結した不動産特定共同事業契約に基づく業務については、その期間経過後においても、第三条第一項の許可を受けないで結了することができるものとし、当該業務を結了する目的の範囲内においては、その者を引き続き不動産特定共同事業者とみなす。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の実施状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、事業参加者の利益の保護及び不動産特定共同事業の健全な発達の観点からこの法律に規定する不動産特定共同事業に係る制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（日本勤労者住宅協会法の一部改正）

第四条　日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条の見出し中「宅地建物取引業法等」に改め、同条中「（昭和二十七年法律第百七十六号）」の下に「及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第　号）」を加える。

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第四十五号の次に次のように加える。

四十五の二　不動産特定共同事業の許可		
不動産特定共同事業法（平成六年法律第　号）第三条第一項（不動産特定共同事業の許可）の主務大臣がする不動産特定共同事業の許可	許可件数	一件につき十五万円

（大蔵省設置法の一部改正）

第六条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第九十七号の十一の次に次の一号を加える。

九十七の十二　不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第　号）に規定する不動産特定共同事業をいう。次条第三十五号の九において同じ。）を営む者の許可及び監督に関すること。

第五条第三十五号の八の次に次の一号を加える。

三十五の九　不動産特定共同事業を営む者を許可し、これを監督すること。

（建設省設置法の一部改正）

第七条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二　不動産特定共同事業者の監督その他不動産特定共同事業法（平成六年法律第　号）の施行に関する事務を管理すること。

審査報告書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

環境特別委員長　竹村　泰子

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、絶滅のおそれのある野生動植物種の個体の特定の器官及びその加工品の流通を適正化して、これらの種の保存を推進するため、これらの特定の器官等の譲渡し等を許可又

は登録を受けた場合等を除き原則として禁止するとともに、そのうち製品の原材料として使用されている国際希少野生動植物種の個体の器官等については、簡易な事前登録の手続により譲渡し等を行うことができることとするほか、それから製造された製品が適正に入手された原材料に係るものである旨の環境庁長官等又は指定認定機関による認定を行う等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「個体の取扱い」を「個体等の取扱い」に、「個体の所有者」を「個体等の所有者」に、「、譲渡し等」を「及び個体等の譲渡し等」に、「個体の登録」を「個体等の登録等」に、「第四節　特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し等に係る事業の規制（第三十条―第三十三条）」を

「第四節　特定国内第一款　特定国際種事業及び特定国内種事業の規制（第三十条―第三十三条）
第二款　特定国際種事業の規制（第三十三条の二―第三十三条の三）
第五節　適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等（第三十三条の六―第三十三条の十四）」

に改める。

第六条第二項第三号中「並びに個体、卵及び種子の加工品で、政令で定めるもの（第三十条第二項において「加工品等」という。）を含む」を「であって政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであって、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであって政令で定めるものに限る」に改める。

第二章の章名及び同章第一節の節名中「個体」を「個体等」に改める。

第七条の見出し中「個体」を「個体等」に改め、同条中「希少野生動植物種の個体」の下に「若しくはその器官又はこれらの加工品（以下「個体等」と総称する。）」を加え、「その個体」を「その個体等」に改める。

第八条中「個体」を「個体等」に改める。

第二章第二節の節名中「、譲渡し等」を「及び個体等の譲渡し等」に改める。

第十二条第一項各号列記以外の部分及び第二号中「個体」を「個体等」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「個体」を「個体等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「個体」を「個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「個体」の下に「若しくはその個体の器官又はこれらの加工品」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であって本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの（以下「原材料器官等」という。）並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定器官等」という。）の譲渡し等をする場合

第十二条第二項中「前項第五号又は第六号」を「前項第六号又は第七号」に改める。

第十三条第一項中「個体」を「個体等」に、「第六号」を「第七号」に改め、同条第三項第二号中「個体を」を「個体等を種の保存のため」に改め、同条第四項中「引取りに係る個体」を「引取りに係る個体等」に改める。

第十五条及び第十六条中「個体」を「個体等」に改める。

第十七条中「希少野生動植物種の個体」を「希少野生動植物種の個体等」に、「特定国内希少野生動植物種の個体」を「特定国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等」に、「個体及び」を「個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、」に、「国際希少野生動植物種の個体」を「国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等」に改める。

第十八条中「個体」を「個体等」に改める。

第十九条第一項中「個体の取扱い」を「個体等の取扱い」に、「、譲渡し等」を「若しくは個体等の譲渡し等」に、「個体、」を「個体等、」に改め、同項第一号、第三号及び第四号中「個体」を「個体等」に改める。

第二章第三節の節名中「個体の登録」を「個体等の登録等」に改める。

第二十条の見出し中「個体」を「個体等」に改め、同条第一項中「個体」を「個体等」に、「繁殖させたもの」を「繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品」に改め、「政令で定めるもの」の下に「（以下この章において「登録要件」という。）」を、「該当するもの」の下に「（特定器官等を除く。）」を加え、同条第二項中「以下この節」を「次条第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十九条第三号」に改め、同条第四項中「個体」を「個体等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（原材料器官等に係る事前登録）

第二十条の二　一年間につき政令で定める数以上の登録要件に該当する原材料器官等（特定器官等を除く。）の譲渡し又は引渡しをしようとする者は、あらかじめ、その譲渡し又は引渡しをしようとする原材料器官等の種別、数、予定する入手先その他の事項で総理府令で定めるものについて環境庁長官の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受け

ることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二　次条第六項の規定による返納命令を受けた日から起算して二年を経過しない者

2　前項の登録（以下この節並びに第五十九条第三号及び第四号において「事前登録」という。）を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に事前登録の申請をしなければならない。

3　環境庁長官は、事前登録をしたときは、その申請をした者に対し、総理府令で定めるところにより、事前登録に係る原材料器官等の数に応じた枚数の事前登録済証を交付しなければならない。

4　前条第五項の規定は、第二項の総理府令の制定又は改廃について準用する。

（事前登録を受けた者の遵守事項等）

第二十条の三　事前登録を受けた者は、事前登録をした事項に適合する原材料器官等の譲渡し又は引渡しをしようとするときは、総理府令で定めるところにより、その譲渡し又は引渡しをする原材料器官等ごとに前条第三項の事前登録済証（以下この節及び第五十九条第四号において「事前登録済証」という。）に必要な事項の記載をし、これをその原材料器官等に添付しなければならない。ただし、事前登録を受けた日から起算して一年を経過した日以後においては、その記載をしてはならない。

2　事前登録を受けた者は、総理府令で定めるところにより、三月を経過するごとに、その間に譲渡し又は引渡しをした事前登録に係る原材料器官等に関し環境庁長官に必要な事項を報告しなければならない。

3　事前登録を受けた者は、事前登録を受けた日から起算して一年を経過したときは、総理府令で定めるところにより、その間に第一項本文の規定により記載をしなかった事前登録済証を環境庁長官に返納しなければならない。

4　環境庁長官は、事前登録を受けた者が、事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第一項本文に規定する記載をし、若しくは虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をし、又は事前登録に係る原材料器官等若しくは事前登録済証に関し次条第一項から第三項まで若しくは第二十二条第一項の規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、第一項本文の規定により記載をすることを禁止することができる。

5　環境庁長官は、事前登録を受けた者が前条第一項第一号に該当するに至ったときは、その者に対し、その事前登録に係る事前登録済証の返納を命じなければならない。

6　環境庁長官は、事前登録を受けた者が第四項の規定による命令に違反した場合において必要があると認めるときは、その者に対し、その命令に係る事前登録に係る事前登録済証の返納を命ずることができる。

7　環境庁長官は、この条の規定の施行に必要な限度において、事前登録を受けた者に対し、必要な報告を求めることができる。

第二十一条の見出し中「登録個体」を「登録個体等」に、「登録票」を「登録票等」に改め、同条第一項中「登録を受けた」を「登録又は事前登録（以下この章において「登録等」という。）に係る」に、「個体」を「個体等」に改め、「登録票」の下に「又は前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証（以下この章において「登録票等」という。）」を加え、同条第二項中「登録を受けた」を「登録等に係る」に、「個体」を「個体等」に、「登録票」を「登録票等」に改め、同条第三項中「登録票」を「登録票等」に、「個体」を「個体等」に改め、同条第四項中「登録を受けた」を「登録等に係る」に、「個体」を「個体等」に改め、「引取りをした者」の下に「（事前登録を受けた者から、その事前登録に係る原材料器官等に係る前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証とともにその原材料器官等の譲受け又は引取りをした者を除く。）」を、「三十日」の下に「（事前登録に係る原材料器官等の譲受け又は引取りをした者にあっては、三月）」を加える。

第二十二条の見出し中「登録票」を「登録票等」に改め、同条第一項中「登録票（」を「登録票等（」に、「三十日」を「、登録票にあっては三十日、事前登録済証にあっては三月」に改め、同項第一号中「登録票」を「登録票等」に、「個体」を「個体等」に改め、同条第二項中「個体」を「個体等」に改める。

第二十三条第一項中「前三条」を「第二十条から前条まで（第二十条の三第四項から第七項までを除く。第五項において同じ。）」に、「個体」を「個体等」に改め、同条第三項中「個体」を「個体等」に改め、同条第五項中「前三条」を「第二十条から前条まで」に改める。

第二十九条第一項第一号中「登録」を「登録等」に改める。

「第四節　特定国内希少野生動植物種の個体の譲渡し等に係る事業の規制」を「第四節　特定国内種事業及び特定国際種事業の規制」に改める。

第二章第四節中第三十条の前に次の款名を付する。

第一款　特定国内種事業の規制

第三十条の見出し中「特定事業」を「特定国内種事業」に改め、同条第一項中「個体」を「個体等」に、「特定事業」を「特定国内種事業」に改め、同条第二項中「特定事業」を「特定国内種事業」に、「加工品等」を「加工品」に、「特定大臣」を「特定国内種関係大臣」に改め、同条第三項中「特定事業」を「特定国内種事業」に改め、同条第五項中「特定大臣」を「特定国内種関係大臣」に改める。

第三十一条の見出し中「特定事業」を「特定国内種事業」に改め、同条第一項中「特定事業」を「特定国内種事業」に、「個体の」を「個体等の」に改め、同項第一号中「個体が繁殖させたもの」を「個体等が、繁殖させた個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品（次号において「繁殖に係る個体等」という。）に、「採取されたもの」を「採取された個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品（第三号において「捕獲又は採取に係る個体等」という。）」に改め、同項第二号中「個体」を「個体等」に、「繁殖させたもの」を「繁殖に係る個体等」に改め、同項第三号中「個体」を「個体等」に、「捕獲され、又は採取されたもの」を「捕獲又は採取に係る個体等」に改め、同条第二項中「特定事業」を「特定国内種事業」に、「個体」を「個体等」に改め、同条第三項中「特定事業」を「特定国内種事業」に、「特定大臣」を「特定国内種関係大臣」に改める。

第三十二条の見出し及び同条第一項中「特定事業」を「特定国内種事業」に改め、同条第二項中「特定事業」を「特定国内種事業」に、「個体」を「個体

等」に改め、同条第三項中「特定事業」を「特定国内種事業」に、「特定大臣」を「特定国内種関係大臣」に改める。

第三十三条第一項中「特定事業」を「特定国内種事業」に改め、同条第二項中「特定事業」を「特定国内種事業」に、「特定大臣」を「特定国内種関係大臣」に改める。

第二章第四節中第三十三条の次に次の一款を加える。

第二款　特定国際種事業の規制

（特定国際種事業の届出）

第三十三条の二　取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等であってその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するものの譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この章及び第六十一条第二号において「特定国際種事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境庁長官及び特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特定国際種関係大臣」という。）に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別

四　前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項

（特定国際種事業を行う者の遵守事項）

第三十三条の三　前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に関し特定器官等の譲受け又は引取りをするときは、その特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特定器官等に第三十三条の六第一項の管理票が付されていない場合にあっては、その譲渡人又は引渡人からその特定器官等の入手先を聴取しなければならない。

2　前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

（特定国際種事業を行う者に対する指示等）

第三十三条の四　環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者が前条の規定に違反した場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国際種事業に係る特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（準用）

第三十三条の五　第三十条第三項の規定は第三十三条の二の規定による届出をした者について、第三十条第四項の規定は第三十三条の二の規定による届出について、第三十三条第一項、第三項及び第四項の規定は特定国際種事業について準用する。この場合において、第三十条第三項中「特定国内種事業」とあるのは「特定国際種事業」と、「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣」と、同条第四項中「総理府令、農林水産省令」とあるのは「内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と、第三十三条第一項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣」と読み替えるものとする。

第二章に次の一節を加える。

第五節　適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等

（管理票の作成及び取扱い）

第三十三条の六　第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合には、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、特定器官等（次条第一項の製品の原材料となるものに限る。）の入手の経緯等に関し必要な事項を記載した管理票を作成することができる。

一　その個体等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った原材料器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

二　その特定器官等に係る管理票とともに譲り受け、又は引き取った特定器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

三　前二号に掲げるもののほか、譲渡し又は引渡しをする特定器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める場合

2　前項の管理票が作成された特定器官等の譲渡し又は引渡しは、その管理票とともにするものとする。

3　第一項の管理票の譲渡し又は引渡しは、その管理票に係る特定器官等とともにするものとする。

4　環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、特定国際種事業を行う者が第一項各号に掲げる場合以外の場合に同項の管理票を作成し、又は虚偽の事項を記載した同項の管理票を作成した場合において必要があると認めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その者が同項の規定により管理票を作成することを禁止することができる。

（適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定）

第三十三条の七　環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、原材料器官等を原材料として製造された政令で定める製品（登録等を受けることができるものを除く。）の製造者の申請に基づき、その製品が登録要件に該当する原材料器官等を原

材料として製造されたものである旨の認定をすることができる。

2　前項の認定は、次に掲げる場合に限り、することができる。

一　申請者が、その製品の原材料である特定器官等を、その特定器官等に関し前条第一項の規定により作成された管理票とともに譲り受け、又は引き取った者である場合

二　申請者が、その製品の原材料である原材料器官等を、その原材料器官等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った者である場合

三　前二号に掲げるもののほか、その製品の原材料である原材料器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める場合

3　環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、第一項の認定をしたときは、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、その申請をした者に対し、申請に係る製品ごとに、その製品について同項の認定があった旨を表示する標章を交付しなければならない。

4　前項の標章は、その標章に係る認定を受けた製品以外の物に取り付けてはならない。

5　前各項に定めるもののほか、第一項の認定及び第三項の標章に関し必要な事項は、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。

（指定認定機関）

第三十三条の八　環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前条に規定する環境庁長官及び特定国際種関係大臣の事務（以下この節及び第六十三条第一号において「認定関係事務」という。）を、民法第三十四条の規定により設立された法人でその認定関係事務を適正かつ確実に実施することができるものとして環境庁長官及び特定国際種関係大臣がその申請により指定するものに行わせることができる。

2　環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）をしてはならない。

一　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二　第三十三条の十一第三項又は第四項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三　その役員のうちに次のイ又はロのいずれかに該当する者があること。

イ　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ　第三十三条の十一第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

3　指定を受けた法人（以下この節及び第六十三条において「指定認定機関」という。）がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条中「環境庁長官及び特定国際種関係大臣」とあるのは、「指定認定機関」とする。

（指定認定機関の遵守事項）

第三十三条の九　指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境庁長官及び特定国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、指定を受けた後遅滞なく）環境庁長官及び特定国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　指定認定機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境庁長官及び特定国際種関係大臣に提出しなければならない。

4　指定認定機関は、環境庁長官及び特定国際種関係大臣の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（秘密保持義務等）

第三十三条の十　指定認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その認定関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　認定関係事務に従事する指定認定機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（指定認定機関に対する監督命令等）

第三十三条の十一　環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し監督上必要な事項を命ずることができる。

2　環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、指定認定機関の役員が第三十三条の九若しくは前条第一項の規定に違反する行為をしたとき、第三十三条の九第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、又は前項の規定による命令に違反する行為をしたときは、指定認定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3　環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、指定認定機関が第三十三条の八第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。

4　環境庁長官及び特定国際種関係大臣は、指定認定機関が第三十三条の九の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項又は第二項の規定による命令に違反したときその他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

（指定認定機関がした処分等に係る不服申立て）

第三十三条の十二　指定認定機関が行う認定関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境庁長官及び特定国際種関係大臣

に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（手数料）

第三十三条の十三　第三十三条の七第一項の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、指定認定機関）に納めなければならない。

2　前項の規定により指定認定機関に納められた手数料は、指定認定機関の収入とする。

（準用）

第三十三条の十四　第二十三条第三項及び第四項の規定は指定について、第二十四条第五項及び第六項並びに第二十七条の規定は認定関係事務について、第二十六条第五項の規定は第三十三条の十一第三項又は第四項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定中「環境庁長官」とあるのは「環境庁長官及び特定国際種関係大臣」と、第二十四条第六項中「総理府令」とあるのは「内閣総理大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

第五十一条第二項第三号中「個体」を「個体等」に改める。

第五十四条第二項中「第六号」を「第七号」に、「個体の譲渡し等」を「個体等の譲渡し等」に改める。

第五十九条第二号中「又は」を「、第二十条の三第四項から第六項まで、」に、「の規定」を「、第三十三条の四第二項又は第三十三条の六第四項の規定」に改め、同条第三号中「第二十条第一項の」を削り、「登録」の下に「又は事前登録」を加え、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第二十条の三第一項本文に規定する記載をし、又は虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をした者

第六十条中「第二十五条第一項」の下に「又は第三十三条の十第一項」を加える。

第六十一条第二号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十三条の二」に、「特定事業」を「特定国内種事業若しくは特定国際種事業」に改める。

第六十二条第七号を同条第十一号とし、同条第六号を同条第十号とし、同条第五号中「同条第二項」の下に「及び第三十三条の五」を加え、「同条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　偽りその他不正の手段により第三十三条の七第一項の認定を受けた者

九　第三十三条の七第四項の規定に違反した者

第六十二条第四号中「同条第五項」の下に「及び第三十三条の五」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　第二十条の三第一項ただし書又は第三項の規定に違反した者

五　第二十条の三第二項又は第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十三条中「指定登録機関」の下に「又は指定認定機関」を加え、同条第一号中「第二十四条第四項」の下に「又は第三十三条の九第四項」を、「登録関係事務」の下に「又は認定関係事務」を加え、同条第二号中「第二十七条第一項」の下に「（第三十三条の十四において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

更生緊急保護法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十一日

法務委員長　猪熊　重二

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、更生保護会の事業を充実強化するため、保護観察中の者に対する救護及び援護の状況を明らかにした帳簿等を更生保護会に備え付けるべきものとし、法務大臣は、更生保護会に対し、その事業に関し、必要な助言、指導又は勧告をすることができるものとするとともに、国は、更生保護会に対し、その事業に要する費用につき、補助することができるものとしようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成六年度一般会計予算に一億四千二百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

一　更生保護が国の責任において行われるべきものであることにかんがみ、更生保護事業の健全な育成、発展のため、法整備を含めて制度の改善、充実に努めること。

二　更生保護事業の充実を図るため、社会福祉事業との均衡にも留意し、被保護者に対する補導援護体制の強化に努めること。

三　更生保護施設の改善については、緊急度、優先度を考慮して計画的かつ早期の実現を図ること。

右決議する。

更生緊急保護法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月七日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

更生緊急保護法の一部を改正する法律案

更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「救護」の下に「（以下「救護」という。）」を、「援護」の下に「（以下「援護」という。）」を加える。

第八条の見出しを「（更生保護会に対する監督等）」に改め、同条第二項中「左の」を「次に掲げる」

に改め、同項第一号及び第二号中「更生保護」の下に「、救護及び援護」を加え、同条第四項中「同条同項」を「同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法務大臣は、更生保護、救護及び援護の適正な実施を確保し、又は更生保護会の健全な育成発達を図るため必要があると認めるときは、更生保護会に対し、その事業に関し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

第九条第一項中「備付及び」を「備付け若しくは」に、「求」を「求め」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十二条第二項中「左の各号に掲げる費用につき、補助金を交付する」を「その事業に要する費用につき、補助する」に改め、同項各号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前にした改正前の第八条第四項の規定による命令は、改正後の同条第五項の規定による命令とみなす。

（国有財産特別措置法の一部改正）

3　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「同項第二号の費用について」を削る。

審査報告書

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十二日

法務委員長　猪熊　重二

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自己株式又は自己持分の取得に係る制度をより合理的なものとするため、使用人に譲渡するための自己株式の取得及び株主総会又は社員総会の決議に基づく自己株式又は自己持分の消却をすることができることとするとともに、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する会社又は有限会社については株式又は持分の譲渡承認請求があった場合及び株主又は社員に相続があった場合に自己株式又は自己持分を取得することができることとしようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月十日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案

商法及び有限会社法の一部を改正する法律（商法の一部改正）

第一条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二百四条ノ三の次に次の一条を加える。

第二百四条ノ三ノ二　第二百四条ノ二第三項ノ規定ニ依リ取締役会ガ会社ヲ譲渡ノ相手方ニ指定シタル場合ニ於テハ会社ガ前条第一項ノ請求ヲ為スニハ第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ第二百四条ノ二第三項ノ通知ノ日ヨリ三十日内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ決議ニ付テハ第二百四条ノ二第一項ノ株主ハ議決権ヲ行使スルコトヲ得ズ

第一項ノ決議ニ付テハ前項ノ規定ニ依リテ行使スルコトヲ得ザル議決権ノ数ハ出席シタル株主ノ議決権ノ数ニ之ヲ算入セズ

第一項ノ会社ガ前条第一項ノ請求ヲ為スニハ同条第二項ノ規定ニ依リ供託スベキ額ガ最終ノ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ第二百九十三条ノ五第三項各号ノ金額及同条第一項ノ規定ニ依リ分配シタル金銭ノ額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超エザルコトヲ要ス

第一項ニ規定スル場合ニ於テハ前条第一項ノ期間ハ第一項ノ決議ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第一項ノ会社ガ前条第一項ノ請求ヲ為シタル場合ニ於テハ売買価格ハ第五項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ且買受クルコトヲ得ベキ株式ノ数ハ第二百十条ノ三第一項ノ規定ニ依リ取得シタル株式ノ数ト併セテ発行済株式ノ総数ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百四条ノ二第四項ノ規定ハ第二項ノ期間内ニ第一項ノ決議ナカリシ場合ニ之ヲ準用ス

第二百四条ノ四第一項及び第二項中「前条第一項」を「第二百四条ノ三第一項」に改め、同条第三項及び第五項中「前条第二項」を「第二百四条ノ三第二項」に改め、同条第六項中「場合」の下に「及前項ノ規定ニ依リ売買ガ成立セザリシモノト看做サレタル場合」を加え、同条第五項の次に次の一項を加える。

前条第一項ノ会社ヨリ第二百四条ノ三第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ裁判所ノ決定スル売買価格ガ前条第五項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルトキハ売買ハ成立セザリシモノト看做ス

第二百四条ノ五中「前二条」を「前三条」に改める。

第二百十条に次の一号を加える。

五　第二百四条ノ三第一項又ハ第二百四条ノ五ニ於テ準用スル同項ノ請求ヲ為シテ株式ヲ買受クルトキ

第二百十条の次に次の三条を加える。

第二百十条ノ二　会社ハ前条ノ規定ニ拘ラズ正当ノ理由アルトキハ使用人ニ株式ヲ譲渡ス為ニ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三ヲ超エザル範囲内ニ於テ自己ノ株式ヲ取得スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ株式ヲ買受クルニハ左ノ事項ニ付定時総会ノ決議アルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ取締役ハ使用人ニ株式ヲ譲渡スコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

一　決議後最初ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ノ時迄ニ買受クベキ株式ノ種類、総数及取得価額ノ総額

二　買受クベキ株式ガ取引所ノ相場アル株式及取引所ノ相場ニ準ズル相場アル株式ニ非ザルモノナルトキハ其ノ売主

第一項ノ場合ニ於テハ買受クルコトヲ得ベキ株式ノ総数ハ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ズ且其ノ株式ノ取得価額ノ総額ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ第二百九十条第一項各号ノ金額及定時総会ニ於テ利益ヨリ配当シ若ハ支払フモノト定メ又ハ資本ニ組入レタル額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ場合ニ於テ株式ヲ買受クルコトヲ得ベキ期間ハ第二項第一号ニ定ムル時迄トス

第二項第二号ニ定ムルトキハ同項ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百四条ノ三ノ二第三項及第四項ノ規定ヲ準用ス

第二項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領ハ第二百三十二条ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス同項第二号ニ掲グル事項ニ関スル議案ノ要領ヲ記載スルトキハ次項ノ規定ニ依ル請求アリ得ベキコトヲモ記載スルコトヲ要ス

株主ハ第二項第二号ニ掲グル事項ニ関スル議案ノ要領ガ記載サレタル前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ取締役ニ対シ会日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ其ノ事項ニ係ル議案ヲ売主ニ自己ヲモ加ヘタルモノト為スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百五十六条ノ三第六項ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ株式ヲ買受クルニハ其ノ株式ガ取引所ノ相場アル株式ナルトキハ取引所ニ於テスル取引ニ、取引所ノ相場ニ準ズル相場アル株式ナルトキハ取引所ニ於テスル取引ニ準ズル取引ニ依ルコトヲ要ス

第二百十条ノ三　株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ会社ハ第二百十条ノ規定ニ拘ラズ株主ノ相続人ヨリ其ノ相続ニ因リ得タル株式ヲ相続ノ開始後一年内ニ買受クル為ニスルトキハ自己ノ株式ヲ取得スルコトヲ得但シ其ノ株式ノ数ハ同条第五号ニ掲グル場合ニ於テ取得シタル株式ノ数ト併セテ発行済株式ノ総数ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ売買価格ガ第二百四条ノ三ノ二第五項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルトキハ其ノ株式ヲ買受クルコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ買受クルニハ第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百四条ノ三ノ二第三項及第四項ノ規定ヲ準用ス

第二百十条ノ四　取締役ハ其ノ営業年度ノ終ニ於テ貸借対照表上ノ純資産額ガ第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額ヲ下ル虞アルトキハ第二百四条ノ三第一項若ハ第二百四条ノ五ニ於テ準用スル同項、第二百十条ノ二第二項又ハ前条第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ買受クルコトヲ得ズ

営業年度ノ終ニ於テ前項ノ純資産額ガ同項ノ合計額ヨリ第二百十条第五号ニ掲グルトキニ又ハ第二百十条ノ二第一項若ハ前条第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ下リタル場合ニ於テハ前項ニ規定スル規定ニ依リ買受ヲ為シタル取締役ハ会社ニ対シ連帯シテ其ノ差額、若シ其ノ営業年度ニ於テ同項ニ規定スル規定ニ依リ買受ケタル株式ノ取得価額ノ総額ヨリ其ノ株式中既ニ処分シタル株式ノ価額ノ総額及其ノ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル残額ガ其ノ差額ヨリ少ナキトキハ其ノ残額ニ付賠償ノ責ニ任ズ但シ取締役ガ前項ノ虞ナキモノト認ムルニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百六十六条第二項第三項及第五項ノ規定ハ前項ノ取締役ノ責任ニ之ヲ準用ス

第二百十一条中「前条第一号」を「第二百十条第一号」に、「第二号乃至第四号」を「同条第二号乃至第五号及第二百十条ノ三第一項」に、「為ス」を「為シ第二百十条ノ二第一項ノ場合ニ於テハ株式ヲ買受ケタル時ヨリ六月内ニ使用人ニ株式ヲ譲渡ス」に改める。

第二百十二条の次に次の一条を加える。

第二百十二条ノ二　会社ハ前条第一項ノ規定ニ依ルノ外定時総会ノ決議ヲ以テ株式ヲ買受ケテ之ヲ消却スルコトヲ得

前項ノ決議ハ第二百十条ノ二第二項各号ニ掲グル事項ニ付之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テ買受クルコトヲ得ベキ株式ノ取得価額ノ総額ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ第二百九十条第一項各号ノ金額及定時総会ニ於テ利益ヨリ配当シ若ハ支払フモノト定メ又ハ資本ニ組入レタル額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百十条ノ二第四項乃至第八項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ買受クル場合又ハ同項ノ決議ニ之ヲ準用ス但シ同条第八項ノ規定ノ準用ニ付テハ株式ノ買取ヲ公告シテ為ス取引ニ依ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

取締役ハ其ノ営業年度ノ終ニ於テ貸借対照表上ノ純資産額ガ第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額ヲ下ル虞アルトキハ第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ買受クルコトヲ得ズ

営業年度ノ終ニ於テ前項ノ純資産額ガ同項ノ合計額ヨリ第二百十条第五号ニ掲グルトキニ又ハ第二百十条ノ二第一項若ハ第二百十条ノ三第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ下リタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ依リ買受ヲ為シタル取締役ハ会社ニ対シ連帯シテ其ノ差額、若シ其ノ営業年度ニ於テ同項ノ規定ニ依リ買受ケタル株式ノ取得価額ノ総額ガ其ノ差額ヨリ少ナキトキハ其ノ総額ニ付賠償ノ責ニ任ズ

第二百十条ノ四第二項但書及第二百六十六条第二項第三項第五項ノ規定ハ前項ノ取締役ノ責任ニ之ヲ準用ス

第二百九十条第一項に次の一号を加える。

五　第二百十条第五号ニ掲グル場合ニ於テ又ハ第二百十条ノ二第一項若ハ第二百十条ノ三第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ニ付貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額

第二百九十三条ただし書中「妨ゲズ」の下に「且会社ノ有スル自己ノ株式ニ付テハ利益又ハ利息ノ配当ハ之ヲ為サズ」を加える。

第二百九十三条ノ五第三項第四号中「額」の下に「及第二百十条ノ二第二項又ハ第二百十二条ノ二第一項ノ決議ニ依リ定メタル株式ノ取得価額ノ総額ノ合計額」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　最終ノ決算期ニ於テ第二百十条第五号ニ掲グル場合ニ於テ又ハ第二百十条ノ二第一項若ハ第二百十条ノ三第一項ノ規定ニ依リ

取得シテ有スル株式ニ付貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額

第二百九十三条ノ五第五項中「合計額」を「合計額ヨリ第二百十条第五号ニ掲グルトキニ又ハ第二百十条ノ二第一項若ハ第二百十条ノ三第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額」に改める。

第四百九十八条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一ノ二　第二百十条ノ二第七項又ハ第二百十二条ノ二第四項ニ於テ準用スル第二百十条ノ二第七項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事項ヲ議案ト為サザルトキ

第四百九十八条第一項第十三号中「第二百十二条第一項」の下に「又ハ第二百十二条ノ二第一項」を加える。

（有限会社法の一部改正）

第二条　有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ社員総会ガ会社ヲ譲渡ノ相手方ニ指定シタル場合ニ於テハ会社ガ同項ニ於テ準用スル商法第二百四条ノ三第一項ノ請求ヲ為スニハ第四十八条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ商法第二百四条ノ三ノ二第三項第五項及第七項ノ規定ヲ準用ス

第二十四条第一項中「乃至第二百十一条ノ二及第二百十二条第一項」を「、第二百十条ノ三第一項第二項、第二百十条ノ四第一項第二項、第二百十一条、第二百十一条ノ二、第二百十二条第一項及第二百十二条ノ二第一項第三項第五項第六項」に改め、同項の次に次の五項を加える。

前項ニ於テ準用スル商法第二百十条ノ三第一項ノ規定ニ依リ持分ヲ買受クルニハ第四十八条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ商法第二百四条ノ三ノ二第三項ノ規定ヲ準用ス

第三十条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ第一項ニ於テ準用スル商法第二百十条ノ四第二項ノ取締役ノ責任ニ之ヲ準用ス

第一項ニ於テ準用スル商法第二百十二条ノ二第一項ノ決議ハ第四十八条ノ規定ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ商法第二百四条ノ三ノ二第三項及第二百十条ノ二第二項前段第六項前段ノ規定ヲ準用ス

商法第二百十条ノ二第四項ノ規定ハ第一項ニ於テ準用スル商法第二百十二条ノ二第一項ノ規定ニ依リ持分ヲ買受クル場合ニ之ヲ準用ス

第三十条ノ二第二項第三項及商法第二百十条ノ四第二項但書ノ規定ハ第一項ニ於テ準用スル商法第二百十二条ノ二第六項ノ取締役ノ責任ニ之ヲ準用ス

第四十四条に次のただし書を加える。

但シ会社ノ有スル自己ノ持分ニ付テハ利益ノ配当ハ之ヲ為サズ

第八十五条第一項第八号中「第二百十二条第一項」の下に「又ハ第二百十二条ノ二第一項」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の商法及び有限会社法の規定（罰則を除く。）は、次項に定めるものを除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前のこれらの法律によって生じた効力を妨げない。

3　改正後の商法第二百十条第五号、第二百十条ノ三第一項及び第三項（これらの規定を改正後の有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに改正後の商法第二百十条ノ二第一項の規定は、この法律の施行前に株主総会又は社員総会の招集の手続が開始された場合における自己の株式又は持分の取得については、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

雇用保険法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

労働委員長　野村　五男

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、急速な高齢化の進展、女性の職場進出等に対応して、今後、雇用保険制度等が雇用に関する総合的な保険としてその機能を一層発揮できるよう、労働者に対し職業生活の全期間を通じた雇用の継続を援助するため、高年齢雇用継続給付制度及び育児休業給付制度を創設するとともに、求職者給付及び就職促進給付を充実する等所要の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う経費として、平成六年度労働保険特別会計予算の雇用勘定に失業給付費約一兆八千六十七億円、船員保険特別会計予算に失業保険給付費約百十二億円が計上されている。

雇用保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月七日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

（小字及び――は衆議院修正）

雇用保険法等の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「失業給付」を「失業等給付」に、「第三十

七条の六」を「第三十七条の五」に、「第五節　就職促進給付（第五十六条の二―第六十一条）」を「第五節　就職促進給付（第五十六条の二―第六十一条の三）
第六節　雇用継続給付（第六十一条―第六十一条の六）
第一款　高年齢雇用継続給付（第六十一条―第六十一条の四―第十条）
第二款　育児休業給付（第六十一条の四―第十条）」に改める。

第六十一条の三　雇用の継続が困難となる事由が生じた場合」を、「生活」の下に「及び雇用」を加える。

第三条中「失業給付」を「失業等給付」に改める。

第六条第四号中「失業給付」を「求職者給付及び就職促進給付」に改める。

第九条に次の一項を加える。

2　前項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第十条の見出しを「（失業等給付）」に改め、同条第一項中「失業給付」を「失業等給付」に、「及び就職促進給付」を「、就職促進給付及び雇用継続給付」に改め、同条に次の一項を加える。

5　雇用継続給付は、次のとおりとする。

一　高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金（第六節第一款において「高年齢雇用継続給付」という。）

二　育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金（第六節第二款において「育児休業給付」という。）

第十条の次に次の二条を加える。

（未支給の失業等給付）

第十条の二　失業等給付の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その者に支給されるべき失業等給付でまだ支給されていないものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の失業等給付の支給を請求することができる。

2　前項の規定による未支給の失業等給付の支給を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

3　第一項の規定による未支給の失業等給付の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（返還命令等）

第十条の三　偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　徴収法第二十六条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

第十一条及び第十二条中「失業給付」を「失業等給付」に改める。

第十六条中「第十八条第一項」を「第十八条」に、「同項」を「同条」に、「逓減した率」を乗じて得た額を基準として、労働大臣が定める基本手当日額表における受給資格者の賃金日額の属する賃金等級に応じて定められ」を「一定の割合で逓減するように労働省令で定める率」を乗じて得」に改め、同条に次の一項を加える。

2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の六十」とあるのは「百分の五十」と、「三千九百六十円以上九千五百六十円以下」とあるのは「三千九百六十円以上一万二千三百六十円以下」とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

（基本手当の日額の端数処理）

第十六条の二　基本手当の日額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

第十七条第一項中「次項」の下に「及び第六節」を加え、同条第四項第一号中「定める額」の下に「（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）」を、「日」の下に「（次号において「基準日」という。）」を加え、「（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額

イ　基準日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万八千八十円

ロ　基準日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万六千五百七十円

ハ　基準日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万五千七十円

ニ　基準日において三十歳未満である受給資格者　一万三千五百六十円

第十八条を次のように改める。

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成六年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　第十六条の二の規定は、自動変更対象額について準用する。

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する二千九百七十円以上三千九百六十円未満の額及び百分の八十から百分の六十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する三千九百六十円以上九千五百六十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

第十九条第二項中「（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。）」及び「（平均定期給与額を基礎として労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「平成三年四月一日」を「平成六年四月一日」に改める。

第二十二条第一項第一号中「五十五歳」を「六十歳」に、「イからハまで」を「イ又はロ」に、「十年以上」を「五年以上」に、「五年以上十年未満」を「五年未満」に改め、ハを削り、同項第二号中「五十五歳」を「六十歳」に、「ハまで」を「ニまで」に改め、ハをニとし、ロをハとし、同号イ中「以上」の下に「二十年未満」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　二十年以上　三百日

第二十二条第二項中「四十五歳以上であり、かつ、算定基礎期間が十年」を「六十歳以上であり、かつ、算定基礎期間が五年以上である者及び基準日において四十五歳以上六十歳未満であり、かつ、算定基礎期間が二十年」に、「五十五歳」を「四十五歳」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　基準日において短時間労働被保険者であつた受給資格者に係る所定給付日数は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一　基準日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　二百十日

二　基準日において三十歳以上六十歳未満である受給資格者　次のイからハまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからハまでに定める日数

イ　二十年以上　二百十日

ロ　五年以上二十年未満　百八十日

ハ　五年未満　九十日

三　基準日において三十歳未満である受給資格者　次のイ又はロに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める日数

イ　十年以上　百八十日

ロ　十年未満　九十日

第二十二条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項及び第二項（第三項において読み替えて適用する場合を含む。）並びに前項」を「前四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前四項」に、「前項において読み替えて適用する第一項第二号ハ」を「第三項第二号ハ若しくは第三号ロ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の受給資格者で第二項の労働省令で定める理由により就職が困難なもの（基準日において六十歳以上である者、基準日において三十歳以上六十歳未満であり、かつ、算定基礎期間が二十年以上である者及び基準日において三十歳未満であり、かつ、算定基礎期間が十年以上である者を除く。）に係る所定給付日数は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一　基準日において三十歳以上六十五歳未満である受給資格者　二百十日

二　基準日において三十歳未満である受給資格者　百八十日

第二十二条の二第一項第二号中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同号イ中「十年」を「五年」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一　前項第二号イに該当する受給資格者　六十日

第三十一条の見出し中「基本手当」の下に「の請求手続」を加え、同条第一項を削り、第二項中「前項」を「第十条の二第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の受給資格者」を「前項の受給資格者」に、「第一項の規定」を「第十条の二第一項の規定」に、「同条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削る。

第三十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、公共職業安定所長の指示した公共

職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間については、この限りでない。

第三十四条中「失業給付」を「求職者給付又は就職促進給付」に、「当該」を「これらの」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第三十六条第五項中「第三十一条第一項、第四項及び第五項」及び「並びに第二十五条」を削る。

第三十七条第六項中「第三十四条及び第三十五条」を「第十条の三及び第三十四条」に改め、同条第九項中「、第三十四条第一項及び第二項並びに第三十五条」を「並びに第三十四条第一項及び第二項」に、「第三十一条第二項」を「第三十一条第一項」に改める。

第三十七条の三第二項中「次条第三項」を「次条第四項」に改める。

第三十七条の四第一項中「第十八条まで」の下に「（第十七条第四項第二号を除く。）」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同項第一号中「十年以上」を「五年以上」に改め、同項第二号中「五年以上十年未満」を「一年以上五年未満」に、「九十日」を「百日」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第四項中「第三十一条（第三項を除く。）」を「第三十一条第一項（第三項を除く。）」に、「、第三十四条第一項並びに第三十五条」を「並びに第三十四条第一項」に、「第三十一条第二項」を「第三十一条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十一条第二項」に、「に係る」を削り、「第三十七条の四第三項」を「第三十七条の四第四項」に、「なかった」を「なかった場合における当該高年齢受給資格者」に、「第三十七条の四第四項」を「第三十七条の四第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同条第五項及び第六項」を「同条第六項及び第七項」に、「同条第五項に」を「同条第六項に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が第十七条第四項第二号ニに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その額の変更された額。）を超えるときは、その額を賃金日額とする。

第三十七条の五第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に、「第三十一条第二項」を「第三十一条第一項」に改める。

第三十七条の六を削る。

第四十条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条第三項中「第三十一条（第三項を除く。）」を「第三十一条第一項」に、「、第三十四条第一項から第三項まで及び第三十五条」を「並びに第三十四条第一項から第三項まで」に改め、「「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、同条第二項中「及び「に係る」を削り、「第四十条第二項」を「第四十条第三項」に、「なかった」を「なかった場合における当該特例受給資格者」に改め、「及び第三十三条第二項」を削り、「第三十四条第二項」を「第三十三条第一項中「支給しない。ただし公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間については、この限りでない」とあるのは「支給しない」と、同条第二項中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、第三十四条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。

第四十一条第一項中「第二節」の下に「（第三十三条第一項ただし書の規定を除く。）」を加える。

第四十五条中「二十八日分」を「二十六日分」に改める。

第四十八条第一号中「六千二百円」を「七千五百円」に、同条第二号中「四千百円」を「六千二百円」に、同号ロ中「、第二級印紙保険料及び徴収法第二十二条第一項第三号に掲げる額（その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額）の印紙保険料（以下「第三級印紙保険料」という。）が二十四日分以上である場合（前号又はイに該当するときを除く。）」を「及び第二級印紙保険料が二十四日分未満である場合」に、「第三級印紙保険料」を「徴収法第二十二条第一項第三号に掲げる額（その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額）の印紙保険料（以下「第三級印紙保険料」という。）」に改め、同号ハを削り、同条第三号を次のように改める。

三　前二号のいずれにも該当しないとき。四千百円（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）

第四十九条第一項及び第二項を次のように改める。

労働大臣は、平均定期給与額（第十八条第一項の平均定期給与額をいう。以下この項において同じ。）が、平成六年九月の平均定期給与額（この項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等が変更されたときは直近の当該変更の基礎となった平均定期給与額）の百分の百二十を超え、又は百分の八十三を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率を基準として、日雇労働求職者給付金の日額等を変更しなければならない。

2　前項の「日雇労働求職者給付金の日額等」とは、前条第一号に定める額の日雇労働求職者

給付金（次項及び第五十四条において「第一級給付金」という。）の日額、前条第二号に定める額の日雇労働求職者給付金（次項及び第五十四条において「第二級給付金」という。）の日額及び前条第三号に定める額の日雇労働求職者給付金（次項及び第五十四条において「第三級給付金」という。）の日額並びに徴収法第二十二条第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額のうち第一級印紙保険料と第二級印紙保険料との区分に係る賃金の日額（その額が前項の規定により変更されたときは、その変更された額。次項において「一級・二級印紙保険料区分日額」という。）及び第二級印紙保険料と第三級印紙保険料との区分に係る賃金の日額（その額が前項の規定により変更されたときは、その変更された額。次項において「二級・三級印紙保険料区分日額」という。）をいう。

第四十九条第三項を削り、同条第四項中「、第三級保険料日額及び第四級保険料日額」を「及び第三級保険料日額」に、「、第三級給付金の日額及び第四級給付金」を「及び第三級給付金」に、「、二級・三級印紙保険料区分日額及び三級・四級印紙保険料区分日額」を「及び二級・三級印紙保険料区分日額」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十条第一項中「その者について」の下に「納付されている」を加え、「二十八日分納付されている」を「二十八日分以下である」に、「超えて納付され」を「超え」に改める。

第五十一条第三項中「第三十一条（第三項を除く。）」を「第三十一条第一項」に、「同条第一項中「受給資格者」とあるのは「日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者」と、同条第二項」を「同項」に改める。

第五十二条第四項を削る。

第五十三条第一項第一号中「八十四日分」を「七十八日分」に改める。

第五十四条第二号中「ニまで」を「ハまで」に、同号ロ(2)中「、第二級印紙保険料及び第三級印紙保険料が七十二日分以上である場合（イ又は(1)に該当するときを除く。）」を「及び第二級印紙保険料が七十二日分未満である場合」に改め、同号ロ(3)を削り、同号ハを次のように改める。

ハ　イ又はロに該当しないとき。第三級給付金の日額

第五十四条第二号ニを削る。

第五十六条第三項中「第二十二条第五項」を「第二十二条第六項」に改める。

第五十六条の二第一項中「（第三十七条の六の規定により受給資格者とみなされた者を含む。以下この節において同じ。）」及び「この項及び第三項において」を削り、「。）が当該」を「。）が、当該」に、「二分の一」を「三分の一」に、「（支給残日数が百日以上であるものを除く。）」を「及び所定給付日数の三分の一以上であつて四十五日未満である受給資格者」に改め、同条第四項中「第三十四条及び第三十五条」を「第十条の三及び第三十四条」に改める。

第六十条第一項中「失業給付」を「求職者給付又は就職促進給付」に、「当該」を「これらの」に改める。

第六十一条を削る。

第三章第五節の次に次の一節を加える。

第六節　雇用継続給付

第一款　高年齢雇用継続給付

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに次条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日又は当該支給対象月においてその日に応当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。）を第二十二条第一項第一号に規定する基準日とみなして同条第六項及び第七項の規定を適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間が、五年に満たないとき。

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十六万千六百八十円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2　この条において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳に達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、第六十一条の四第一

項に規定する休業をしなかつた月に限る。）をいう。

3　第一項の規定によりみなし賃金日額を算定する場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項中「前三項の規定」とあるのは、「第一項及び第二項の規定」とする。

4　第一項の規定によりみなし賃金日額を算定することができないとき若しくは困難であるとき、又は同項の規定により算定したみなし賃金日額を用いて同項の規定を適用することが適当でないと認められるときは、労働大臣が定めるところにより算定した額をみなし賃金日額とする。この場合において、第十七条第四項の規定は、この項の規定により算定したみなし賃金日額について準用する。

5　高年齢雇用継続基本給付金の額は、一支給対象月について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該支給対象月に支払われた賃金の額に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該賃金の額を加えて得た額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該賃金の額を減じて得た額とする。

一　当該賃金の額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する額未満であるとき。　百分の二十五

二　前号に該当しないとき。　みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該賃金の額の割合が逓増する程度に応じ、百分の二十五から一定の割合で逓減するように労働省令で定める率

6　第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金の額として算定された額が第十七条第四項第一号イに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）の百分の八十に相当する額を超えないときは、当該支給対象月については、高年齢雇用継続基本給付金は、支給しない。

7　労働大臣は、年度の平均給与額が平成六年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

（高年齢再就職給付金）

第六十一条の二　高年齢再就職給付金は、受給資格者（その受給資格に係る離職の日における第二十二条第六項の規定による算定基礎期間が五年以上あり、かつ、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受けたことがある者に限る。）が六十歳に達した日以後安定した職業に就くことにより被保険者となつた場合において、当該被保険者に対し再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、当該基本手当の日額の算定の基礎となつた賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額を下るに至つたときに、当該再就職後の支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　当該職業に就いた日（次項において「就職日」という。）の前日における支給残日数が、百日未満であるとき。

二　当該再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、支給限度額以上であるとき。

2　前項の「再就職後の支給対象月」とは、就職日の属する月から当該就職日の翌日から起算して二年（当該就職日の前日における支給残日数が二百日未満である同項の被保険者については、一年）を経過する日の属する月（その月が同項の被保険者が六十五歳に達する日の属する月後であるときは、六十五歳に達する日の属する月）までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、第六十一条の四第一項に規定する休業をしなかつた月に限る。）をいう。

3　前条第五項及び第六項の規定は、高年齢再就職給付金の額について準用する。この場合において、同条第五項中「支給対象月について」とあるのは「再就職後の支給対象月（次条第二項に規定する再就職後の支給対象月をいう。次条第三項において準用する第六項において同じ。）について」と、「当該支給対象月」とあるのは「当該再就職後の支給対象月」と、「みなし賃金日額」とあるのは「当該再就職後の賃金日額」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「支給対象月」とあるのは「再就職後の支給対象月」と読み替えるものとする。

（給付制限）

第六十一条の三　偽りその他不正の行為により次の各号に掲げる失業等給付の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、当該各号に定める高年齢雇用継続給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、当該高年齢雇用継続給付の全部又は一部を支給することができる。

一　高年齢雇用継続基本給付金　高年齢雇用継続基本給付金

二　高年齢再就職給付金又は当該給付金に係る受給資格に基づく求職者給付若しくは就職促進給付　高年齢再就職給付金

第二款　育児休業給付

（育児休業基本給付金）

第六十一条の四　育児休業基本給付金は、被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）が、労働省令で定めるところにより、その一歳に満たない子を養育する

ための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2　前項の「みなし被保険者期間」は、同項に規定する休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条（第二項を除く。）の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。この場合における同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「十四日」とあるのは「十一日」と、同条第三項中「前二項の」とあるのは「第一項の」と、「前二項に」とあるのは「同項に」とする。

3　この条及び次条第二項において「支給単位期間」とは、第一項に規定する休業をした期間を、当該休業を開始した日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該休業をした期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「休業開始応当日」という。）から各翌月の休業開始応当日の前日（当該休業を終了した日の属する月にあつては、当該休業を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

4　育児休業基本給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業基本給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業基本給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この款において「休業開始時賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の二十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。

5　前項の規定にかかわらず、第一項に規定する休業をした被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から支給単位期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に当該支給単位期間における育児休業基本給付金の額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、当該支給単位期間における育児休業基本給付金の額とする。この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、同項の規定にかかわらず、当該賃金が支払われた支給単位期間については、育児休業基本給付金は、支給しない。

（育児休業者職場復帰給付金）

第六十一条の五　育児休業者職場復帰給付金は、育児休業基本給付金の支給を受けることができる被保険者が、当該支給を受けることができる育児休業基本給付金に係る休業の期間中被保険者として雇用されていた事業主に当該休業を終了した日後引き続いて六箇月以上雇用されているときに、支給する。

2　育児休業者職場復帰給付金の額は、前項の休業をした期間内における支給単位期間（育児休業基本給付金の支給を受けることができるものに限る。）の数に、当該支給単位期間に支給を受けることができる育児休業基本給付金に係る休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の五に相当する額を乗じて得た額とする。

（給付制限）

第六十一条の六　偽りその他不正の行為により育児休業基本給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付金の支給を受け、又は受けようとした日以後、育児休業給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、育児休業給付の全部又は一部を支給することができる。

2　前項の規定により育児休業給付の支給を受けることができない者とされたものが、同項に規定する日以後、新たに第六十一条の四第一項に規定する休業を開始し、育児休業基本給付金の支給を受けることができる者となつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該休業に係る育児休業給付を支給する。

第六十六条第一項中「、求職者給付」の下に「及び雇用継続給付」を加え、同項に次の一号を加える。

三　雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

第六十八条第二項中「失業給付」を「失業等給付」に改める。

第六十九条第一項中「失業給付」を「失業等給付」に、「第三十五条第一項若しくは第二項（第三十六条第五項、第三十七条第九項、第三十七条の四第四項、第四十条第三項、第五十二条第四項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十一条において準用する場合を含む。）」を「第十条の三第一項若しくは第二項」に改める。

第七十条中「失業給付」を「失業等給付」に改める。

第七十二条中「第三十七条の六又は」を削り、「第三十九条第一項第二号」の下に「又は第六十一条の四第一項」を、「時間数又は」の下に「第十条の三第一項、」を加え、「第三十七条の四第四項及び第四十条第三項」を「第三十七条の四第五項及び第四十条第四項」に改め、「、第三十五条第一項（第三十六条第五項、第三十七条第九項、第三十七条の四第四項、第四十条第三項、第五十二条第四項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十一条において準用する場合を含む。）」を削る。

第七十四条中「失業給付」を「失業等給付」に、「第三十五条第一項又は第二項（第三十六条第五項、第三十七条第九項、第三十七条の四第四項、第四十条第三項、第五十二条第四項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十一条において準用する場合を含む。）」を「第十条の三第一項又は第二項」に改める。

第七十五条中「失業給付」を「求職者給付又は就職促進給付」に改める。

第七十六条に次の一項を加える。

3　前項の規定は、雇用継続給付の支給を受けるために必要な証明書の交付の請求について準用する。この場合において、同項中「離職した者」とあるのは「被保険者又は被保険者であつた者」と、「従前の事業主」とあるのは「当該被保険者若しくは被保険者であつた者を雇用し、若しくは雇用していた事業主」と読み替えるものとする。

第七十七条中「失業給付」を「失業等給付」に改める。

第八十条中「基本手当日額表」を「第十八条第三項の自動変更対象額」に改める。

第八十三条第四号及び第八十四条第三号中「第七十六条第二項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第八十五条中「失業給付」を「失業等給付」に改める。

附則第二十五条を附則第二十六条とし、附則第二十四条を附則第二十五条とし、附則第二十三条の次に次の一条を加える。

（再就職手当の額に関する特例）

第二十四条　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第　号）附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行の日から雇用及び失業の状況を参酌して政令で定める日までの間に安定した職業に就いた受給資格者に対する第五十六条の二第三項の規定の適用については、同項中「百二十」とあるのは、「百四十」とする。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「失業給付」を「失業等給付」に改める。

第二十二条第一項第一号中「八千二百円」を「一万千三百円」に、「百四十六円」を「百七十六円」に改め、同項第二号中「五千四百円以上八千二百円未満」を「八千二百円以上一万千三百円未満」に、「九十六円」を「百四十六円」に改め、同項第三号中「三千五百四十円以上五千四百円未満」を「八千二百円未満」に、「六十三円」を「九十六円」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「、前項第三号」を「及び前項第三号」に改め、「及び前項第四号の印紙保険料の額（その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第四級保険料日額」という。）」を削り、同条第三項中「、第三級保険料日額及び第四級保険料日額」を「及び第三級保険料日額及び第四級保険料日額」に改め、同条第四項中「、第三級給付金の日額及び第四級給付金」を「及び第三級給付金」に、「、第三級保険料日額及び第四級保険料日額」を「及び第三級保険料日額及び第四級保険料日額」に改め、同条第五項中「失業給付」を「失業等給付」に、「、第三級保険料日額及び第四級保険料日額」を「及び第三級保険料日額及び第四級保険料日額」に改め、同条第六項中「、第三級保険料日額及び第四級保険料日額」を「及び第三級保険料日額」に改める。

第三十五条第三項中「第三十五条第三項（同法第三十六条第五項、第三十七条第九項、第三十七条の四第四項、第四十条第三項及び第六十一条において準用する場合を含む。）」を「第十条の三第三項」に改め、同条第四項中「第三十五条第二項（同法第三十六条第五項、第三十七条の四第四項、第四十条第三項及び第六十一条において準用する場合を含む。）」を「第十条の三第二項」に改める。

附則第十条の次に次の一条を加える。

（印紙保険料の額の変更に関する暫定措置）

第十一条　当分の間、第二十二条第四項の規定による印紙保険料の額の変更については、同項中「雇用保険法第四十九条第一項」とあるのは「雇用保険法第四十九条第一項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第　号）附則第十一条第三項及び第四項」と、「同項に」とあるのは「雇用保険法第四十九条第二項に」と、「同項の」とあるのは「同項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第十一条第三項及び第四項の」として、同項の規定を適用する。

（船員保険法の一部改正）

第三条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「失業保険金」を「失業等給付」に改める。

第一条第一項中「分娩」の下に「、死亡」を、「失業」の下に「、雇用ノ継続ガ困難ト為ル事由ノ発生」を加え、「若ハ死亡」を削る。

第五条第一項中「失業保険金」を「失業等給付」に改める。

第九条第二項中「失業保険金」を「求職者等給付」に、同条第三項中「失業保険金」を「失業等給付」に改め、第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ雇用継続給付ノ支給ヲ受クルニ必要ナル証明書ノ交付ノ請求ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同項中「被保険者タリシ者」トアルハ「被保険者又ハ被保険者タリシ者」ト「従前ノ船舶所有者」トアルハ「当該被保険者又ハ被保険者タリシ者ヲ使用シ又ハ使用シタル船舶所有者」トス

第十九条ノ二第一項中「失業保険金」を「失業等給付」に改める。

第三十二条ノ六第一項中「失業保険金」を「求職者等給付」に改める。

「第四節　失業保険金」を「第四節　失業等給付」に改める。

第三章第四節中第三十三条ノ二を第三十三条ノ二ノ二とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十三条ノ二　失業等給付ハ求職者等給付及雇用継続給付トス

求職者等給付ハ左ニ掲グルモノトス

一　失業保険金

二　技能習得手当

三　寄宿手当

四　再就職手当

五　傷病給付金

六　高齢求職者給付金

雇用継続給付ハ左ニ掲グルモノトス

一　高齢雇用継続基本給付金及高齢再就職給付金（第五十五条ニ於テ高齢雇用継続給付ト称ス）

二　育児休業基本給付金及育児休業者職場復帰給付金（第五十五条ニ於テ育児休業給付ト称ス）

第三十三条ノ九第三項中「千円」を「千三百円（其ノ額ガ次項ノ規定ニ依リ変更セラレタルトキハ其ノ変更セラレタル額次項ニ於テ控除額ト称ス）」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ給付基礎日額トスルコトガ適当ナラザルト認メラルルトキハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ給付基礎日額トス

第三十三条ノ九に次の一項を加える。

厚生大臣ハ雇用保険法第十九条第二項ノ規定ニ依ル同条第一項第一号ニ規定スル控除額ノ変更ヲ勘案シ控除額ヲ変更スルコトヲ得

第三十三条ノ十五第一項中「対シ」の下に「技能習得手当トシテ」を加え、同条第二項中「対シ」の下に「寄宿手当トシテ」を加え、同条第三項中「前二項ノ費用」を「技能習得手当及寄宿手当」に改める。

第三十三条ノ十五ノ二第一項中「第三項ニ於テ」を「以下」に、「二分ノ一」を「三分ノ一」に改め、「ナル者」の下に「及所定給付日数ノ三分ノ一以上ニシテ且二十五日未満ナル者」を加え、同条第四項中「第三十三条ノ九第二項」を「第三十三条ノ九第三項」に改める。

第三十三条ノ十六第一項中「ニ付」の下に「傷病給付金トシテ」を加え、同条第二項中「前項ノ規定ニ依ル給付」を「傷病給付金」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項から第七項までの規定中「第一項ノ規定ニ依ル給付」を「傷病給付金」に改める。

第三十三条ノ十六ノ三第一項第一号中「十年」を「五年」に、同項第二号中「五年以上十年」を「一年以上五年」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依リ算定シタル失業保険金ノ日額ガ雇用保険法第十七条第四項第二号ニ定ムル額（其ノ額ガ同法第十八条ノ規定ニ依リ変更セラレタルトキハ其ノ変更セラレタル額）ヲ賃金日額トシテ同法第十六条及第十六条ノ二ノ規定ヲ適用シタル場合ニ於テ算定セラルルコトトナル同法第十六条第一項ノ基本手当ノ日額トノ均衡ヲ考慮シテ厚生大臣ノ定ムル上限額ヲ超ユルトキハ当該上限額ヲ失業保険金ノ日額トス

第三十三条ノ十六ノ四及ビ第三十三条ノ十七を削る。

第三十四条から第三十九条までを次のように改める。

第三十四条　高齢雇用継続基本給付金ハ被保険者（第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本節ニ於テ之ニ同ジ）ノ支給対象月（当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日ノ属スル支給対象月以後ノ支給対象月）ニ於ケル報酬ノ額（以下本条ニ於テ対象月報酬月額ト称ス）ガ当該被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、当該被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日（当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日）ヲ離職ノ日ト看做シテ第三十三条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルルコトトナル給付基礎日額ニ相当スル額（以下本条ニ於テ看做給付基礎日額ト称ス）ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十五ニ相当スル額ヲ下ルニ至リタル場合ニ当該支給対象月ニ付之ヲ支給ス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　当該被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、当該被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日又ハ当該支給対象月ニ於テ其ノ日ニ応当スル日（其ノ日ニ応当スル日ナキ月ニ於テハ其ノ月ノ末日）ヲ第三十三条ノ十二第一項第一号ニ規定スル基準日ト看做シテ同条第四項及第五項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルルコトトナル期間ニ相当スル期間ガ五年ニ満タザルトキ

二　当該対象月報酬月額ガ雇用保険法第六十一条第一項第二号ニ規定スル支給限度額トノ均衡ヲ考慮シテ厚生大臣ノ定ムル額（以

下本条及次条ニ於テ支給限度額ト称ス）以上ナルトキ

本条ニ於テ支給対象月トハ被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日ノ属スル月ヨリ六十歳ニ達スル日ノ属スル月迄ノ期間内ニ在ル月（其ノ月ノ初日ヨリ末日迄引続キ被保険者ニシテ且第三十六条第一項ニ規定スル休業ヲ為サザリシ月ニ限ル）ヲ謂フ

第一項ノ対象月報酬月額ハ当該被保険者ノ当該支給対象月ニ於ケル標準報酬月額トス但シ之ニ依ルコトガ適当ナラザルト認メラルルトキハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ対象月報酬月額トス

第一項ノ規定ニ依リ算定シタル看做給付基礎日額ヲ用ヒテ同項ノ規定ヲ適用スルコトガ適当ナラザルト認メラルルトキハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ看做給付基礎日額トス

高齢雇用継続基本給付金ノ額ハ一支給対象月ニ付左ノ各号ニ掲グル区分ニ応ジ当該対象月報酬月額ニ当該各号ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額トス但シ其ノ額ニ当該対象月報酬月額ヲ加ヘテ得タル額ガ支給限度額ヲ超ユルトキハ支給限度額ヨリ当該対象月報酬月額ヲ減ジテ得タル額トス

一　当該対象月報酬月額ガ看做給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ六十四ニ相当スル額未満ナルトキ　百分ノ二十五

二　前号ニ該当セザルトキ　看做給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ニ対スル当該対象月報酬月額ノ割合ガ逓増スル程度ニ応ジ百分ノ二十五ヨリ一定ノ割合ニテ逓減スベク命令ヲ以テ定ムル率

第一項及前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依リ支給対象月ニ於ケル高齢雇用継続基本給付金ノ額トシテ算定セラレタル額ガ雇用保険法第十七条第四項第一号イニ定ムル額（其ノ額ガ同法第十八条ノ規定ニ依リ変更セラレタルトキハ其ノ変更セラレタル額）トノ均衡ヲ考慮シテ厚生大臣ノ定ムル額ノ百分ノ八十ニ相当スル額ヲ超エザルトキハ当該支給対象月ニ付テハ高齢雇用継続基本給付金ハ之ヲ支給セズ

第三十五条　高齢再就職給付金ハ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ有スル者（当該資格ニ係ル離職ノ日ニ於ケル第三十三条ノ十二第四項ノ規定ニ依ル算定基礎期間ガ五年以上ニシテ且当該資格ニ基ク失業保険金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ニ限ル）ガ五十五歳ニ達シタル日以後安定シタル職業ニ就キタルコトニ依リ被保険者ト為リタル場合ニ於テ当該被保険者ノ再就職後ノ支給対象月ニ於ケル報酬ノ額（以下本条ニ於テ再就職後ノ対象月報酬月額ト称ス）ガ当該失業保険金ノ日額ノ算定ノ基礎ト為リタル給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十五ニ相当スル額ヲ下ルニ至リタルトキニ当該再就職後ノ支給対象月ニ付之ヲ支給ス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　当該職業ニ就キタル日（次項ニ於テ就職日ト称ス）ノ前日ニ於ケル支給残日数ガ八十日未満ナルトキ

二　当該再就職後ノ対象月報酬月額ガ支給限度額以上ナルトキ

前項ノ再就職後ノ支給対象月トハ就職日ノ属スル月ヨリ当該就職日ノ翌日ヨリ起算シテ二年（当該就職日ノ前日ニ於ケル支給残日数ガ百六十日未満ナル同項ノ被保険者ニ付テハ一年）ヲ経過スル日ノ属スル月（其ノ月ガ同項ノ被保険者ガ六十歳ニ達スル日ノ属スル月以後ナルトキハ六十歳ニ達スル日ノ属スル月）迄ノ期間内ニ在ル月（其ノ月ノ初日ヨリ末日迄引続キ被保険者ニシテ且第三十六条第一項ニ規定スル休業ヲ為サザリシ月ニ限ル）ヲ謂フ

前条第三項ノ規定ハ再就職後ノ対象月報酬月額ニ付、同条第四項ノ規定ハ第一項ノ給付基礎日額ニ付、同条第五項及第六項ノ規定ハ高齢再就職給付金ノ額ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同条第三項中「支給対象月」トアルハ「再就職後ノ支給対象月（次条第二項ニ規定スル再就職後ノ支給対象月ヲ謂フ次条第三項ニ於テ準用スル第五項及第六項ニ於テ亦同ジ）」ト、同条第三項及第四項中「第一項」トアルハ「次条第一項」ト、同条第五項中「対象月報酬月額」トアルハ「再就職後ノ対象月報酬月額」ト、「看做給付基礎日額」トアルハ「次条第一項ノ給付基礎日額」ト、同条第五項及第六項中「支給対象月」トアルハ「再就職後ノ支給対象月」ト、同条第六項中「第一項」トアルハ「次条第一項」トス

第三十六条　育児休業基本給付金ハ被保険者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一歳ニ満タザル子ヲ養育スル為ノ休業ヲ為シタル場合ニ於テ当該休業ヲ開始シタル日前二年間（当該休業ヲ開始シタル日前二年間ニ疾病、負傷其ノ他命令ヲ以テ定ムル理由ニ依リ引続キ三十日以上報酬ヲ受ケザリシ被保険者ニ付テハ当該理由ニ依リ報酬ヲ受ケザリシ日数ヲ二年ニ加算シタル期間（其ノ期間ガ四年ヲ超ユルトキハ四年間））ニ看做被保険者期間ガ通算シテ十二月以上ナリシトキニ支給単位期間ニ付之ヲ支給ス

前項ノ看做被保険者期間ハ同項ニ規定スル休業ヲ開始シタル日ヲ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ト看做シテ第三十三条ノ三ノ規定ヲ適用シタル場合ニ計算セラルルコトトナル被保険者タリシ期間ニ相当スル期間トス

本条及次条第二項ニ於テ支給単位期間トハ第一項ニ規定スル休業ヲ為シタル期間ヲ当該休業ヲ開始シタル日又ハ休業開始応当日（各月ニ於テ当該休業ヲ開始シタル日ニ応当シ且当該休業ヲ為シタル期間内ニ在ル日（其ノ日ニ

応当スル日ナキ月ニ於テハ其ノ月ノ末日）ヲ謂フ以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ヨリ各翌月ノ休業開始応当日ノ前日（当該休業ヲ終了シタル日ノ属スル月ニ於テハ当該休業ヲ終了シタル日）迄ノ各期間ニ区分シタル場合ニ於ケル当該区分ニ依ル一ノ期間ヲ謂フ

育児休業基本給付金ノ額ハ一支給単位期間ニ付育児休業基本給付金ノ支給ヲ受クベキ被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、当該被保険者ガ当該育児休業基本給付金ノ支給ニ係ル休業ヲ開始シタル日ノ前日ヲ離職ノ日ト看做シテ第三十三条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルルコトトナル給付基礎日額ニ相当スル額（其ノ額ガ下限額ニ満タザルトキハ当該下限額トシ其ノ額ガ上限額ヲ超ユルトキハ当該上限額トス以下本条及次条ニ於テ休業開始時給付基礎日額ト称ス）ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ二十ニ相当スル額トス

前項ノ下限額ハ雇用保険法第十七条第四項第一号ロニ定ムル額トノ均衡ヲ考慮シ、前項ノ上限額ハ同条第四項第二号ハニ定ムル額トノ均衡ヲ考慮シ厚生大臣之ヲ定ム

第四項ノ規定ニ拘ラズ第一項ニ規定スル休業ヲ為シタル被保険者ニ当該被保険者ヲ使用スル船舶所有者ヨリ支給単位期間ニ報酬ガ支払ハレタル場合ニ於テ当該報酬ノ額ニ当該支給単位期間ニ於ケル育児休業基本給付金ノ額ヲ加ヘテ得タル額ガ休業開始時給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十ニ相当スル額以上ナルトキハ休業開始時給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十ニ相当スル額ヨリ当該報酬ノ額ヲ減ジテ得タル額ヲ当該支給単位期間ニ於ケル育児休業基本給付金ノ額トス此ノ場合ニ於テ当該報酬ノ額ガ休業開始時給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十ニ相当スル額以上ナルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ当該報酬ガ支払ハレタル支給単位期間ニ付テハ育児休業基本給付金ハ之ヲ支給セズ

第三十七条　育児休業者職場復帰給付金ハ育児休業基本給付金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル被保険者ガ当該支給ヲ受クルコトヲ得ル育児休業基本給付金ニ係ル休業ノ期間中被保険者トシテ使用セラレタル船舶所有者ニ当該休業ヲ終了シタル日後引続キ六月以上使用セラルルトキニ之ヲ支給ス

育児休業者職場復帰給付金ノ額ハ前項ノ休業ヲ為シタル期間内ニ於ケル支給単位期間（育児休業基本給付金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）ノ数ニ当該支給単位期間ニ支給ヲ受クルコトヲ得ル育児休業基本給付金ニ係ル休業開始時給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ五ニ相当スル額ヲ乗ジテ得タル額トス

第三十八条及第三十九条　削除

第五十一条第一項及び第五十二条中「第三十三条ノ十六第一項ノ規定ニ依ル給付」を「傷病給付金」に改める。

第五十二条ノ三第一項中「失業保険金」を「求職者等給付」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指示ニ従ヒ第三十三条ノ十三第一項ニ規定スル職業補導所ニ入所シ職業ノ補導ヲ受クル期間及当該職業ノ補導ヲ受ケ終リタル日後ノ期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五十四条中「第三十三条ノ十六第一項ノ規定ニ依ル給付」を「傷病給付金」に改める。

第五十五条中「失業保険金」を「求職者等給付」に改め、同条に次の三項を加える。

詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ左ノ各号ニ掲グル失業等給付ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ対シテハ当該給付ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル日以後当該各号ニ定ムル高齢雇用継続給付ヲ支給セズ但シ已ムヲ得ザル事由アリタル場合ニ於テハ当該高齢雇用継続給付ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ得

一　高齢雇用継続基本給付金　高齢雇用継続基本給付金

二　高齢再就職給付金又ハ当該給付金ニ係ル失業保険金ヲ受クベキ資格ニ基ク求職者等給付　高齢再就職給付金

詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ育児休業基本給付金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ対シテハ当該給付金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル日以後育児休業給付ヲ支給セズ但シ已ムヲ得ザル事由アリタル場合ニ於テハ育児休業給付ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ育児休業給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ザル者ガ同項ニ規定スル日以後新ニ第三十六条第一項ニ規定スル休業ヲ開始シ育児休業基本給付金ノ支給ヲ受クベキ者ト為リタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ当該休業ニ係ル育児休業給付ヲ支給ス

第五十七条ノ三第三項中「第九条第三項」を「第九条第四項」に、「又ハ失業保険金」を「、失業等給付又ハ求職者等給付」に改める。

第五十八条第一項を次のように改める。

国庫ハ求職者等給付（再就職手当ヲ除ク次項ニ於テ同ジ）ノ支給ニ要スル費用ノ四分ノ一及雇用継続給付ノ支給ニ要スル費用ノ八分ノ一ヲ負担ス

第五十八条第二項中「失業保険金」を「求職者等給付」に改め、「（再就職手当ヲ除ク以下本項ニ於テ同ジ）」を削る。

第五十九条第四項及び第六十条第一項中「失業保険金」を「失業等給付」に改める。

第六十八条第六号中「第九条第二項」の下に「（同条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第六十九条ノ三第二項中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

附則に次の一項を加える。

国庫ハ第五十八条第一項ノ規定ニ依ル雇用継続給付ノ国庫ノ負担ニ付テハ当分ノ間此ノ規定ニ拘ラズ此ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ノ十分ノ八ニ相当スル額ヲ負担ス

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法第四十五条、第五十条第一項及び第五十三条第一項の改正規定、同法第五十六条の二第一項の改正規定（「○○第三十七条の六の規定により受給資格者とみなされたものを含む。以下この節において同じ。○○」を削る部分を除く。）並びに同法附則第二十五条を同法附則第二十六条とし、同法附則第二十四条を同法附則第二十五条とし、同法附則第二十三条の次に一条を加える改正規定、第三条中船員保険法第三十三条ノ九及び第三十三条ノ十五ノ二第一項の改正規定並びに附則第十条、第十二条、第十八条及び第十九条の規定　この法律の公布の日

二　第一条中雇用保険法第四十五条、第五十条第一項及び第五十三条第一項第一号の改正規定並びに附則第十条の規定　この法律の公布の日の属する月の翌月の初日

三　第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十二条の改正規定及び附則第十七条の規定　平成六年八月一日

四　第一条中雇用保険法第四十八条、第四十九条及び第五十四条の改正規定、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十一条及び第十三条第一項の規定　平成六年九月一日

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第二条　受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）であって、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受ける初日が平成八年八月一日前であるもの（以下「旧日額対象の旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額、賃金日額及び基本手当の日額の自動的変更については、なお従前の例による。

（平成七年度における基本手当の日額の自動的変更に関する経過措置）

第三条　平成七年度における基本手当の日額の自動的変更については、労働大臣は、第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第十八条第一項の規定にかかわらず、平成六年四月一日から始まる年度の平均給与額が平成三年六月における平均定期給与額（第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第十八条第一項の規定により基本手当日額表が改正された場合は、当該改正の基礎となった平均定期給与額）を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、平成七年八月一日以後の新雇用保険法第十八条第三項に規定する自動変更対象額を変更しなければならない。この場合における同項に規定する自動変更対象額の変更は、新雇用保険法第三章の規定の適用については、新雇用保険法第十八条の規定による同条第三項に規定する自動変更対象額の変更とみなす。

2　前項の規定により変更された同項の自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（基本手当の所定給付日数及び個別延長給付に関する経過措置）

第四条　旧受給資格者に係る所定給付日数及び個別延長給付の日数については、なお従前の例による。

2　受給資格に係る離職の日（以下この項において「基準日」という。）が施行日から平成十二年三月三十一日までの間にある受給資格者（施行日において五十五歳以上六十歳未満であるものに限る。）であって、次の各号のいずれにも該当し、かつ、公共職業安定所長が労働省令で定める基準に照らして就職が困難な者であると認めたものについては、新雇用保険法第二十二条の二の規定にかかわらず、雇用保険法第二十条第一項及び第二項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて、基本手当を支給することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日を超えない範囲内で労働省令で定める日数を限度とするものとする。

一　新雇用保険法第二十二条の二第一項第一号イからニまでのいずれかに該当する者その他これに準ずるものとして労働省令で定める者

二　次のいずれかに該当する者

イ　基準日において短時間労働被保険者以外の被保険者であった受給資格者であって、その算定基礎期間が十年以上二十年未満である者

ロ　基準日において短時間労働被保険者であった受給資格者であって、その算定基礎期間が一年以上五年未満である者

3　前項の規定に該当する受給資格者については、雇用保険法第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項並びに第二十七条第一項中「所定給付日数」とあるのは、「所定給付日数に雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第　号）附則第四条第二項に規定する労働省令で定める日数を加えた日数」とする。

（基本手当等の給付制限に関する経過措置）

第五条　施行日前に公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等については、新雇用保険法第三十三条第一項ただし書（新雇用保険法第三十七条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第六条　旧日額対象の旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第七条　高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者（以下「旧高年齢受給資格者」という。）に係る高年齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

（六十五歳の定年等により退職した者に関する経過措置）

第八条　旧雇用保険法第三十七条の六の規定により基本手当の支給を受ける旧高年齢受給資格者に係る求職者給付の支給については、なお従前の例による。ただし、同条の規定により受給資格者とみなされることにより取得した受給資格に基づく基本手当の支給を受ける初日が平成八年八月一日以後である旧高年齢受給資格者に係る基本手当の日額については、新雇用保険法第十六条から第十八条までの規定を適用して算定する。

（特例一時金の額に関する経過措置）

第九条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者（以下「旧特例受給資格者」という。）に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一　第四十条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第　号）附則第二条に規定する旧日額対象の旧受給資格者」と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同条」とする。

二　第四十条第二項の規定は、適用しない。

（日雇労働求職者給付金の受給資格に関する経過措置）

第十条　附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の日（平成六年四月一日）前の日に係る日雇労働求職者給付金の受給資格については、なお従前の例による。

（日雇労働求職者給付金の日額等に関する経過措置）

第十一条　平成六年九月一日前の日に係る日雇労働求職者給付金の日額及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十二条第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額（第三項及び第四項において「等級区分日額」という。）については、なお従前の例による。

2　平成六年九月中に支給する日雇労働求職者給付金に関する新雇用保険法第四十八条の規定の適用については、同年七月中の日について第二条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料は、同条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料（以下「旧第一級印紙保険料」という。）のうち同年八月中の日について納付された新雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料（以下「新第一級印紙保険料」という。）の納付日数（その納付日数が同年七月中の日について納付された旧第一級印紙保険料の納付日数を超えるときは、当該旧第一級印紙保険料の納付日数）に相当する納付日数分については当該納付日数分の新第一級印紙保険料と、残余の納付日数分については当該納付日数分の新雇用保険法第四十八条第二号イに規定する第二級印紙保険料と、旧雇用保険法第四十八条第二号イに規定する第二級印紙保険料、旧雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料及び旧雇用保険法第四十八条第二号ハに規定する第四級印紙保険料については新雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料とみなす。

3　労働大臣は、当分の間、平均定期給与額が平成六年九月の平均定期給与額（新雇用保険法第四十九条第一項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等が変更されたときは、直近の当該変更の基礎となった平均定期給与額。次項において同じ。）の百分の百二十を超えるに至ったことにより同項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等を変更する場合においては、同項の規定にかかわらず、日雇労働求職者給付金の日額である四千百円については六千二百円に、等級区分日額である八千二百円については一万千三百円に、それぞれ変更するものとする。

4　労働大臣は、当分の間、平均定期給与額が平成六年九月の平均定期給与額の百分の八十三を下るに至ったことにより新雇用保険法第四十九条第一項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等を変更する場合においては、同項の規定にかかわらず、日雇労働求職者給付金の日額である四千百円については六千二百円に、等級区分日額である八千二百円については一万千三百円に、それぞれ変更するものとする。

5　第二項の規定は、新雇用保険法第五十三条第一項の規定による申出をした者であって、同項第二号に規定する基礎期間の最後の月（以下この項において「最終月」という。）が次の表の上欄に掲げる月又は平成六年十二月であるものに対して支給する日雇労働求職者給付金に関する新雇用保険法第五十四条第二号の規定について準用する。この場合において、最終月が同欄に掲げる月である者に関しては、第二項中「同年七

月中」とあるのは「新雇用保険法第五十三条第一項第二号に規定する基礎期間のうち同年七月三十一日までの期間内」と、「納付日数（その給付日数」とあるのは同表上欄に掲げる最終月の区分に応じ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成六年八月	納付日数に五を乗じて得た日数（その日数
平成六年九月	納付日数に四を乗じて得た日数（その日数
平成六年十月	納付日数に三を乗じて得た日数（その日数
平成六年十一月	給付日数に二を乗じて得た日数（その日数

（雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置）

第十二条　附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行の日（平成六年四月一日前に安定した職業に就いた受給資格者（旧雇用保険法第三十七条の六の規定により受給資格者とみなされた者を含む。）についての新雇用保険法第五十六条の二第一項の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

2　旧日額対象の旧受給資格者（附則第八条の規定により従前の例によることとされた旧高年齢受給資格者を含む。次条において同じ。）が施行日以後に安定した職業に就いた場合においては、附則第二条の規定により従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十六条から第十八条までの規定による基本手当の日額と、附則第四条第一項の規定により従前の例によることとされた所定給付日数を新雇用保険法第二十二条に規定する所定給付日数とみなして、新雇用保険法第五十六条の二の規定を適用する。

3　前項の規定は、旧日額対象の旧受給資格者以外の旧受給資格者について準用する。この場合において、同項中「安定した職業に就いた場合においては、附則第二条の規定により従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十六条から第十八条までの規定による基本手当の日額と」とあるのは、「安定した職業に就いた場合においては」と読み替えるものとする。

（常用就職支度金の額に関する経過措置）

第十三条　附則第十一条の規定による日額の日雇労働求職者給付金の支給を受ける者に対する雇用保険法第五十七条の規定の適用については、同条第三項中「第四十八条又は第五十四条第二号」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第　号）附則第十一条」とする。

2　旧日額対象の旧受給資格者及び旧特例受給資格者に対する雇用保険法第五十七条の規定の適用については、同条第三項中「第十六条の規定」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第　号）附則第二条の規定」と、「基本手当の受給資格者」とあるのは「同条の規定による旧日額対象の旧受給資格者」と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同条」とする。

（高年齢雇用継続給付に関する経過措置）

第十四条　施行日前に六十歳に達した被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の規定の適用については、同条第一項中「当該被保険者が六十歳に達した日」とあるのは「平成七年四月一日」と、「当該被保険者が六十歳に達した日又は当該支給対象月においてその日に応当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。）」とあるのは「当該支給対象月の初日」と、同条第二項中「被保険者が六十歳に達した日の属する月から」とあるのは「平成七年四月から被保険者が」とする。

2　新雇用保険法第六十一条の二の規定は、施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となった者について適用する。ただし、施行日前に安定した職業に就くことにより施行日以後も被保険者であるもの（当該職業に就いた日の前日において新雇用保険法第六十一条の二第一項に規定する受給資格者であって、当該職業に就いた日において六十歳に達しているものに限る。）については、施行日に安定した職業に就いたものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「当該基本手当の日額の算定の基礎となつた賃金日額」とあるのは「当該被保険者を受給資格者と、平成七年四月一日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下「みなし賃金日額」という。）」と、同条第二項中「就職日の属する月」とあるのは「平成七年四月」と、「当該就職日の翌日」とあるのは「同月二日」と、同条第三項中「次条第一項の賃金日額」とあるのは「次条第一項のみなし賃金日額」と、「次条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第　号）附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する次条第一項」とする。

3　新雇用保険法第六十一条第三項及び第四項の規定は、前項ただし書の被保険者に係る高年齢再就職給付金について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第　号）附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する新雇用保険法第六十一条の二第一項の規定」と、「みなし賃金日額」とあるのは「同項のみなし賃金日額（次項において「みなし賃金日額」という。）」と、第四項中「第一項の規定」とあるのは「雇用保険法等の一部を改

正する法律（平成六年法律第　　号）附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する新雇用保険法第六十一条の二第一項の規定」と読み替えるものとする。

4　労働大臣は、施行日前に旧雇用保険法第十八条の規定により基本手当の日額が変更された場合においては施行日から、附則第三条の規定により基本手当の日額が変更された場合においては平成七年八月一日から、これらの変更の比率に応じて、新雇用保険法第六十一条第一項に規定する支給限度額を変更しなければならない。この場合において、同項第二号中「その額が」とあるのは、「その額が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第　　号）附則第十四条第四項及び第五項の規定又は」とする。

5　附則第三条第二項の規定は、前項の規定により変更された同項の支給限度額について準用する。

（雇用保険の育児休業給付に関する経過措置）

第十五条　新雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する育児休業基本給付金及び新雇用保険法第六十一条の五第一項に規定する育児休業者職場復帰給付金は、新雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した日又は同条第三項に規定する休業開始応当日が施行日以後である支給単位期間について支給する。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第十六条　新雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成七年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（印紙保険料の額に関する経過措置）

第十七条　平成六年八月一日前の日について納付すべき印紙保険料の額については、なお従前の例による。

（失業保険金の減額に関する経過措置）

第十八条　第三条の規定による改正後の船員保険法（以下「新船員保険法」という。）第三十三条ノ九第四項の規定は、附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の日（平成六年四月一日）以後に行われる失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合について適用する。

（船員保険の再就職手当の支給に関する経過措置）

第十九条　附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行の日（平成六年四月一日）前に安定した職業に就いた者についての船員保険法の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

（高齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第二十条　高齢求職者給付金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である当該高齢求職者給付金の支給を受けることができる者（以下「旧高齢受給資格者」という。）に係る高齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

（六十歳の定年等により退職した者に関する経過措置）

第二十一条　第三条の規定による改正前の船員保険法第三十三条ノ十六ノ四の規定により失業保険金の支給を受ける旧高齢受給資格者に係る求職者等給付の支給については、なお従前の例による。

（高齢雇用継続給付に関する経過措置）

第二十二条　施行日前に五十五歳に達した被保険者に対する新船員保険法第三十四条の規定の適用については、同条第一項中「当該被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日」とあるのは「平成七年四月一日」と、「当該被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日又ハ当該支給対象月ニ於テ其ノ日ニ応当スル日（其ノ日ニ応当スル日ナキ月ニ於テハ其ノ月ノ末日）」とあるのは「当該支給対象月ノ初日」と、同条第二項中「被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日ノ属スル月ヨリ」とあるのは「平成七年四月ヨリ被保険者ガ」とする。

2　新船員保険法第三十五条の規定は、施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となった者について適用する。ただし、施行日前に安定した職業に就くことにより施行日以後も被保険者であるもの（当該職業に就いた日の前日において新船員保険法第三十五条第一項に規定する失業保険金の支給を受けることができる資格を有する者であって、当該職業に就いた日において五十五歳に達しているものに限る。）については、施行日に安定した職業に就いたものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「当該失業保険金ノ日額ノ算定ノ基礎ト為リタル給付基礎日額」とあるのは「当該被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、平成七年四月一日ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日ト看做シテ第三十三条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルルコトトナル給付基礎日額ニ相当スル額（以下本条ニ於テ看做給付基礎日額ト称ス）」と、同条第二項中「就職日ノ属スル月」とあるのは「平成七年四月」と、「当該就職日ノ翌日」とあるのは「同月二日」と、同条第三項中「次条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第　　号）附則第二十二条第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル新船員保険法第三十五条第一項」と、「次条第一項ノ給付基礎日額」とあるのは「看做給付基礎日額」とする。

（船員保険の育児休業給付に関する経過措置）

第二十三条　新船員保険法第三十六条第一項に規定する育児休業基本給付金及び新船員保険法第三十七条第一項に規定する育児休業者職場復帰給付金は、新船員保険法第三十六条第一項に規定する休業を開始した日又は同条第三項に規定する休業開始応当日が施行日以後である支給単位期間について支給する。

（求職者等給付の給付制限に関する経過措置）

第二十四条　施行日前に地方運輸局の長又は公共職業安定所の長の指示した職業の補導について

は、新船員保険法第五十二条ノ三第一項ただし書の規定は、適用しない。

（船員保険の国庫負担に関する経過措置）

第二十五条　新船員保険法第五十八条第一項の規定は、平成七年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（地方税法の一部改正）

第二十六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第三号の二及び第六百七十二条第三号の二中「失業給付」を「失業等給付」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第二十七条　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第四項第二号中「第三十七条の四第二項前段」を「第三十七条の四第三項前段」に改め、同条第十三項中「第三十五条」を「第十条の三」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第二十八条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第四項中「雇用保険法」の下に「第十条の二、」を加え、同条第五項中「される」の下に「同法第十七条第四項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」と、」を加え、「及び第二項第一号中「五十五歳」を「中「六十歳」に、「、「五十五歳」を「「六十歳以上」と、同条第二項第一号中「四十五歳以上六十五歳未満」とあるのは「四十五歳」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条　施行日前に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第五項の規定により基本手当の支給を受けることができることとされた者に係る基本手当の日額及び所定給付日数については、なお従前の例による。

（労働保険特別会計法の一部改正）

第三十条　労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条、第十二条第二項及び第十九条中「失業給付費」を「失業等給付費」に改める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三十二条　政府は、この法律の施行後、新雇用保険法第三章第六節の規定（同法第十一条及び第十二条の規定のうち同節に規定する雇用継続給付に係る部分を含む。）について、当該規定の実施状況、高年齢者の雇用の状況、育児休業の取得の状況、当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

2　前項の規定は、新船員保険法第三十四条から第三十七条までの規定（同法第二十六条及び第二十七条の規定のうち第三十四条から第三十七条までに規定する雇用継続給付に係る部分を含む。）について準用する。

審査報告書

平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

大蔵委員長　上杉　光弘

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成六年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置、一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定、厚生保険特別会計健康勘定及び労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例に関する措置、一般会計において承継した債務等の償還の特例に関する措置並びに自動車損害賠償責任再保険特別会計及び造幣局特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、平成六年度一般会計予算の歳出において、国債整理基金特別会計への繰入額のうち定率繰入れ等の特例に係る金額は約三兆八百四十九億円、国民年金特別会計国民年金勘定等への繰入額から控除する等の特例に係る金額は、約一兆九千百八十八億円である。

平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

（小字及び――は衆議院修正）

平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案

平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、平成六年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における一般会計からの国債整理基金特別会計への国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置、一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定、厚生保険特別会計健康勘定及び労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例に関する措置、一般会計において承継した債務等の償還の特例に関する措置並びに自動車損害賠償責任再保険特別会計及び造幣局特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

（一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例）

第二条　平成六年度において、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

（一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例）

第三条　政府は、平成六年度における一般会計から国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れについては、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号。第四項において「繰入特例法」という。）第三条第三項において読み替えて適用する同法第二条第一項の規定による繰入金額の算定において加算するものとされている同法別表の平成六年度の項の下欄に掲げる金額の同法第三条第一項の政令による改定後の金額は、これを加算しないものとする。

2　政府は、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、前項の規定により繰入金額の算定において加算しなかった金額に相当する額及び同項の規定による特例措置がとられなかったとした場合に国民年金特別会計国民年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3　前項の規定による一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4　平成六年度及び第二項の規定による繰入れがされた年度における繰入特例法第二条第二項及び第五条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例）

第四条　政府は、平成六年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れについては、同年度の健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十条ノ三第一項及び第二項に規定する国庫補助に係るものについて、これらの額の合算額から千二百億円を控除して、繰り入れるものとする。

2　政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるよう、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状況等を勘案して、予算の定めるところにより、千二百億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

（一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例）

第五条　政府は、平成六年度における一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への繰入れについては、同年度の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十六条第一項及び第六十七条前段に規定する国庫負担に係るものについて、これらの額の合算額から三百億円を控除して、繰り入れるものとする。

2　政府は、後日、雇用保険事業の適正な運営が確保されるよう、各年度における労働保険特別会計雇用勘定の収入支出の状況等を勘案して、予算の定めるところにより、三百億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3　前項の規定による一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4　平成六年度及び第二項の規定による繰入れがされた年度における労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）第二十条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（一般会計において承継した債務等の償還の特例）

第六条　政府は、地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第三十七号）附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち同項の規定により平成六年度に償還するものとされている金額並びに日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律

（昭和六十一年法律第七十六号）第二条第一項及び日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（平成二年法律第四十五号）第二条第二項の規定により一般会計において承継した債務のうち平成六年度において償還すべき金額については、それぞれその償還を延期することができる。この場合において、当該延期に係る金額については、十年（五年以内の据置期間を含む。）以内に償還しなければならない。

（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ）

第七条　政府は、平成六年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から七千八百億円、同特別会計の保障勘定から三百億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、それぞれその繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかったとした場合に当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から同特別会計の保険勘定又は保障勘定に繰り入れるものとする。

3　第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの同特別会計の保険勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳入とする。

（造幣局特別会計からの一般会計への繰入れ）

第八条　政府は、平成六年度において、造幣局特別会計から、一億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金に相当する金額は、造幣局特別会計法（昭和二十五年法律第六十三号）第二十七条の規定による繰越利益金の額から減額して整理するものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日平成六年四月一日から施行する。

2　国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律の一部を次のように改正する。

「昭和六十四年度」を「平成元年度」に、「昭和六十五年度」を「平成二年度」に、「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「昭和六十七年度」を「平成四年度」に、「昭和六十八年度」を「平成五年度」に、「昭和六十九年度」を「平成六年度」に、「昭和七十年度」を「平成七年度」に、「昭和七十一年度」を「平成八年度」に、「昭和七十二年度」を「平成九年度」に、「昭和七十三年度」を「平成十年度」に改める。

審査報告書

証券取引法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

大蔵委員長　上杉　光弘

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自己の株式の取得に係る規制の緩和に対応して、証券取引の公正を確保する等のため、自己の株式に係る株券の買付けに関する開示、内部者取引規制等について、所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

証券取引法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二　公開買付けに関する開示」を「第二章の二　公開買付けに関する開示　第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け　第二節　発行者である会社による上場等株券等の公開買付け」に改める。

第十三条第二項及び第二十三条の十二第二項中「第四条第一項ただし書」の下に「又は第二項ただし書」を加える。

第二十四条の五の次に次の一条を加える。

第二十四条の六　証券取引所に上場されている株券及び流通状況が証券取引所に上場されている株券に準ずるものとして政令で定める株券（第二十七条の二十二の二から第二十七条の二十二の四まで及び第百六十七条において「上場等株券」という。）の発行者である会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条ノ二第二項又は第二百十二条ノ二第一項の規定による定時総会の決議があった場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該決議があった定時総会の終結した日から当該決議後最初の決算期に関

する定時総会（以下この項において「次期総会」という。）が終結する日までの期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の区分した期間が生じた場合、その区分した期間が十日以内であるときは当該区分した期間はその直前の区分した期間に含まれるものとし、その区分した期間が十一日以上三月未満であるときは当該区分した期間をもつて一の区分した期間とするほか、最初の区分した期間にあつては当該決議があつた定時総会が終結した日の当該終結時までの間を除き、最後の区分した期間にあつては当該次期総会の終結時までの間とする。以下同じ。）ごとに、当該決議に基づいて当該各期間中に行つた自己の株式に係る株券の買付けの状況（買付けを行わなかつた場合を含む。）に関する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項を記載した報告書（以下「自己株券買付状況報告書」という。）を、当該各期間経過後十五日以内に、大蔵大臣に提出しなければならない。

第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定は自己株券買付状況報告書について、第二十二条の規定は自己株券買付状況報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条中「第四条第一項又は第二項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条の規定による届出書類」とあるのは「自己株券買付状況報告書（第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二条において同じ。）」と、「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項又は第二項の規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二条第一項中「前条第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該自己株券買付状況報告書を提出した会社のその提出の時における役員」と、「有価証券届出書の届出者の発行する有価証券を取得した者（募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者の発行する有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前条第二項第一号又は第二号」とあるのは「前条第二項第一号」と、「前項」とあるのは「第二十四条の六第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第六条の規定は、第一項の規定により自己株券買付状況報告書が提出された場合及び前項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。

第二十五条第一項中「又は臨時報告書」を「、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書」に改め、同項に次の一号を加える。

七　自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書　一年

第二十五条第三項中「及び前条第五項」を「、第二十四条の五第五項及び前条第三項」に改め、同条第四項中「書類」の下に「（第一項第七号に掲げる書類及び前二項の規定による第一項第七号に掲げる書類の写しを除く。）」を加える。

第二十六条中「有価証券報告書の提出者」の下に「、自己株券買付状況報告書の提出者」を加える。

第二十七条中「及び第十五条から前条まで」を「、第十五条から第二十四条の五まで、第二十五条及び前条」に改める。

第二章の二中第二十七条の二の前に次の節名を付する。

第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け

第二十七条の二第一項本文中「という。）の」の下に「当該株券等の発行者である会社以外の者による」を加え、「この章において同じ」を「この節において同じ」に改め、同項第二号中「消却のための」を「新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う」に改め、同項第三号中「この章」を「この節」に改め、同条第二項中「公開買付け」を「前項本文に規定する公開買付け」に改め、同条第三項中「公開買付け」を「第一項本文に規定する公開買付け」に、「この章」を「この節」に改め、同条第四項中「公開買付け」を「第一項本文に規定する公開買付け」に改め、同条第五項中「公開買付け」を「第一項本文に規定する公開買付け」に、「この章」を「この節」に改め、同条第六項及び第八項第一号中「この章」を「この節」に改める。

第二十七条の三第一項中「公開買付け（以下この章」を「公開買付け（以下この節」に改め、同条第二項中「この章」を「この節」に改め、「添付書類（以下」の下に「この節並びに第百六十七条、第百九十七条及び第百九十八条において」を加え、同条第三項中「この章」を「この節」に改める。

第二十七条の五及び第二十七条の八第三項第二号中「この章」を「この節」に改める。

第二十七条の九第一項中「以下」の下に「この節並びに第百九十八条及び第二百条において」を加える。

第二十七条の十第一項中「この章」を「この節」に改める。

第二十七条の十一第一項中「この章」を「この節」に、「又は」を「若しくは」に、「場合及び」を「場合又は」に改め、同条第三項中「以下」の下に「この節

並びに第百六十七条、第百九十七条及び第百九十八条において」を加える。

第二十七条の十二第一項及び第三項中「この章」を「この節」に改める。

第二十七条の十三第二項中「以下」の下に「この節並びに第百九十七条及び第百九十八条において」を加え、同条第三項及び第五項中「この章」を「この節」に改める。

第二十七条の十七第二項中「この章」を「この節」に改める。

第二章の二中第二十七条の二十二の次に次の一節を加える。

第二節　発行者である会社による上場等株券の公開買付け

第二十七条の二十二の二　商法第二百十二条ノ二第一項の規定による株式の消却のための上場等株券の当該上場等株券の発行者である会社による有価証券市場外における買付けは、公開買付けによらなければならない。ただし、有価証券市場における有価証券の売買取引等に準ずるものとして政令で定める取引による買付けについては、この限りでない。

第二十七条の二第二項から第六項まで、第二十七条の三（第二項第二号を除く。）、第二十七条の五（各号列記以外の部分に限る。第五項及び第二十七条の二十二の三第五項において同じ。）、第二十七条の六から第二十七条の九まで（第二十七条の八第六項、第十項及び第十二項を除く。）、第二十七条の十一から第二十七条の十五まで（第二十七条の十一第四項並びに第二十七条の十三第三項及び第四項第一号を除く。）、第二十七条の十七、第二十七条の十八、第二十七条の二十一第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定により公開買付けによる買付けを行う場合について準用する。この場合において、これらの規定（第二十七条の三第四項及び第二十七条の十一第一項ただし書を除く。）中「株券等」とあるのは「上場等株券」と、「買付け等」とあるのは「買付け」と、「売付け等（売付けその他の有償の譲渡をいう。以下この節において同じ。）」とあり、及び「売付け等」とあるのは「売付け」と、第二十七条の三第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第三号に」と、同条第三項中「公開買付者、その特別関係者（第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。）その他政令で定める関係者」とあるのは「公開買付者その他政令で定める関係者」と、同条第四項前段中「当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場等株券の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するとともに、当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該公開買付者である会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者」と、同項各号中「株券等」とあるのは「上場等株券」と、第二十七条の五ただし書中「次に掲げる」とあるのは「政令で定める」と、第二十七条の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者である会社の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等をすることがある旨の条件を付した場合又は公開買付者に関し破産その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた」とあるのは「当該公開買付けにより当該上場等株券の買付けを行うことが他の法令に違反することとなる場合又は他の法令に違反することとなるおそれがある事情として政令で定める事情が生じた」と、第二十七条の十三第四項中「次に」とあるのは「第二号に」と、第二十七条の十四第一項中「及び意見表明報告書（これらの」とあるのは「（その」と、同条第三項中「及び第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定」とあるのは「の規定」と、第二十七条の十五第一項中「、公開買付報告書又は意見表明報告書」とあるのは「又は公開買付報告書」と、同条第二項中「公開買付者等及び対象会社等」とあるのは「公開買付者等」と、前条第一項中「公開買付者又はその特別関係者」とあるのは「公開買付者」と読み替えるものとする。

第二十七条の三第四項の規定は、前項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定により訂正届出書が提出された場合について準用する。この場合において、第二十七条の三第四項前段中「当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場等株券の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するとともに、既に当該公開買付者である会社の発行する株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者」と、同項各号中「株券等」とあるのは「上場等株券」と読み替えるものとする。

公開買付者（第二項において準用する第二十

七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において同じ。）は、公開買付撤回届出書（第二項において準用する第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。以下この節において同じ。）又は公開買付報告書（第二項において準用する第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいう。以下この節において同じ。）を提出した後、直ちに当該公開買付撤回届出書又は公開買付報告書の写しを、第二項において準用する第二十七条の三第四項各号に掲げる当該公開買付けに係る上場等株券の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。この場合において、当該写しの送付に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二十七条の五の規定は、第二項において準用する第二十七条の八第八項の規定により公開買付けに係る買付けの期間を延長しなければならない場合における当該延長しなければならない期間の末日までの間について準用する。この場合において、第二十七条の五中「買付け等」とあるのは「買付け」と、「株券等」とあるのは「上場等株券」と、「次に掲げる」とあるのは「政令で定める」と読み替えるものとする。

第二十七条の七の規定は、第二項において準用する第二十七条の八第八項及び第十一項の規定による公告又は公表について準用する。

第二十七条の八第一項から第五項までの規定は、公開買付報告書について準用する。この場合において、第二十七条の八第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第二項中「当該公開買付期間の末日までの間において、買付条件等の変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付届出書の内容を訂正すべき大蔵省令で定める事情がある」とあるのは「第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式により買付けをする上場等株券の数が確定した」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「買付条件等がこの節の規定」とあるのは「買付けに係る受渡しその他の決済が第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第四項（第一号を除く。）及び第二十七条の十三第五項の規定」と、「買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定」とあるのは「買付けをする上場等株券の数の計算の結果が第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第五項に規定する大蔵省令で定めるあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の二十二の二第七項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、「末日（当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日」とあるのは「末日」と読み替えるものとする。

第四項の規定は、前項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書について準用する。この場合において、第四項中「第二項において準用する第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書又は第二項において準用する第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書」とあるのは、「第七項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書」と読み替えるものとする。

第十六条の規定は、第二項において準用する第二十七条の三第三項若しくは第二十七条の八第七項の規定に違反して大蔵省令で定める行為をした者又は第二項において準用する第二十七条の九第二項若しくは第三項の規定に違反して当該上場等株券の買付けをした者について準用する。この場合において、第十六条中「これを取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて当該上場等株券の売付けをした者」と読み替えるものとする。

第十七条の規定は、重要な事項について虚偽の記載があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付説明書（第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付説明書をいう。以下この節において同じ。）その他の表示を使用して上場等株券の売付けをさせた者について準用する。この場合において、同条中「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて上場等株券の売付けをした者」と読み替えるものとする。

第十八条第一項の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに応じて当該上場等株券の売付けをした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付けの際」と読み替えるものとする。

一　重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告又は第二項において準用する第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の七第一項若しくは第二項若しくは第二十七条の八第八項若しくは第十一項の規定若しくは第六項において準用する第二十七条の七第一項若しくは第二項の規定による公告若しくは公表（次項において「公開買付開始公告等」という。）を行つた会社

二　重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次項において同じ。）を提出した会社

三　重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付説明書（第二項において準用する第二十七条の九第三項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。次項において同じ。）を作成した会社

前項において準用する第十八条第一項の規定の適用がある場合において、当該会社のその公開買付開始公告等、公開買付届出書の提出又は公開買付説明書の作成を行った時における当該会社の役員は、当該会社と連帯して前項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、この限りでない。

第二項、第三項及び第五項から第十一項までの場合において、これらの規定に規定する読替えのほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十七条の二十二の三　前条第一項に規定する公開買付けによる上場等株券の買付けを行おうとする会社は、当該会社の重要事実（第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実（大蔵省令で定めるものを除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）であって第百六十六条第一項に規定する公表がされていないものがあるときは、公開買付届出書（前条第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出する日前に、大蔵省令で定めるところにより、当該重要事実を公表しなければならない。

前条第一項に規定する公開買付けによる上場等株券の買付けを行う場合において、公開買付者である会社は、公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付けに係る前条第二項において準用する第二十七条の五に規定する公開買付期間（第四項において準用する第二十七条の八第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。次条において同じ。）の末日までの間において、当該会社に重要事実が生じたとき（公開買付届出書を提出する日前に生じた重要事実であって第百六十六条第一項に規定する公表がされていないものがあることが判明したときを含む。）は、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、当該重要事実を公表し、かつ、当該公開買付けに係る上場等株券の買付けの申込みに対する承諾又は売付けの申込みをした者及び当該上場等株券の売付けを行おうとする者に対して、当該公表の内容を通知しなければならない。

前二項の規定による公表がされた後政令で定める期間が経過したときは、第百六十六条第一項に規定する公表がされたものとみなす。

第二十七条の八第八項及び第九項の規定は、第二項の規定による公表について準用する。この場合において、同条第八項中「第一項若しくは第二項の規定による訂正届出書を提出する場合又は第三項若しくは第四項の規定による訂正届出書の提出命令があった場合には、大蔵省令で定める場合を除き」とあるのは「第二十七条の二十二の三第二項の規定により当該重要事実を公表しなければならない場合には」と、「買付け等」とあるのは「買付け」と、同条第九項中「前項の規定」とあるのは「第二十七条の二十二の三第四項において準用する前項の規定」と、「買付け等」とあるのは「買付け」と、「株券等」とあるのは「上場等株券」と読み替えるものとする。

第二十七条の五の規定は、前項において準用する第二十七条の八第八項の規定により公開買付けに係る公開買付けの期間を延長しなければならない場合における当該延長しなければならない期間の末日までの間について準用する。この場合において、第二十七条の五中「買付け等」とあるのは「買付け」と、「株券等」とあるのは「上場等株券」と、「次に掲げる」とあるのは「政令で定める」と読み替えるものとする。

第十八条第一項の規定は、重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている第四項において準用する第二十七条の八第八項の規定による公告又は公表を行った会社について準用する。この場合において、第十八条第一項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した者」とあるのは「当該公開買付けに応じて当該上場等株券の売付けをした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付けの際」と読み替えるものとする。

前項において準用する第十八条第一項の規定の適用がある場合において、当該会社が前項に規定する公告又は公表を行った時における当該会社の役員は、当該会社と連帯して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、この限りでない。

第二十七条の十七の規定は、第五項において準用する第二十七条の五の規定に違反して上場等株券の買付けをした場合について準用する。この場合において、第二十七条の十七中「株券等」とあるのは「上場等株券」と、「買付け等」とあるのは「買付け」と、「売付け等」とあるのは

「売付け」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十七条の二十二の四　前条第一項又は第二項の規定による公表又は通知（以下この条において「公表等」という。）をしなければならない重要事実についての公表等をせず、又は虚偽の公表等をした会社は、公開買付けに応じて上場等株券の売付けをした者に対し、公表等がされず又は公表等が虚偽であることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　当該公開買付けに応じて当該上場等株券の売付けをした者が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知つていたとき。

二　当該会社が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け当時（前条第一項の規定による公表にあつては当該公開買付届出書の提出の時、同条第二項の規定による公表又は通知にあつては当該公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付期間の末日までの間をいう。次項において同じ。）において相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したとき。

前項本文の規定の適用がある場合において、当該公開買付け当時における当該会社の役員は、当該会社と連帯して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け当時において相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第二十七条の二十三第一項中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第四十二条の二第一項中「これに」を「これらに」に改める。

第四十八条に次のただし書を加える。

ただし、その取引に係る契約の内容その他の事情を勘案し、取引報告書を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第六十二条第四項中「、戸籍抄本」を削り、「添附」を「添付」に改める。

第六十五条第二項第二号中「第二条第八項」を「同条第八項」に改める。

第百六十六条第二項第一号イ中「ハにおいて」を「ニにおいて」に改め、同号リ中「チまで」を「リまで」に改め、同号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　商法第二百十条ノ二又は第二百十二条ノ二の規定による自己の株式の取得

第百六十六条第四項中「規定する書類」の下に「（同項第七号に掲げる書類を除く。）」を加え、同条第五項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　商法第二百十条ノ二又は第二百十二条ノ二の規定による自己の株式の取得についての当該上場会社等の商法第二百十条ノ二第二項又は第二百十二条ノ二第一項の規定による定時総会の決議について第一項に規定する公表（当該決議の内容が当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定と同一の内容であり、かつ、当該決議前に当該決定について同項に規定する公表がされている場合の当該公表を含む。）がされた後、当該決議に基づいて当該自己の株式に係る株券の買付けをする場合（当該自己の株式の取得についての当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定以外の同項に規定する業務等に関する重要事実について、同項に規定する公表がされていない場合を除く。）

第百六十七条第一項中「限る。）又は」を「限る。）若しくは」に改め、「政令で定めるもの」の下に「又は第二十七条の二十二の二第一項に規定する上場等株券の同項に規定する公開買付け」を、「当該公開買付け等に係る上場株券等」の下に「又は上場等株券」を加え、同条第四項中「上場株券等」の下に「又は上場等株券」を加え、同条第五項中「第二十七条の三第一項」及び「第二十七条の十一第二項」の下に「（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を、「第二十七条の十四第一項」の下に「（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「第二十七条の十四第一項」に改め、同条第六項第八号中「上場株券等」の下に「若しくは上場等株券」を加える。

第百六十九条中「第二十七条の三第三項」の下に「（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項」を「第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第百九十条第一項中「第二十七条の二十二」を「第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項」に改める。

第百九十七条第二号中「第二十七条の三第一項」の下に「（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を、「第二十七条の六第一項若しくは第二項」の下に「（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を、「第二十七条の八第十二項」の下に「並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項」を加え、「若しくは第十一項」を「（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「第二十七条の十一第二項」及び「第二十七条の十三第一項」の下に「（第二十七条の二十二の二第二項お

いて準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第二十七条の三第二項」の下に「（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を、「、第二十七条の八第一項から第四項まで」の下に「（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を、「第二十七条の十一第三項」及び「第二十七条の十三第二項」の下に「（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第三項」を「第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　第二十七条の二十二の三第一項又は第二項の規定による公表を行わず、又は虚偽の公表を行った者

第百九十八条第一号の二中「及び第二十四条の五第五項」を「、第二十四条の六第三項」に改め、「これらの規定」の下に「（第二十四条の六第三項を除く。）」を加え、「又は第二十七条の三第四項」を「、第二十七条の三第四項」に、「及び第二十七条の十三第三項」を「、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の八第九項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二号中「第二十七条の三第一項」の下に「（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第二十七条の三第二項」、「第二十七条の十一第三項」及び「第二十七条の十三第二項」の下に「（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「これらの訂正報告書」の下に「、第二十四条の六第一項若しくは第二項の規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書」を加え、同条第六号中「第二十七条の九第一項」の下に「（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第三項」を「第二十七条の九第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第七号中「第二十七条の十一第一項ただし書」の下に「（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十一号中「第二十七条の二十二の二第二項及び第三項」を「第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項」に改め、同条第二号の二中「第二十七条の八第十項」の下に「、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項」を、「若しくは第五項」の下に「（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号の四中「又は第二十四条の五第四項」を「、第二十四条の五第四項」に改め、「第十条第一項」の下に「、第二十四条の六第一項又は同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項」を加え、「又は臨時報告書」を「、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書」に改め、同条第二号の五中「第二十七条の十四第二項」の下に「（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号の六中「第二十七条の八第十二項」の下に「並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を、「、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項」に改め、「これらの規定」の下に「（第二十四条の六第三項を除く。）」を加え、「又は第二十七条の三第四項」を「、第二十七条の三第四項」に、「及び第二十七条の十三第三項」を「、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三

第六十二条第四項の改正規定並びに次条の規定及び附則第三条の規定（第四十八条の改正規定及び第六十二条第四項の改正規定に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の証券取引法第四十八条ただし書の規定は、前条ただし書の規定による施行の日（以下この条において「一部施行日」という。）以後に成立した有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（以下この条において「有価証券の売買取引等」という。）について適用し、一部施行日前に成立した有価証券の売買取引等については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この法律の施行（第四十八条の改正規定及び第六十二条第四項の改正規定にあっては、附則第一条ただし書の規定による施行をいう。以下同じ。）前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十一日

厚生委員長　会田　長栄

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、急激な人口の高齢化、疾病構造の変化等に対応した地域保健対策を総合的に推進し、その強化を図るために、地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策に係る基本指針及び人材確保支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等の措置を講ずるとともに、母子保健事業の実施、診療所の開設届出の受理等の地方公共団体の地域保健対策に係る事務の再編その他所要の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成六年度一般会計予算に約百六億円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一、国及び都道府県は、市町村保健センターの整備、保健婦等人材の確保など、地域保健の基盤整備について、市町村が計画的に推進するよう適切に指導すること。

二、市町村の要請に応じて都道府県が対応する支援体制を確立すること。とりわけ保健・医療・福祉のシステムづくりに関する企画や関係機関との連絡調整を行い、各種の地域保健サービスを専門的立場から評価し、将来の施策に反映させていくことが必要であるので、これらの業務を円滑に推進するために、保健所の機能強化を積極的に推進するよう努めるとともに、保健所の管轄区域の設定に当たっては、地域の実情に十分留意すること。

三、市町村保健センター、在宅介護支援センター等保健福祉に関わる各種センターが、地域において有機的に連携しつつ、十分に機能を発揮できるよう指導、援助に努めること。

右決議する。

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月二十一日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律

（保健所法の一部改正）

第一条　保健所法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域保健法

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　地域保健対策の推進に関する基本指針（第四条）

第三章　保健所（第五条―第十七条）

第四章　市町村保健センター（第十八条―第二十条）

第五章　地域保健対策に係る人材確保の支援に関する計画（第二十一条・第二十二条）

附則

第一章　総則

第十三条中「法律」を「章」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二章を加える。

第四章　市町村保健センター

第十八条　市町村は、市町村保健センターを設置することができる。

市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする。

第十九条　国は、予算の範囲内において、市町村に対し、市町村保健センターの設置に要する費用の一部を補助することができる。

第二十条　国は、次条第一項の町村が市町村保健センターを整備しようとするときは、その整備が円滑に実施されるように適切な配慮をするものとする。

第五章　地域保健対策に係る人材確保の支援に関する計画

第二十一条　都道府県は、当分の間、基本指針に即して、政令で定めるところにより、地域保健対策の実施に当たり特にその人材の確保又は資質の向上を支援する必要がある町村について、町村の申出に基づき、地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の支援に関する計画（以下「人材確保支援計画」という。）を定めることができる。

人材確保支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　人材確保支援計画の対象となる町村（以下「特定町村」という。）

二　特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項

三　都道府県が実施する特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に資する事業の内容に関する事項

四　その他特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に関し都道府県が必要と認める事項

都道府県は、人材確保支援計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、特定町村の意見を聴かなければならない。

都道府県は、人材確保支援計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、厚生大臣にこれを通知しなければならない。

第二十二条　国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、人材確保支援計画に定められた前条第二項第三号の事業を実施する都道府県に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

国は、前項に規定するもののほか、人材確保支援計画を定めた都道府県が、当該人材確保支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第十二条中「第一条」を「第五条」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条を削り、第十条を第十五条とし、第九条を第十四条とし、第八条を第十三条とする。

第七条中「第一条」を「第五条」に改め、同条を第十二条とする。

第六条を第十一条とし、第五条の二を第十条とし、第五条を第九条とし、第四条を第八条とする。

第三条中「第一条」を「第五条」に改め、同条を第七条とする。

第二条中「左に」を「次に」に改め、同条を第六条とする。

第一条中「、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため」を削り、「又は政令で定める市」を「、政令で定める市又は特別区」に改め、同条を第五条とし、同条の前に次の三条並びに一章及び章名を加える。

第一条　この法律は、地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）その他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、もつて地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

第二条　地域住民の健康の保持及び増進を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、我が国における急速な高齢化の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等に即応し、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、地域住民の多様化し、かつ、高度化する保健、衛生、生活環境等に関する需要に適確に対応することができるように、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に推進されることを基本理念とする。

第三条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。

都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な

技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

第二章　地域保健対策の推進に関する基本指針

第四条　厚生大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　地域保健対策の推進の基本的な方向

二　保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

三　地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに第二十一条第一項の人材確保支援計画の策定に関する基本的事項

四　地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項

五　社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項

六　その他地域保健対策の推進に関する重要事項

厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　保健所

（地域保健法の一部改正）

第二条　地域保健法の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第二項第一号に規定する区域、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の九第二項に規定する区域及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十九第二項に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

第六条中「指導及びこれに」を「企画、調整、指導及びこれらに」に改め、同条第一号中「衛生」を「地域保健に関する」に改め、同条第二号中「人口動態統計」の下に「その他地域保健に係る統計」を加え、同条第三号中「飲食物の衛生」を「食品衛生」に改め、同条第十一号中「地方における公衆衛生の向上」を「地域住民の健康の保持」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十号中「結核」を「エイズ、結核」に改め、同号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　衛生上の試験及び検査に関する事項

第六条第九号の二中「精神衛生」を「精神保健」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項

第六条第九号を削り、同条第八号中「歯科衛生」を「歯科保健」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「衛生」を「保健」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「保健婦」の下に「及び保健士」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　医事及び薬事に関する事項

第八条及び第九条を削る。

第七条中「第五条」を「第五条第一項」に、「前条」を「第六条」に改め、同条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

第七条　保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

一　所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。

二　所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。

三　歯科疾患その他厚生大臣の指定する疾病の治療を行うこと。

四　試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

第八条　都道府県の設置する保健所は、前二条に定めるもののほか、所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことができる。

第十一条を次のように改める。

第十一条　第五条第一項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

第十二条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十六条中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

厚生大臣は、第五条第一項に規定する地方公共団体に対し、保健所の設置及び運営に関し適切と認める技術的な助言又は勧告をすることができる。

（母子保健法の一部改正）

第三条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十条から第十三条までの規定中「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第十五条第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加え、同条第二項中「市長」の下に「及び特別区の区長」を加える。

第十七条中「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第十八条中「以下」を「未満」に、「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第十九条第一項並びに第二十条第一項及び第六項中「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第二十条の次に次の二条を加える。

（医療施設の整備）

第二十条の二　国及び地方公共団体は、妊産婦並びに乳児及び幼児の心身の特性に応じた高度の医療が適切に提供されるよう、必要な医療施設の整備に努めなければならない。

（調査研究の推進）

第二十条の三　国は、乳児及び幼児の障害の予防のための研究その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進のため必要な調査研究の推進に努めなければならない。

第二十一条第一項中「又は保健所を設置する市又は特別区」に、「前条」を「第二十条」に、「又は当該市」を「、当該市又は当該特別区」に改め、同条第二項中「又は市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に、「前条」を「第二十条」に改め、同条第三項中「前条」を「第二十条」に、「又は市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第四条　母子保健法の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の三」に、「第二十一条」を「第二十一条の四」に、「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第八条を次のように改める。

（都道府県の援助等）

第八条　都道府県は、この法律の規定により市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての指導、助言その他当該市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

第一章中第八条の次に次の二条を加える。

（実施の委託）

第八条の二　市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の一部について、病院若しくは診療所又は医師、助産婦その他適当と認められる者に対し、その実施を委託することができる。

（連携及び調和の確保）

第八条の三　都道府県及び市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の実施に当たっては、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び児童の保健及び福祉に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

第九条中「行う」を「行い、並びに地域住民の活動を支援すること」に改める。

第十条中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改め、「妊産婦」の下に「若しくはその配偶者」を加える。

第十一条第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改める。

第十二条を次のように改める。

（健康診査）

第十二条　市町村は、次に掲げる者に対し、厚生省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

一　満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児

二　満三歳を超え満四歳に達しない幼児

第十三条中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

第十五条第二項を削る。

第十七条中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、第一項の規定による訪問指導を行うときは、当該未熟児の現在地の市町村長（保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を除く。）に、その旨を通知しなければならない。

第二十一条を次のように改める。

（費用の支弁）

第二十一条　市町村が行う第十二条の規定による健康診査に要する費用は、当該市町村の支弁とする。

2　都道府県、保健所を設置する市又は特別区が行う第二十条の規定による措置に要する費用は、当該都道府県、当該市又は当該特別区の支弁とする。

第二章中第二十一条の次に次の三条を加える。

（都道府県の負担）

第二十一条の二　都道府県は、政令の定めるところにより、前条第一項の規定により市町村が支弁する費用については、その三分の一を負担するものとする。

（国の負担）

第二十一条の三　国は、政令の定めるところにより、第二十一条第一項の規定により市町村が支弁する費用についてはその三分の一を、同条第二項の規定により都道府県、保健所を

設置する市及び特別区が支弁する費用についてはその二分の一を負担するものとする。

（費用の徴収）

第二十一条の四　第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の都道府県知事又は市町村長に嘱託することができる。

3　第一項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十七条を削る。

（児童福祉法の一部改正）

第五条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「児童」の下に「及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童」を加える。

第十九条第一項の次に次の一項を加える。

保健所長は、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童につき、診査を行い、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行うことができる。

（栄養改善法の一部改正）

第六条　栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第四条第一項中「及び保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に改める。

第八条第一項中「及び保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に、「附属機関」を「付属機関」に改める。

第九条第一項中「及び保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に改め、同条第三項中「又は市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に、「又は市長」を「、市長又は区長」に改める。

第十八条の二中「市」の下に「又は特別区」を加える。

第二十条中「五千円」を「五万円」に改める。

第七条　栄養改善法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第九条第三項」を「第九条第二項」に改める。

第八条を次のように改める。

（市町村による栄養相談等の実施）

第八条　市町村は、住民の健康の保持増進を図るため、管理栄養士、栄養士その他の職員をして、栄養改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

第八条の次に次の一条を加える。

（都道府県による専門的栄養指導等の実施）

第八条の二　都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　住民の健康の保持増進を図るために必要な栄養指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二　特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設に対して、栄養効果の十分な給食の実施、給食担当者の栄養に関する知識の向上及び食品の調理方法の改善等について必要な援助及び指導を行うこと。

三　前二号の業務に付随する業務を行うこと。

2　都道府県は、前条の規定により市町村が行う業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

第九条第一項中「特別区に」の下に「、前条第一項に規定する業務を行う者として」を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十八条中「対する」の下に「第八条の二（都道府県による専門的栄養指導等の実施）第一項第二号の規定による指導並びに」を加える。

附則第二項及び第三項を削り、附則第四項を附則第二項とし、附則第五項から第七項までを削る。

（医療法の一部改正）

第八条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は保健所法」を「、地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に、「基く」を「基づく」に改め、「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

第二十五条の二中「市長が行なう」を「市長又は特別区の区長が行う」に改める。

第二十六条第一項中「及び保健所を設置する市及び特別区」に改め、同条第二項中「都道府県若しくは保健所を設置する市」を「都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区」に、「若しくは保健所を設置する市の市長」を「、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長」に改める。

第九条　医療法の一部を次のように改正する。

目次中「・第七十一条の三」を「―第七十一条の四」に改める。

第五条第二項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長」に改める。

第七条第一項中「都道府県知事」の下に「（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下この条、第八条、第九条、第十二条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）」を加える。

第二十五条第一項中「地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）」を「保健所を設置する市」に改める。

第二十五条の二を次のように改める。

第二十五条の二　保健所を設置する市の市長及び特別区の区長は、厚生省令の定めるところにより、診療所及び助産所に関し、厚生省令で定める事項を都道府県知事に通知しなければならない。

第七十一条の三を第七十一条の四とし、第七十一条の二の次に次の一条を加える。

第七十一条の三　この法律の規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部改正）

第十条　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に、「基く」を「基づく」に改め、「定める市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加え、「吏員」を「職員」に改め、同条第二項中「吏員」を「職員」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定による臨検検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十一条の二中「保健所法第一条」を「地域保健法第五条」に改め、「市」の下に「又は特別区」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第十一条　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「都道府県知事」の下に「（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあつては、市長又は区長。第十二条の三において同じ。）」と、第十二条の三第一項中「都道府県知事」とあるのは「、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

第十二条の四　この法律の規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第十三条中「前条」を「第十二条の三」に改める。

（歯科技工士法の一部改正）

第十二条　歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「及び保健所を設置する市の市長及び特別区の区長」を「、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長」に改め、同条第四項中「市長」の下に「及び特別区の区長」を加える。

第二十七条の二中「市長が行なう」を「市長又は特別区の区長が行う」に改める。

第十三条　歯科技工士法の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。第二十六条第一項を除き、以下この章において同じ。）」を加える。

第二十七条第一項中「、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長」を削り、同条第四項を削る。

第二十七条の二中「前条第一項」を「この章」に改める。

（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正）

第十四条　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の五第一項中「及び保健所を設置する市の市長」を「、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長」に改め、同条第四項中「市長」の下に「及び特別区の区長」を加える。

第二十条の五の二中「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

第十五条　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十条の三第一項中「省令」を「厚生省令」に改め、「都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この章において同じ。）」を加える。

第二十条の五第一項中「、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長」を削り、同条第四項を削る。

第二十条の五の二を削る。

第二十条の八の次に次の一条を加える。

（再審査請求）

第二十条の八の二　この章の規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（柔道整復師法の一部改正）

第十六条　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第二十三条中「市長が行なう」を「市長又は特別区の区長が行う」に改める。

第十七条　柔道整復師法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「都道府県知事」の下に「（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）」を加える。

第二十一条第一項中「（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下第二十二条において同じ。）」を削る。

第二十三条中「保健所」を「この法律の規定により保健所」に改め、「第二十一条第一項又は前条の規定による」を削る。

（薬事法の一部改正）

第十八条　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「都道府県知事」の下に「（専ら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業（以下「卸売一般販売業」という。）以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加え、同条第二項中「もつぱら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業」を「卸売一般販売業」に改め、同条第三項中「前項ただし書の規定に該当する一般販売業（以下「卸売一般販売業」という。）」を「卸売一般販売業」に改める。

第二十七条に後段として次のように加える。

この場合において、第八条第三項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。

第三十五条中「都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。次条において同じ。）」を加える。

第三十八条に後段として次のように加える。

この場合において、第十条中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。

第六十九条第一項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」に改める。

第七十条第一項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事（卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十二条、第七十二条の二、第七十三条、第七十五条第一項及び第七十六条において同じ。）」に改め、同条第二項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」に改める。

第七十七条第一項中「行なわせる」を「行わせる」に、「及び都道府県」を「、都道府県、保健所を設置する市及び特別区」に改め、同条第二項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」に、「又は都道府県」を「、都道府県、保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第八十三条中「「獣医療上」と」の下に「、第二十六条第一項中「都道府県知事（専ら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業（以下「卸売一般販売業」という。）以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百

一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「卸売一般販売業」とあるのは「もっぱら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業」と、同条第三項中「卸売一般販売業」とあるのは「前項ただし書の規定に該当する一般販売業（以下「卸売一般販売業」という。）」と、第二十七条中「準用する。この場合において、第八条第三項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と、第三十五条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。次条において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第三十八条中「準用する。この場合において、第十条中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と、第二十七条中「準用する。この場合において、第八条第三項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十二条、第七十二条の二、第七十三条、第七十五条第一項及び第七十六条において同じ。）」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十七条第一項中「、都道府県、保健所を設置する市及び特別区」とあるのは「及び都道府県」と、同条第二項中「、都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」と」を加える。

（伝染病予防法の一部改正）

第十九条　伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「保健所法第一条」を「地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条」に改め、「定ムル市」の下に「（以下「保健所ヲ設置スル市」ト謂フ）」を加える。

第四条第一項中「保健所法第一条ノ規定ニ基ク政令デ定ムル」を「保健所ヲ設置スル」に改める。

第七条中「保健所法第一条ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ定ムル」を「保健所ヲ設置スル」に改める。

第十条第二項中「保健所法（昭和二十二年法律第百一号）ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ定ムル」を「特別区又ハ保健所ヲ設置スル」に改め、「事項ハ」の下に「区長又ハ」を加える。

第二十五条第一項中「関スル」の下に「特別区又ハ」を加える。

第二十八条ノ三中「保健所法ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ定ムル」を「特別区若ハ保健所ヲ設置スル」に改める。

第二十条　伝染病予防法の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十九条第二項中「又ハ保健所ヲ設置スル市」及び「又ハ市長」を削る。

第二十五条第一項中「又ハ市」を削る。

第二十八条ノ三中「若ハ保健所ヲ設置スル市」を削り、「又ハ第二十八条」を「、第二十八条」に改め、「指定都市ノ長ノ行フ処分」の下に「又ハ前条第一項及第三項ノ規定ニ依リ保健所ヲ設置スル市ノ長ノ行フ処分」を加え、同条を第二十八条ノ四とし、第二十八条ノ二の次に次の一条を加える。

第二十八条ノ三　保健所ヲ設置スル市ニ在リテハ第一条第四項、第二条ノ三、第十八条第一項及第三項、第十九条第一項、第二十条並ニ第二十二条第一項第四号中「都道府県知事」トアルハ「保健所ヲ設置スル市ノ長」ト、第八条、第十八条ノ二第一項及第二十二条中「都道府県」トアルハ「保健所ヲ設置スル市」ト、第十九条ノ二第一項中「都道府県知事ハ関係市町村会」トアルハ「保健所ヲ設置スル市ノ長ハ当該市会」ト、第十九条ノ三中「都道府県知事」トアルハ「都道府県知事又ハ保健所ヲ設置スル市ノ長」ト、第二十二条ノ二中「都道府県」トアルハ「都道府県又ハ保健所ヲ設置スル市」ト、第二十五条第一項中「第二十二条及前条ノ規定ニ依ル都道府県ノ支弁及支出並ニ」トアルハ「第二十二条ノ規定ニ依ル市ノ支弁及」ト、第二十七条第一項中「市町村又ハ私人」トアルハ「私人」ト、「都道府県知事ハ都道府県費」トアルハ「保健所ヲ設置スル市ノ長ハ市費」トス

前項ノ規定ハ伝染病ガ保健所ヲ設置スル市ト他ノ市町村トノ区域ニワタリ流行シ若ハ流行ノ虞アル場合ニ於テ都道府県知事又ハ都道府県ノ吏員ガ第十八条及第十九条ノ事務（第十九条第二項ニ掲グル事務ヲ除ク）ヲ保健所ヲ設置スル市ノ区域内ニ於テ管理シ及執行スルコトヲ妨ゲズ此ノ場合ニ於テハ都道府県知事又ハ都道府県ノ吏員ハ予メ保健所ヲ設置スル市ノ長又ハ保健所ヲ設置スル市ノ吏員ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第一項ニ定ムルモノノ外保健所ヲ設置スル市ノ長ハ保健所ヲ設置スル市ノ区域内ニ在リテ

伝染病予防上必要ト認ムルトキハ第二条第二項ノ規定ニ依リ都道府県知事ガ此ノ法律ヲ適用スル措置ヲ執ラザル場合ニ於テモ同項ノ規定ニ依リ此ノ法律ノ全部若ハ一部ヲ適用シ又ハ都道府県知事ガ同項ノ規定ニ依リ適用スルモノトセザル此ノ法律ノ規定ニ付同項ノ規定ニ依リ之ヲ適用スルコトヲ得

保健所ヲ設置スル市ノ長ハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ伝染病ノ予防ニ関スル事務ヲ管理シ及執行シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ都道府県知事ニ通知スベシ

（優生保護法の一部改正）

第二十一条　優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「及び保健所を設置する市及び特別区」に、「厚生大臣」を「都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第三項において同じ。）」に改め、同条第三項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第三十条の見出し中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改め、同条中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改め、「厚生大臣の認可を得ないで」を削る。

（食品衛生法の一部改正）

第二十二条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「又は保健所法」を「、地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に、「基く」を「基づく」に、「保健所を設置する市」を「保健所を設置する市」に改め、「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

第十八条第二項中「市」の下に「及び特別区」を加え、同条第三項中「及び保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に改める。

第十九条第一項中「及び保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に改め、同条第二項中「都道府県若しくは保健所を設置する市」を「都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区」に、「若しくは保健所を設置する市の市長」を「、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長」に改め、同条第三項中「及び保健所を設置する市の市長」を「、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長」に改める。

第二十八条第一項中「又は保健所を設置する市の市長」を「、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」に改める。

第二十九条の二中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「「市長」」の下に「又は「区長」」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第二十九条の四中「設置する市」の下に「若しくは特別区」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

（理容師法の一部改正）

第二十三条　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に改め、「定める市」の下に「又は特別区」を、「「市長」」の下に「又は「区長」」を加える。

第十七条の三第二項中「保健所法第一条」を「地域保健法第五条」に改め、「市」の下に「又は特別区」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正）

第二十四条　墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に、「基く」を「基づく」に改め、「定める市」の下に「又は特別区」を、「「市長」」の下に「又は「区長」」を加える。

（興行場法の一部改正）

第二十五条　興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「保健所を設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

（旅館業法の一部改正）

第二十六条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第九条の三中「設置する市」の下に「若しくは特別区」を加える。

（公衆浴場法の一部改正）

第二十七条　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第七条の三中「設置する市」の下に「若しくは特別区」を加える。

（化製場等に関する法律の一部改正）

第二十八条　化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第三条第二項中「市」の下に「又は特別区」を加える。

（性病予防法の一部改正）

第二十九条　性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に改め、「定める市」の下に「又は特別区」を、「「市長」」の下に「又は「区長」」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「前項の市」の下に「又は特別区」を、「「市」」

の下に「又は「特別区」に」を、「「市長」」の下に「又は「区長」」を加え、同項第一号から第三号までの規定中「市長」の下に「又は区長」を加え、同項第四号中「第十五条前項」を「第十五条第二項」に改め、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第二十四条の二中「保健所法第一条」を「地域保健法第五条」に改め、「市」の下に「又は特別区」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十五条第一項中「保健所法第一条」を「地域保健法第五条」に改め、「市」の下に「若しくは特別区」を加え、同条第二項中「市」の下に「若しくは特別区」を加える。

（精神保健法の一部改正）

第三十条　精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「及び保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に改め、同条第二項中「市」の下に「若しくは特別区」を加える。

第四十三条及び第五十三条第一項中「市」の下に「若しくは特別区」を加える。

（クリーニング業法の一部改正）

第三十一条　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第十三条まで中」を「第十三条までの規定中」に、「取消」を「取消し」に、保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に、「基く」を「基づく」に改め、「定める市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加え、同条第二項中「市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に、「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第十五条第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第十六条第一項中「及び保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に、「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第十七条の見出し中「市」の下に「又は特別区」を加え、同条中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「「市長」」の下に「又は「区長」」を、「「市」」の下に「又は「特別区」」を加える。

第十九条中「設置する市」の下に「若しくは特別区」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

（検疫法の一部改正）

第三十四条　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「又は市」を「、市又は特別区」に改める。

（美容師法の一部改正）

第三十五条　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に改め、「定める市」の下に「又は特別区」を、「「市長」」の下に「又は「区長」」を加える。

第二十三条第二項中「保健所法第一条」を「地域保健法第五条」に改め、「市」の下に「又は特別区」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

（水道法の一部改正）

第三十六条　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の二の見出し中「市」の下に「又は特別区」を加え、同条第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「「市長」」の下に「又は「区長」」を加え、同条第二項中「市長」の下に「又は特別区の区長」を加え、「市を」を「市又は特別区を」に改める。

第四十八条の三、第五十条第四項及び第五十条の二第二項中「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正）

第三十七条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第十四条第二項中「市長が行なう」を「市長又は特別区の区長が行う」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第三十八条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第二十条第一項中「及び保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に改め、同条第二項中「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める。

市長」を「、市長又は区長」に改める。

第二十四条中「市」の下に「又は特別区」を加える。

（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の一部改正）

第三十九条　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

（老人保健法の一部改正）

第四十条　老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の十一第一項中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に改め、「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

第四十六条の十六中「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

（浄化槽法の一部改正）

第四十一条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第四十八条第一項中「市」の下に「又は特別区」を加え、同条第三項中「設置する市」の下に「及び特別区」を加える。

第五十六条第一項中「市」の下に「又は特別区」を加える。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正）

第四十二条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に改め、「という。」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

第十七条第一項第一号中「市」の下に「又は特別区」を加える。

第四十一条第三項中「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定（「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに第二十一条中優生保護法第二十二条の改正規定（「及び保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に改める部分を除く。）及び同法第三十条の改正規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定並びに附則第四十一条中厚生省設置法第六条の改正規定（「優生保護相談所の設置を認可し、及び」を削る部分に限る。）は平成九年四月一日から施行する。

（保健所法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の保健所法第十一条の規定に基づく保健所運営費交付金で、平成五年度以前の年度分のものについては、なお従前の例による。

（母子保健法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第四条の規定による改正前の母子保健法第十条及び第十二条の規定により行われた保健指導及び健康診査に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

（栄養改善法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第七条の規定による改正前の栄養改善法附則第二項の規定により任命された栄養指導員である者は、なおその地位を有する。

（医療法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第九条の施行日前に発生した事項につき改正前の医療法第八条及び第九条の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第十一条の施行日前に発生した事項につき改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第九条の二（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

（歯科技工士法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第十三条の施行日前に発生した事項につき改正前の歯科技工士法第二十一条の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第十五条の施行日前に発生した事項につき改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の四第三項の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

（柔道整復師法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第十七条の施行日前に発生した事項につき改正前の柔道整復師法第十九条の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

（薬事法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第十八条の施行日前に発生した事項につき改正前の薬事法第三十八条において準用する同法第十条の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

（伝染病予防法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　第二十条の規定による改正前の伝染病予防法第二十五条の規定に基づく負担金で、平成八年度以前の年度分のものについては、なお従前の例による。

（食品衛生法等の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律による改正後の食品衛生法、化製場等に関する法律、狂犬病予防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律及び浄化槽法の定めるところにより特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものとする。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第十三条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十四条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

（第一条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正）

第十六条　寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に改め、同条第二項中「保健所法第一条」を「地域保健法第五条」に改める。

第七条ノ三中「保健所法第一条」を「地域保健法第五条」に改める。

第十七条　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に改める。

第十八条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「基く」を「基づく」に、「保健所法」を「地域保健法」に改める。

第十九条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十四号中「保健所法」を「地域保健法」に改める。

第二十条　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に改める。

第二十一条　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

別表保健所の項中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に改める。

第二十二条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第三号中「保健所法」を「地域保健法」に改める。

（第二条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正）

第二十三条　食品衛生法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十四条　理容師法の一部を次のように改正する。

第十七条の二及び第十七条の三第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十五条　墓地、埋葬等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の二中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十六条　予防接種法の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十七条　性病予防法の一部を次のように改正する。

第二十四条から第二十五条までの規定中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十八条　クリーニング業法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第十四条の二第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十九条　狂犬病予防法の一部を次のように改正する。

第二十五条及び第二十五条の二中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第三十条　国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第三十一条　美容師法の一部を次のように改正する。

第二十二条及び第二十三条第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第三十二条　沖縄振興開発特別措置法の一部を次のように改正する。

別表保健所の項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第三十三条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

（老人保健法の一部改正）

第三十四条　老人保健法の一部を次のように改正する。

第四十六条の十一第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第四十六条の十六中「第二十五条の二」を「第七十一条の三」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第三十五条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「保健指導及び」を削る。

（保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正）

第三十六条　保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和三十九年法律第百五十五号。次条において「特別措置法」という。）の一部を次のように改正する。

第一条中「率等」を「経理」に改め、同条第一号中「保健所を設置する市又は都道府県」を「特別区又は都道府県（同法第二十八条ノ三第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、保健所を設置する市）」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を削る。

第二条を削る。

第三条第一項中「第一条各号」を「前条各号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第一条各号」を「前条各号」に改め、同条を第二条とする。

（保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　この法律による改正前の特別措置法第一条第二号に掲げる負担金及び同条第四号に掲げる補助金で、平成八年度以前の年度分のものについては、なお従前の例による。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第三十八条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号中「激甚災害」を「激甚災害」に改め、「規定により」の下に「区長又は」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十九条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号中「及び伝染病予防法」を「、伝染病予防法」に改め、「又は市長」を削り、「行う伝染病予防事業」の下に「及び同法第二十二条の規定による地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の支弁に係る伝染病予防事業」を加える。

（地方自治法の一部改正）

第四十条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

（厚生省設置法の一部改正）

第四十一条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）を次のように改正する。

第五条第七号を次のように改める。

七　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）を施行すること。

第六条第二号中「優生保護相談所の設置を認可し、及び」を削り、同条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　地域保健法の定めるところにより、基本指針を定めること。

平成六年六月二十二日　参議院会議録第二十四号（その二）　地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案　原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

審査報告書

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十一日

厚生委員長　会田　長栄

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成六年度一般会計予算に二十二億五千七百六十万円が計上されている。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月二十一日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「十一万五千六百円」を「十三万五千四百円」に改める。

第三条第三項中「四万二千六百円」を「五万円」に改める。

第四条の二第三項中「三万九千八百円」を「四万六千六百円」に改める。

第五条第四項中「二万八千四百円」を「三万三千三百円」に改める。

第五条の二第三項中「一万四千二百円」を「一万六千七百円」に、「二万八千四百円」を「三万三千三百円」に改める。

第六条の二第一項中「昭和六十三年」を「平成五年」に改める。

附　則

1　この法律は、平成六年十月一日から施行する。

2　平成六年九月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

審査報告書

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十二日

農林水産委員長　浦田　勝

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して当該計画の達成に必要な資金を総合的に融通するための措置等を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成六年度一般会計予算（農林水産省所管）に百三十四億四千二百二十二万五千円が計上されている。

附帯決議

最近の農業をめぐる厳しい状況に対処し、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を幅広く育成し、活力と魅力ある農業を確立することは、農業政策の推進に当たっての喫緊の課題であり、このため、今後、金融措置の果たすべき役割は一層重要性を増している。

よって、政府は、本法の運用に当たり、次の事項の実現に努め、創設される総合的な融資制度が所期の目的を達成することができるよう万遺憾なきを期するとともに、負債対策を含め農業の経営体質の強化に努めるべきである。

一　市町村における基本構想の策定と農業経営改善計画の認定に当たっては、農業経営基盤強化促進法に基づき地域の実情等が十分反映されるよう努めるとともに、農業経営に意欲と能力のある者が幅広く育成確保されるよう適切な指導に努めること。

二　農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金については、両資金が認定農業者に対して有効かつ迅速に融通されるよう万全の措置を講ずるとともに、特に貸付手続の簡素化を図ること。

三　農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の融資枠については、今後の資金需要を踏まえて適切に確保すること。

また、農山漁村振興基金等を通じて実施される農業経営基盤強化資金の利子助成については、当分の間、継続するよう努めること。

四　農業経営基盤強化資金等が計画に即して貸し付けられるよう、物的担保や保証人の徴求について弾力的な運用に努めること。

五　経営改善の実現に資金の貸付けが効率的に機能するよう、営農指導体制を強化すること。

右決議する。

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月七日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律

（農林漁業金融公庫法の一部改正）

第一条　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号の二の三を削り、同項第一号の四中「の植栽」の下に「又は育成」を加え、「、第三号」を「に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽又は育成に係るもの並びに同表の第三号」に改め、同項第一号の五中「に必要な」を「又は育成に必要な」に、「、第三号」を「に掲げる資金のうち家畜の購入又は育成に係るもの並びに同表の第三号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一の六　農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

一の七　農業経営の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

第十八条第三項中「規模の拡大、農業生産の選択的拡大」を「改善」に改める。

第三十六条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第三十七条中「五万円」を「十万円」に改める。

別表第一の第二号の償還期限の欄中「十五年」を「二十五年」に改め、同号の据置期間の欄中「三年」を「五年」に改める。

別表第二の第一号の二の貸付金の種類の欄中「第一号の二の三」を「第一号の六」に、「のうち、」を「のうち」に改め、同号の利率の欄中「第一号の二の三」を「第一号の六」に改める。

別表第二の第二号を次のように改める。

二　効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、その農業経営を一体として、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の五の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定に係る果樹園経営計画に従つて総合的かつ計画的に、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善を図るのに必要な資金であつて、第十八条第一項第一号、第一号の二、第一号の二の二、第一号の六、第一号の七若しくは第八号に掲げるもの又は果樹若しくは指定永年性植物の植栽若しくは育成若しくは家畜の購入若しくは育成に必要なもの	年	三分五厘	二十五年	十年

（農業信用保証保険法の一部改正）

第二条　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の五の認定を受けた者又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

第九条の二の見出し中「借入金」を「借入金等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九条の三　基金協会は、農林漁業信用基金法第二十七条第一項第三号の二に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第八条第二号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭（当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、融資機関への預金の方法により管理しなければならない。

2　前項の金銭は、第八条第二号に掲げる業務に必要な経費の財源及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

第十条の見出しを「（準備金）」に改め、同条第一項中「基金協会は」の下に「、第八条第一号に掲げる業務に関し」を加え、同条第二項中「欠損」を「第八条第一号に掲げる業務に係る欠損」に改める。

第十一条中「を行なう」を「並びに同条第二号に掲げる業務を行う」に、「主務省令の」を「主務省令で」に、「同号イ」を「同条第一号イ」に、「と同号ロ」を「、同号ロ」に、「とを区分して」を「及び同条第二号に掲げる業務ごとに区分して」に改める。

第十三条第一項中「決定」の下に「及び資金の供給の決定」を加える。

第三十条に次の一号を加える。

十二　第八条第二号に掲げる業務に関し主務省令で定める事項

第五十九条第一項中「政令で定めるもの」を「主務大臣の定めるもの」に改める。

第六十一条第二項中「政令で」を「主務大臣の」に改める。

第七十四条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第四号中「若しくは第九条の二第一項」を「、第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項」に改める。

（農林漁業信用基金法の一部改正）

第三条　農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「これらの保証につき」を「農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に」に、「及び」を「並びに」に改める。

第二十七条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第八条第二号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

第二十九条第一項中「第三号」の下に「、第三号の二」を加える。

第三十一条第一号中「第三号」を「第三号の二」に改める。

第三十六条第二項中「第二十七条第一項第三号」の下に「及び第三号の二」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

第四十条第一項中「受けて、」の下に「長期借入金又は」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、長期借入金の借入れは、第二十七条第一項第三号の二の規定による資金の貸付けに必要な資金の一部に充てる場合に限り、行うことができる。

第四十条の次に次の一条を加える。

（債務保証）

第四十条の二　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項の規定による信用基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

第五十一条中「十万円」を「二十万円」に改める。

（農業近代化資金助成法の一部改正）

第四条　農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「五億円」を「十五億円」に、「一億円」を「二億円」に、「二千万円」を「四千万円」に改め、同項第四号中「政令で」を「農林水産大臣が」に改める。

（自作農維持資金融通法の一部改正）

第五条　自作農維持資金融通法（昭和三十年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「政令で」を「内閣総理大臣、農林水産大臣及び大蔵大臣の」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（適用除外）

第二条　第一条の規定による改正後の農林漁業金融公庫法（以下「新公庫法」という。）別表第二の第二号の規定及び第二条の規定による改正後の農業信用保証保険法（以下「新農業信用保証保険

法」という。）第八条第二号の規定は、次に掲げる認定については、適用しない。

一　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「基盤強化法」という。）第十二条第一項の認定のうち農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律（平成五年法律第七十号。以下「整備法」という。）附則第二条第一項の規定により基盤強化法第六条第六項の承認に係る同条第一項の基本構想とみなされた実施方針（整備法附則第二条第二項の承認に係るものを除く。）の内容に照らしてなされたもの

二　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の五の認定のうち同法第二条の二第一項の規定に基づき平成六年三月十八日以後に定められた基本方針の内容に調和するものとして同法第二条の四第一項の規定に基づき作成された市町村計画の内容に照らしてなされたもの以外のもの

三　果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定のうち同法第二条第一項の規定に基づき平成六年三月十八日以後に定められた果樹農業振興基本方針の内容に即して同法第二条の三第一項の規定に基づき定められた果樹農業振興計画の内容に照らしてなされたもの以外のもの

2　整備法附則第二条第四項の規定は、新公庫法別表第二の第二号及び新農業信用保証保険法第八条第二号に規定する基盤強化法第十二条第一項の認定については、適用しない。

（農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　農林漁業金融公庫は、当分の間、第一条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法（以下「旧公庫法」という。）別表第二の第二号の規定の例により、次に掲げる者に対し、資金の貸付けを行うことができる。

一　前条第一項第二号又は第三号に掲げる認定を受けている者

二　前号に掲げる者のほか、当該市町村が基盤強化法第六条第七項（整備法附則第二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による基本構想を定めた旨の公告をする時以前に、旧公庫法別表第二の第二号の規定の例によれば農林漁業金融公庫が同号に掲げる資金の貸付契約を締結することができたものとして主務大臣の定める要件を満たしている者

2　旧公庫法の規定（前項の規定によりその例による場合を含む。）により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

（農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行前に成立している第二条の規定による改正前の農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

（農業近代化資金助成法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての第四条の規定による改正前の農業近代化資金助成法第二条第三項第四号の利率については、なお従前の例による。

（自作農維持資金融通法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律の施行前に自作農維持資金融通法第二条の規定により農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十二日

農林水産委員長　浦田　勝

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化に対処して、林業経営の一層の改善を図るために必要な長期かつ無利子の資金の融通に関する措置等を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成六年度一般会計予算（農林水産省所管）に農林漁業信用基金への出資金二十五億円が計上されている。

附帯決議

我が国の森林資源は、一千万ヘクタールを超える人工林を中心に二十一世紀に向けて成熟過程にあるが、一方で林業生産活動は停滞の度合いを深めており、このため、林業の活性化を図り、森林の整備を促進することが喫緊の課題となっている。

よって政府は、今回創設されることとなる造林に係る無利子資金制度が、森林所有者等の経営意欲を喚起し、林業生産活動を活発化させる金融措置として十分機能するよう、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一　市町村、林業関係団体等による組織的な対応によって、森林所有者等に対し新たな無利子資金制度の周知徹底を図るとともに、林業経営改善計画認定等の手続の円滑な処理を進めるなど、本制度が積極的に活用されていくよう指導に努めること。

また、本資金の融資枠については、今後の需要実態に即応して、資金枠の確保等適切な対応を図ること。

二　林業就業者の減少、高齢化等の状況の下、森林整備の推進等を図る流域管理システムを確立していく中で、森林施業の担い手として森林組合を初めとする林業事業体の役割がますます重要となってきていることにかんがみ、これら事業体の経営基盤の強化を図る施策の充実に努めること。

併せて、技術向上等に必要な教育・指導の推進を図り、技術者の養成に努めるとともに、地域振興のリーダーともなりうる人材の確保に努めること。

三　今後の造林施策を進めていくに当たっては、国民のニーズを十分踏まえ、造林地の実態に応じ、気象災害、病虫害等にも強い多様な森林の整備に努めることとし、広葉樹を含めた造林、複層林施業等の一層の推進を図ること。

四　成熟過程にある我が国の森林資源を適切に整備し、将来にわたって有効に活用していくため、高性能林業機械の導入等林業の担い手の育成確保を図る諸施策を充実するとともに、山村地域の生活環境の整備を一層進めること。

併せて、林業労働災害の発生を防止するため、林業労働に係る安全衛生意識の高揚、林業労働安全衛生対策の強化を図ること。

右決議する。

林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月七日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案

林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律

（林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正）

第一条　林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第五条第二項第三号」を「第四条第二項第三号」に改める。

第三条第三項第三号中「次条第一項又は第二項」を「第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項第一号」に改める。

第四条を削る。

第五条第一項第一号中「森林法」の下に「（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を加え、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例）

第五条　農林漁業金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項第二号又は第四号に掲げるものの貸付けを行う場合における貸付金の償還期限（据置期間を含む。）及び据置期間は、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項第二号に掲げる資金にあってはそれぞれ五十五年以内及び三十五年以内において、同項第四号に掲げる資金にあってはそれぞれ二十五年以内及び七年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。

2　農林漁業金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者（森林法第十八条の二第一項の認定を受けた者に限る。）に対し第三条第一項の認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の二に掲げるもの（森林法第十八条の二第一項の認定に係る特定森林施業計画に従って施業を行うのに必要なものに限る。）の貸付けを行う場合における貸付金の利率、償還期限（据置期間を含む。）及び据置期間は、農林漁業金融公庫法第十八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ年七分以内、三十五年以内及び十五年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。

3　農林漁業金融公庫が行う前二項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「林業等振興資金融通暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「暫定措置法」と、同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに暫定措置法第五条第一項及び第二項」とする。

第六条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前条第一項又は第二項」を「第四条第一項又は第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「前条第一項又は第二項」を「第四条第一項又は第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二項第二号の措置（造林についての措置であって森林施業の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うこと。

第六条に次の二項を加える。

2　信用基金は、前項第一号の業務については、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）とそれぞれ次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一　信用基金は、公庫に対し、前項第一号の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。

二　公庫は、信用基金が推薦した第三条第一項の認定を受けた者に対し、前項第一号に規定する長期かつ無利子の資金の貸付けを行うこと。

三　第一号の寄託の条件に関する事項及び前号の貸付けの条件の基準に関する事項

四　その他農林水産省令で定める事項

3　信用基金は、前項の協定を締結しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

第七条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、「に係る経理」の下に「及び同条第一項第二号の業務（これに附帯する業務を含む。第五項において同じ。）に係る経理」を、「区分し、」の下に「それぞれ」を加え、同条第二項及び第四項中「前条第一号」を「前条第一項第二号」に改め、同条第五項第一号中「又は前条第一号」を「、又は前条第一項第一号の業務若しくは同項第二号」に改め、同項第二号から第四号

までの規定中「前条第一号」を「前条第一項第一号の業務又は同項第二号」に改め、同条第六項の表第四条第六項の項中「及び」を「並びに」に改め、「昭和五十四年法律第五十一号。」を削り、「第六条第一号」を「第六条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）及び同項第二号」に改め、同表第十条第三項、第四十七条第二項及び第四十八条第一項の項中「及び」を「並びに」に、「第六条第一号」を「第六条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号」に改め、同表第二十九条第二項の項及び第三十一条第二号の項中「第六条第二号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　農林水産大臣は、前条第三項の認可をしようとするときは、信用基金と農林漁業金融公庫との協定に係るものにあつては大蔵大臣に、信用基金と沖縄振興開発金融公庫との協定に係るものにあつては内閣総理大臣及び大蔵大臣に協議しなければならない。

第八条中「第六条第一号」を「第六条第一項第二号」に改める。

第九条中「第五条第二項第二号」を「第四条第二項第二号」に改める。

（農林漁業金融公庫法の一部改正）

第二条　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の四項を加える。

28　公庫は、当分の間、第十八条第一項の規定により林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第二項の協定に係る資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

29　前項に規定する資金の貸付けの償還期限は三十五年以内、据置期間は二十年以内で公庫が定める。

30　公庫は、当分の間、主務大臣の認可を受けて、農林漁業信用基金から林業等振興資金融通暫定措置法第六条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができる。

31　前項に規定する場合を除くほか、公庫は、寄託金の受入れをしてはならない。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第三条　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の四の次に次の一条を加える。

第五条の五　公庫は、当分の間、第十九条第一項第四号の規定により林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第二項の協定に係る資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

2　公庫は、当分の間、第二十六条第四項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、農林漁業信用基金から林業等振興資金融通暫定措置法第六条第二項の協定に係る寄託金の受入れをすることができる。

（農林漁業信用基金法の一部改正）

第四条　農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「漁業災害補償関係業務及び」を「漁業災害補償関係業務並びに」に、「第六条第一号の業務（これ」を「第六条第一項第一号及び第二号の業務（これら」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正）

2　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第一項第三号及び第四十六条の四第一項第二号中「第五条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第七十八条の四第三項第二号中「（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第二号」を「第六条第一項第三号」に改める。

（地方税法の一部改正）

3　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第六項中「第六条第一号」を「第六条第一項第二号」に改める。

審査報告書

農業改良助長法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十二日

農林水産委員長　浦田　勝

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成等に資するため、改良普及員等による普及指導の内容を充実するとともに、研修教育施設における研修対象者の拡大、普及協力委員の委嘱制度の創設等の措置を講ずるほか、法律の適用対象に蚕糸業に関する普及事業等を加えようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴う経費は、平成六年度一般会計予算（農林水産省所管）に計上されている協同農業普及事業交付金約三百十九億九千万円のうちから支出される。

附帯決議

農業改良助長制度は、農業技術の開発・普及と農業者の生活の改善のために重要な役割を果たしてきた。

しかるに、近年の農業・農村をめぐる情勢は、農業労働力の非農業部門への流出、農業従事者の兼業化、高齢化の進行等により、農業の担い手不足が深刻化するとともに、中山間地域においては、農業の生産活動の停滞等により、地域社会の活力が低下しつつあるなど極めて厳しいものがある。このような中で、経営感覚に優れた農業経営の育成、構造政策の推進等の重要性がさらに増大する一方、国民の環境に対する意識の高まりに伴い、農業が有する環境保全機能の発揮についての要請が強まってきている。このため、今後も、協

同農業普及事業の一層の充実を図ることが不可欠となっている。

よって政府は、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一　本法の目的として、能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成、地域の特性に即した農業の振興及び農村生活の改善が明記されたことを踏まえ、農業改良助長制度の運用に当たっては、その趣旨の具体化に努めること。

二　蚕業改良普及事業を協同農業普及事業に統合するに当たっては、養蚕農家に対する指導体制が後退することのないよう、人員の適正な配置、必要な予算の確保等に十分配慮すること。

また、我が国の伝統産業である蚕糸・絹業を支える養蚕業の今後の展開方向を明確化すること。

三　二十一世紀に向けて普及事業が新たな使命を十全に果たすため、普及事業に対する農業者の多様な要請に的確に応えられるよう、その制度としての安定性を確保しながら、普及協力委員制度の活用も含め事業推進体制の一層の整備、地域の特性に応じた普及指導活動の実施等その事業運営の充実に努めること。

四　普及職員が新たに担うこととなる役割の重要性にかんがみ、新しい技術、経営等の普及指導に係る研修の強化に努めること。

また、個々の普及職員の専門技術が十分活用できるよう適正な配置に配慮すること。

五　地域農業改良普及センターが地域農業の普及指導の拠点としての機能を十分果たせるよう、その連絡調整機能や情報提供機能等の整備充実に努めるとともに、関係機関等との連携を一層強化すること。

また、普及情報データベースの整備に努め、技術等の普及の迅速化を図ること。

六　農業者研修教育施設が次代の農業を担うべき人材を養成する中核的施設としての役割を果たすことができるよう、その研修教育内容の充実強化に努めること。

七　新規就農を促進するに当たっては、現在実施されている各般の新規就農促進事業との役割分担に配意し、情報の提供、相談などに関し、相互に密接な連携を保ちつつ、普及事業の特質を活かした活動を実施すること。

右決議する。

農業改良助長法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

農業改良助長法の一部を改正する法律案

農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（法律の目的）

第一条　この法律は、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を得、これを普及交換することができるようにするため、農業に関する試験研究及び普及事業を助長し、もって能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図り、あわせて農村生活の改善に資することを目的とする。

第二条第二号中「第十四条第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第十三条第一項中「農民が農業及び農民生活」を「農業者が農業経営及び農村生活」に改める。

第十四条第一項第二号から第五号までを次のように改める。

二　専門技術員又は改良普及員が次条第二項、第三項又は第五項の事務を行うことにより、普及指導活動を行うこと。

三　地域農業改良普及センターを運営すること。

四　普及協力委員が第十四条の七第二項の規定により活動を行うこと。

五　農業者研修教育施設において農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者に対し近代的な農業経営の担当者として必要な農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識を習得させるための研修教育を行うこと。

第十四条第一項に次の一号を加える。

六　改良普及員の研修及び農業経営又は農村生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者の育成を行うこと。

第十四条の二第一項中「から第五号まで」を「、第五号及び第六号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　専門技術員は、試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について、調査研究を行うとともに改良普及員を指導する。

第十四条の二第四項中「農業改良普及所に属し」を「巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催、器材の利用その他の手段により」に、「農民に」を「農業者に」に、「農業又は農民生活」を「、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活」に改め、ただし書を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号に掲げる事務を行なう専門技術員のする同号」を「専門技術員の行う第二項」に、「の行なう」を「の行う」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　専門技術員は、前項の事務の遂行に支障のない範囲内で、直接農業者に接して、農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たることができる。

第十四条の二に次の一項を加える。

6　改良普及員は、地域農業改良普及センターに属するものとする。ただし、専ら前条第一項第五号の研修教育に当たる改良普及員にあっては、農業者研修教育施設たる機関に属することを妨げない。

第十四条の六の見出しを「（地域農業改良普及センター）」に改め、同条第一項中「農業改良普及所」を「地域農業改良普及センター（以下「センター」という。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　その所属の改良普及員の行う第十四条の二第五項の事務の連絡調整その他農業経営及び

農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。

二　農業者に対し農業経営又は農村生活の改善に関する情報を提供すること。

三　新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと（第十四条第一項第五号の研修教育を除く。）。

第十四条の六第三項中「農業改良普及所」を「センター」に改め、同条第四項中「農業改良普及所」を「センター」に、「あてる」を「充てる」に改める。

第十四条の六の次に次の一条を加える。

（普及協力委員）

第十四条の七　都道府県は、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者のうちから、普及協力委員を委嘱することができる。

2　普及協力委員は、改良普及員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を行う。

第二十三条第一項中「第十六条の二の規定による」を「当該」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号中「農業改良普及所」を「地域農業改良普及センター」に改める。

（国有財産特別措置法の一部改正）

3　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号リ中「第十四条第一項第三号」を「第十四条第一項第五号」に、「農民研修教育施設」を「農業者研修教育施設」に改める。

審査報告書

製造物責任法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十二日

商工委員長　中曽根弘文

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与するため、製造物の欠陥に係る製造業者等の損害賠償の責任を定めるものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

本法は、製造物の欠陥によって生じる責任のあり方を基本的に改めるものである。施行後の本法の運用が円滑に行われるとともに、製造物の欠陥による被害の防止と救済の実効を高めるため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　立法の趣旨や条項の解釈等、当委員会の審議を通じて明らかにされた内容について、消費者、中小企業者等関係者に十分周知徹底されるよう努めること。

二　欠陥の存在、欠陥と損害との因果関係等について、被害者の立証負担の軽減を図るため、国及び地方自治体の検査機関、国民生活センターや消費生活センター等、公平かつ中立的な民間検査機関等の検査体制の整備に努めるとともに、相互の連携強化により、多様な事故に対する原因究明機能の充実強化を図ること。

三　被害の迅速かつ簡便な救済を図るため、裁判外の紛争処理体制の整備を図ること。

四　欠陥の早期発見、再発防止を図る観点から、事故情報の収集体制を整備するとともに、企業秘密やプライバシーの保護及び情報収集面への影響にも配慮しつつ、情報公開に努める等、事故情報の積極的な提供を図ること。

五　輸血用血液製剤の欠陥については、その使用が緊急避難的なものであること、副作用等についての明確な警告表示がなされていること、世界最高水準の安全対策が講じられているものであること等、当委員会の審議を通じて明らかにされた製品の特殊性を考慮して総合的に判断されるものであることを周知徹底すること。

六　輸血用血液製剤による被害者の救済については、その特殊性にかんがみ、特別の救済機関等の設置に努めること。

七　中小企業者の負担を軽減するため、製品安全対策、クレーム処理等について相談・指導体制の充実を図るとともに、製品安全対策の推進のための積極的な支援を行うこと。

また、下請事業者に不当な負担を及ぼすこととならないよう十分配慮すること。

八　国の製品安全規制については、経済・社会の変化や技術革新に対応し、適時適切に見直すことにより、危害の予防に万全を期すること。

九　製品被害の未然防止を図るため、製造者が添付する製品取扱説明書及び警告表示について適切かつ理解しやすいものとなるようにするとともに、消費者の安全に係る教育、啓発に努めること。

右決議する。

製造物責任法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月十六日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

製造物責任法案

製造物責任法

（目的）

第一条　この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2　この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3　この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一　当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）

二　自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下を「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

三　前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

（製造物責任）

第三条　製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

（免責事由）

第四条　前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

一　当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。

二　当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

（期間の制限）

第五条　第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

2　前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

（民法の適用）

第六条　製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、この法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正）

2　原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）」を「、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）及び製造物責任法（平成六年法律第　　号）」に改める。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　大蔵省印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　六七八円（税一八円を含む）